受付
53,11,14
日野市立図書館

昭和五十三年
第二回定例会（六月十二日開会
六月二十三日閉会）

日野市議会会議録

（第十九号
第二十五号）

日野市議会

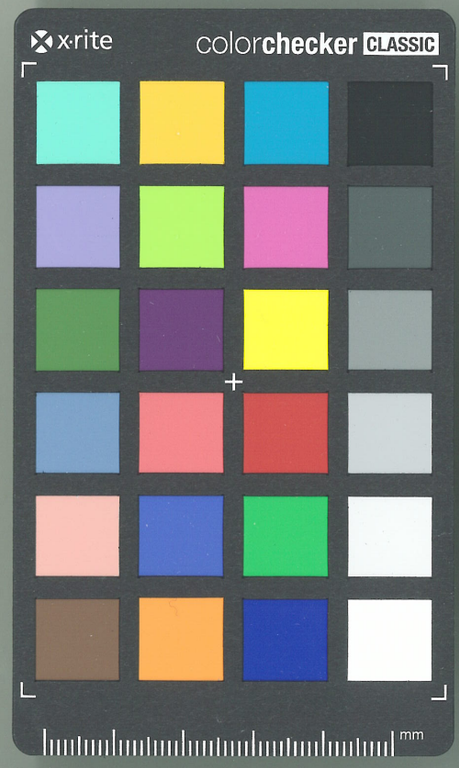

日野市議会会議録目次

昭和五十三年
第三回定例会

○六月十二日　月曜日（第一日）

出席議員……1
欠席議員……1
出席説明員……2
議事日程……2
開会……5
会議録署名議員……5
会期の決定……5
市政経過報告……7
諸般の報告……21
（議案上程）
議案第　六八号　日野市一般職の職員の昭和五十三年度六月期における期末手当の特例に関する条例の制定について……21
議案第　六九号　昭和五十三年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について……22
散会……22

○六月十三日　火曜日（第二日）

出席議員……23
欠席議員……23
出席説明員……24
議事日程……24

開　　議 …… 27
（一般質問） 27
鈴木美奈子議員　「国際児童年」への取り組みについて …… 27
鈴木美奈子議員　公民館の管理運営について …… 31
谷　長一議員　谷仲山、宮自治会内浸水対策について（その他） …… 38
本間　久議員　台風雨シーズンに備え、雨水排水整備など市側の防災対策を問う …… 43
本間　久議員　児童館、学童クラブ建設について市側の具体的な計画を示せ …… 51
大越　久雄議員　下水道事業に関する年次計画を示せ …… 56
米沢　照男議員　河川敷の積極的利用と市民団体への助成について …… 66
散　　会 …… 71
○六月十四日　水曜日（第三日） 73
出席議員 …… 73
欠席議員 …… 73
出席説明員 …… 74
議事日程 …… 74
開　　議 …… 77
（一般質問） 77
大柄　保議員　防災について …… 77
大柄　保議員　地域環境の整備について …… 83
板垣　正男議員　日野駅ホームの防風壁の取りつけと駅周辺の歩行者安全対策について …… 86
市川芳太郎議員　市立南平体育館（仮称）と七生公会堂（仮称）の建設計画について …… 93
市川芳太郎議員　ゴミ問題対策を問う …… 99
林　重義議員　平山季重居館跡について …… 104
林　重義議員　京王平山駅前子供遊園地について …… 112
散　　会 …… 115
○六月十五日　木曜日（第四日） 117
出席議員 …… 117
欠席議員 …… 117
出席説明員 …… 118
議事日程 …… 118
開　　議 …… 121
（一般質問） 121
一ノ瀬　隆議員　視力障害者の生活と権利を守れ …… 121
散　　会 …… 136
○六月十六日　金曜日（第五日） 136
出席議員 …… 137
欠席議員 …… 137
出席説明員 …… 137
議事日程 …… 138
開　　議 …… 138
（一般質問） 141
竹ノ上武俊議員　サラ金対策と生活つなぎ資金及び融資制度の改善について …… 141
竹ノ上武俊議員　日本住宅公団敷地内及び団地内自動車貫通道路の新設問題については、分離して仮称第十六小学校の建設を一刻も早く押し進めよ …… 141

川嶋　博議員　日野市道路網整備促進と問題について　……
川嶋　博議員　公園公共用地整備について　……
散　会　……
○六月十九日　月曜日（第六日）
出席議員　……
欠席議員　……
出席説明員　……
議事日程　……
開　議　……
（委員会審査報告）
請願第五三－一四号　駅前自転車置き場設置に関する請願　……
請願第五三－一七号　既設校と新設校との較差是正に関する請願　……
請願第五三－　六号　過大学校の解消及び教室の増設要求に関する請願　……
請願第五三－　二号　行政区域の給水工事を当該区域内の指定工事店が現行どおり継続して施工する事の請願　……
請願第五三－一六号　吹上地区センターに関する請願　……
（議案上程）
議案第　四八号　昭和五十二年度日野市一般会計補正予算（第七号）の専決処分の報告承認について　……
議案第　四九号　昭和五十二年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）の専決処分の報告承認について　……
議案第　五〇号　昭和五十二年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第四号）の専決処分の報告承認について　……
議案第　五一号　日野市庁舎建設基金条例を廃止する条例の制定について　……
議案第　五二号　日野市特別土地保有税審議会条例の制定について　……
議案第　五三号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について　……
議案第　五四号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について　……
議案第　五五号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について　……
議案第　五六号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について　……
議案第　五七号　昭和五十三年度日野市一般会計補正予算について（第一号）　……
議案第　五八号　昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第一号）　……
議案第　五九号　昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第一号）　……
議案第　六〇号　昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第一号）　……
議案第　六一号　昭和五十三年度日野市立総合病院事業特別会計補正予算について（第一号）　……
議案第　六二号　日野市立南平体育館（仮称）新築工事請負契約の締結について　……
議案第　六三号　日野市農業共済事業運営協議会委員の選任同意について　……
議案第　六四号　市道路線の一部廃止について　……
議案第　六五号　市道路線の廃止について　……
議案第　六六号　市道路線の認定について　……
議案第　六七号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について　……
（報告事項）
報告第　一号　昭和五十二年度日野市一般会計継続費精算報告書について　……
報告第　二号　昭和五十二年度日野市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について　……
報告第　三号　昭和五十三年度日野市土地開発公社事業計画の報告について　……
（請願上程）
請願第五三－一九号　住民基本台帳移管に関する請願　……
請願第五三－二〇号　市道[illegible]における交通に伴う騒音敷地払い下げ反対及び同旧道舗装に関する請願　……

請願第五三－二一号
請願第五三－二二号
請願第五三－二四号
請願第五三－二五号
請願第五三－二六号
請願第五三－二九号
請願第五三－三一号
請願第五三－一八号
請願第五三－二三号
請願第五三－二七号
請願第五三－二八号
請願第五三－三〇号
請願第五三－三二号
散会……
○六月二十三日　金曜日（第七日）
出席議員……
欠席議員……
出席説明員……
議事日程……
開議……
（議案上程）
議案第　七〇号　日野市助役の選任同意について……
公衆浴場対策についての請願……
投票所増設並びに区域変更についての請願……
災害に備え飲料並びに防火用水確保の陳情……
文化祭における高齢者展示場の拡大について陳情……
日野市立第四中学校の校地拡張及び市民要望実現に関する陳情……
地区センター早期設置を要望する請願……
中央福祉センター老人施設についての請願……
道路舗装と側溝設置について請願……
側溝の泥土除去について陳情……
下水問題解決に関する請願……
下水道設置及び道路側溝改善に関する請願……
第二日野万地域の雨水排水工事を要望する請願……
道路の歩道設置に関する陳情……
（委員会審査報告）
議案第　五二号　日野市特別土地保有税審議会条例の制定について……
議案第　六二号　日野市立南平体育館（仮称）新築工事請負契約の締結について……
議案第　六七号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……
議案第　五七号　昭和五十三年度日野市一般会計補正予算について（第一号）……
議案第　五六号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について……
議案第　五八号　昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第一号）……
議案第　六一号　昭和五十三年度日野市立総合病院事業特別会計補正予算について（第一号）……
議案第　五九号　昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第一号）……
議案第　六〇号　昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第一号）……
議案第　六四号　市道路線の一部廃止について……
議案第　六五号　市道路線の廃止について……
議案第　六六号　市道路線の認定について……
（議案上程）
議案第　七一号　日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……
議案第　七二号　日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……
議案第　七三号　日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……
（委員会審査報告）
請願第五三－二二号　投票所増設並びに区域変更についての請願……
請願第五三－二四号　災害に備え飲料並びに防火用水確保の陳情……
請願第五三－二五号　文化祭における高齢者展示場の拡大について陳情……

請願第五三－　一号　住民基本台帳移管に関する請願……256
請願第五三－一九号　住民基本台帳移管に関する請願……256
請願第五三－二〇号　市道補助十七号線道路改修に伴う廃道敷払い下げ反対及び同旧道舗装に関する請願……255
請願第五三－二一号　公衆浴場対策についての請願……255
請願第五三－　四号　「主任」制「主任手当」制度化反対の決議を求める請願……255
請願第五三－　五号　通学補助費打ち切りの撤回を求める請願……256
請願第五三－　八号　教育費の父母負担軽減要求に関する請願……256
請願第五三－　九号　日野市に市民会館・郷土館・科学センター・技術センターを早期に建設促進に関する請願……256
請願第五三－一〇号　程久保小学校通学路整備に関する請願……256
請願第五三－二六号　日野市立第四中学校の校地拡張及び市民要望実現に関する陳情……256
請願第五三－　三号　高層住宅建設反対に関する請願……256
請願第五三－一三号　子供の公園設置の請願……256
請願第五三－一五号　滝合学童クラブ定員増に関する請願……256
請願第五三－一七号　学童クラブ希望者増に関する請願……256
請願第五三－二九号　地区センター早期設置を要望する請願……256
請願第五三－三一号　中央福祉センター老人施設についての請願……256
請願第五三－一二号　用水路利用に関する請願……256
請願第五三－一八号　道路舗装と側溝設置について請願……256
請願第五三－二三号　側溝の泥土除去について陳情……256
請願第五三－二七号　下水道問題解決に関する請願……256
請願第五三－二八号　下水道設置及び道路側溝改善に関する請願……256
請願第五三－三〇号　第二日野万地域の雨水排水工事を要望する請願……256
請願第五三－三二号　道路の歩道設置に関する陳情……258
請願第五三－　六号　過大学校の解消及び教室の増設要求に関する請願（第二項）……257
請願第五三－一一号　学校開放についての陳情……257
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件……258
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件……258
農林省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件……258
ごみ問題対策特別委員会の継続審査議決に関する件……258
（請願上程）
請願第五三－三三号　固定資産税の課税基準増額反対に関する請願……259
請願第五三－三四号　韓国の自主的平和統一に関する請願……259
（議案上程）
議員提出議案第一二号　農地の宅地並み課税撤廃を要求する意見書……259
議員提出議案第一三号　元号法制化に関する意見書……259
議員提出議案第一四号　指定水道工事店の給水装置工事の施工を市の区域内現行制度存続についての意見書……259
議員提出議案第一五号　中小企業への官公需拡大に関する意見書……260
議員提出議案第一六号　建設大臣による公団家賃値上げ承認に抗議し安くて住みよい公共住宅建設を求める決議……260
議員提出議案第一七号　寝たきり老人在宅障害者（児）に対する国の訪問看護制度の確立に関する意見書……260
議員提出議案第一八号　学校災害補償法の制定に関する意見書……260
議員提出議案第一九号　米軍横田基地の核基地化に反対し横田基地撤去立川基地の平和利用を求める意見書……261
議員提出議案第二〇号　都市計画税の減免措置を求める決議……261
議員提出議案第二一号　朝鮮の自主的平和統一に関する意見書……261
議員提出議案第二二号　失業対策、雇用確保についての要望決議……261

六月十二日　月曜日　（第一日）

日野市議会会議録

昭和五十三年
第二回定例会

第十九号

六月十二日　月曜日（第一日）

出席議員（二十九名）

一番	黒川重憲君	十七番	石坂勝雄君
二番	市川芳太郎君	十八番	滝瀬敏朗君
三番	秦正一君	十九番	林重義君
四番	飯山茂君	二十番	市川資信君
五番	川嶋博君	二十一番	島村孝志君
六番	中山基昭君	二十二番	大越久雄君
七番	大柄保君	二十三番	一ノ瀬隆君
八番	田中鯛一君	二十四番	竹ノ上武俊君
九番	藤林理一郎君	二十五番	米沢照男君
十番	谷長一君	二十六番	杉山寅三郎君
十一番	名古屋史郎君	二十七番	高橋通夫君
十二番	本間久君	二十八番	佐々木昭雄君
十三番	鈴木美奈子君	二十九番	正国務君
十五番	板垣正男君	三十番	三浦重春君
十六番	奥住芳雄君		

欠席議員（一名）

十四番　橘祐子君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	前川恒雄	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	生野清	君
建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	成井正夫	君
水道部長	中島武男	君
病院事務長	加藤一男	君
教育長	倉又秀作	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
次長	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	五十嵐隆	君
書記	荒井一雄	君
書記	平川雅弘	君
書記	川上輝子	君
書記	安原清美	君
書記	小松恵美子	君

議事日程

一　会議録署名議員の指名
二　会期の決定
三　市政経過報告
四　諸般の報告

昭和五十三年六月十二日（月）
午前十時開会

（議案上程）
五　議案第六八号　日野市一般職の職員の昭和五十三年度六月期における期末手当の特例に関する条例の制定について
六　議案第六九号　昭和五十三年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件
日程第一から第六まで

午後二時三十二分開会

○議長（秦　正一君）　これより昭和五十三年第二回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十七名であります。

次に日程第一、会議録署名議員の指名の件については議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、

六番　中山基昭君

七番　大柄　保君

を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（本間　久君）　それでは第二回定例会の日程を御報告いたします。

なお議会運営委員会を九日の日に開きまして、そこでの確認でございますので、まず本日六月十二日、市政報告、諸般の報告、議案上程、この議案につきましては、先ほど全協で行った件でございます。そして翌十三日から十六日までの四日間を一般質問の時間といたします。十七、十八日は休会でございます。

なお申しおくれましたけれども、十六日の金曜日ですね、この日を請願の締め切り日といたします。締め切り時間は五時までです。それから十九日の月曜日議案上程を行います。また審査報告、意見書決議案の締め切りにつきましては五時と厳守といたします。翌二十日火曜日、常任委員会、二十一日水曜日が特別委員会、二十二日木曜日が事務局のまとめといたしまして議会は休会、二十三日金曜日が審査報告です。以上ですけれども、なお十九日の議案上程の際でございますけれども、議運の確認ではお手元に配付されております議案をちょっとお開き願いたいんですけれども、議案四八号、四九号、五〇号、五一号、五三号、五四号、五五号、それに六三号は即決としたいと、こういうことでございますのであらかじめお願いいたします。

なお先ほど言いましたように、議案の追加といたしましては六七号の後に六八号、六九号、これが本日上程される議案でございます。以上含めまして、会期は本日を含めまして二十三日までの十二日間とするということが決定されました。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって会期は本日より六月二十三日まで期日十二日間と決定

たしました。（「議事進行」と呼ぶ者あり）島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）　去る五月八日の臨時会にお きまして、日野市中高層建築物建設事業指導基準無視ということで、議員高橋通夫氏に対しまして反省と謝罪、及び副議長辞任を求める動議を提出いたしまして、多数によってこの動議が可決を見ておりますけれども、それに基づきまして当然ですけれども議会の名において高橋氏に対してこの勧告をされたかどうかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　ただいまの島村孝志君の議事進行ということで質問を受けました、高橋通夫君の過日の臨時会においての反省と謝罪及び副議長辞任を求める動議、これは可決されております。これについては議長の名をもって、議会の名をもって本人に通知しております。書留で郵送されております。したがいまして本人は承知しておりますし、その後議会に対してのいろいろ御迷惑をかけたことについての謝罪はありましたけれども、辞任をするという意思表示は出ておりません。島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）　私の質問以上にお答えをいただいたわけですけれども、本人に通知をしたと、こういう御答弁のあと、それに基づいての本人からの意思表示があったかという質問、実はしょうと思ったんですけれども、いま答弁がございましたが、その答弁の中で一部副議長辞任の意思表示じゃないけれども、謝罪という意味での意思表示があったと、こんなふうに聞こえましたけれども、その謝罪というのはどういう意味での謝罪なのか、いわゆる中高層指導基準無視したという意味での謝罪なのか、あるいは高橋氏個人の問題でそのことのよしあしは別にして、議会が長引いた、混乱をしたということの謝罪、その辺のどちらかをひとつ明確に願いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　私の受けた判断においては両方含まれると思いますけれども、特に議会がかなり当初から時間を費やしまして議会運営においても皆さんに御迷惑をかけているという点の謝罪というふうに理解したわけですけれども、中高層に対しての具体的なそういう面の確認は私しておりません。あくまでもそういった面の謝罪ということで……。（「発言を求めます」と呼ぶ者あり）島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）　いま議長から御説明がありましたけれども、実は先ほど私どもの会派に参りまして、高橋氏個人からいま議長が言われたような謝罪の意味がございました。しかしながら私どもが過日の臨時会で決議いたしましたことはそういう意味での反省、謝罪を求めているんではなくて、あくまで中高層建築物建設事業指導基準というものを無視をした。これからの町づくりのために大いに、これは非常にまずい結果が出てしまったと、特にそれが議員であるがために非常に問題である、こういう点からこの謝罪、あるいは副議長辞任というものを決議したわけですので、それらについての処理は全くない、議会のあくまで多数によって議決された動議ですから本人が素直にこれに基づいて反省をし、謝罪をする、そのひとつのあかしとして副議長辞任をする、こういうやはり態度こそ望ましいんではないかと思うんです。したがいまして議長といたしまして再度高橋通夫氏に対しまして、議会の議決事項に基づいての勧告を強く要請をしていただきたい。このことをお願い申し上げておきます。終わります。

○議長（秦　正一君）　承知しました。

次に日程第三、市政経過報告を行います。市長から市政経過報告を求めます。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　それでは去る三月定例市議会以降今回の議会の間に行いました市政の経過について報告をいたします。

私から二点につきまして口頭御報告をいたし、以下市政経過報告書をもって御報告にかえさせていただきたいと思います。口頭報告をいたします第一点は、組織の一部改正についてであります。五月一日付で市役所組織の一部改正を実施いたしましたので御報告いたします。今日市政が抱えておる緊急課題の一つでありますごみ減量対策や下水道事業の具体化に対応する体制を一応スタートさせました。これはごみ減量対策室、並びに流域下水道準備室の新設であります。

第二は複雑多様化いたします行政事務をすみやかに処理するために幾つかの課にまたがっている関連事項を集中統合させたこと、いままで開発行為と建築指導関係はその業務内容によって建築課、都市計画課、あるいは企画課とそれぞれ担当課が分かれておりました。これらを一体化して新たに都市計画課の中に指導係を設けました。このほか公園緑政課、土木課水路清流係の新設などが同様の趣旨で行ったものであります。

第三は市民に行政サービスの内容をなるべくわかりよくするように、業務内容に適した名称変更を行ったことであります。主なものに保険年金課庶務係を給付係に、また産業経済課経済係を商工消費係に、予防衛生課を保健衛生課に変更したことなどこの例であります。本件については以上のとおりであります。

それから下水道説明会についてでありますが、昨年の六月に日野市下水道基本方針案を策定いたしまして地域住民を初めとし全市的に説明会を実施してまいりました。さらにまた本年一月下旬からは特に処理場予定地内の権利者のお宅を訪問し説明を行い、御理解と協力を求めてまいりました。この間住民の御要望をできるだけ基本方針案に取り入れるよう国及び都の関係機関と技術的な協議、折衝を重ねてまいりましたところ相当思い切った内容の提案を得ることになりましたのでこのたび基本

方針案の一部を調整しました。そこで五月十一日から五日間にわたりまして調整点とその内容について、処理場予定地周辺の方々に説明をいたしてまいりました。調整をいたしました内容は第一、第二沈でん池及びバッキ槽などの処理施設を立体化ないしは深層化することで処理場の面積を大幅に縮小し、調整前の二十五・一ヘクタールを十七・九ヘクタールとしたこと。

第二に処理施設全面を覆蓋をいたしまして臭気の完全除去と、これに伴う処理施設上部の公園面積の拡大をはかったということであります。なお今後とも下水道事業の早期実現化に向け地域住民、並びに地元権利者の御理解と御協力が得られますように鋭意努力を続けてまいる所存であります。以上の二点を報告し、事業につきましては書類報告をもってかえさせていただきます。

○議長（秦　正一君）　収入役以下については報告書のとおりでありますので報告を省略いたします。

これより市政経過報告全般についての質疑に入ります。

黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　組織の一部改正についてお尋ねをしたいと思います。五月一日付で組織改正と人事異動ということで職員課から通知が出されております。その状況を見ますと、去る五月の二日に全協が開かれまして、私どもの場にこの青焼きの部長、課長以上の異動の届け出がされております。ここでちょっと気がつくことは、職員課から出されたこの異動の内容には村山企画財政部主幹の名前が載っておりません。またもう一方には全協の場に出された、私どもに出された青焼きの内容には議会事務局次長の朝倉氏の名前が載っておりません。まず第一点はどのようなことなのか、まず一点お尋ねをしたいと思います。

それから五月の十五日だったと思いますが、「広報ひの」で第一面にこの組織の改正ということうたってございます。この中に主幹、渉外担当という名前で新設で載っております。その下に企画課の主査　渉外、並びに主査　電算準備、新設という名目で載っております。五月一日現在この三つのポストはだれがなることになっていたのか、二番目にお尋ねをいたします。

第三番目には六月一日の広報でこの訂正記事が載っております。五月の一日市長が決めた人事が広報の一番後ろに小さく訂正をしますということで、そして主幹の渉外担当は基本計画担当である、この渉外の主査、それから電算準備は削除します、このように載っております。これは一体どういうことを指しておられるのかお尋ねいたします。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　最初の一点目ですけれども、確かに全協の中で配付いたしました中で村山主幹、その後朝倉次長の名前が落ちておる、これにつきましては私どものミスでございます。申しわけありませんでした。

広報につきましても、掲載記事につきまして間違い、これを訂正したということでございまして、私どものミスでございます。

○議長（秦　正一君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　私は一、二、三とはっきりと項目を分けて質問しているわけでございます。一点目は了解をいたしました。二点目、三点目の質問にもう一度お答え願いたいと思います。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　主幹あるいは主査という組織上の名前、位置づけはすでに例もありますし、それから電算準備、あるいは渉外担当これはそれぞれ役目の中にありますけれども、あえて掲げるほどの表現ではない。そしてまた多少練り直す点もありますので、その点は抹殺をしたということであります。

○議長（秦　正一君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　私は人事というのはそういう簡単なものではないと思っているわけです。五月一日付でこれだけのものを職員課から出されて、そしてこの広報に載ったと同じものが一番最後に載っているわけです。しかもこれは新設のポストです、市長。新設をするということはここにだれを張りつけようということがわからなければ新設も何もできないんじゃないですか、五月一日付で人事異動をしているわけですから、そうじゃございませんか。それをなおかつ六月一日付の広報でもって削除しますでもって済む問題じゃないと思っているわけです。ですからだれをここに持っていこうとしたのか。

なおかつ二番目の質問は村山さんがマスタープラン作成だということで、議会に報告になっているけれども、職員課の方の通知には何も載っていないということです。その辺はどうなっているのかということを聞いております。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　訂正等不行き届きの面があったことは申しわけないと思いますが、つまりマスタープラン担当主幹は村山でありますとか、それから電算準備というのの役目は特定の職員でなくて企画課の内部でやるということでありますので、人事の異動とは直接関係がない、このように御理解をお願いしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　六月一日付の広報の訂正記事が出てから朝から晩まで家へ電話がかかってくるんです、市民の方から。一体これはどういう人事をしているんだということで毎日おちおち寝ていられないんですよ、ちょっとオーバーかな。（笑声）いまのはちょっとオーバーでしょうけれども、こうい

うようなあいまいな人事を私はしていいのか、ということを言ってるわけです。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）ですからあえてこの場で市長にお伺いをしてるわけです。答弁があれば……。なければ、こういういわゆる人事をしていくということは、私は職員の今後の仕事に対する士気に影響してくると私は思っております。やはり長がきちんとした人事を配置をしていかなければ、やはり下に続く者は、どうしていいか迷ってくると私は考えてるわけです。こういった面を踏まえて、今後こういう人事異動に対しては、はっきりとした態度を打ち出していただきたい、このことを要望しておきます。

続いて議長、二番目の質問にいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（秦　正一君）　市政経過報告……。（「全般にわたってでございます。全般にわたっての……」と呼ぶ者あり）この中にあるやつならいいですよ。（「全部あります」と呼ぶ者あり）どうぞ。黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　五月十三日付の読売新聞に「これはお粗末文化財行政」ということで、日野市の文化財行政の記事が出ておりました。このことは、林議員が一般質問で取り上げてございますので、ざっと質問をしたいと思います。

この新聞で見ますと、平山季重の館跡ということで、これがいつの間にか移転されてしまっておる、こういう大きな見出しで出ているわけでございます。この「日野市の文化財」という本が、私ども議員に配られております。この初めに倉又教育長から「文化財は直接には物を言わない。粗末に扱われれば、黙って傷ついてゆく。そしてその傷は永久に回復できないし、一たん失えば、永遠に戻ってこない。」こういう名文句で始まっているこの文化財でございます。

そこで私はざっと質問したいわけですが、まず第一点は、農協との交換の中で、一体どういう交換条件を示しているのか、その点をまず交渉段階のところをお尋ねしたいと思います。

それから第二点目は、日野市の文化財保護条例、これに第十八条まで載っておるわけでございますが、この中の第六条「市史蹟または市天然記念物の保存のため必要があると認めたときは、その所有者、保存者または占有者の同意を得て地域を定め、一定の行為を制限し、もしくは禁止することができる」、この第六条は、どういう意味を指しているのか、第二点目にお伺いしたいと思います。

第三点目は、同じく第十条「市文化財の所有者等は、市文化財に対して次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない」この中に三点ほどの条文が載っております。この点を第三点目にお尋ねしたいと思います。

第四点目は、もしもこれが市ではなくて、一般の日野市民が所有されているものを、たとえばそこに市に黙って建物を建ててしまったこうした場合、市側はどのような態度をとるのか、四点目にお尋ねしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　黒川重憲君、これは一般質問で林議員から先ほど言ったように出ておりますので……。

○一番（黒川重憲君）　ですから、ざっと簡単に質問したつもりでおりますが……。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　一点目の契約の内容でございますけれども、これにつきましては、一般的な、契約書自体は一般的なものでございます。土地の面積、平山側が六百二十二・三一平米、それから農協の土地が二千五十三・六四平米、これの交換でございます。

それからこの契約書はそれでございますけれども、覚え書きといたしまして、三点ほどございますけれども、その中で遺跡に関係するものといたしまして、石碑、これにつきましては、農協の負担により市の指定する場所に誠意を持って移設する、とこのような内容の覚え書きを交換してございます。その他につきましては、直接関係ちょっとございませんので省略させていただきますけれども、以上でございます。

○議長（秦　正一君）　二点目、教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いま御指摘のいろいろ内容についてでございますけれども、これについては、さっき申しましたように、林議員のときに十分お答えさせていただくことで、かえていただくわけにいきませんか。というのは、そのときにいろいろ条例なども持ってまいりまして、そして御説明申し上げたい、とこう思っております。（「おかしくないか、一般質問と話が違うんじゃないか、これは」「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　教育長、できる範囲の、条例抜きの点について答弁できませんか。

○教育長（倉又秀作君）　六条につきましては、ちょっといま……。条例そのものを、もう一回ちょっとおっしゃってください。

○議長（秦　正一君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　これはすでに教育長も御存じのとおり、文教委員会でこの問題を取り上げたわけです。しかし突っ込んだ質問はしないで、六月議会でやりますからということは、文教委員の方は皆さん御存じでいるわけでございまして、教育長もすでに承知のはずでございます。ですから条例がないというのは、ちょっと私は腑に落ちないのでございますが、とりあえずこの場はこれで結構だと思います。

最後のこの四点目の御質問だけお答え願えれば、あと林議員の中でひとつ十分な答弁をしていただきたい、このように考えております。

○議長（秦　正一君）　　教育長、四点目を。
○教育長（倉又秀作君）　　こういうような場合は、もし一般住民の場合に起こった場合はどうなるのか、ということでございますけれども、それはその場その場の状況によってやはり対処していかなきゃならん、とこういうふうに思っておりますが、事前にそういうふうなことを十分知っていた上で、なおかつそういうふうなことを行うような場合には、十分な反省をひとつしてもらわなきゃなりません。そういうような意味で、その場によっていまどうするか、これはやはりこういうふうにしなきゃならんという事態、事態によってこれはやっぱり判断していかざるを得ない問題だ、というふうに思っております。ただ基本的には、やはりそういうことのないように、今後私たちは十分そういうようなことの重要性というものを折りに触れて訴えていかなきゃならん、あるいは今度の議会などを通しても十分ひとつ訴えていきたい、こう思っております。（「議長、結構です」と呼ぶ者あり）
○議長（秦　正一君）　　大柄保君。
○七番（大柄　保君）　　組織の一部改正についてということで、二点ばかり質問をさせていただきますと、なるほど市民サービスというところから見て、庁舎内の組織改正がなされたということで、結構ではないかと、このように考えておりますけれども、ごみの減量対策室、この問題につきまして、発足以来、現在までどんなような仕事がなされているのか、それと同時にスタッフはどうなってるのか、ということをお聞きしたいと思うんです。これが一点目です。
　次になるほど庁舎内に市民サービスというようなことで、先ほど申しましたけれども、大変結構なことですけれども、一歩外へ出た場合、これで市民サービスができておられるのかどうか、ということを私は質問したいと思うんです。ということは、三月の定例議会に市川議員が質問をいたしておったと思うんですけれども、駐車場の問題なんです。せっかく市内の各所から役所に税金なりを納めに来ても、駐車場が職員の駐車場で一番いいところを占領されてる、というようなことが苦情としてたくさんあるわけでございますけれども、この点等について、市側はどういうふうなお考えなのか、庁舎内ではサービスは結構だけれども、その一歩外へ出たときのサービスが立ちおくれていやしないか、このように考えての質問でございます。以上、二点お願いいたします。
○議長（秦　正一君）　　答弁願います。生活環境部長。
○生活環境部長（生野　清君）　　ごみ減量対策室についての御質問かと思います。その一点目でございます。スタッフは課長補佐一名、係長一名で現在やっております。
　どのようなことを現在までやってきておるか。発足以来、約一カ月少々でございます。主として収集方法、分別収集方法に

どんな種類があるか、それから減量ということ、ごみを捨てるというマナーについての関係はどういうことか、そういう点に関しまして、先進市の視察並びにいわゆるスタッフの討議ですね、そういうことを現在のところ繰り返している段階でございます。もう少々たちますれば、将来方向も見えるかと思いますが、現在のところ何しろ五里霧中の点もございますので、模索中というのが正確な表現かと思います。
　なお、一回、議員の方々によるごみ対策委員会、その方々の同行の中で、そういう問題を少々取り上げて論じられたこともございます。以上でございます。
○議長（秦　正一君）　　二点目、総務部長。
○総務部長（加藤一郎君）　　駐車場の件でございますけれども、確かにさきの議会におきまして、市川議員さんから御指摘がございました。この件につきまして、私ども検討は加えておるわけでございますけれども、現在、庁用車ですね、先ほど議員さん、市役所の職員用と申されましたけれども、庁用車つ駐車場でございます。その場所につきましては、将来的に市民会館が建設されるというようなこと、それから現在来客用に使っております地下の駐車場でございますけれども、ここにつきましても、相当の方がもうそこになれてきてるということ、また、業者の方のエレベーター利用ですね、物を搬入する場合のエレベーター利用、こういうようなこともいろいろ考え合わせておりますけれども、そういうことで検討は加えておるわけですけれども、いま少し時間をいただきたい、このように考えております。（「結構です」と呼ぶ者あり）
○議長（秦　正一君）　　石坂勝雄君。
○十七番（石坂勝雄君）　　この組織改正について伺いたいと思うんですが、いま黒川議員なり大柄議員が聞いているので、あんまり重複を避けたいと思うんですが、行政の多様化ということで、その時代に適応した組織を改正されるというのは、市長の人事権というか、職権でもっともだと自分は思うんですが、どうなんですか。今度の組織を改正した最大のねらいというのは、ごみ対策というんですか、ごみ対策の問題とか、都市整備部あたりに指導係を置いたというようなことで、ねらいは、こういうものの名前のとおりのところにねらいを置いたのか、それが長期の展望に立って考えてるのか、現実のいわゆる数年間というか、一、二年間の現実を処理するための暫定的というか一時的なものでおやりになったのか、その辺の問題が一点。
　それからいま特に行政機構の改革をされる場合に、管理職というような問題の兼ね合いの問題もあるんですが、現実には東京都にしても管理職というか、別に部長なりがふえてるんでないから、ぼくはいいんじゃないか、というような見方もあるかもしらんけれども、そういう管理職をふやしただけで能率が上がるという考え方に自分はとれるんですが、そこら辺の問題、

一番何をねらいにされたか、ということをお答え願いたいと思うんです。

それからいま一つは、先ほどちょっと平山の史跡の件なんですが、これだけひとつ別に林議員も通告質問されてるので、一言だけ聞いておきたいと思うんですが、ぜひ通告質問の中で、いわゆる農協も市内の公的な立場である、少なくともまた市が持っている財産が文化財の指定地域だと、そういう中のいろんな話し合いの経緯だけは林議員の通告質問の場ではっきりしたものを出してもらいたい、ということを二点目は要望でお願いしておきます。

一点目の解明だけお願いしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　組織改正をいたしましたねらいは、局面に直接対応して行政効果を上げようということであります。そして確かに特にごみ減量対策につきましては、相当模索し、かつ検討し、システム化を図っていくまでの若干の期間が必要である、というふうに考えておりました。したがってシステム化がすっかり終わりまして、軌道に乗って減量の効果が上がるという時点になれば、あるいはまた別のやり方を考えるということになるかもしれませんが、当面しばらくは定着するまで十分な取り組みをいたしたい、こう考えております。一方、下水道につきましては、流域下水道準備室ということでありましてて、これからはいろいろな課題を背負っております。相当期間、しかももっと組織を大きくして、事業に真正面から対応していくという、そういう体制がだんだん必要になる、このように考えております。その他の部分につきましても、要するにその場面で行政が一番効果が上がる、かつまた市民からも組織の機能化ということで、十分理解をしてもらえる、協力もあおげる、ということにいたしたいと思っております。そして別段、いま言われたような組織改正のねらいが、職場を多くするということではなくて、これは内部の異動で充てております関係もありますし、組織をより複雑にしようということではなくて、機能的にする、しかも一面に絶えず簡素化をやろう、こういうことに尽きるわけでございます。

○議長（秦　正一君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　その点わかるんですが、私の質問の最大のねらいというのは、こういう新設のごみの減量対策なり下水道の担当を設けるということに対してはいいんですが、これは市長の人事権だからいたしかたないんですが、せっかく何か踏み込んでやってきた時分にかわるということは、これは人によってかなり熱意の問題が違うんじゃないかと思うんで、こういう特に新設されるようなものは、ある程度、幾ら役所の人間といっても、その人が熱意があるかないかによって、特にごみの減量なんていう問題は、精神論でかかるのか、現実に何か少なくするのか、ということはかなりの努力、また時間をかけなければそう急激に効果が出るというのは考えられない、と思うんですよね。そういう点を考えると、何かなれた時分に別に市長の人事権にわれわれが口をはさむ気はないんですが、ばっとかえられたんでは、そういう所期の目的ができるかどうか。そういう点で、自分は少なくともこういう何かねらいものをした場合には、ある程度の期間をやられて、いわゆる市民からの声を吸い上げるということをしないと、せっかくごみの問題なんか、議会でもごみ対策特別委員会をつくっても、何か議会の方は場合によれば一年で委員も交代もする中で、少なくとも何か担当部局というか、担当の係がかなり定着した長い考え方を持たなければできないんじゃないか。自分は要望になりますが、その辺のことを市長どうお考えになってるか、お答えできればお答え願います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　職員の資質といたしましては、判断能力、あるいは行動能力、これらのあるものを充てた、そういうことを基準にして充てた、という考え方でありますし、それから相当期間効果が上がるまで別な異動をするということはよくない、効果が上がるまでひとつがんばっていきたい、こう考えております。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　滝瀬敏朗君。

○十八番（滝瀬敏朗君）　下水道の説明会についてお尋ねいたします。五月十一日から五日間、権利者を含め地域住民との説明会が行われたわけでありますが、その際、五日間延べ何名の出席者があったかということが第一点。それから市長もその席に出席をされ、熱心に説明をされていたわけでありますが、それに対するいろいろ権利者、あるいは付近住民からの御意見、あるいは反応があられたわけですけれども、こういう問題を市長としていまどういうふうに受けとめ、今後どういうふうに進められていくのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　このたびの調整案といいましょうか、これの説明にも私、五日間率先して職員を連れて出向いたわけであります。そして何名おられたか、ちょっと後でまたお答えいたしますけれども、こういう集合説明会の場で個人個人が、特に権利者の場合そうはっきりしたことをおっしゃることを期待するのは無理であると思っております。ただ一段階、オープンの集合説明会をいたしまして、そしてあらましの御意見の傾向等もわきまえつつ個々のまた精密な説明をすると、こういう二段、三段構えのことが当然、必要だと思っております。またいまの説明会はその地域の範囲とか、あるいは構造上の説明の域を出ておりませんので、もっと突っ込んだ問いたいことがおありになるということは当然だと、またそれを説明せずし

て何か大方の理解が得られたなんていうことを思う気持ちはないわけでありまして、比較的どちらかと言いますと、直接の土地権利者でない方、周辺の新しく住まれた方などの御意見がわりあい活発なわけでありますが、それはそれといたしまして、要は環境がどうなっていくかと、また今後いよいよ工事に入りましたような段階でどのような予測が成り立つのかと、つまり環境アセスメント的なそういう質問も出てまいります。それから、じゃまた何年かかって、その間に土の量をどのくらい動かして、ダンプが何台通ってどの道を通行するのかと、こういったかなり具体的な話もあるわけでありますけれども、まだわれわれがそこまで説明できるだけの資料も持っておりません。そこでいまのところは、とにかく一般には不快施設というふうに認識されております処理場というものが、こういう構造でつくることによってむしろ地域全体の環境の大きな整備に役立つような、そういうものにしたいというふうなことを極力、説明をいたしておるわけであります。全部、特に地積をかなり縮小いたしましたし、またそれの機能を下げない意味で重層化あるいは深層化と、つまり五メートルを十メートルにするということなんですが、また全面覆蓋をいたしまして、そしてその上には土を六十センチないし一メートル五十くらい覆土いたしまして、そしてその上を公園化する、あるいは運動場化する、それから一メートル五十くらいの土を入れます部分には高木も植えると、それからその十メートルの立ち上がりの壁にも二十度程度ののりをつけまして、その部分にも緑化をはかると、そのようなことの特に緑地を、緑地といいましょうか、緑地公園を当初の計画よりももっと広くしたと、つまり環境に対しましてはこういう配慮、考え方を採用することにいたしました、ということを一般論としてお話しをしているわけであります。これを説明会の入口といたしまして、もっときちんと詰めたそういう説明を行う、こういう時期にだんだん入ってきた、こう考えております。また一方には当然それに伴いまして周辺地域、つまり昔から課題になっております万願寺区画整理区域のことも伴うわけでありまして、これらをまた一方にはそのうち御相談をし、案を提示しながらだんだんとその実態をはっきりさせていきたい、このように認識をいたしておるところであります。

○議長（秦　正一君）　市長、下水道説明会の出席人数。

都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　五回実施したわけでございますが、延べで何名かということですが、正確な数は現在、持っておりません。平均約二十五名程度でございますので、約百三十名ぐらいじゃないかと、こういうふうに思っております。

○議長（秦　正一君）　滝瀬敏朗君。

○十八番（滝瀬敏朗君）　部長に申し上げますが、これ

は正確な数字が出ると思うんですね、出席者の名簿をとっていましたから。後でいいですから正確な数字を出してもらいたいと思います。

それから、確かに市長のおっしゃるとおり、一回や二回の説明会でなかなか何といいますか、むずかしいいろいろな問題があろうと思いますので、それにおいて市長の決断というものがなかなか出されないということはわかりますが、説明会の中でいろいろ質問があり、あるいは反応があったと思いますが、そういう中でどのようにお考えになったかということを私は聞いたわけです。その点を。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま質問の中の言葉で決断という言葉を使われたわけですが、私は必ず御理解をいただいて実現化を図るという決意のもとに誠意を込めてお話をする、そういうことだと、その期間であるというふうに考えております。したがってでき得べくばなるべくそういう状況を徹底的にわれわれも誠意を尽して行いまして、この年内、年末のころには、まあ大勢としていいではないかというふうに理解していただけるまでこぎつけたいものだと、こう考えております。いろいろ後の手続があります。都市計画決定等の手続がありますので、それをなるべく早く実現をし、計画化し、あるいは事業化すると、こういうことにきちんとした日程を詰めて臨もうと思っております。そのためには何といいましてもやはり特に権利者、あるいは周辺の影響を持たれる立場に、環境として決して忌避すべきものではないということを理解をしていただくことが、何よりも大前提だと思っておりますし、また権利者の方には納得のいく用地の授受のできる、そういう内容を示すことが必要だと思っております。もちろん替え地ということも伴うと思っておりますので、それらを一つの原則論とそれから具体論に内容を明らかにしつつ進めたい、こういう考えでございます。

（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　林重義君。

○十九番（林　重義君）　私は十五ページ、用地課の最後の五に掲げてあります平山城址公園駅進入路道路用地の点で、これはこの報告によりますと、五十三年四月五日に所有権移転登記完了というふうに報告されておるようでございます。ここは現在、平山の駅前の道路でございまして、幅員も広げましたし、確かに薬大のバスも通っておる場所でございます。それについて一応道路の用地の移管について、用地を市が当初とりまして、それから議会の認定といいますか、道路としての認定が終わるところもありますし、大体そのようなことが通例じゃないかと、土地を市が取得してからの道路移管認定ということで議会に出てくるようなケースが多いようでございますけれども、そういう点について現在まだ中には道路の交換その他の場所も

あるんじゃないかというふうに私も考えております。駅構内ですね。そういうところからいっても、これが道路として認定されない道路で事故が起きたとか、そういう場合に、どこが道路上の責任というか、そういうことを、ここばかりでなく市内には多々あると思いますけれども、責任対象は市がとるのか、どちらがとるのかということでございます。それが一点。

もう一点、道路の用地として市が授受するについては、これは道路の形態が正しいものであるという解釈のもとに用地をとられたんじゃないか、という考えを私は持っております。それについて果たしてあの道路が一般的に目で見たところでは何メーターの……道路については、都道も現在狭いわけです。北野街道です。それについて出っ放しの道路であって新しく道路を認定する場合については、一応すみ切りとか、そういう問題も加味して市も一般的には指導されている、というふうに私は考えているものでございますが、そういう点も全然なされないところを、これからの問題だろうと思いますけれども、土地を授受すれば会社自体はそれに対して責任はないというふうに解釈されても、後になってまた問題が起こるんじゃないかというふうに考えます。そういう点はよく調査されて道路の一般的な形態として了解して授受されたのかということが二点目です。

それから三点目として、そういうふうな形をやるならば、今後の問題の要望になるかもしれませんけれども、全部の移管なり何なりの手続を議会に同時提案の形で市が会社なり個人その他から授受されるのが、一貫性があっていいんじゃないかというふうに私も考えます。それというのもさっきもいろいろと市の行政の中の問題でありましたとおり、いろいろと市の職員も早い人については一年、長い人でも三年くらいの形であちこちかわられているようです。その担当課の管理職自体が全部の方がそれを知ってやればいいんですけれども、かわればまた後に残しておけばその事業そのものがまたわからなくなる、また新規から持ち直してこのような形を残った部分については整理しなければならないということになると、やはりそこにまた問題点が出てくるんじゃないかというふうに考えます。そういうことからいってその担当課の管理職の皆さんの責任において、全部がまとまった時点でこのような問題を解決した方がよろしいんじゃないかというふうに考えます。三点目にそういうようなことはどういう考えを持っていられるか、三点お聞きしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　城址公園駅に道路の拡幅ができたわけなんですが、実は私も道路認定をされているということを知りまして、ちょっとちぐはぐだなという感じを受けました。それは拡幅部分のつまり京王電鉄が所有権といいましょうか、つまり道路用地として市に授受をしてほしいということであります。しかもそれは学校のチャーターバスだけが通って、そして一般市民を乗せるバスが通らないと、いまのところそういうことですから、道路を拡幅したのはつまり自分の家の車を通す、自分の家というのはおかしいですが、営業車を通すための拡幅みたいな感じがするから、この際ぜひ路線バスとして一般市民のために運行できる車を始めるということを条件として、と言いたかったんですが、そういうことを要請をして、そして道路認定に伴ってこの用地の受け取りをしたということを、一カ月前に行ったような記憶があります。そして駅前の広場はこれはまだ別段寄付するという意思はないようです。つまり自前で構内の土地としてどうも持ちたいようです。したがってまだ、いま指摘されます街道からのすみ切り等が本当に完成不十分であるということも感じておりますので、地元としてそういう御意見があるならば十分それらの事柄の解決もあわせて今後やらなきゃならないと、こう感じたところでございます。余り明快な答えではないかもしれませんが、精神には沿っておると思っておりますのでお答えをいたします。

○議長（秦　正一君）　林重義君。

○十九番（林　重義君）　何か余り市長さんの話はばっとしないようで、私も半分くらいしか理解できないんですけれども、やはりこのようなことで一般のバスが入るようにするとうような、かたい会社ですから、いつ幾日から通すというような確約があった場合なら結構だと思いますけれども、一般の方も乗せるようなバスを通すようなということで、ただ先ほど私が質問しましたそういう道路でないところで、現在は道路認定が行われていない場合でしたらば市の所持とみなすという、準道路というか、そういう形になるんじゃないかと思うわけです。それは準道路とみなしてその間に起こった事故については市が責任を持つのかということの回答がないようですけれども、その点、もう一点。

そういう形じゃなくして、やはり地域で要望するならばと言っても、どなたが言ってみても、片方の北野街道は狭いし、現在何ていいますか道路には中央線がございますが、中央線をはるか越えないとバスが回れないというのが常時の所でございます。はるかこちらに停止線があるような道路で、それを地元が要望があるならばというような、何か市長の消極性というか、そういう形でおられるようでは、やはり市にも道路管理者というものがあるんじゃないかと思います。そういうことからいって市長の言い方がちょっとおかしいんじゃないかと私も考えます。道路管理者がある以上は、やはり市民の困ることは目に見えてわかることですから、いま少し身を入れてやっていただきたいと思いますけれども、その点でもう一回質問いたします。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　では、もう一遍お答えいたし

ます。市が道路管理者であります以上は、管理者の責めに帰するべき事故についてはこれは持たなければならないと、それからたとえば駅前の広場のようなまだこれは京王電鉄の管理下にありますから、それらの部分に起きました事故は、これはその管理者において持っていただくと、こういう責任区分は、そういう根拠で行うべきだと思っております。それから本来ならばいま言われる、つまりバスがすでに運行しているわけですが、これは一般の市民を乗せる場所じゃありませんので、実はバスの運行の道には供用したくないわけです。しかし特別に学校バスということでぜひ通させてほしいということですから、それをまたいつまでも断っておくわけにもまいりません。そこで本来ならば北野街道に面するどこかの車の回転のできる場所を自分で確保されて、そういう運行の仕方をされたらどうですか、ということも言っておるわけであります。ですから市が責任を持たないんじゃなくて、言うならばバスの運行の方に一般市民を乗せるバスの運行に私はその道路を供用してもらうと、そうしてまたそういうための整備をするというのが順序だと思っております。非常に危険だということであればスクールバスはやはり街道に面する範囲で、駅前に入らないようにということを求めたいと思っております。

○議長（秦　正一君）　林重義君。

○十九番（林　重義君）　市長さんの言われるのはスクールバスだからだめだという、私はそういうことを申し上げているんじゃあございません。道路自体の駅の進入路をつくってあるわけですよね、それが拡幅してりっぱな、確かに駅としたらそのぐらいの進入路がなくては困るということなんですけれど、ただすみ切りの問題とか、そういう形態の問題にも不備があるんではないかと、現在まだ認定もしていない道路をバスが通ったり、いろいろしますので市民にも危険性がございますのでその責任は、道路上の責任はどちらがとるのかということを聞いて、いま市長さんのお答えを受けたわけですが、そういう形からいってスクールバスがいいとか悪いとかというんじゃなくして、つくった以上はこれからもあそこにバスも入るような時期もあると思いますので、これほど言っちゃあ申しわけないと思いますけれども、実際的には京王駅ができたためにあの通りにバスを入れたということになりますけれども、それについてはあのすみ切りなり何なり、付近の道路の完備ということについて会社が道路用地として市に移管する前にお金さえ出せば付近のところも何坪か買えるんじゃないかという話も聞いております。会社も余り高いことを言われましたのでやめました、こういうようなことも言っておりますので、そういう点を市の指導の上からも、道路行政の中で、ほかのところもそのような指導されるならば、現在の道路としての形態の残す個所については今後ともそういう問題が起こらないように、やはり市民も

それに対して迷惑をかからなく通行できるような道路にしていただきたい、ということを私は申し上げておるわけでございまして、別にスクールバスがどうこうという問題じゃないのでその点は御了承お願いしたいと思います。

今後のまだ移管なりの問題がありますので、会社との折衝、その他もございますのでりっぱな進入路をつくっていただくことを意見として申し上げて終わります。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって市政経過報告を終わります。

次に日程第四、諸般の報告を行います。会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので事務局長の報告は省略いたします。

報告全般についての質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

これより議案第六八号、日野市一般職の職員の昭和五十三年度六月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第六八号につきまして提案の理由を説明いたします。

この議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例第十六条に定める期末手当百分の百四十を、昭和五十三年六月期に限り百分の百六十二プラス一律一万六千円とする特例条例であります。この支給率は、六月六日職員組合と交渉の結果妥結したものであります。何とぞ御審議の上御決定賜りますようお願いをいたします。

○議長（秦　正一君）　関係部長から詳細説明を求めます。（「省略」「省略」と呼ぶ者あり）総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　提案理由のとおりでございます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

六月十三日　火曜日　（第二日）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって議案第六八号、日野市一般職の職員の昭和五十三年度六月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第六九号、昭和五十三年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第六九号につきまして提案の理由を説明をいたします。

この議案は、昭和五十三年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定で、今期の支給率を百分の二百二十二とするものであります。お届けをいたしております議案書の中、六九号の第一条の中に空欄の部分がありますので、その部分に二百二十二と御記入をお願いいたします。本件につきましても御決定をお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　関係部長から詳細説明を求めます。（「省略」と呼ぶ者あり）関係部長からの詳細説明を省略いたします。

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって議案第六九号、昭和五十三年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時四十六分散会

昭和五十三年第二回定例会

日野市議会会議録

第二十号

六月十三日　火曜日（第二日）

出席議員（二十八名）

二番	市川芳太郎君	十七番	石坂勝雄君
三番	秦正一君	十八番	滝瀬敏朗君
四番	飯山茂君	十九番	林重義君
五番	川嶋博君	二十番	市川資信君
六番	中山基昭君	二十一番	島村孝志君
七番	大柄保君	二十二番	大越久雄君
八番	田中鯛一君	二十三番	一ノ瀬隆君
九番	藤林理一郎君	二十四番	竹ノ上武俊君
十番	谷長一君	二十五番	米沢照男君
十一番	名古屋史郎君	二十六番	杉山寅三郎君
十二番	本間久君	二十七番	高橋通夫君
十三番	鈴木美奈子君	二十八番	佐々木昭雄君
十五番	板垣正男君	二十九番	正国務君
十六番	奥住芳雄君	三十番	三浦重春君

欠席議員（二名）

一番	黒川重憲君	十四番	橘祐子君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長　森田喜美男君
収入役　杉本好次郎君
企画財政部長　前川恒雄君
総務部長　加藤一郎君
市民部長　田倉高光君
生活環境部長　生野清君
建設部長　森久保三次君
都市整備部長　成井正夫君
水道部長　中島武男君
病院事務長　加藤一男君
教育長　倉又秀作君
児童課長　滝本勇造君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長　中村亮助君
次長　朝倉敏夫君
書記長　鈴木晴彦君
書記　五十嵐隆君
書記　荒井一雄君
書記　平川雅弘君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所所長　関根雪峰
速記者　青木玲子君

議事日程

一　一般質問

昭和五十三年六月十三日（火）
午前十時開議

本日の会議に付した事件

日程第一

午前十時十四分開議

○議長（秦　正一君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十三名であります。

日程第一、一般質問を行います。一般質問一の一、「国際児童年」への取り組みについての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔十三番議員登壇〕

○十三番（鈴木美奈子君）　「国際児童年」への取り組みについて質問いたします。一九五九年十一月二十日、第十四回国連総会で児童の権利に関する宣言が採択され、来年は二十周年になります。そして、一九七六年第三十一回総会で、来年の一九七九年を国際児童年とすることが決議されております。この決議は十条から成り立ち、児童の問題が述べられておりますが、国連決議はこの宣言の実践と点検、全世界のゼロ歳から十五歳までの十五億五千八百二十万人の子供の幸せのために、児童の生命、健康と成長、教育権、家庭と社会環境、こうしたことをすべての国が児童のための計画を再検討し、実情、必要性、優先度に見合って児童を守り福祉を向上させていく、そして、この活動を進めることを呼びかけております。

日本共産党では、すでに国際婦人年では婦人の問題に取り組み、国内行動計画の策定に当たっても、私ども全国の婦人議員団が各省交渉などやり、今度、来年の国際児童年の問題については、国会では山中郁子参議員議員が、都議会では後藤マン都議会議員が、そして日野の市議会では私が取り上げ、市と国と婦人議員のトリオでこの児童年への問題を提言しております。

日野市でも、子供を取りまく環境の悪さ、これが大変出てきております。交通事故の問題、スーパーの進出による万引き、シンナー遊び、暴走族など、そしてまた親子心中の話なども出ているわけです。教育の荒廃、退廃文化のはんらん、子供の環境悪化、こういう中で、つい先日終わりました憲法集会の中での「子供の未来を考える集い」の中での教師の発言がございましたが、子供がなかなかうちに帰らない。そこで、「早くおうちに帰りなさい」と言うと、「帰るとお父さんが一緒に死のうと言うから、うちに帰りたくない。」こういう発言があったわけです。これには本当に私ども父母も、そして教師の中にも大きなショックを与えました。いま失業者が政府統計だけでも百万人を超え、企業倒産が昨年だけでも一万八千四百七十一件。最近では家庭にいる父親が大変ふえて、母親が外に働きに出ている、こういう状況が日野市の各地でも出て、いろいろなところで私はそういう話を聞きます。こういう現状の中で、子供たちにもつらい思いをさせているわけですけれども、表面、何事もないような明るい顔をした子供たちでも、心を打ち明けて話をすればたくさん大きな問題を抱えていると思います。来年の児童年に向けて、日野市の児童の福祉に一層力を入れ、子供を

取りまくこの環境の悪化を食いとめ、子供たちへのよい環境づくりをしていくことが必要だと思います。そして、現在の日野市の子供の置かれている現状を、行政の面でもう一度見直していくことも児童年へ向けて必要があると思い、私は問題提起したいと思います。

その一つは、子供白書づくりであります。「日本子供を守る会」、この会では毎年、児童白書を発行しております。ごらんになった方も多いかと存じますが、ことしの七十七年度は教育基本法、児童福祉法の三十年の制定を記念して、この立場で日本の子供たちの置かれている現状、そして、この現状を打開してどういう方向を打ち出していくか、国に対して、地方自治体に対しての運動を進めていくこと、このことを問題提起しているわけです。日野市でも、すでに終わった憲法集会でも子供の問題が各分科会でもたくさん取り上げられました。そして、日本母親大会、東京母親大会、日野の母親大会でも、毎年、子供の問題が取り上げられるわけですが、こうした日野市の子供の実態を明らかにした白書づくり、このことをやっていただきたいと思います。

二つ目には、子供を取りまく環境総ざらい運動でございます。これは白書づくりにも役立つかとも思いますけれども、質問の例として出しておきました問題では、非行の問題とか交通事故、遊び場、児童館、それからポルノ雑誌の自動販売機の自粛の問題、こういうことを例として出しておりましたけれども、一つの例としては、まだまだ通学路にポルノ雑誌の自動販売機があるわけです。そこには、幼稚園から中学生までが通う通学路にまだあるということ。それから薬屋さんの前には、やはり自動販売機による衛生器具の販売があるわけです。そして最近では、お菓子屋さんや文房具屋さん、そういうところの前には子供のゲームが置かれていて、これが非常に狭い道のところに自転車を置いたりして、このゲームを遊ぶ子供たちが幼児、及び低学年に及んでいるということです。こうした子供たちを取りまく環境、これは私は一例として申し上げましたけれども、学校給食の問題、学童保育の問題、あらゆる問題があるわけですけれども、こうしたことを市民と一緒になって行政が解決していかなければならない問題だと思います。そういう点で、子供を取りまく環境総ざらい運動、これを提案したいと思います。

三つ目には、子供のセンターの設置でございます。子供たちの問題を、行政の場では児童課があり、いろいろとやっているわけですけれども、父母や関係者、そして子供の問題を考え、運動を展開している多くの人たちと交流する場、そういうセンターが必要だと思うわけです。そしてまた、地域の子供たちも集まる場所がないわけです。たとえば児童館がございますけれども、児童館は三館しかなくて、そして九時から五時まで。いま、大変子供たちの学校から自宅に帰る時間が遅い時間のために、児童館を使いにくい状況です。そして日曜日が休みのために、高学年の、また中学生の児童館を利用する、こういうことが大変不可能な面も出てきているわけです。そういう点で、子供センター、子供たちも入れて、そして子供たちの問題を考える大人たちのセンターとしての設置を提案したいと思います。

四つ目には、行動計画策定に当たっては、住民参加の協議会をつくって、そういう中で日野市の行動計画を策定しろと、こういう提案でございます。国連の呼びかけに対しては政府はまだ非常に消極的な態度でございますけれども、東京都では後藤マン都議の提案によりまして、大変、美濃部都知事も時宜を得た提案であるので、ぜひこれを積極的に行動計画の策定に進める方向である、こういうことが約束されております。日野市でも、教師や父母や専門家、また、別の立場で子供たちだけを集めまして、そこでどういうことをやったらいいかという、そういう意見も聞きながら行動計画を市民と一緒にこの日野市がつくっていく、こういう立場で市民参加の協議会をつくっていくべきであるという、こういう四つの点でまず質問したいと思います。

○議長（秦　正一君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。児童課長。

○児童課長（滝本勇造君）　お答え申し上げます。福祉部長欠席のため、児童課長、お答え申し上げます。

国際児童年につきましては、ただいま鈴木議員さんの御指摘のとおりでございまして、世界的な規模に立つ構想でございまして、御指摘のとおり、国においても都におきましても、その参加計画については検討中であるというふうに伺っております。国におきましては外務省が当面、窓口になっているというふうに聞いておりますが、御指摘のとおり、検討中だということでございます。それはそれといたしまして、たまたま明年は、児童福祉法制定の三十周年にもなることでございますので、それらを絡み合わせ、私ども児童担当部課といたしましては、教育委員会にも関係のあることでございますので、何らかの記念行事と申しましょうか、行動を起こすということが適切ではなかろうかというふうに考えております。教育委員会には、たとえば青少年問題協議会あり、私どもの福祉部関係には児童委員担当のもあるわけでございますので、それらの方々とも十分連携を取りながら、児童年にふさわしいことを考えていくべきであるというふうに考えております。もちろん、一時的なお祭り騒ぎに終わることなく、児童福祉の目的に沿うようなことでありたいというふうに考えております。

簡単でございますが、以上でございます。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　ただいま児童課長が言われた点が、恐らく今後の大筋だと、こういうふうに私たちも考えて

おります。そして、いま御指摘になった、子供たちを取りまく環境などが特に非常に荒廃しているということについては、何とか一歩でも前進しなければ本当の意味の教育というもの、あるいは子供たちが本当に伸びていくということがなかなかうまくいかないんじゃないかと、こういうふうに思います。やはり、これを機会に、地域の子供たちは地域の私たちが育てるんだというようなものを、社会全体の中に仕立てていくと、そういうようなものへの、ひとつ、力強い一つのスタートにするような方策で進まなければならないんじゃないかと、こういうふうに思っております。

なお、具体的に非行の問題とか学校事故の問題とか、あるいは交通事故の問題、あるいはポルノ販売機の問題なども、いろいろそれぞれ考えていかなければなりませんけれども、いま言ったような、こういうようなものの解決にも、ただ部分的な対処ではなしに、もちろん部分的なことも大切ではございますけれども、それを総括するような大きな構想における地域の人々の協力によって子供たちの環境を整えていくということが非常に大切なことだと、こういうふうに思ってその方向で進まなければならんと、こういうふうに思っております。以上です。

○議長（秦　正一君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　私は、四つの問題提起の質問をしたわけですけれども、具体的に一つ一つ、白書づくり、子供の環境総ざらい、子供のセンター、協議会、この四つのちゃんとした回答がないものですから、その点で回答をお願いいたします。これはそれほど私は、むずかしい問題ではないと思うわけです。やるかやらないかという、その回答だけでもいいと思いますけれども、具体的な回答がないので、じゃあ、一番担当である市長のお答えをいただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　国際児童年との関連という形で今日の子供の環境問題、これに集中的な検討を加える、ないしは施策として行う考え方としての四つの問題の提起であると、このように思うわけであります。これまでも、児童のことにつきましては学校教育の立場、あるいは社会教育の立場、それから児童福祉法の立場、あるいはもっと大きくは児童憲章の立場ということで、必ずしもなおざりにされているというふうには考えないわけでありますが、社会の仕組みが子供本位に必ずしもなっていない。子供にますます弱者としての圧迫を加えておる、こういうことが言える部分が多々あろうと思います。健全な社会には、まず子供を大切に健全に育てる、そして将来の社会の発展を子供に期待をする、こういうことが相当大きい課題でありますので、努めてそういう態勢に原点を置きつつ行政の各分野を組んでいくということが大切だと考えております。具体的に、特に日野市の状況の中で、子供の白書をつくったり、

それから環境の総点検をしたり、あるいは子供のセンターをつくったり、またそれらを総合いたします行動計画を策定せよと、こういうことでありますから、いままでも部分的にはもちろん、それぞれの行政の部署におきましてやっておることではありますが、なおこれを組織的、系統的、ないしは焦点を子供の環境ということに当てて検討を集中的にやってみるという必要さも、子供の、特に国際児童年、あるいは児童福祉法制定三十周年にふさわしい内容かと思います。突然の、まだ、次元の高い御意見を聞いた範囲でございますので、どのように取り組むかということは、これからのわれわれの課題にさせていただきたい、こう考えます。したがって、お答えといたしましては、御提案を十分に検討し、積極的に取り組まなければならないと、このように考えますことをお答えとさせていただきます。

○議長（秦　正一君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　それでは、これ以上ちょっと続けるわけにまいりませんので、まだ来年まで半年以上あります。ぜひ私の提案を積極的にくみ上げてやっていただきたいと思います。

国連で児童の権利の宣言がされて、ちょうど来年で二十年ということで、児童年の取り組みについては先ほども言いましたけれども、まだ政府が積極的でないという、こういう状況の中で、四月一日には日本子供を守る会の羽仁説子さん、そして総評の槇枝議長、それから日本婦人団体連合会長の櫛田ふきさん、この三氏の方が運動を呼びかけるアピールを発表され、日本子供を守る会でも、新日本婦人の会でも、このことを積極的に受けとめてこの運動を展開しようという、こういう動きが出ているわけです。

日野市でも、いままで部分的には遊び場の問題や、それから児童館の問題、それは民間の方たちの努力、それから市の行政でもそうですけれども、資料が出ておりますけれども、系統立った子供の白書というものは一回も出てないわけですから、来年のこの児童年には、本当に子供たちがどういう状況で置かれているかという、そしてこれをよくしていく、こういう立場でこの白書の問題、子供の問題に取り組んでいただきたいと思います。そのことを提案してこの発言は終わらせていただきます。

○議長（秦　正一君）　これをもって一の一、「国際児童年」への取り組みに関する質問を終わります。

一の二、公民館の管理運営についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○十三番（鈴木美奈子君）　公民館の管理運営について質問いたします。

公民館の活動がまだまだ私は市民の中に定着してないんじゃないかというふうに思うわけですけれども、東京都の教育庁の社会教育部が四十九年の三月に、「新しい公民館像をめざして」

というパンフを出しました。その中に、公民館とはどういうものであるか、四つの役割りということで出しておりますけれども、この「公民館は地域における住民の自由なたまり場であり、交流の場を兼ね備えた学習と文化の殿堂です」という、こういうふうに最初に述べられているわけです。その中で、公民館は住民の自由なたまり場ということで、市民全体の施設としていろいろな層の人たちや、またさまざまな考えを持った人たちが、だれでも自由に、気軽に行き来できるように解放されていなければなりません。そして、そこで集まった方たちが自由に活動できることが必要であり、公民館はその中で、魅力的で多角的な施設機能を持たなければならない。特に、都市化の現状の中で集団サークルに属しない人々、そして孤独な人たち、孤立した人たちがふえている中では、一人でも気楽にこの公民館の中に足を入れる、そして足を向けることが必要であると、こういうことが述べられているわけです。そして、一人ぼっちで行き場のない人間でもそこに来れば楽しくて、退屈でない時が過ごせ、そしてさらに、学習に参加したりグループに加入できる、そういうきっかけをつかめるような自由なたまり場、自己解放の場としての公民館があるのですという、こういうことが一つに書いてあるわけですね。これを私は、日野市の公民館の現状と照らして考えてみますと、それでは日野市の公民館が、果たして本当に入りやすい公民館なのだろうかということを考えるわけです。私もつい先日、公民館を利用いたしましたけれども、ときどき私は利用するわけですけれども、いま青年や婦人、それからお年寄りの方たちも学びたいという方たちが大変ふえてきております。こういう学習、それから文化活動を保障する場として日野市の公民館、入りやすいかどうかというと、とても入りにくいわけです。私はその点で、窓口の取り扱い、それから中の運営の点、この二つの点でまず質問するわけですけれども、一つ目には、入り口に入ったところにホールがあります、右側に。そこは本来公民館としてはそこに、いま日野市ではテレビがございますけれども、テレビだとかいろんな本、雑誌、それから憩う場所としてソファー、そういうものがあって気楽にそこに入って、そこにいる方たちと語り合ったり、そして交流の場、こういうことが必要ですけれども、この受付ですね、この受付のところが目かくしの木が全部張ってあるわけです。その受付のところに、申し込みのところだけ小さな窓があいていて中に入っている方たちが全く見えないという、こういう状況をわけですけれども、この板の仕切りですね、これは大体いつごろからできたのか。私は前にはこれはなかったように感じるわけですけれども、まず、そういう仕切りがあって中が全然見えないわけです。たとえば社会教育センターに私どもが申し込みに行きましても、中で働いている方たちが一生懸命働いている姿も見えますし、お休み時間ならば休憩する。それはあたりまえだと思うわけですけれども、全く中が見えなくて、映画の切符切るのでも中が見えるわけですけれども、そういう状況で、私はこの仕切りがいつからできたのか、まず本当に簡単なことですけれどもそのことをまず第一点お聞きいたします。

それから、二点目といたしましては審議会がどのように運営がされているか。これはやはり、公民館活動にとってこの審議会の内容、討論する内容が大変重要な役割りを果たすわけですけれども、この審議会の運営がどのようになされ、そして審議委員の出席状況ですね、こういうことなども細かなことですけれども、そして市民の声が審議会の中に反映されているかどうかという、こういう点で質問いたします。

○議長（秦　正一君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いま鈴木議員が指摘されましたように、日野市の公民館というのは万全であるかと言われますと、大変申しわけないわけですけれども十分だとはとうてい言えない状態だと思います。その一つの御指摘の中に、あそこの控え室と事務所でございますが、その間の目隠しのようになっている板の間仕切り、これはいつごろからできたのかというようなことを御質問なされましたですが、これにつきましては私もいつごろからできたのかな　というんで、この質問が出ましてからその係の者に聞いたんでございますけれども、これについてはっきりしないんでございます。どうも申しわけないんですけれどもはっきりいたしません。しかしこれが非常に市民の方に不愉快な思いをさせているというような御指摘がございましたので、かなり一部分は、いまは取ってあるはずでございます。そういうふうな対応をさせていただいております。

それから、次の審議会の運営でございますけれども、私もこの審議会というようなものにはできるだけ出席させていただいて、いろいろ討議をしておりますが、そのところで問題になりますのは、主としては、たとえば会館の日曜日開館がいいのか、あるいは日曜日休んで、——いまは日曜日をやって月曜日休館と、こういうような形をとっておりますけれども、そういうようなことについて職場の方からは、やはり日曜日に休ませてもらえないかというようなことがやはり意見として出ておりますが、そういうようなことはやはり審議会で検討すべきものであるというようなことなどが問題にされています。それからまた時間ですね、最後の時間を一体いつまでやったらいいのかというようなことなどについてのいろいろな要望なども出ているものですから、そういうようなことなどについての検討をさせていただいておりますが、ただ、委員の方が、市民の声を直接こういうことがあるというようなことでの提案はいままでのところありません。ただ、いま言ったようなことが職場の方から出ていることなどについての検討をいただくときに、そのときに

は市民の要望というようなものがあるんだから、やはり日曜日とか土曜日こそ公民館というものが市民のために開かれていかなければならないんじゃないかというようなことで、職場などの要望というようなものについては、ひとつ説得しろというような意見もやはり出しておられます。それから、時間などについても、ひとつ問題にされたこともありますけれども、その内容についても、いまたしか夜の一番終わりは九時半でございます。九時半でございますけれども、それをもう少し延ばしたらどうかというような市民の声もありますけれども、実際は、ある場合、あそこの警備員の方の非常に厳しいひとつの態度がありまして、九時半になると必ず強い姿勢で、ひとつ帰ってくださいというようなことを言ってるわけですけれども、そういうようなことについてはもう少し何とかゆとりを持つような姿勢をとってもらえないかと。しかしまた使われる方にしましても、時間の始めを、たとえば七時というようなことだったのが七時半だったり八時ぐらいから始めて、そしてそれで議事が、いろいろな話がうまくいかないということで後ろの方へ延ばすと。そして十時ぐらいまでというようなこともありがちだから、使う方にもひとつ御協力いただいて、やはり始まる時間を守っていただくと。そのかわり、九時半というのが一応の常識の線じゃないだろうかというような意見が出たりして、そのようなことを審議して、大変市民の立場というものを中心にしながら討議をされているということは断言できるんじゃないか、こういうふうに思っております。以上です。

○議長（秦　正一君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　一つ目の、その、板の点ですけれども、私はこの質問を出してからはまだ行って現実に見てないわけですけれども、先月です、五月の中旬過ぎに行ったときには全部ふさがっていたわけです。木で全部覆いがかぶさってて、そしてその受付の部分だけ映画の切符の窓口みたいなところが切ってあるだけですね。そうでなくて、この日野市の、この本庁舎も市民の前に開かれているわけです。カウンター越しに職員の働いている姿も見えますし、そういう公民館でなければ私はとても市民はあそこには入りにくいと思うわけです。特に先月は全国のＰＴＡの学習会がこの日野市で行われたわけです。全国からこの公民館に集まってきた方たちに、私は一体どういう感じを持ったかということで大変恥ずかしいと思うわけですね。そうでなくて、私はあの板を全部撤去してカウンターにすべきだと思うわけですけれども、その点、そういうふうにやれるかどうか、そのことを再度質問いたします。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　あそこに板仕切りがあるために非常に暗い感じを与えるということは事実で、それをまず取るということは当然やらなければならないし、現にやっている

わけでございますけれども、それ以上ですね、構造的なものがございまして、その、市のカウンターのような、ああいう形のものにすぐできるかどうかというようなことは十分検討させていただきます。しかし、できるだけそういうような方向で改造なり何なりできればやっていきたい、こういうように思っておりますけれども、さっき申しましたように、構造的なものがすでに決まっておりますので、そこまで改造できるかどうか、ここまではまだ私、検討してありませんので、これはひとつ検討させていただきたい、こう思います。

○議長（秦　正一君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　構造的なこととおっしゃいましたけれども、あの板は一間ぐらいの幅であるわけですから、後、向こうはもう、きちっとなっているわけですからね、そこを取り外しさえすれば、カウンターにできなければ当分、机を並べるとかというそういうこともできるわけですから、ぜひそれは検討していただきたいと思います。

それから審議会の面で、やはり時間、特にいま働く人たちは仕事を終わってから公民館に集まる。そうしますと、大体私ども集まる時間というのは八時ごろなんです。八時から一応この条例では九時半までというふうになっておりますけれども、なかなか九時半という時間が守れないということで、全国のいろんな公民館を運営していらっしゃる方たち、審議会の方たちの意見なんかを読みますと、やはり夜の十時くらいまで、それは臨機応変にやるべきだという意見もありますし、また、場合によっては徹夜で論議をする場合もあるだろうから宿泊することも認めていいじゃないかという、こういう論議もあるわけです。ですから私は、この時間の問題をやはりもう少し延長できるような態勢をとっていただきたいと思うわけですけれども、その点をお聞きいたします。

それから、いま、この公民館活動をやるときに、これは国分寺の例ですけれども、予算要求、予算を組む前には必ず利用者を集めての懇談会、それから自主的なグループ活動にもアンケートをやって、どういうことを予算要求の中に盛り込んだらいいかという、こういうことをやってるわけですけれども、やはり私は、こういう積極的な審議会でなければならないと思うわけですけれども、こういう点と、それからもう一つは保育室の問題です。この三多摩の二十六市の中でも大分、保育ができるようになってきておりますけれども、この日野市の保育というのは社会教育のスクーリングのときに保育をやっているだけで、一般のお母さんたちの学習のときには全然ないわけです。私は、つい先日委員会で、大野城市に視察に行って参りましたけれども、そのときに、大変お子さんの泣き声がすごかったわけですね。最初はお母さんたちが泣かせているのかしらと思いましたらそうでなくて、きちっと保育室が公民館の中にあって、そこ

には子供たちの遊具からあらゆるものが備わっているわけです。そういうことをやってこそ、本当に婦人が学習したいという意欲を行政の側でもとらえているわけですけれども、日野市の場合には、自分たちで子供を見ながらそこに集会に出なきゃならないというこういう状況の中で、この、いま新しい庁舎もでき、福祉センターもセンター本来の運営がなされるときに、公民館もやはり保育室などもきちっと備えて、常時保母さんを置くということは不可能かもしれませんけれども、そういう態勢もこれから考えていくことが必要じゃないかと思うわけです。きちっとやっている市は、もう国立とか国分寺は常時保母さんも置いて保育室もあるわけですけれども、まだそのほかの十何市はまだそこまでいってないわけですけれども、いま、もうほとんど公民館には保育室を置くということが大体の方向ですので、そういう点についてもお聞きしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。予算要求の中に、そういういろいろな方の、審議会などで出ているものをあらかじめ意見をいろいろ聞いて、そしてその上で予算の中で市の方へ要望するというようなことについては、いまのところはやっておりませんけれども、ただ、審議会の中でこういう活動をしたいとか、そういうようなものを聞いた場合には、やはりそういう立場から要望を出していることは間違いありませんん。

それからもう一つは保育室でございますけれども、保育室の問題はこれはなかなか大変むずかしい問題でございまして、いまの公民館の中で、ではどこを保育室にするかというようなことも、まず場所としては考えなければなりませんが、しかし幸いにして、さっきも御指摘もありましたように、福祉センターというようなものも、あそこはたしかそういう設備もあるところも一部あるようでございますが、その辺との関連を図って、どうするかなどは今後ひとつ、検討に値する問題じゃないだろうかと、こういうふうに私は思っておりますが……。

○議長（秦　正一君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　それでは、ちょっと最後にお聞きしたいんですけれども、これは公民館だけの問題ではないわけですけれども、特に私はきょう、公民館の問題を取り上げておりますので、この日野市の条例ですね、特に公民館に関する条例では時間が九時半まで、それから申し込みも三日前までということになっておりますけれども、やはり、きょう来て、きょう集まってお話し合いをしましょうかという場合もありますし、そういう状況の中で少しこの条例も、もっともっと市民が使いやすい条例に変えていくことが必要じゃないかと思うわけです。そういう点で、最後に市長の方に、この条例も本当に市民が使いやすい条例にこれを検討しながら考えていくかどうかという点を市長にお聞きいたします。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の場合、比較的早くから公民館、それから福祉会館、現在の場所につくられまして一応の機能を重ねてきたというふうには考えておりますけれども、ともかく一方の人口の急増、あるいは予期しない都市化の急進行、それらのことで庁舎の一部を福祉センターや公民館の一部を使ったという状況が最近まで続いておったわけでありまして、今回、庁舎も本庁舎をつくることを終えたわけでございますし、それから旧庁舎の利用、活用、ないしは公民館、あるいは福祉センターの事務所部分に使っていた引き上げのその後、必ずしもうまく生かして使っておりません。それらのことと、いま言われたことと、かなりかかわりがあると思っておりますが、ともかく態勢的に弱い状況に放置しておることに私も気がついております。特に、いま御指摘のありました公民館の場合、一例として挙げられましたベニヤ窓のことにつきましては、私もある別な方から特に指摘をされまして、社会教育課長に伝え、即日、取り払わせております。——三週間ほど前だと思っております。

それから、いまの公民館の使われ方が全く貸し部屋の感でありまして、本来の公民館事業としての事業が組まれていないという指摘もいただいております。つまり、公民館として本来の任務、ないしは市民の期待、要求に、かなりほど遠いというのが現実だと思っております。したがいまして、その条例部分のこともあわせまして公民館の本来の市民活動の場として機能するように改善をさせたい。これは、直接には教育委員会の所管に属しますけれども、そういう後ろ盾もいたしまして本来の、もっと、いわゆる開かれた、そして内容の生き生きした、それからまた市民要求にまともにおこたえのできる、あるいは市民活動の場に供せる、そういう公民館に更生をさせたい、このように念願をしておるということをお答えとして申し上げたいと思います。

○議長（秦　正一君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　いま、市長から今後の公民館のあり方について答弁がありまして、私も本当にそういう方向でこれからいっていただきたいと思います。いままでの日野市は公共施設がなかったために、公民館を使わざるを得ないという、そういう中で市民の文化活動、教育活動の場がなかなか提供しにくいという面がございましたけれども、今度はそういうことがなくなったわけですから、これから本当に日野の図書館、図書館とともにこの地域の中では公民館というものが必要であるわけですから、ぜひ地域の中で根差した公民館活動ができますように要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（秦　正一君）　これをもって、一の二、公民館の管理運営に関する質問を終わります。

一般質問二の一、谷仲山、宮自治会内浸水対策、その他についての通告質問者、谷長一君の質問を許します。

〔十番議員登壇〕

○十番（谷　長一君）　いままで谷仲山、宮自治会の人たちは、恵まれた環境の中で安心して住居を構え、生活してまいったのでございます。しかし、この神明上区画整理事業が進行するにつれ、雨が降りますと道路の冠水、床下浸水等が各所に発生いたします。災害が一度発生いたしますと悪臭は四散いたし、また、予防衛生上から見ましても非常に好ましくない、かように私は考えておるものでございます。また、災害の後、この後片づけ等も大変でございまして、お勤め等を休んでしなければならない。また、この道路の冠水等の個所も児童の通学道路に指定されており、さらにその中には未舗装の部分等もあります。雨が降らなくても石ころがごろごろしておりまして、浸水、冠水しますと足元等は見えなくて、学童に事故等が発生したら大変だと私は考えております。これは明らかに神明上の区画整理が行われたために発生した、これは人災ではないかと判断いたしてよいのではないかと思っております。このように判断いたしますと、この災害、事故等が発生した場合のこの責任の帰趨、これは私が申すまでもなく明らかであると思われます。災害、事故等は、これを未然に防止しなければなりませんのが市のなすべきことではないでしょうか。そこで、この災害個所を簡単に申し上げまして質問をいたすわけでございます。

第一点といたしまして、この旧庁舎の坂から流れる水ですね。それから、さらにこの神明上一帯の集水の役目を果たしております幹線管渠と申しますか、そのマンホールのふたが坂の途中で流水圧力のためにふたがはげる。事故等が発生したら非常に大変でございます。それで、その流水が坂の流水と、それからマンホールのふたからあふれ出た流水とが合流いたしまして、一つは三浦マンションの方面へ道路を流れる。それでその道路はそのために冠水し、車のボディーあたりまで侵しまして、事故等が発生する危険は非常に大きく、また、その付近には小学校、幼稚園等もございます。それからあと一つの流れは、この坂の途中に渋谷さんのお宅があります。その坂を流れまして仲井地区の方面に入り床下浸水等を発生させておるのが昨年の現状でございました。この点が第一点ですね。

それから第二点は、旧庁舎方面より流れ込む水が、平野松男氏宅仲井地区を縦断いたしましてオリエント前を通り、さらに堀之内、それから堀之内入口、その道路を越えまして内田一男氏宅に至るまでの非常に広い面積を侵し、住民が苦しんでおります。その解消です。これが第二点です。

それから、第三点は通学補助打ち切りに伴い、ただいま先ほど申しました道路の整備等を、前回には何とかしたいという理事者の答弁でございましたが、請願等が出まして考え方が二転三転しておる。この件につきまして、明確なお答えを願いたいと思います。以上、三点についてお答えお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　谷長一君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　ただいまの御質問につきましてお答え申し上げます。

当該地域につきましては、昭和五十年度において用水の分流工事を実施いたしました。その効果は万全ではないにしても、効果はあったというふうに考えております。しかし、最近の状況を見ますと集中的な豪雨の傾向があり、降雨量が一時間五十ミリを超えることがしばしばございます。加えて田畑の宅地化のため、一時に雨水が集中して水路の機能を果たせなくなってきております。これは農業用水路と治水上の排水路との根本的な性格の相違からきているものでございます。したがって、抜本的な解決といたしましては神明上地区外排水路の新設はもちろんのこと、現在実施中の根川系統の改修の完成を待って、排水路としての機能を果たせるよう改善、改良を実施する以外はないと考えております。そのために、今後、市といたしましても努力をいたしたいと思っております。

次に、御指摘の通学路を指定された道路の件でございますが、これにつきましては早急に本年度予算において補修、整備を実施したいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　谷長一君。

○十番（谷　長一君）　この、地区外排水と根川の改修はいつごろ整備、又は完備されるのでありましょうか。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　地区外排水は私の方ではございませんので、根川の系統の改修でございますが、これにつきましては今年この六月、一応完成ではございませんが通水は可能と、機能を果たせるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　お答えいたします。

神明上の地区外排水の件でございますが、これにつきましては、この三年ぐらいですか、二・二・三号線から大昌寺の横ですか、一小の横というふうにかけまして、昨年度は川崎街道の横断と、このところまで工事を実施してきておるわけでございます。その後、さらにこれを延ばしまして甲州街道、それを横断しまして今度二・二・十の路線に入るわけでございますが、これにつきましても、まず二・二・十につきましては道路の建設ですね、これの見通し、これが立ちませんとその下に排水管

を入れられないと、こういうようなことで、道路の建設につきましては立川市とも架橋の関連を含めまして、都とそれから国の方、これは都道でございますので都の方が主体になるわけでございますが、国の方にも補助の関係で、私どもの方で説明、陳情にも行っております。そういうことで、これにつきましてはその二・二・十の下に排水管を布設すると、こういうようなことにつきまして、道路が位置が決定すれば先行してでも排水管を布設したいと、こういうことでいま鋭意努力をしておるわけでございます。そういうことで、今年度二・二・十の方の事業の計画変更の決定を取るということと同時に、あわせまして排水管の方の、都市下水路の方の事業認可も取って、できましたならば来年度から樋門の方からでも、下流の方からでも、少しでもこの管の布設について着手をしていきたいと、こういうことでございます。何年度にこれが完成するかということは、一応いまのところははっきり申せませんが、できるだけ早い時期にこれを完成させていきたいと、こういうことでございます。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　谷議員から、いま具体的に雨水浸水のことを指摘されておるわけですが、そうしてまた、その原因は人災であるというような、また言い方もされているわけでありまして、その言葉は私は大きくは外れていないと私も思っております。それは、とにかく人口が日野市になぜふえたかと、その源からひとつ考えていくことがまた一面、大切だと思います。そして、谷議員は地元の方として、また神明上区画整理の審議会の方として、よくその関係のことは御承知だと思っております。つまり、高い方から開発すれば、必ず低い方には大きな治水上の変化が起きるということは、これはもうだれでもわかることでありまして、日野の開発の手法といいましょうか、日野が無理に都市化された結果がこういう状況である。また、その手法として一番やりいい、高い方に開発、あるいは団地づくり等行ったと。これは七生丘陵といわず、あるいは日野の台地といわず、まさにそのとおりであります。したがって、それを解決しようとしているのが、これが今日の私の一番大きな中心課題として取り組んでおるわけです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）その点をまずひとつ、よくお考えになった上で、その人災の意味を解釈をしていただきたいと思います。確かに、低地帯にだんだんと浸水の状況がまだ進行しております。それを解決するにはどうすればいいか、これはつまり、いまやっております根川の改修、つまり用水の流末を川に置きかえるということであります。それから、都市下水、いま指摘されました、都市下水という名前で呼ばれております排水施設の整備。その一例は、まだ末端まで届いているわけじゃありませんが、四ツ谷、東光寺地域の排水路は必ずあの方面の、つまり日野の道の方から解決が進んでいくと。それからまあ一時しのぎと言

いましょうか、一つの解決手段として、中央道の側道にボックスカルバート方式の排水路をつくったわけですが、これもその流末になります。つまり、根川との接触点で、まだネックになっておりますので、下の方から水がつかえてきて、そうして上の方まで水の流れを阻害しておると。この状況が今日、いま言われております谷仲山や宮の地域まで及んだということでありますから、原因はきわめてはっきりしております。また、それを解決すべき方法もきわめてはっきりしております。それをいま取り組んで、積極的に進めております。また、私の日夜の頭の中に、そのことのみが最も大きく占めておるわけであります。これを解決のために努力をしておるというのが現状のそれぞれの施策である、こういうふうにお考えをいただきたいものだと思っております。まさに治水は、その下水道の仕事と、それから雨水排水の仕事を合わせまして、いまの日野市の一番大きい課題である。それを解決せずしていい街づくりができるはずもありませんし、それから人の、市民の生活環境のことを暫定措置、あるいは、この直面の手直しというようなことで、それぞれその場所その時に応じて行ってはおりますけれど、根本的には、そういう雨水排水の系統を多摩川に、あるいは浅川に、きちんとした排水路を設備していくということにつきるわけでありまして、そのためにまた、その環境を、布設する道路の計画が早く進むことが必要である。この二本立てで道路交通の問題、それから雨水排水の問題、それから汚水の処理の問題、これをやろうとしているのが文字どおり、日野市の一番中心的な大事業である。このように議会の皆さんとともに理解をいただきながらやってまいりたい。つまり、いま指摘されたことは必ず解決をいたします、解決が可能であります、ということをお答えといたすわけであります。

○議長（秦　正一君）　谷長一君。

○十番（谷　長一君）　ただいま、市長のお答えに対しまして、この、人災であるという点については同感であるということは、私も心より喜びます。それで、交通安全対策並びに治水のために、今後も真剣に取り組んでいただきたいことをお願いいたします。

それから、その他について……（「その他はないよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）それから、前回質問いたしました緊急のあれですね、この、土偶とひすいの件についてですけれども、これは市の方でいかに捜査がなされておったか、その経過を簡単でよろしいので、（「お静かに願います」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）この前答弁をするというようなお話がありましたのでお答え願いたいと思います。（発言する者多し）

○議長（秦　正一君）　申し上げます。通告されているんです、この、浸水対策の最後の方にね。ですから、いま質問し

ているのは前の関連の中の一つですから。（「答弁」と呼ぶ者あり）答弁願います。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　三月議会のときに御指摘がありましたので、その後、鋭意、関係方面と連絡を取って調査を進めております。しかし、いま、かくかくこういうふうな結果が出ましたということを、いままだ御報告できないのを大変申しわけないと、こう思っておりますが、なぜこのように期日を要しているかと申しますと、御存じのように、この発掘が行われたのは昭和四十二年のことでございまして、したがって、もういまから十年余り以前で、それの関係者というのはかなり大きくかわっているということが一つ、その辺をたどっていかなければならないということ。それからもう一つは、吹上遺跡当時は、発掘当時というのは、日野で第一回の発掘調査であったために、それについての整理とか保管、こういうようなものに関する態勢というものは十分でなかったということも、これはどうも認めざるを得ないんじゃないかと、こういうふうに思っております。それから、ひすいと言いましても実際は大変小さいものでございまして、それも質的に言えば現在あるような、ああいうひすいとかそんなものじゃなくって、まあ、ひすいと言えるというぐらいのものでございますが、しかしこれは考古学上から言えば大変重要なものだと思います。そういうもので あるため、小さいために、なかなかどこへ紛れ込んでしまったのかということが、なかなか、いま究明しているんでございますけれども、その結論がまだ出ておりません。したがって、じゃあ今後、どういうようにこれを進めるかといいますと、これはこの前私が、収蔵庫にあるんじゃないかと、こういうふうに申し上げたわけでございますけれども、この収蔵庫のダンボールの中に入れてあるんじゃないかと、こういうふうに思っておりますが、しかし、吹上遺跡というのは非常にいろんな出土品が出ておりまして、それがいまのところはまだ十分な整理をされないでダンボールの中に入れられているわけでございますから、それの整理というようなことも当然しなければならない。その中で、いま言ったひすいというようなものは、恐らくその中にでも紛れ込んでいるんじゃないかという、一つの考え方があるわけでございまして、そういう形でそれを調査をしていく。しかし、これはただ中にある物をあけてというわけにはいきません。やはり専門家の手をわずらわさざるを得ません。そのためには、いままで夏休みのようなときでもないとなかなかそういうゆとりができてきませんものですから、この夏休みをひとつ機会にしまして、そういう専門家の方にひとつ、丹念にひとつそれを捜していただいて、そしてそれがないような場合が出てきたら一体なぜかということをもう一回改めて検討していかなければならんと、こんなふうに思ってます。以上です。

○議長（秦　正一君）　谷長一君。

○十番（谷　長一君）　とにかく、ただいま調査中ということで、これ以上質問はいたしません。夏休み中にでもよく捜査をお願いいたします。以上で終わります。

○議長（秦　正一君）　これをもって二の一、谷仲山、宮自治会内浸水対策、その他に関する質問を終わります。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

議事都合により暫時休憩いたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午前十一時二十四分休憩

午後一時四十一分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問三の一、台風雨シーズンに備え、雨水排水路整備など市側の防災対策を問うについての通告質問者、本間久君の質問を許します。

〔十二番議員登壇〕

○十二番（本間　久君）　それでは通告質問であります、台風雨シーズンに備え、雨水排水路整備など市側の防災対策を問うということについて質問をいたしたいと思います。ことしもまた、やがて台風雨シーズンがやってまいりますけれども、その台風雨シーズンをむかえるにあたりまして、市側の対応策をまず伺いたいと思います。毎年大雨の際、決まって問題になるのが先ほど谷議員からもありましたように、谷仲山であり、また第一日野万、あるいは下田地域を通る日野用水の下流の根川などであると思います。市側としても、これまで用水路の改修工事、あるいは多摩平六丁目のように公園を利用しての浸水対策を行うなど、その都度その対応策を講じながら、その成果も上がってきているというふうに思いますけれども、市民としては不満ながらも、あるいは不安であるけれどもこれらの対策について認めているところであると思います。

しかしながら、毎年道路の舗装やあるいは側溝の布設、宅地造成が進む中で、雨水が地下に吸収されずにこれら用水路へと排水されることを考え、あるいはそれらを見るならば、これまでの対応策だけでその心配がないとは言い切れないと思います。さきほど谷議員からも質問がありましたように、あるいは市長の答弁でも明らかなように、やはり、これは一つの人災と言えば人災でしょうけれども、押し寄せる現在の宅地造成化、あるいは人口急増、こうした問題から、あるいは囲りの生活環境整備ということからしても、残念ながらこの対応策に追われがちなのが現状であるというふうに思います。これまでにも中央線の西側、四ツ谷下の排水路の完成や、あるいは浅川の護岸工事

などの対策が雨水対策の大きな漸進策であるというふうに思いますけれども、これらの漸進策はそれとしましても、用水への負担も、非常にある意味では大分、逆にですね、負担が強まってきているというようなことも言えると思います。

そこで私は、次の三点ばかりの質問をしたいと思います。まず一点は、市内を流れる用水路であり、また排水路となっている日野用水、あるいは根川などの整備が、台風雨シーズンに備えて万全であるかどうか。そしてまた、側溝の整備ですね、あるいは清掃による雨水対策をどのように考えているかということを、まず一つ、質問をしたいというふうに思います。先ほど市長からも、あるいはこれまでの質問の中でもいろいろと話し合われてきておりますけれども、あるいは漸進策は見られておりますけれども、まず必配なのはやはり谷仲山であり第一日野万といいますか、中央高速道の下のところを流れる根川の下流一面にそうですけれども、その辺の問題も考えなければならないと思います。

それから、先ほども言いましたように、四ツ谷下の排水路の完成によって大分、雨水の対策もできてきていると思いますけれども、そこでもう一つの排水路を抜く計画が実は、二・二・十号線の雨水排水路計画というのがありますけれども、これらの進捗状況といいましょうか、進展具合と、話し合いの、それらについてどのようになっているのかということを具体化していただきたいと、その点が二つ目です。

三つ目につきましては、これらの用水路対策あるいは排水路対策と同時に考えなければならないのが、水害時に備えた、これは消防関係になるんでしょうかね、救急態勢、あるいは緊急避難場所の徹底だとか、あるいは市職員の非常事態への対応の設定などの防災対策についてどのように考えているのか。確かに私たち議員の間へもその緊急非常時態勢の職員の名簿なんかもありますけれども、実際、名簿はありますけれども、それ相当の対応ができているのかどうなのかということを見ると、若干、まだ弱さがあるんじゃなかろうかというふうにも思いますので、その点について伺いたいと思います。以上、三点にわたってまず質問をしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　本間久君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　お答えいたします。市内の用水路の整備につきましては、浸水地域、並びにはんらんの原因をなしている地域を重点的に改良は進めております。その効果は年々上がってきてはおりますが、いまだ万全とは言えません。それは、治水上の排水路と農業用水路との性格が異なっているからであります。現在のように、農業用水路を排水路として利用している状態では抜本的な解決はできないからであります。また、土地利用の状況から、治水上の水路と農業用水路のいずれか一方を主とした水路の改修は実施不可能なことであり、両方を満足させながら浸水対策を取り組んでいるのが実情であります。困難ではありますが、一層努力をしてまいります。

なお、今年度の予算によりまして、河川新設改良費としては二億一千三百四十八万五千円と、昨年に比べて一億一千数百万の増額を見込んで、根川など十二路線の改修の計画をしております。

なお、道路の側溝でございますが、遅々ではございますが逐次、年次計画に基づいて整備してまいっております。また、測溝の清掃につきましては地元の住民の協力を得て実施しているのが実情でございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それでは二番目の質問にお答えいたします。神明上の都市下水路の総延長は千四百八十メートルとなっております。都市区画整理、神明上の区画整理に伴いまして先行行為で二・二・三号線から主要地方道四十一号線、都道まで距離五百六十七メートルを完了しました。残りの九百十三メートルについてでございますが、現道路内に埋設ということになっております。しかし、最近日野市都市計画道路二・二・十号線の築造計画の見直しが明らかになりまして、埋設位置を計画道路内に変更し、地元関係者の同意を得まして、本年度中に事業認可の手続きを行い、来年度工事着手できるように努力をしていきたいと、こういうふうに思っておるわけでございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それでは三点目の御質問にお答え申し上げます。災害時の応急対策と、これにつきましては日野市防災会議で編集いたしました地域防災計画、こういうものがあるわけでございます。こういう中で、その必要が起きた場合には本部を設置していくと、そういう中で全機能を発揮してその対策に当たっていく、こういうことで、先ほど議員さんが申し上げられました職員の非常配備態勢、こういった名簿もできているわけでございます。いままでの中でこれに対する、最初は四次出動ですか、こういったものがあるわけでございますけれども、いままでこういった四次まで動員したということはございませんが、いずれにしても市といたしまして、こういう本部が設置されない場合におきましても、これに準じまして内部的には第一次的防災機関として安全対策課が窓口になります。情報等の収集を行いまして、都市整備部、あるいは建設部の応援をいただきまして災害に対する応急対策に努めていきたい、このように考えているわけでございます。大体、以上です。

○議長（秦　正一君）　本間久君。

○十二番（本間　久君）　まず一番から順を追いますけれども、先ほど森久保部長の方から答弁がありましたように、

先ほど私の方からも言いましたように、毎年、農業用水路といいましょうか、排水路に使っている、兼用している用水路の改修というものも、確かに前進はしてきているというふうに、これはもう認めるところでありますけれども、しかし、いま部長からの答弁ありましたように、これも、やはりまだ万全ではないと。ほかにまだ抜本的な対策を講じない限りは無理だと指摘するとおり、なかなかむずかしい問題だというふうに思いますけれども、しかし、先ほど市長の話にもありましたように、まず宅地造成が上の方からやられてきたということで、下流に住む住民に迷惑を及ぼすという結果が出ていると。そして今度は下流からその対策を立てていくんだと。言ってみれば、その対策なくして日野市は語れないというぐらいの気持ちでやるという由の内容の話もありましたけれども、確かにそのとおりで、これらにつきまして、どこまでが万全かということになると非常にむずかしい質問かと思いますけれども、少くとも具体的に個所がわかっているわけですから、その個所について、このようにしているという答弁をいただきたいというふうに思うわけです。どんなふうにしているかということですね。それから、これは側溝の整備とか、あるいは清掃の問題ですけれども、住民との協力を得て側溝も整備を、あるいは清掃をされているということでございますけれども、若干、そっちこっち歩いてみますと、必ずしもそういう状態にないんじゃなかろうかと思うわけです。かなり住民の方から市役所に対して苦情を言わないとさらってもらえないと、あるいは詰まっていても放置されているというところでありますので、この辺のパトロールも台風雨シーズン時にはかなり重点的に行ってもらう必要があるんじゃなかろうかというふうに思うわけです。それがまず、そういう点について御答弁願いたいと。

それから二番目の二・二・十号線に沿っての排水路計画ですけれども、都市下水ですね。この問題について計画変更がされたと。これは側道ではなくて、今度は道路の中に埋設していくというふうに変わってきたということで、早速これは早急に実現のためにやっていく由の答弁がありましたけれども、これらについて、実は市長も約束をしていると思うんですけれども、新井、石田の方々が、根川改修のときに、あるいは神明上の庁舎を建設する際にですね、やはり、その下水路を早くつくってほしいと。それらについては五年間で何とか建設をするというような一つの約束といいましょうか、話し合いが行われたわけですけれども、これらに沿って、やはりそれをきちんと実現できる見通しがはっきりと立っているかどうかという点について、しっかりとした答弁をお願いしたいというふうに思うわけです。

それから三番目の、いま加藤部長の方から答弁ありましたように、防災会議というような形の中で安全対策課が中心となって、それなりの態勢を整えているということでありますけれども、これは職員の方々は、こういうシーズンのときには一生懸命働いている姿というものも私もよく見ておりますけれども、全体的には、たとえば根川がはんらんをしましたと、程久保川がはんらんをしました、あるいは浅川の提防が危ないというときに、あっちも行かなきゃならない、こっちも行かなきゃならないということで、一つの部隊が移動するような状況も見受けたこともあるわけですけれども、まだまだそういう点について、何も市の職員が全部それを補ってやれということではないですけれども、もう少しそういったような強化も必要じゃなかろうかというふうに感じているところなんです。

それから、日野市には多摩川と浅川という大きな川がありますけれども、一級河川が、この河川がはんらんをするような状況というものも、まさかとは思うけれども、いろいろと近年に例があることですので、そうした場合の避難場所なんかについては、はっきりと住民が知っているのかどうなのかと。たとえば多摩川がはんらんをしたと、その場合に第四小学校に避難場所を設けても、あそこがはんらんしてしまえば結局あそこまでは水浸しになっちゃうんじゃなかろうかとか、そういう点がありますので、そういう点についてもう少し避難場所について徹底をされていく必要があるんじゃなかろうかと。これは水害だけじゃなくて、やはり火災においてもやっぱりそうだと思うんですけれども、残念ながらそう徹底されているというふうには思ってないわけです。この点について、もう少しきちんとした徹底方法をしていただきたいと、全市的にですね、そういうふうなことです。

以上、大体三点にわたって再質問をいたしますけれども、ひとつ端的に答えてください。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　具体的にどということでございますが、用水路の改修、これは護岸と申しまして、水のできるだけ早く下流への排水を目的とした施工による工事でございます。場所といたしましては、予算書にございまして具体的には現在手元にございませんけれども、根川ほか十二路線、ただいま根川につきましては五十五年度完成を目途に準備は進めておりますけれども、本年、この六月中に一応の貫通は見込めている状況でございます。東京都の教育庁の土地が、まだ契約がございませんけれども、その土地を水路として掘り割りをして、一応、用水路としての機能は果たせる状況に見通しはついております。なお、そのほか新井地区の用水路につきましては、護岸工事を一応、下水道事業の再投資にならないようにということで、木で護岸をして、水をなるべく早く浅川に排出するというような計画で現在進めております。

側溝につきましては、現在、逐次準備は進めておりますが、財政的な面で計画が、まだまだ側溝をつけなければならない個

所がありますけれども、年次計画で着々と進めている状況でございます。

清掃につきましても、全部の側溝は市としてはできませんので、地元の自治会の方にお願いして、上げた残土につきましては市が処分するというような方向で、清掃に市も一層の努力はしている状況でございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それではお答えいたします。当初、この都市下水路につきましては、現状の道路へ入れると、こういうようなことであったわけでございますが、その後、計画道路二・二・十号線と、こういう計画が大分進行したと。こういう中で計画道路に入れると、こういうことに変わってきたわけでございます。なお、この計画道路も当初の計画よりも若干桑園寄りに、説明会などの住民の要望によりまして、そういうように変更をされてきたと、こういう内容でございます。それから、これの新井、石田の地域の住民の方々の約束と、こういうようなものにつきましては十分承知しておるわけでございまして、市の方としてはこれに対応するように努力をしておると、こういう状況でございまして、最近も、新井、石田の自治会長のところに参りまして、進行状況については説明をしまして、御了解をいただいておると、こういう状況でございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　避難場所の問題でございますけれども、これにつきまして、確かに防災計画の中でその場所等が決められておるわけでございますけれども、そういった水防ですね、水難の場合におけるその避難場所、御指摘がございましたけれども、そういうような問題もございます。この計画自体が、どちらかといいますと震災ということでつくられての計画の面が大部分を占めておるようでございますので、これにつきましても、今後、この防災会議の中でさらに検討しまして、手直しするところは手直しいたしまして、また、住民に対する周知徹底、こういったものも不足があるように見受けられますので、この面につきましてもあわせて徹底していきたいと、このように考えております。

○議長（秦　正一君）　本間久君。

○十二番（本間　久君）　いま三人の部長さんの方からそれぞれ説明がなされたわけですけれども、しつこく質問する必要はないかと思いますけれども、とにかく、もう台風雨シーズンに当たって、いまからではすでに遅いかもしれませんけれども対策を、心配される対応策を考えていかないと、これはもう、そのときになっては遅いと。被害があってから来年は気をつけよう、再来年は気をつけようと、それから計画を組むんだということでは遅いかと思うんですね。年々歳々だれしもこれ

は認めているように、先ほど言いましたように、宅地造成化が進んだり、あるいは側溝や道路が整備されていけば、それだけ雨水がどうしても用水に集まってくるという状況ができるわけですから、それをまず考えて、十分なる対策を考えた上、でかい排水路計画、それが一つは二・二・十号線であり、そういうようなことだというふうに思います。その辺について、今後、万全を期して対処していただきたいというふうに思います。この質問は以上で、できれば市長の方から積極的なそういうような答弁を願いたいというように思ってますけれども、これだけあれば恐らく優秀な部長さん方ですから、やってくれるというように思いますから、まずはその成果を見届けてみたいというように思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ちょっとやっぱりお答えをしておくべきであろうと思っておりますが、雨季をむかえて、きわめて時宜を得た、われわれに対する鞭撻の御質問だというふうに受け取るわけであります。そうして、ことしも雨季をむかえて大変心配がいっぱいあります。つまり、問うておられるところの対策は万全かと言われると、必ずしも万全でない。しかも、雨によりましては相当な地域に、あるいは相当な範囲に浸水地帯をますます広げつつあるというのが一番われわれの憂慮する問題であります。そこで、応急的な対策、あるいは暫定的な対策、その先に抜本的な対策という三段構えで取り組んでいくわけでありますが、抜本対策につきましては、これまでもいろいろお答えをし、理解をいただいておりますとおり、治水という政策に当てて、根本的な下流からの排水経路、これをつくっていくことであると。もう一つには、下水道を進めることであると。しかし、これには相当な年限も要することでありますからして、暫定的なことをともかくやっていかなきゃならない。あるいは今日の課題に対処していかなきゃならないと、こういうことを絶えず考え、かつ、年次計画でも行いつつあり、しかもまた、必ずしもそれらが行き届いておるということではないということで頭を悩ますわけであります。浅川系統から言いますと、浅川の南岸地区、それから北岸地区、この二つの系統にそれぞれ三本ないし四本の排水系統が必要であるということ。多摩川につきましても頭の四ツ谷排水区を初めといたしまして、神明上方面、あるいは日野の低地帯一円を区域といたします、いまの東町の排水系統、それから根川にまとめて行います排水の系統。これらにつきまして着手をしたものは南平の排水なんですが、あれは相当、南平、つまり向川原であります。相当これはこれから役立っていくと思っております。それから四ツ谷はまだ細かい横のパイプとの結合をやっておりませんけれども、幹線としてはすでに整いましたので、これから排水系統を整備していくということで一応の解決だと思っております。一番被

害を起こしておりますのが神明上都市下水経路の、つまり東町排水幹線がまだ、めどは持ちながら何年かかるかちょっと不明確な部分もありまして、ぜひ約束の五十五年には何らかの形でその一部でもできたという感じをつくり出したいと思っております。非常にいま関係当局と協議を詰めておるところであります。

根川の改修ももうあと二、三年、これは用地買収、あるいは補助金の獲得、これらのことによって二、三年は要するようであります。どうしても下流から排水系統を整えていかないことには解決がならないわけでありまして、中間的なことをやりましても、ただ浸水地点を下流に送り出していくということを、幾つかもうすでに経験をしておるところであります。住民の方に御不便をいろいろかけておるわけでありますが、一番、治水ということを今日の行政の大きな課題として取り組んでおるわけでありますので、もうしばらく時間を貸していただくことにならざるを得ないわけでありますけれども、そのように御承知をお願いしたいわけであります。ことしも台風期、台風というよりも梅雨期になり、あるいはその次には台風期を迎えるわけでありまして、一番心配するのは日野駅の西方といいましょうか、つまり裏側の地区であります。ここには線路が、――線路といいましょうか、排水管は鉄道路線の下に入っておりますけれどもくぐれることになりますので、二・二・四という部分を貸ぬくまで、つまり、あそこが湖になり兼ねない実情があるわけでありまして、それにどうするべきであろうかということを関係担当の諸君を督励をいたしまして、応急対策でも取り組ませておるところであります。根川系統につきましては先ほど部長がお答えをいたしておりますとおり、一部分を仮の水路といたしましてでき上がったものとつなぎますと、相当、水を送り出す能力が高まっていくと、その影響はずっと旧庁舎周辺まで及ぼすことになるだろうということを考えておるわけであります。したがいまして、日野市が今日抱えておる課題の最たるものに、この治水問題という事業がありますことをきわめて強く認識をしながら取り組んでおるというふうにお答えをし、もうしばらく時間をお借りしたい、こういう状況であります。

それから、昨日も東北地方を震源地といたしますかなりの地震がありまして、この際の行政側の、ないしは市民生活の上で初動態勢をどうやっていくかということがきわめて重要であるということを痛感しておるわけであります。これらにつきましても、もう一遍再点検をし、いつでも出動態勢といいましょうか、そういう形ができますように、職員の招集等につきましても訓練を行ってみたいと、こう考えております。市民の方にその初動のある時間に何か、どうすればいいかということを、ごく単純にわかっていただけるような、そういうPRをしたい。そのために、今度は消防委員会にそういう課題を諮問をいたしましてその答申をいただき、家庭におきまして、またPRをしていこう、こういうことをいま取り組んでおる次第でございまして、まさに、治水の問題、あるいは有事の際の防災の問題、これを実現に――一応の安心感が持てるまで高めるということがきわめて大切な仕事であると、こういうふうに考えて御指摘を一層、機会として改めてまた強く取り組んでまいりたい、このようにお答えをいたしたいと思います。（「期待いたします」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　これをもって三の一、台風雨シーズンに備え、雨水排水路整備など市側の防災対策を問うに関する質問を終わります。

三の二、児童館、学童クラブ建設について市側の具体的な計画を示せについての通告質問者、本間久君の質問を許します。

○十二番（本間　久君）　それでは続きまして、児童館、学童クラブ建設について市側の具体的な計画を示せと題しまして質問をいたします。きわめて単純な質問でございますので、ひとつ、具体的な御答弁を願いたいというふうに思います。

御承知のように、市内の児童館の数は、現在、百草台、日野、それから平山の三館であるというように思います。また、これと併用しての学童クラブの数が十カ所ばかりありますけれども、まだまだ全市的にはこの数も不足しているということには、だれしもが認めるところであると思います。学童クラブの必要性についての賛否両論というのはいろいろあるようですけれども、少なくとも、働く婦人の権利、あるいは文化的な生活と一家の収入増というものを目的とした共働きの数がふえ、あるいは母子家庭、あるいは父子家庭などについて、児童を預かる場というのがどうしても市に期待をする以外にないという中から、学童クラブの必要性、あるいは児童館の必要性ということが出てきていると思います。中には、このクラブへ預けている状況を見ながら問題点も指摘する人もあると思います。たとえば、子供を入れるために一時的に就職をして、入ってしまったら遊んでいると、こういうような状況もあったり、あるいは民間の会社へ勤め、あるいは内職をしている人たちに比べて、公務員の教師、あるいは市役所の職員などの家庭が優先的に入れられているじゃないかというような批判も率直に言って私はあると思います。もちろん、その人たちが悪いということではないんですけれども、残念ながら学童クラブやあるいは児童館の数が少ないと、こういう批判が飛び出してくるのは当然だというふうに思います。そこで、どうしても数が足りない、あるいは現在財源が薄くてできないというような状況からみるならば、その辺の不公平さをどうしても是正をしなければならないということから一定の基準的なものが設けられ、あるいは保育料につきましても根本的に見直しながら、あるいは応能負担性を採用せざるを得ないというような状況が訪れることは当然だというふう

に思うわけですけれども、それも強いて言えば先ほど言いましたように、クラブの数とか、あるいは児童館の数が不足したり、その対応策が十分なされていないと。これは当然、革新市政の責任であるというふうには申しません。これはあくまでも、現状の、政府の諸政策の中での一つのしわ寄せが、このやっぱり、子供たちへ来ざるを得ないというような状況に端を発しているんじゃなかろうかというふうに思うわけです。日野市におきましても、それぞれの担当部長、あるいは市長を初めとする方々の苦労もあって、大分前進をしてきておるということにつきましても、これは全市民的に認めているところでありますけれども、年々歳々、学童クラブ設置、あるいは全員希望者を入れてほしいというような陳情もふえているというふうにも見えております。と同時に、先ほど言いましたように、働く婦人の人たちの数もふえてきているということの中で、どうしても市が十分考えなければならない一つの重大な施策の一つではなかろうかというふうに思います。そこで、具体的に御答弁願いたいと思いますけれども、市の提出をされました資料なんか見ましても、学童クラブが不足をしているという個所も大体はっきりしているわけですね。それは三小を中心とする学童クラブとか、あるいは八小、落川地区を中心とする学童クラブとか、あるいは四小を中心とする学童クラブ、あるいは第二豊田荘付近、七小また神鋼電機の跡地あたりにというような声もあるように聞いておりますけれども、やはりこうしたものがどのように建設されていくのかという、たとえば住民が声を大にして、あるいは一つのグループをつくって、団体をつくって陳情に来れば力関係でそこにできるのかということではいけないと思いますね。そういう意味から、現在学童クラブがあれば、まだまだここに預けて共働きをして一家の収入を助けていきたいという、本当に困った人たちが多いんじゃなかろうかというところから、先ほど言いましたように、公務員はいいなとかいうような批判が出てくるんじゃなかろうかと思うんですね。この点について市側としてきちんとした――聞くところによると、余り具体的な、明快な、ここへこう、何年にどうつくるというような基本計画というのがまだないような状況も聞いているし、あるいは学童クラブの指導員を含めた待遇だとか、あるいは、こうあるべきだという方針もまだ固まっていないということも市長の口からも出ているというふうに伺っておりますけれども、やはり、これら学童クラブについては、もうこれは後ずさりできない施策の一つとして全市的に考えていかなければならない重要な問題ではなかろうかと。極端に言うならば、全員が一年生から三年生までの――たとえばの話ですけれども、全員がだれでも学童クラブに行けるというような状況が生まれても差し支えないというように思いますけれども、そうでもしない限りは、矛盾はこれ、くっつきものですけれども、そういう意味からも学童クラブについてどのような考え方を持って、どのように今後、どこの地区へどういうように建設をしていくという見通しをはっきり披瀝をしていただきたいというふうに思うわけです。

以上、簡単ですけれどもそういうような形で御答弁願いたいと。また、差し当たって私の方からお願いしたいことは、第四小学校の周辺地区、空き地がたくさんあります。それから八小学区ですね、ここにもたくさんあります。それから旭が丘の幼児教育研究所が、これはもう建設不可能というような状況の中で、あの土地をめぐっていろいろの施策がつくれることは事実ですけれども、また、四中の校地拡張なんという請願も出ておりますけれども、陳情も、それらのことを含めましてもまだ十分、予定地としてはあるんじゃなかろうかというところに、鈴木議員もたしか前に発言していると思いますけれども、六四ブロックというんですか、あそこね、あそこへ児童館などを建設する。このようにしながら、大体、土地を見ましても、建てられる、あるいはそこに建てれば当然ほかの学童クラブの解消にもなるし、増員の解消にもなるし、あるいはその期待にこたえられるというところにあるんじゃなかろうかというように思います。たまたま先ほど下流の問題を取り上げましたけれども、やはり、特に旧市内でも農村部がかつて多かったようなところでは、――未整備地区といいますか、今度、東部開発整備計画ができるようですけれども、そのようなところに住んでいる人たちは、どちらかと言うと、余りしつこく市に迫んないもんですから、ただ、こういうことができたらなあという不満程度にとどまっちゃっているのが現状ですけれども、実際は、願う気持ちはそれはもう多摩平やあるいは旭が丘だとか、そのほか百草だとか、そういった団地の人たちとはほとんど変わんないわけですね。前歴がないためになかなかそこに建設できないというような雰囲気をつくってしまったら私はまずいんじゃなかろうかということで、その辺の計画についてお聞かせを願いたいということです。大体そういうことで……。

○議長（秦　正一君）　本間久君の質問についての答弁を求めます。児童課長。

○児童課長（滝本勇造君）　お答えを申し上げます。

御質問の要点でございます、学童クラブ、児童館等の建設についての具体的な計画をという御要求でございますけれども、残念ながらただいまでは具体的な、きわめて具体的な計画というものについては持ち合わせがございません。そもそも児童館の設置運営につきましては、昭和四十九年でございますが、東京都の民生局長から地区児童館の設置運営要領というものが策定されたものが示されまして、都が各市の市町村におきましては、それに準拠して児童館の設置でございますとか、あるいは学童クラブの設置等を行ってきているのでございますが、それらによりますというと、たとえば児童館の建物は少なくとも延

べ面積三百三十平米以上を必要とするであろうし、それに伴って屋外の遊び場等も併設されることが望ましいとか、いろいろな、何と申しましょうか、要領が示されております。それらを一つの指針として日野市の児童行政と申しますか、それらも行われてきているところでございますけれども、御指摘のとおり、現在では児童館については残念ながら三館しかまだできていないというのが現状でございます。これらは土地の、何と申しましょうか、取得の問題とか諸般の情勢もございまして、言うなれば、少々スピードがおくれて遅々とした形であるわけではございますけれども、御指摘のとおり、学童の、いわゆる保育需要と申しましょうか、それらの需要については当然応じていかなければならないものと考えますが、ただ機械的に設置するということではなく、やはりそれぞれの地域性、たとえば現在のような七生地区と申しましょうか、百草台のような大団地に一つあり、平山七生台地にあるというような形のような、地域性をも考慮しながら現状を加味しつつ、逐次建設していくことがよろしかろうというふうに考えているわけでございます。

それから後段の、四小、八小、旭が丘、六四ブロック云々についての御指摘でございましたけれども、私どもが現在調べております資料によりますと、来年度、再来年度以降の、以降と申しましても来年、再来年でございますが、いわゆる学齢人口等を一応の調査をいたしておりますけれども、それによる学齢人口の中から一定のパーセンテージをとりまして、いわゆる共働き家庭を抽出し、その共働き家庭の中からさらにまた学童保育を必要とするであろうという推計値を出しましても、私どもの手元には将来相当数の学童保育を必要とする御家庭があるであろうという推定は立つのでございます。とりあえず本年度は、御存じのとおり、定員をはるかにオーバーした方々を一応全員入所という処置をとったのではございますけれども、もう現状としては、いわゆる何と申しましょうか、定員オーバーで相当窮屈な形の中での学童保育が行われているのが事実でございます。とりわけ、ふたば学童クラブと申しまして、日野児童館に併設されているところでございますが、これは御案内のとおり、四つの小学校区のお子さん方を一つの学童クラブでということで、市内では一番、何と申しましょうか、例のない過密クラブでございます。これらを、少なくとも来年度におきましては分解をいたしまして、御指摘の、あるいは三小地区もそうでございましょうし、あるいは四小等もあろうと思いますが、とにかく分解をする必要があるというふうに考えますし、さらにまた、旭が丘学童クラブにつきましては教育委員会とも折衝をしつつ、学校当局の御要望もあるわけでございますので、やはり早急にこれに対しての対策を立てるべきであるというふうに考えております。要領を得ませんけれども簡単ですがお答えいたします。

○議長（秦　正一君）　本間久君。

○十二番（本間　久君）　ただいま児童課長の方から答弁をいただきましたけれども、確かにまだ学童クラブについて、あるいは児童館建設については市の方としてもきちんとした具体的な計画がないということであるというように思いますけれども、いずれにしてもこの問題につきましては、毎回と言いましょうか、毎年毎年、当然必要に迫られてきて、その都度何か建てるというような、あるいは、その都度その対応を考えながら、さんざ、こう地域のお母さん方と口角泡を飛ばしながら何か建設してくるというのが何か実態のように見えますけども、そういうような形ではなくて、この地域にやっぱりこういうものが必要だということはやっぱりきちんとしていただきたい。と同時に、私は特に日野市でも比較的、先ほど言いましたように、東の地域を中心としました地域に住んでいる方々というのは、何かと余り文句を言わない人たちが多いわけですけれども、これにつきましてもよく言われるように、水についても、あるいはその他の問題についても、下流がための被害者意識というのも強いことも事実ですし、あるいはそうしたところへも公共施設なり、そうした学童クラブを初めとするその他の施設、諸施策ですね、そうしたものが講じられていないというのも、そういうふうに見えるのも事実だということになると、どうしても何か一つ住民が、あるいはここで言えばお母さん方が願っているようなものが建設をされていってもいいんじゃなかろうかというふうに思うわけです。そういう意味で、前にもたしか第四幼稚園に空き教室が二教室できたということにつきましても、これは全市的な問題から考えて、その空き教室は無理なんだというふうなことで、市の方でもって四歳児を取らないという方針も出しましたけれども、私は、若干そういう問題があったとしても、やはりやれるところから実施をしていくということがあってもよかろうし、若干他の地域と違ったところがあってもいいというふうに思うわけです。しからば、その他の具体的な問題でもって、ほかの地域と全く同じようなことが行われているかと、そういうのもないわけですから、それはもうお互いに前進あるのみですから、そういう意味では若干違った形であっても、やはりあの辺の地区の要求というものも早急に実現してほしいと。同じ請願なんか見ましても、たしか、たとえば四小ブロックにつきましても、もうこれは三年か四年も前に、児童館、学童クラブつくってくれという請願が採択されているんですよね。ほかで後で採択されたやつはどんどんどんどんできちゃって、先に採択されたやつができてないと、こういう問題もあるわけですね。そういう問題を理事者側でもって、あるいは担当部局でもって整理をしながらですね、声が少し小さいからだまっててていいんだろうということではないわけですから、その点についても十分含んでいただいて、早急にその対応策を考

えていただき、学童クラブにつきまして建設計画、あるいは児童館の建設計画というものを早急に出していただきたい、このように思うわけです。本来ならば厚生委員会でも細かなことをやればいいわけですけれども、なかなか、会長さんもよく知ってるとおり、市の方針が定まんない定まんないということでもって、そこの机上議論で終わってしまうためにですね、わざわざ取り上げたわけですけれども、ひとつ、そういう意味で、全市的な立場から、この児童館、学童クラブのあり方、あるいは建設についてですね、対応策をひとつ、あるいは具体的な計画を示してほしいと。細かな問題はまだたくさんございますけれども、大体担当部局の方でも言わんとすることはわかるでしょうから、その辺を十分加味しながら、ひとつ御検討を急いでほしいと。そして早急に、市民の前にその回答が出せるように積極的な努力をお願いしたいというふうに思うわけであります。

以上をもちまして終わります。

○議長（秦　正一君）　これをもって三の二、児童館、学童クラブ建設について市側の具体的な計画を示せに関する質問を終わります。

議事の都合により、暫時休憩をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「休憩」「反対」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後二時三十七分休憩

午前三時二十二分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問四の一、下水道事業に関する年次計画を示せについての通告質問者、大越久雄君の質問を許します。

〔二十二番議員登壇〕

○二十二番（大越久雄君）　それでは、下水道の事業年次計画についての問題について質問をいたします。

今回、当選されてきました各議員さんは、すべて下水道の問題については公約を申し述べており、なおかつ、市長におきましては本年度以降を下水道元年といって、広報には二回、三回にわたって詳細に市民にＰＲをしておりますので、市長も思い切って下水道という問題について取り組み、短年度において実現を図っていけるんじゃないかということから質問をいたしたいと思います。下水道施設の究極の形は流域下水道網の完成であります。しかるに、日野市の実情は、多摩平、百草、高幡の公団住宅地域など、ごく一部の地域を除いては理想にほど遠いと言わなければなりません。側溝はあっても完全なところは少なく、管理の不十分な家庭用浄化槽から、上水の排水やお勝手の、その他からの雑排水がその不完全な側溝に、あるいは用水

ここに放流されるため水が汚れ、かつ悪臭を放つなど、緑と清流の日野市にふさわしくない個所が至るところに存在しているのであります。また、区画整理の終わっていない地域、あるいは新たに転用された宅地においては側溝すらもなく、旧態依然とした吸い込み方式に甘んじている状況であります。最近、新聞紙上で明らかにされておりますが、日野市自治体問題研究会が市民千人を対象に行ったアンケートによれば、生活環境で改善してほしいものでは医療施設が二七・四％でトップ、下排水が二六・五％でそれに次いでおります。また同じアンケートの中で、日野に永住、あるいは当分住みたい人が合計で七一・八％、地域の整備計画に参加、あるいは協力する人は合計で七九％にもあがっております。この結果からもわかるとおり、市民は日野を愛し、日野に住み続けたいと願い、また、環境をよくするためには協力を惜しまないという前向きの姿勢が明らかにされております。先般、青梅市では一部の地域に流域下水道が完成し、使用が開始されました。そして昭和五十七年には市街化地域の大部分に流域下水道が行き渡るといわれています。当、日野市においても、市民みんなの願いである流域下水道網の完成を森田革新市政の最大の目玉政策として強力に推進し、一年でも二年でも早くゴールに到達させなければならないと考える次第でございます。ここで、流域下水道網の完成のために、どのような計画をお持ちになっているか、次の各項目について質問をいたします。

一つには、万願寺地域の区画整理でございます。日野市は高い地域からの区画整理を実施されて、最初に多摩平・平山台区画整理、現在行われております神明上区画整理、終わっておりますけれども四ツ谷下区画整理が実施されましたが、肝心な終末処理場ができる万願寺の区画整理が行われなければ、流域下水道の本管を通すことができないのではないですか。市長は下水道元年と、憲法記念行事に市民の皆さんにＰＲされましたが、下水道問題は市民多年の願望であります。次の点を質問します。終末処理場用地確保の見通しと、事業決定の時期がいつごろになりますか、お伺いいたします。

二つ目といたしまして、万願寺地区区画整理の青写真を示していただきたい。事業決定などの時期がおわりでありますればお伺いをいたします。

三点目といたしまして、稲城・多摩幹線流域下水道は昭和四十年ころに決定されておりますが、多摩、稲城は、多摩ニュータウン流域下水道として完成をしているが、百草、落川地域をいつごろおやりになりますか、お伺いいたします。

次に、流域下水道の完成のためには排水管を埋設する道路が必要であります。下水道計画と一体であるべき道路計画の青写真を示していただきたい。

次の点は、流域下水道の完成には一口に十年かかると言われ

ていますが、さきに述べた日野市の実情では十年間、座して待っているわけにはまいりません。この期間の短縮について市長として政治生命をかけ早期に実現していただきたいのであります。ついては、完成までの年次計画を示していただきたいと思います。

次、流域下水道の完成まで、代替施設としては側溝に頼らなければなりませんが、この側溝は、前に述べたごとく、不完全極まるものであります。したがって、側溝の根本的改修や、いまだに吸い込みに依存している地域に対する施策が施行して、行われなければならないと存じます。この暫定措置についても、年次別に改善計画を示していただきたいと思います。

次に、流域下水道の建設に際しては、その費用の一部を受益者負担という名目で市民に負担させるか否か、明らかにしていただきたいと思います。

次の点は、流域下水道が完成までの暫定処置の一つとして、側溝のない地域に対しては、立川市に見られるように、市が経費を負担して、共同吸い込み方式を実施する考えがあるか否かお伺いいたします。

以上の点について、各関係部長並びに市長から、詳細に報告をお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　大越久雄君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それでは御質問にお答えします。

まず第一点は、万願寺区画整理の関係でございます。その中で、一つとしまして、終末処理場予定地の決定の見込みと、こういうようなことでございますが、これにつきましては市長の方で、市政報告で御報告申し上げましたが、目下、この予定地周辺の自治会、あるいは住民権利者の方々の御理解を得るべく、鋭意努力しておりまして、必ずまた、これについては御理解を得て確定をしなければならないと、こういうふうに思っているわけでございます。

それから、万願寺区画整理の青写真ということでございますが、これにつきましては以前にこの区画整理を実施をすると、こういうようなことで地域の説明会を持ってこれの実施を進めてきたわけでございますが、その時点のもので申しますと、高幡橋のところから二・二・二という計画線がございます。それがずっと北の方に延びまして、日野橋の付近に出ると。この線と、それから中央高速道の南ですね、それ以南、浅川、多摩川、これにはさまれた地域、もちろん、処理場の予定区域を除くわけでございますが、ここの百十六ヘクタールと、こういうことで一応決められておるわけでございますが、これにつきましては処理場の予定地が確定をいたしますその部分を除いて、その地域を区画整理の地域とすると、こういうことでございます。

それから、事業決定の時期と、こういうことでございますが、これにつきましては下水道の方の計画決定、これを今年度に何とか取りたいと、こういうことで来年度、下水道の方の事業決定と。そういうことになりますと、一年おくれて五十五年ということになりますか、ともかく、この事業の性格としまして、下水道とそれから区画整理とは並行してやっていかなければうまくいかないと、こういうふうに考えておりますので、一年おくれ、前後して事業に入らなければならないと、こういうふうに思っております。

それから、その次の、南多摩流域下水道の区域のことだろうと思います。百草、落川地域がこの区域に入っておるわけでございます。そういうことで、これにつきましても向こうの処理場はすでに稼働しておるわけでございます。ただ、前にも御説明申しましたとおり、大栗の幹線がおくれておると、こういうようなことで、大栗幹線につきまして都並びに国の方に早期促進方を陳情、要望しておるところでございまして、これらにつきましても、その見通しとの兼ね合いで、この地域につきましては区域が決定されておりますので、日野市としての事業決定と、こういうことの中でできるだけ早くこの地域についてやっていきたい、こういうふうに思うわけでございます。

それから道路計画の青写真と、こういうことでございますが、この下水道につきましては基本方針案にもございますように、ともかく現状の道路並びに用水路敷に入れると、こういうふうなことの原則的なことが確認されておるわけでございます。ただし、この管がかなり、下流におきましては太くなると、こういうようなことで現状の道路には入れるのはむずかしいんじゃないかと、こういう御指摘だろうと思いますが、これらにつきましては先ほども申しました万願寺区画整理の関係で、この地域については計画の道路に布設していくと。そういうことで、その他計画道路につきましても、二・二・十のような場合、計画道路の見通しが十分立っておるようなところにつきましては、この路線に先行して入れていくと、こういうようなことも考えられるわけでございます。

それから、短期的の対策というふうな御指摘でございますが、特に下水道のサイズとしましては、短期的に対策というものもないわけでございまして、これらにつきましては現状実施しております、建設部におけます土木、あるいは管理の方からこれらについてできるだけ市民の方の環境衛生の立場からこれらについて対応していくと。こういうことについては現在やっておるわけでございますが、それらをさらに十分していきたいと、こういうふうに思うわけでございます。

なお、下水道の布設につきまして、費用の受益者負担と、こういうようなことの御質問ございましたが、これらにつきまし

ても基本方針案におきましては受益者負担をとって事業を早く進めていくんだと、こういうふうな方向を打ち出しておるわけでございます。そういうことで、その額、時期につきましては、これはかなり先になるかと思いますが、そういう方向でいくわけでございます。

なお、最後の側溝のないところですか、共同吸い込み槽と、こういうような考え方につきましては生活環境部の方で何かあったらお答え願いたいと。私の方では特別にお答えがございません。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　生活環境部で何かありますか。最後の共同吸い込み方式の件は……。生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　お答えいたします。共同吸い込み方式をやるということについては特段の考えはございませんですが、ただいま当市におきましては、地形、あるいはそういう物理的条件のために側溝に排水を流せない家庭につきましては、その吸い込み方式が目詰りしたような場合につきましては清掃課の方で出動して、要請があれば一リットル二円という単価でくみ取らせていただいているわけです。ただし、その二円の単価の中で、一円は市が負担していると。そういう制度があるということを一応御説明いたしておきます。

○議長（秦　正一君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　具体的な内容について、市長の方では広報で市民に全部出してありますから、私の方でパーセンテージとか何とか言わないんですけれども、日野市は二十六市あるうち十七番目なんですね。十七番というと聞こえいいように見えるけれども、実際には一四％しか下水道は完成してない。それが市で実施したものというのは多摩平の住宅公団が、当時革新市政であった、当時町長の時代に行った。その後については、とにかく百草、高幡、こうした団地のみが確かに下水道ができておるんだけれども、人口はここにも書いてあるとおり十三万八千人。世帯数にしては四万五千を越しておる現在、だんだん、だんだん用水は汚れ、川は汚れ、その反面、市長は日野市には緑と清流を取り戻すということで、今度機構改革もなされて、何とかしていっときも早く機構改革に沿って―機構改革だけしたって緑と清流は下水道ができない限りにおいては、ぼくは取り戻すことは困難だろうと思うんです。ただこういう見出しだけりっぱに市民の前に出してみたって、実現不可能なことの機構改革だけやったって、それで市民は喜んでいないと思うわけです。（笑声）はっきり、やはりやるならばやるという、下水道の部長くらい置いて、これは短年度にやるだけくらいの本気になってやらなきゃならんと思うんです。とにかく市長の責任でないというようなことであるけれども、引き続き市長になったからには多摩平が先やっちゃったとか、あるいは平山台が先に終わったから、高きから低きに水は流れる、

その万願寺がいまだできてないため処理場用地も現在、確保されていない。これに政治生命をかけるぐらいやってるんだということを、市政報告なりあるいは広報等でもＰＲはしてるんですけれども、現実はそうでないと思うんです。やはり、現実を踏まえてこそ市民が信頼をし、（「がんばれ」と呼ぶ者あり）なおかつ、それに向かって協力もあるだろうと思うんです。いま答弁されてない中には、もちろん現在の道路、それから二・二・十とか、こうした道路については答えられておりますけれども、こういう用水とかそれだけで間に合うんですか。道路も示していただきたいというのは、生活道路も含みながら、やはり開発というものを根本に考えない下水道というものはあり得ないということを考え、処理場用地はもしできたと仮定しても、一体どこからそれでは本管を引っ張ってくる――現在の道路の中に、あるいは用水に本管を埋めてきて、それで間に合うということならば私たちはそれで間に合わせていただくという考えは持ってますけれども、いま一・三・一とか一・三・二とかいう問題もあります。これらも含めて具体的に埋設をする考えがあるのかないのかくらいは、やはり計画を持ってこれから立案するからにはあるだろうと思うんです。こういう青写真のない中で下水道を幾ら唱えてみても空文にしか過ぎないということを私たちは言いたいんです。せっかく下水道元年を唱えたのは、一年度は処理場をつくるのが下水道元年か、来年からはそれではどこをどうやるんだということについて、やはり市長はこれに対して、下水道というものはこんなもんだということだけ市民にＰＲするんでなくて、今度はこの地域とこの地域は具体的に今年度において、来年度において実施をしていきたいというくらいのものを、青写真を示してこそ、真のやはり下水道に対しての意気込みが市政の中に表われているということを市民が信頼をするだろうと思うんだけれども、その点について再質問をいたします。三鷹のごときはですね、とにかく第一番で九九％が鈴木市長の時代に完成をしておるわけです。この中には当時問題はありました。ただいま聞きました中に、受益者負担はあるのかと、受益者負担は今後考えられますという答弁ですから、それならばやはり三鷹の市長が行ったように九九％はすぐ市長の任期中には望みませんけれども、少なくとも三〇％とかということについて、やはり具体的に示していただくことが市民に対する政策の一端であろうと私は考えます。

それでもう一つは、最後に生活環境部長から回答されました、それならば下水道ができない地域ですね。暫定地域で吸い込み方式の共同式で、その負担を市でもって実施する考えがあるかということを質問しましたけれども、くみ取りで一円程度は補助をしておると。いま豊田の駅前とか、ああいう市街化区域の市街地で、商業地域ですらも側溝が完全でないために、やむを得ず吸い込みをしているというような地域が日野市内では至る

ところに見受けられるわけです。こういう地域に対しては、やはり共同吸い込みくらい考えるか、あるいは側溝を、昨年の請願には通っておるそうですけれども、改修するくらいの意欲を見せてもらいたいと私は考えるんですが、その点について再度質問をいたします。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　下水道の必要なるゆえん、それから日野市のおくれている事情、これはもういまさら申すまでもないわけでありまして、なかった下水道計画の、まだ案ではありますけれど、方針を持つところまで一つの考え方を進めたという状況が、今日の状況であります。そして、処理場、つまり縮小いたしまして約十八ヘクタールでありますが、この用地が確保できるということが下水道事業の、私は五〇％の決め手であると思っております。したがって、まず何と言いましても処理場地域の権利者、並びに環境の影響のある方々に徹底的に御理解をいただける応対をとってまいりまして、そうしてまず確保の可能性をつくると。これによっていよいよ計画決定ができ、都の当局がいよいよ本仕事に取り組むわけであります。つまりわれわれは、いま生みの悩みと言いましょうか、その段階にあるわけでありまして、いま青写真を示せ、あるいは期間を短縮せよというふうな具体的なことを言われましても、その気持ちはよくわかりますけれど、ちょっと大越さんはその時間を急いでおられると。（笑声）つまり、こういう大きな仕事でありますし、特に何事にかかわりませず、その、下水道に対しますいままでの処理場地域は環境的にどうしても不快施設であるという認識がありますので、それを新しい方式によりまして、新しく開発された方式によりまして、不快施設ではないということの徹底的な問い詰めを、われわれ自身がやって住民の理解を得るということがまず第一の基本であります。そういう過程にあるわけでありますので、一層いまの御指摘を御鞭撻と考えて励む所存でございます。それには、確かにおっしゃるとおり、もちろん大きい計画を持たなければなりません。したがって、今年の秋ごろ、あるいは年内に方針案という形で示しておりますいわゆる基本計画を、案を外しまして、方針ということにいたしたい。そして行政上の、都市計画行政上の計画決定を取りつけていくと。そこから来年の仕事がまた組まれるわけでありまして、下水道元年といいますゆえんはそういう意味であると、そのように御理解をいただきたいわけであります。もちろん、その構想の中には年次計画的な構想、それから青写真的な構想、いずれも具体的に表とか図面でお示しできる段階ではございませんけれども、もちろん伴っておることは現実に所在するわけであります。それから、あわせまして、一方の下水道処理場施設の計画決定と、それから万願寺区画整理事業の事業決定等は非常に関連を持つ仕事でございますから別の事業で

はありますけれども併行して行わなければならない、こういう密接不可分の関係をあわせて進めなければならないという状況であります。幸いに議会にも下水道特別委員会をつくっていただいておりますし、どうか全市的な御理解のもとに事業が進捗できますように、言われますところの政治生命もかけて取り組む、これが私の大きな念願でございます。大ざっぱに言いますと昭和六十年という年限を目標といたしまして稼働ができるような、一部の稼働が可能であるような、そういう見通しを持ち、七十年にはいまの都市が形成されております日野市の全域に普及させたい、これがごく大ざっぱな年次計画の見通しであります。

　幸いと言いましょうか、三鷹市は確かに九十何パーセントの普及率であると言われておりますけれど、わが市の場合は御承知のとおり、流域下水道方式、それから分流式、三次処理方式と、一番日本で進んだ方式を採用するわけでありますし、処理場も全面覆蓋、グラウンドや公園として、施設が表面に見られないような、そういう表面からは見られないようなそういう施設にしようということが東京都の当局、それから建設省も含めて設計の概念が進んでおりますので、ごく来年あたりには具体的なそういう絵がお示しできるようにしたいものだと、こう考えております。

　それから、じゃあそれまで待つわけにはいかない地域がたくさんあります。つまり、今日流し場がない。家庭の雑排水を流すところがない。あるいは吸い込み方式で穴に流しても短い期間で目詰まりがしてしまって吸わなくなってしまう。つまり、一番市民の方の生活に、不便というよりも難渋をかけておるということが現実にありますので、これらにつきましても、道路によりましては、道路の側溝を整備して受け入れるようにし、あるいはその吸い込み槽も掃除ができるように若干の助成をし、いま言われましたような、立川が行っておるといいます共同吸い込み方式等につきましても、どうにもならないところは、その用地が確保できますならば検討に値する課題である、このように考えるわけであります。

　いずれにいたしましても、御指摘の点はまさにわれわれが日夜一番中心の課題として取り組んでおる内容でございます。一層努力をすることを申し上げましてお答えといたします。

○議長（秦　正一君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　方針は大体、市長から示されましたからわかりますけれども、何といっても終末処理場を明年度に、憲法記念日にも説明したとおり、今年末には事業決定までこぎつけたいと、そう言っておったでしょ。（「計画決定」と呼ぶ者あり）計画決定ですか。（笑声）計画決定では下水道元年にならないと思うんです。ただ絵をかくだけでね。ぼくはやはり、事業決定までもっていくのがね、それでなければ

後はそこにできたときに初めて万願寺も区画整理にしなければ、よその地域から下水道管を埋設して稼働させるということは困難な問題じゃないかと思うんで。問題点は、やはり市長は下水道にばかり取り組んではいられないだろうけれども、やはり、全市にわたって下水道という問題については説明をなされておりますね。説明された地域においては、下水道やってくれるんだから非常にうれしいと、ありがたいというような気持ちを持って、どんなふうになるだろうという関心も持ってるんじゃないかと思うんです。しかし日野市は、御案内のとおりですね、区画整理が全部終わっているわけじゃないんです。非常に、平山にしろ旧市内にしろ、区画整理の終わってない地域は道幅も狭く、本管を埋設できるような地域というものは少ないだろうと思うんです。こういう地域の関係について、それならばこの地域開発のために、ひとつ区画整理を行っていこうじゃないかというようなことについて、これは下水道と関連をしていくんだというようなPRをしていくことによって、下水道という問題が初めて説明ができるんじゃないかと思うけれども、現在の既設の、至る所で道路があればうちをつくる、自分で買ってくるのはやむを得ないから安いとこ安いとこと買ってくる。そうすると、道路があろうがなかろうが建築許可が下りるところについては、向きがどうであろうとこうであろうとやむを得ず、こういう時代ですから建築をしてしまう。それがだんだん、だんだんふえてきてしまって、道路が真っすぐでもないし、何でもないと。こういう地域に果たして下水道が、説明しても入るのかどうか。こういう問題のPRの方が、ぼくは大事だと思うし、もう一つは、政治生命をかけて、少なくとも万願寺の終末処理場というものの事業決定に、今年度くらいには持ち込めるくらいにしていただきたいと思うんですが。

それから、いまおっしゃいましたが、立川ではそういう地域が、やはり砂川地域にあるそうです。その関係で、旧市内には合併後以前の問題についても若干あるそうですけれども、そういう地域に対して立川は河川とかそういうものが少ないために、どうしても吸い込みによらざるを得ないと、下水道ができない地域に。そのために、五軒以上の方がまとまって共同式の吸い込みをすれば、それは全部掘ってくれて、そうして、それには規制を加えるそうです。お勝手の水をそのまま流したり何かするとすぐ詰まってしまいますから、そういう技術的な研究は今後していただいたとしても、そういう地域に対して、待っているのはその方が市民が待ってるだろうと思うんです。下水道はあしたから来るわけじゃないですから。そういう、その暫定的なことについても、やはり日の当たるような施策を、やむを得ないからとってもらいたいというのが市民の気持ちであり、希望であろうと思うんです。この点について市長はどう考えるか、もう一回だけ質問をします。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　すでに家があり、しかも排水装置がつながってない。つまり、吸い込み槽で頼っているというようなところが市内にも相当個所あるわけでありまして、一番、われわれとしてもよく聞いております向川原の市営住宅の周辺というのは、市営住宅の周辺にだんだん家が建ち進みましたけれども、排水場がないということでしたが、今回、一つの大きな排水系統をつくりましたので、それに今後枝線をつないで収容することが可能でありますので、それによってかなり大きい解決が可能であると、こう考えております。

それから、豊田の南口が確かに困っておられるということを、よく承知しております。どういうふうに排水をすることが可能であるかということになりますと、やはり、将来の下水道計画に合わせて一本、道を通すということが必要であるということに帰するわけであります。そのこともぜひひとつあわせて行い、交通と排水を解決をする基本の施設を行わなければならないと考えます。ただ、当面の処置を放っておくわけにもまいりませんので、いまお示しがありましたような共同吸い込みということで、うまい場所があって、そうして可能でありますならば検討いたしたいということです。ただ、いまごろ建て売り住宅がどんどん建ちますが、排水装置もないというようなところには、これからは指導によってある程度の規制措置をやっていかなければならない、こういうふうに感じております。つまり、私ども聞くんですが、高い買い物をなさって、しかもその方は自分のうちの排水がどうなっているかということも必ずしも調べてなかったという結果、貯留槽になっていて、毎月一万円以上もくみ取り料金がかかる、市で何とか補助をしてくれないかと、こういうふうに申し込まれますけれど、建て物そのものが、つまり生活のできない状況のもとに、営業ということでできている面もありますので、そういった点をある程度規制しなければいい町づくりにはならない。また、せっかく住みつかれても市民の苦情がすぐできてくるようでは困るわけでありますので、そういう面の、ある程度の指導というものを可能のようにいたしたい、このように考えておるわけであります。

○議長（秦　正一君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　これ以上質問しても、すぐにあすから下水道ができるわけでございませんけれども、とにかく、議員三十人がすべて公約してきたことであり、なおかつ、その地域から出ておる方々に対しましては、特に万願寺地域についての問題等があるんですけれども、もちろん自分が公約したことですから、市長を叱咤勉励しながら私たちも協力をいたしますから、その地域の方々についても十分地域の方々に御協力をお願いいたしまして、私の質問を終了させていただきます。

（拍手）

○議長（秦　正一君）　これをもって四の一、下水道事業に関する年次計画を示せに関する質問を終わります。（「続行」と呼ぶ者あり）

一般質問五の一、河川敷の積極的利用と市民団体への助成についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

（二十五番議員登壇）

○二十五番（米沢照男君）　河川敷の積極的利用と市民団体への助成について質問をいたします。河川敷の利用については、すでに四十九年の六月議会で共産党市議団の橘議員が問題提起と積極的な提言を行ってきております。浅川、そして多摩川の自然を生かしながら、遊歩道、あるいはスポーツ公園、子供の遊び場、さらにはサイクリング道など、市民の憩いの場として河川敷を利用していく。特に現在のように土地の確保が非常に困難になってきているこういう中で、河川敷を利用していくということが大きな課題であろうと考えております。しかし、この五、六年の間、経過をたどってみましても、行政として施策を打ち出すということが表面的にはほとんど見られないまま経過をしております。もちろん、必要な流水量を確保しなければならない、堤防や河川を保全しなければならないという建設省の立場、そして抵抗もあって、なかなか思うように河川敷の利用ができない。こういう事情もわかりますけれども、しかし現状からみて河川敷を利用し市民の要望にこたえていく、こういうことがとりわけ大きな課題になっていると私は考えております。そこで二、三お尋ねするわけでありますけれども、一つは今年度の当初予算に浅川河川敷の調査費が百万円計上されました。現時点で、どのような構想を持っておられるのか、この点についてお伺いをしたいと思います。この調査の結果を待たなければ全く何もないと、白紙なんだということなのか、ある程度の構想を持ってこの調査費を計上したのか、この点について一点伺いたいと思います。さらには、この調査の結果に基づいて具体的にはどのように施策として具体化しようとしているのか、この点もあわせてお伺いしたいと思います。

それから、これまでの議会での答弁の中で、河川敷の利用については、四十七年度にすでに建設省に文書をもって申し入れを行っていると、文書を提出しているということが明らかにされております。すでに六年経過しておりますけれども、その経過の中でどういう折衝がされ、建設省からどういう対応がなされたのか、この点についてもお伺いをしたいと思います。

三点目は、この五、六年の経過の中で、市としてスポーツに対する施設の要求が非常に高まってきております。なかなか市の方のスポーツ施設の建設、実現がはかどらない中で、住民団体、市民団体が自主的に河川敷を整備をしてそれを利用していくという積極的な活動が一面では見られます。私の知っている範囲でも、平山だけでも大小合わせて六つのグラウンドと言いますか、広場ができ、またできつつあります。それ相応に市民のそれぞれが費用を負担し合って整備をする、そして自主的に、管理まではいかないでしょうけれども、協力してそれを利用していくと、一つのこれは市民運動だと思います。一方では、行政の立場で全く建設省の対応が必ずしも期待どおりにいかないということも背景にはあるでしょうけれども、何らの施策も打ち出せないまま今日に至っていると、こういう現状であります。私は、少なくともスポーツ振興を施策として、あるいはスローガンとして掲げている以上は、行政として何らかの施策があっていいんではないだろうかと、こういうふうに思います。いろいろ対応はあると思いますけれども、この点について何らかのお考えがあるかどうか、この機会に伺っておきたいと思います。以上、質問をいたします。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　ただいまの御質問に対しまして、まず第一点の、今年度の調査費百万円を持っております調査をどのようにやるのか。あるいは、その結果に基づいて河川敷の利用を行うのかという御趣旨の御質問でございますが、この調査費百万円につきましては、私ども、市長から命ぜられましておりますのは、単に河川敷の利用のみではなく、浅川全体の総合的な利用という点で専門的な機関に調査を委託したいということで予算を持っているわけでございます。河川敷の利用につきましては、もちろんその一部でございますが、この結果、調査の結果によって、どのような河川敷の利用が行われるか影響がありますが、私どもとしましては、河川敷の利用については河川敷の利用として内部で現在、調査を実施しております。どの地点にどういうふうな利用が可能であるかということを事務サイドでは検討しております。これは浅川に限らず、多摩川も含めてでございますが行っております。

それから、二番目の四十七年度に建設省に文書を出しているが、その後どうかという御質問でございますが、これにつきましては、あれは五十年度だったかと思いますが、例の狛江に大きな水害がありました。大水がございまして、相当いろいろな問題が新しく出てまいりまして、建設省の方も非常に慎重になっております。河川敷の利用につきまして、それが治水に大きな影響があるということから、相当慎重になっておりまして、私どもとしましても建設省の方針に大きく反するようなこともできませんし、種々の点を考慮しながら、建設省に対しまして自治調査の結果をもとにしまして要求をしていきたいと考えております。河川敷の利用は、御承知のとおり、たたいま申し上げました治水の問題、それから自然環境の保護の問題、これが絡みますし、さらには実際に利用するという場合には工事費がかかる。そして、その工事費をかけてやって、たとえばこの前

○大雨のときなどは、一部やはり、せっかくつくったものが流出するというようなこともあるわけでございます。そういったことを慎重に検討しながら建設省と相談し、できるだけ市民の要望に沿う形で河川敷を利用したい、そう思っているわけでございます。

三点目でございますが、市民の方々が自主的にそういった河川敷を利用しているということはある程度承知しております。この場合に、私どもとしましてはできればこれは一部の方の利用ではなくて、市民だれもが利用できるものであるべきだと思いますし、そういう意味で開放的な利用を進めていきたい。そして、市民の方が自主的にやることも結構でございますが、建設省と正式に交渉し、許可を得た上でやるべきではないかというふうに思っているわけでございます。そうして、開放するということを前提にして大勢の市民の方に使っていただくというふうにもっていきたい、そう思っているわけでございます。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　二点目の質問ですけれども、今年度の予算計上との関連でただいま答弁ありましたけれども、浅川の河川敷の利用については事務当局内部でその計画を煮詰めているという答弁でございましたけれども、これはいつごろまでにこの計画がまとまるか、その点一点お伺いしたいと思います。

それから、建設省へ四十七年度に文書をもって提出をしてあるわけですが、これはいまの答弁で余りはっきりしませんでしたけれども、その途中で狛江の決壊事故があったということから、具体的な折衝がされないまま経過をしていると、こういう理解でいいのかどうかお伺いしたいと。

それから、三点目の住民団体、自治会や、あるいはスポーツ団体が自主的に整備をして利用をしていると、この広場ですけれども、これをもちろん、行政として何らかの施策をするということになれば、広く一般に開放する、これは当然だと思いますけれども、この点については、積極的な立場から周辺整備も含めて何らかの施策を打ち出していただきたいと、こういうふうに思います。二点について再質問いたします。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　いつまでにわれわれの調査が完了するかということでございますが、はっきりいつまでということはちょっと言いにくいことでございますが、ちょっと長めに見ておきまして、ことしじゅうには終わらせたいと思っております。

それから次の、建設省に対する文書を出しましたその後のことでございますが、確かにおっしゃるとおり、具体的にという交渉は、例の水害の問題がありまして、しておりませんので、私ども調査しまして、これから新規まき直しで、あの文書は文

書としまして、新規まき直しで建設省と新しい条件の中で話を煮詰めていきたい、こういうふうに考えているわけでございます。以上です。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私どもの日野市に一つの大切な公共空間に河川があるわけでありまして、その河川を何とか市民生活とつなげて利用すると。つまり、ふだんはたくさんの河原があるわけですし、さればと言って、一朝大雨が降りますと、両岸の堤防を満たすくらいに水がまた流れるときもあるわけでありまして、その川の空間を利用するということにおきましては、むしろこれは、私は市民サイドでとにかく足で道をつけるとか、足で地ならしをしたと、こういう結果であれば管理官庁であります建設省から、そう大きな苦情は来ないわけでありますけれど、日野市が表から入って、一つの契約とか、あるいは認可とかいう形で持ち込みましても、特に浅川の場合はほとんど可能性が薄いと、こう思わざるを得ないわけであります。狛江の水害事件が四十九年ですが、あれ以来、非常に建設省の当局が、責任という立場において河川敷利用がかたくなってしまったということが非常にはっきりしておりますが、また一方に、同じ当局の考えの中にも、しかし、まあふだんは広場になる河原があるわけだからして大目にみようと、あるいは何かすることも認めようという意見もだんだん上がっておるようでありますす。そこで、私どもはぜひひとつ、もう最後の広場というべき河川敷を、余り金をかけないで、公式なグラウンドとか公式な広場というわけにもいきませんが、何とか近くの住民の方々が利用できるように、あるいは自主的にひとつそういう仕事を、——仕事というか利用を、内心は進めたいというふうに思っております。相矛盾する面がありますので、私はこの議会が終わりましたら、ぜひ一度、河川局に出向きまして、責任のある方にわれわれの考え方をひとつ陳情したいと、そしてもう少し、特にこの市内を広く流れております浅川の河川敷を、これを何とか市民に利用活用が、きちんとした施設としてではなくて、自然を利用するという形で利用が可能であるようにお願いをしてまいりたいと、このように思っております。予算計上の調査費も、そういった意味でありまして、経費として非常に不十分ではございますけれど、大まかなこの利用設計、その次にある程度細かい利用計画をつくると、こういう順序で、せっかくのこの町の中の川ですし、大切な公共空間でありますので、遊び場であるとか、あるいは自然と接触する場所、あるいは水と接触をする場所と、そういうことで、自然豊かな、この日野市として当然やらなきゃならない課題であろうと、こう思っておるわけでありまして、すぐ調整ができるかどうか、私はまあ、手ならしで平らにしなさいと言ったってこれは無理なことですから、機会があればちょっとした許しを得てブルぐらいを入れる

ことができないものだろうかと思っておりますので、そのあたりも当局と御相談をしようと思います。しかし、いまのところはちょっと河原のことを何かいじっておりますと監視員の方が飛んで来て、いけないと言われると、こういう状況もありますので、できればその、川舟遊びだとか、魚釣りだとか、こんなことぐらいはできる川にしたいもんだと、こういうふうに考えております。何とかそれを実現を図りたい、その努力をいたしてまいりたいと思います。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　それでは最後に意見を述べて終わりたいと思いますけれども、いま市長の答弁にありました、住民が自主的に整備をし利用をしていくと、このことを決して私は否定するつもりはありません。これはこれで積極的に住民サイドで進めて結構だろうと思います。しかし、浅川全体の河川敷、多摩川もありますけれども、さしあたり、予算化された浅川に限って言えば、浅川全体の河川敷を市民の要求に沿って、どう効果的に利用していくか、しかも河川敷としての自然も、ある程度保全をしていかなければならない、そういう中での利用であります。そして、建造物も一切認められない、こういう中での利用でありますから限度はあります。さらには十年に一遍ぐらいは大水で流されるかもしれないという、余り金はかけられないという、そういう条件でありますから、その

利用についても限度はありますけれども、冒頭申し上げたスポーツ公園とか遊歩道とか、遊び場、サイクリング道など、市民の要求に沿った憩いの場としての利用計画、これが住民サイドだけで自主的に整備をされ利用していく、行政側は横目でにらんで経過をしてしまう、こういうことでは効果的な利用という点で必ずしも理想的なものはできていかないだろうと思うんです。したがって、先ほどの答弁で、今年度中には浅川の利用計画がまとまるということでありますので、ぜひ、現状を踏まえた上で、あっちもこっちもグラウンドばかりというような状況になってしまっては、私はまたいけないんだろうと思うんです。そういう点で、早く手を打っておけばよかったな、ということのないように、ひとつ計画を早めて、そして施策として市民の要求にこたえていただきたい。

　それから建設省の抵抗も再三申し上げるように、河川としての保全という立場から、かなり強いものがあります。それも十分承知の上、質問しているんですけれども、それもやはり市のまとまった構想なり計画をぶつけていかなければ、これも話は前に進まないわけですから、まず計画を持って建設省と折衝していくと、このことがとりわけ大事な点だろうと思います。交渉もひとつ、積極的にやっていただくように強く要望して私の質問を終わります。（「終わり、終わり」「続行」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　これをもって五の一、河川敷の積極的利用と市民団体への助成に関する質問を終わります。

　本日の日程はすべて終わりました。本日はこれをもって散会いたします。

午後四時三十二分散会

六月十四日　水曜日（第三日）

昭和五十三年
第二回定例会

日野市議会会議録

第二十一号

六月十四日　水曜日　（第三日）

出席議員（二十九名）

一番	黒川重憲君	十七番	石坂勝雄君
二番	市川芳太郎君	十八番	滝瀬敏朗君
三番	秦正一君	十九番	林重義君
四番	飯山茂君	二十番	市川資信君
五番	川嶋博君	二十一番	島村孝志君
六番	中山基昭君	二十二番	大越久雄君
七番	大柄保君	二十三番	一ノ瀬隆君
八番	田中鯛一君	二十四番	竹ノ上武俊君
九番	藤林理一郎君	二十五番	米沢照男君
十番	谷長一君	二十六番	杉山寅三郎君
十一番	名古屋史郎君	二十七番	高橋通夫君
十二番	本間久君	二十八番	佐々木昭雄君
十三番	鈴木美奈子君	二十九番	正国務君
十五番	板垣正男君	三十番	三浦重春君
十六番	奥住芳雄君		

欠席議員（一名）

十四番　橘祐子君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	森久保三次君
収入役	杉本好次郎君	都市整備部長	成井正夫君
企画財政部長	前川恒雄君	水道部長	中島武男君
総務部長	加藤一郎君	病院事務長	加藤一男君
市民部長	田倉高光君	教育長	倉又秀作君
生活環境部長	生野清君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助君	書記	五十嵐隆君
次長	朝倉敏夫君	書記	荒井一雄君
書記	鈴木晴彦君	書記	平川雅弘君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　川久保友子君

議事日程

昭和五十三年六月十四日（水）
午前十時開議

一　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一

午前十時十七分開議

○議長（秦　正一君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十二名であります。

日程第一、一般質問を行います。六の一、防災についての通告質問者、大柄保君の質問を許します。

〔七番議員登壇〕

○七番（大柄　保君）　おはようございます。

ただいま議長の方から御指名がございましたので、私、市民クラブ（民社党）を代表いたしまして、六の一、防災対策についてということで質問に入らせていただきたいと思います。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）

私は防災対策について質問をいたしますけれども、本年もまた雨季の季節に入ってきたようなわけでございます。これで、雨による被害も新聞等によりますと各地において被害が続出しております。そしてまた、一昨日ですか、あの地震等による災害というようなことでございます。「災害は忘れたころにやって来る」、この言葉、これは言葉だけでは済まされない問題でございまして、災害についてはふだんからの心構えが必要と思います。

当日野市においても、これらの災害対策について、市長初め市安全対策課を中心として、役所内に災害対策組織がつくられておりますけれども、これらの組織の強化につきましては、きのう社会党の本間議員の質問によりまして、総務部長の答弁の中で、「これから強化をしていく」というようなお話がございましたので私もこの組織要綱についてはわかりましたけれども、とにかくいろいろな面において、ふだんの態勢が必要ではないか、このように考えているところでございます。当市においても、市並びに消防団のこれらのいろいろな災害について日夜訓練を重ねておりまして、このいろいろな対策に努力をいたしておりますことは、私どもとして感謝するところではありますけれども、まだまだ、御存じのとおり市内にはせっかくのこれらの消防訓練なり行った結果が発揮できないような狭いような場所がたくさんございます。直接に消防自動車が進入できないような所だとか、例を挙げれば東町の奥の方だとか、あるいは万願荘、石田、新井、百草、落川、三沢、高幡、程久保、平山、全地域にわたりましてまだまだ本当にこれでもいいのかなあというような場所がたくさんあるのでございます。そこで地震等が発生した場合には即、おとといの地震でもそうですけれども、火災発生というような危険がいっぱいであります。また、不慮の出火などに初期消火を必要とする何らかの設備が必要ではないか、このように考えてこの初期消火を目的としてだと思いますけれども、各自治会に対しまして消火器の備えつけが要綱で決められておりますけれども、まず第一点といたしまして私はお伺いをいたしますことは、現在、各自治会へのこれら消火器

の配備がどうなっているのかということをお伺いをしておきたいと思います。

また第二点としては、これらの薬剤の交換、また関係自治会に対しての訓練等はどうなっているのか、これが第二点でございます。

次に第三点としては、四十八年の二月八日から適用ということで日野市消火器交付並びに設置要綱というのがりっぱにございますけれども、今後、この要綱に従って配備計画はどうなっているのか、まず、とりあえずこの三点をお伺いをしておきたいと思います。お願いします。

○議長（秦　正一君）　大柄保君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それではお答え申し上げます。

第一点目の自治会の配備状況でございます。これにつきましては、現在は、四十八年から三年計画で都費によりまして六百七十本設置してございます。そのほか、自治会等から要望がございまして、その後約百本、これにつきましては市費でございますけれど、これで合計七百七十本を設置しているという状況でございます。

それから、薬剤の交換、あるいは訓練のことでございますけれど、これの要綱にございますとおり、この維持・管理につきましては自治会にお願いしているわけでございます。そういう中で修理または薬剤の詰めかえ等につきましては、これはグージがついておりますので、要望がございましたらばこれの詰めかえを実施しているというのが実態でございます。それから、訓練につきましても、これにつきましても市の方といたしまして消防署の指導、それから地元の消防団の協力を得まして実施できる態勢、取り扱いの訓練でございますけれども、そういう態勢はできておりますので、要望がございましたらばお申し出ていただければ指導をしていきたいと、このように思っておるわけでございます。

それから、三点目でございますけれど、この要綱に従っての配備計画でございますけれど、先ほども市費で百本ということを申し上げましたけれど、必要があれば極力前向きの姿勢で設置していきたい、このように考えております。以上です。

○議長（秦　正一君）　大柄保君。

○七番（大柄　保君）　いま総務部長の方から一点、二点、三点についての答弁がございましたんですけれども、各自治会に配備になっている状況は本数についてはわかりましたけれども、自治会の、わかりましたらばどこの自治会に何本配置になっているのか、これらについても、私も今後の資料にしたいと思いますので、提出ができましたらば提出をしていただきたいと、このように要望をいたすわけですが、わかったら教えてください。わからなかったら後で結構でございます。

それから薬剤の交換及び訓練などというようなことですけれども、要望があればというようなことですけれども、要望がなければそのままにしておくのかと、このように意地悪く解釈すれば質問者の方はとれるわけなんですけれども、できるものならば市の安全対策課なりが積極的に自治会に対して、「今度はいつ訓練をいたしますから」というような申し入れができないかどうか、再質問です。

第三番目、この要綱に従って今後の配備計画はということですけれども、これから先も順次行っていくということでわかりましたけれども、順次行っていくということは予算化をして年にこの自治会にはまだ足らない所があるからというようなことでやっていくのが、私は順次やっていくんじゃないかと思うんですけれども、要綱があるにもかかわらず、ここ何年来となくそういうふうな動きがなかった、これに対して私は非常に不満をもって理事者に対して質問を申し上げておるところでございます。とにかく自治会の配備を要綱でいけば百二十メートルごとに一個というふうに要綱には決まっておりますので、ぜひともこの要綱どおりにやっていくならば、今後どんどん計画を進めてやっていただきたいと、このように考えているんですけれども、この点はいかがでしょうか。再質問をいたします。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　第一点目の各自治会ごとの資料でございますけれども、これにつきましてはいま手元にございませんので後ほどお渡し申し上げたいと思います。

それから、薬剤の、訓練等の市が積極的にやる必要があるのではないかということでございますけれど、これにつきましても確かに指摘のとおりでございますので、この点も検討していきたいと思います。

それから要綱に従った設置をということでございますけれど、この要綱にもございますけれど、確かに市内全域ということでございますけれど、この中で除かれるのは中高層の耐火建物、こういうようなもの、あるいは大規模事業所で一つの街区を占める地域、こういったところにつきましては設置をしない、省略するということがございます。そういう中で全体を見ますと、確かに世帯数も増加しているわけでございますので、そういった点を加味いたしまして今後十分留意して進めたいと、このように思っております。以上です。

○議長（秦　正一君）　大柄保君。

○七番（大柄　保君）　一点目、二点目わかりましたけれども、三点目のこれからもやっていくというようなことですけれども、これは年間予算としてはどうなっているのか、私もこの質問を取り上げることについて安全対策課並びに消防関係の予算を一生懸命探してみたんですけれども、どこにもこれら

に対する予算化がされていない、このように考えているわけですけれども、この消火器の、これから先もつけていくというんならば当然毎年毎年この予算が当初予算なりにのって出てくるのがしかるべきではないか、このように私は考えているんですが、その点はどうなんですか。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　予算上につきまして新しい設置、ただいま御指摘がございましたけれど、薬剤の交換、こういった面については利用者の中に若干の予算計上をしているわけでございますけれど、この新しく消火器そのものの増設分ですね、これについての予算化は、現在のところは確かに計上してございません。そういう中で、ただいまお答え申し上げましたように今後十分検討いたしまして、どうしても必要な場所につきましては計上をまたお願いしていくということでございます。

○議長（秦　正一君）　大柄保君。

○七番（大柄　保君）　いずれにいたしましても要綱があるんであって、要綱というのは大切なものをこう集約してそして一冊の本にまとめてこれから先もやっていくんだというようなことではないかと思うんです。それと同時に条例等でならばこの壇上に上がってきて私どももわかるわけなんですけれども、要綱はおのおの各その主管課でもってこしらえてやっていくんですが、やはりこれに基づいての仕事ということもしていかなければ、やはり、せっかくできている要綱がむだになる、このように私は考えているわけなんです。そうでありますから、いま総務部長も今後とも十分に検討して必要な所には備えていくというようなことですけれども、もう一つお伺いをいたしますけれども、この要綱でいけば自治会に対しての配布ということになっているんですが、自治会のことについては、補助金等の問題、いろいろなことでもって、ことしの議会から話も出ておりますけれども、いずれにいたしましても、自治会の未組織のところだとか、これらについてはどんなお考えなのか、しつこいようですが重ねてお伺いをしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　自治会の未組織というところでございますけれど、私ども伺うところでは約七〇％から八〇％加入されているということで伺っているわけでございます。したがって、未組織につきましても、現在、自治会に対しましては百二十円の補助金を出しているわけでございますので、そういう中で未組織の中におきましても、その自治会長の責任、その範囲の中に含めていただきまして考えていただきたいということですけれど、その未組織という意味がですね、ある地区の中で全然そういう自治会というものができてないということならばまたちょっと別なんですけれども、そういう意味で、ちょ

っと私の方から質問、なんなんですけれども……、未組織という意味ですね……（「教えてやる」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　大柄保君。

○七番（大柄　保君）　いま、未組織というようなことで、私の方――質問者に対して、逆に総務部長わからないらしいんでちょっと説明をいたしますと、この前の予算審議の中でも私はちょっと言ったような気がするんですけれども、御存じのとおり、いろいろな皆さん方が市内においでになるわけですよね、そして昔からの北原自治会なり、あるいは四ツ谷の自治会なり、平山自治会なりというところに引っ越して来られてその中に入っていくような市民の皆さんならば当然にその自治会の組織の中に溶け込むんで、公務員にしろ、あるいはそのほかの子供会にしろやっていくわけですけれども、たまたま越して来られるというようなところが自治会がないところがあるわけですよ。これは近くにありますよ、御覧になってください。総務部長あんまり出歩かないからわからないかもしれないけれども、この市役所の周りにもあるんですよ。そういうところはどういうふうにされるんですかと、こう言っているんですけれどもね。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　はい、わかりました。

そういう点につきましては市の方でよく調査いたしまして、市の方で進めていきたいと、このように考えております。

○議長（秦　正一君）　大柄保君。（「市長が答弁すると」と呼ぶ者あり）

○七番（大柄　保君）　いずれにしても、決まっていることはやはりやってもらわないとこれは困るわけなんで、私は、もしそういう所から災害が発生したような場合はやはりこれは市の決まったことをしていないという、どこからとなくの指摘が出てくるんじゃないかと思って、やはり決まっていることは決まったなりに年間を通じてでもやるのが、これは市行政の当然な責務ではないか、このように考えて質問をいたしているようなわけです。予算もあることですし、あした、この要綱どおりに設置をしなさいと言ってもしょせん無理なこと、これは私はよく知ってもおりますので、要望になりますけれども、今後、やはり決まっていることはちゃんとそれを遂行していくというふうな、やはり市の行政をやっていただきたい、このように考えております。議員さんの中にも自治会にもちろん所属をしておる者もいるでしょうし、あるいはまた自治会長として地域で活躍をしている皆さんもおられると思います。地域は地域で、まず市がやったんだというようなことで任せておかないで、やはり市のこの担当主管からちょいちょいその自治会に対しまして消火器のこと、きょうは消火器のことですけれども、そのほかの問題も連絡を密に取ってやっていただきたい、このように

要望をいたしておきます。
これで第一番目の質問は終わらせていただきたいと思います。
よろしくお願いします。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　防災のことにつきまして御指摘をいただいてまた新たな発想も持つわけでありますが、この消火器が唯一の防災の材料ということではないわけでありまして、市民を守るということは非常に幅広いわけですから、市民の方にいま、たとえば本当のこの震災の初動の作業といたしまして、火を使っている場合には火を消すと、ガス栓をひねる、あるいはそのほかの火気を消すと、これは相当市民にも徹底したように常に評価されております。それから冬場のガスストーブ、石油ストーブにも、これは都条例に基づいて自然に火の消える装置のないストーブは使ってはいけない、あるいは売ってはいけない、これもかなり徹底をしたというふうに評価いたしております。そして家庭にはかなりいま言われますところのこの消火器もこれもまた自前で相当数持たれておる。確かにこの街角要所要所に消火器を置くということもこれは一つの役目はすると思っておりますけれども、その際にすぐこう反応できる地域でないと必ずしも期待できるかどうか、これも疑問であります。そこで自治会との連携が必要なわけでありまして、平素絶えずそういう気持ちをつくり出しておくと、そして自治会側

でも反射的に自分たちの町に火が出たらすぐどこそこの消火器をと、こういうふうになれば一番いいわけですから、そういう努力もしなければなりません。ただし、だんだんそういうことはもうむずかしい方向に行っているわけでありまして、まず自己防衛というのは個々の家庭がやっていただく。それから自治会という組織が何とかごく初期段階で守っていただくということが大切である。その次は、これは機関として、たとえば消防署、あるいは役所内につくります防災本部、これの活動をすることによって、大きく災害の拡大することを防がなければなりません。そういう中の街角の消火器の位置づけということでありまして、徹底することがきわめて望ましいことではありますけれども、その徹底ないし初期消火の効能ということになりますとまだまだ努力を必要とする部分があろうと思っております。これのみにすべてが期待できるというふうに私どももまた考えてないわけでありまして、せっかく配置しておる物にはいつでも役立つような薬剤の入れかえ等もしたいと思いますが、やはり、これも地域の方がその意識を持っていただくということとの兼ね合いで役立つ関係でありますから、そういう相互の関係をもっともっと有効なこの初動の活動ができるようにくみ上げることが大切であると、このようにまず考えるわけであります。もう一つには東京都から三角バケツというのを各世帯に配布せよという、三分の一補助の三角バケツで、区部には相当配られ

ているそうであります。都下の市ではこれにやや疑問を持っております。つまり市民要求がないのに一方的に押しつけても果たして役に立つだろうかという疑問であります。そこで、わが市におきましては、近く消防委員会に諮問をいたしまして、本当の災害時の初期動作が家庭でどのようにしてほしいかと、どのようにやってほしいかということを、ごく簡素化した形で反射神経的に動けるような、そういうふうな意識を高めることが、あるいは、そういう理解を高めることが大切だろうと、こう考えております。

防災の必要のあることはもちろんでありますので、前向きの面の町づくりのこと、それから生命、財産を守る防災のこと、こういう幅広い中でこのことを十分市民の方が少なくも初期活動で有効な動作がしていただけるような、そういう配慮で行いたい、こういうふうに思っておりますことをつけ加えさせていただきます。

○議長（秦　正一君）　これをもって六の一、防災に関する質問を終わります。

次に六の二、地域環境の整備についての通告質問者、大柄保君の質問を許します。

○七番（大柄　保君）　次に六の二、地域環境の整備についての質問をいたします。

私たちを取り巻く環境にはいろいろございます。電車の騒音の問題とか、高速道路の自動車の騒音の問題とか、あるいは飛行機の騒音だとか、それから市内に点在して散乱しておりますごみの問題だとか、数々なことがありますけれども、今議会でもって御質問をし、取り上げて質問をいたしたいことは、とにかく市内に散乱する空きかんのことについて、市としてどんな考えを持っているのか私はお尋ねをしていきたいと、このように思って通告質問に出しました。

御案内のとおり市内の至るところの商店の軒先にはジュースだとか、あるいはコーラ、その他飲料に供する物の自動販売機が設置されまして、必要に応じて利用者は非常にこんないい物はないと便利に利用しておるところでございますが、これの使用後の空きかんがかなり多く市内に散乱しているわけでございます。これはもちろん利用をされる皆さん方のモラルにもよると思いますけれども、この非常に醜い市内に散乱しているこのことについてよその市等におきましては、業者の皆さん方といろいろ相談をなすって協力をし、これら回収に努力をしておるような市もございます。当市においても当然このような問題に目をつけて、ああ、これではいけない、何とかしなければというようなお考えが当然、いまここで指摘をする前に出てきていてしかるべきだと思うんですけれども、なかなか、いつまでたってもその動きが見えない、このように指摘をしておきたいと考えます。この空きかんが市役所の向こうの、いま前のU字溝

等も大変詰まっておりますけれども、ここにも三個、四個、八個ころがって入っておりますし、また急斜面の所の側溝を水に流れたかんがスクリーンにひっかかってしまって、そこで他のごみをもまたとめてしまうというようなことで、雨が降った場合には付近一帯に水があふれていくというようなことだとか、あるいはまた、かんの中に水がたまってそのまま腐敗をして蚊の発生源になるとか、いろいろなことがあるわけでございますけれども、このような問題点等についても何らかの方法で市の対策を講じていかないと、市内至るところ空きかんばかりの、本当に見るに見かねないような状態になってしまうんではないかなと、このように考えておりますけれども、この点等についてせっかくごみ減量対策室というようなことが機構改革の中で持たれておりますけれども、もちろん、これらの問題も考えてやっていると思いますけれども、いま当面、どういうふうにするかというふうなことについてお伺いをしておきたいと思います。以上です。

○議長（秦　正一君）　大柄保君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　ただいまの御質問の、いわゆる市内に散乱する空きかんの当面の処置はどうかという御質問かと思います。確かに御指摘のとおり市内至るところに空きかんが散らばっているのが現状でございます。先日も市民の方々が行いました多摩川、浅川の清掃におきましても、出たごみの多くの部分を占めるのが空きかんだったというような新聞記事さえ出ている現状でございます。

実際にいま行われている方法としましては、たとえば道路、あるいは側溝等にあるものについては側溝清掃等の際に引き上げられると。あるいは公園や何かにつきましては公園の担当主管課で集めて清掃課へ持ち込む、そういうような形の中で一応回収している。あるいは自動販売機のそばには空きかんを捨てる業者設定の容器がありますが、その容器にいっぱいになりますと付近の方が、いわゆるダストボックスにそれを入れて、ダストボックスを経由してその回収をするというような形の中で空きかん回収が行われているわけでございます。研究によりますと、その空きかんの散らばる範囲といいますのは自動販売機を出てから五十メートル付近が一番多いというような話があるわけでございます。販売機で買ってすぐその場で空きかんになっている場合にはその容器に入れるでしょうけれども、こういう研究の、いわゆる統計の結果を見ますと、販売機から五十メートルあたり、つまり公共施設内に投棄される場合が多いわけでございます。

ごみ減量対策室ではどのようなことを考えているかというお尋ねでございますが、目下のところ対策室といたしましては、空きかん対策に先進的な考えを持っている市等を視察し、その

中で行われている実態をいま分析中でございます。経過的な分析ですが、結論はまだ出ておりませんが、いままで出ています形の中では、どこの市におかれましても、いわゆるごみと空きかん、それらをくるめて、行政というよりは市民団体の中で自主的に活動なさっている部分が意外と多いということに、いまのところの分析で出ております。ごみを捨てないという運動の基本をなすものが市民の方々の心づけということであるとするならば、このような形が分析の結果出ているのもうなずけるわけでございますが、当市におきましてもそれらの分析結果等踏まえまして今後の対策を立てたいと考えておるわけでございます。以上です。

○議長（秦　正一君）　大柄保君。

○七番（大柄　保君）　いずれにしても今後の問題というようなことで積極的な、これから先もやっていっていただけるんじゃないかと、このように考えたんですが、一つ、質問の中に入っておりましたけれども、この業者の方と言うのかな、その自動販売機を設置したりしているその問題のところとの話し合い等についてはお答えがなかったようなんですけれども、ここのところを聞かせてください。

○議長（秦　正一君）　生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　いわゆる製かん——かをつくっている業者ないしはそのかんに飲料水等を詰めている業者、そういう者に対する直接の交渉という経過はございません。ただし、他市で一応そういうことをやっているというようなことがありましたので行って調査いたしましたところ、他市の、やっていると言われている市におきましては空きかんを追放する推進委員会というのがございまして、その推進委員会というのが業者と、いわゆる消費者団体の一種なんでありますが、それが中心になって業者との交渉をしていると、そういう実例は一つございます。いま行政が直接業者に向かって交渉しているという実例には欠けますので、行政と企業との直接交渉が成り立ち得るものかどうか検討しているのが現状でございます。

○議長（秦　正一君）　大柄保君。

○七番（大柄　保君）　わかりました。

いずれにいたしましても、かん公害というようなことのないようにこれから先も業者の皆さん方との話し合いの中でも当然していってもらうんだし、あるいは市民の消費者団体の中でもやっていってもらうんであるし、またわれわれとしてもこの問題等について非常に関心を持ってこれからやっていかなければならない、このような問題だと私はこう考えますけれども、やはり行政が直接タッチをしないんだというようなことですけれども、やはり、その消費者にしろ、あるいはそのほかの団体にしろ通ってくるところはやはり市役所の生活環境部と、その上

は市長さんというようなところに来るんではないかと思うんです。十分に、こういうふうなことも皆さん方の中でこれから先お話し合いをされて、消費者、あるいはまた業者をリードしていくというふうな前向きの姿勢でもってこの問題等について取り組んでいただきたいことを要望いたしまして質問を終わります。以上です。

○議長（秦　正一君）　これをもって六の二、地域環境の整備に関する質問を終わります。

七の一、日野駅ホームの防風壁の取りつけと駅周辺の歩行者安全対策についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔十五番議員登壇〕

○十五番（板垣正男君）　質問の表題にありますように、日野駅のホームは大変高いということから雨が強く吹きつける日、風の吹く日、電車を利用するのに大変困難であると、あるいは危険も伴うということから雨よけ風よけの、要するに防風壁を設置してほしいと、こういう要望がたくさん寄せられております。私もつけた方がいいというふうに考えているわけですが、直接国鉄側にも要望を行ってきたものですけれど、市議会、あるいは日野市としても市民の安全、利用の利便という観点からこの問題を取り上げてもよろしいのではないかという考えから一般質問に取り上げたわけでございます。（「がんばれよ」と呼ぶ者あり）あわせまして駅周辺の区画整理事業もいよいよ大詰めに入ってまいりまして、特に歩行者の安全、交通の流れはどのように変化するのか等の関心も高まっておりますのでこの機会に質問するわけでございます。

私は今度の議会で総務委員長を仰せつかりまして三鷹―立川間立体化・複々線促進協議会の委員になりました。五月三十一日に総会がございまして、私、出席したわけです。メンバーはあと二人いるそうですけれど、欠席されたわけで、日野からは私が代表で出席いたしました。席上、総会の資料などいろいろ見せていただいたわけですが、この事業の中で大きく分けまして三つございます。一つはこの協議会のタイトルそのもので三鷹―立川間の複々線化を促進するということと、もう一つは大都市交通対策交付金による通勤通学輸送施設の改善を要求する項目、もう一つは未加入団体への加入促進というのがございます。現在、この協議会には三多摩でもかなりの市が加入しておりますが、特に中央線の沿線では小金井、武蔵野、三鷹の三市がまだ未加入だというようなことからこの組織の拡大を図るという意味で加入の促進を促しているということでございます。

私は特に直接この日野市と関係することで、二番目に掲げられております大都市交通対策交付金による通勤通学輸送施設の改善要求が大きな項目に入っているということを発見いたしまして、これは大変貴重な要求になっているというふうに思ったわけでございます。この中で五十三年度の事業の中にも当然あ

るわけでございますが、こういうふうに述べております。「私鉄同様に国鉄に対しても国が補助することになったもので、苦しい国鉄財政の壁にとかく阻まれてきた通勤通学輸送対策に公益的な面からの援助が行われるようになったものである」ということで、ことしの五十三年度予算においては、国から二百五十四億円の補助金が支出がされるようになりました。これは前年度に比べて二四％の増加を見ているわけであります。この国庫補助を含めまして国鉄が九百四十億円の事業費を組みまして通勤通学輸送の施設改善に取り組んでいるということが明らかになったわけでございます。大都市でございますので東京だけではもちろんございません。全国の都市におけるこうした輸送施設の改善に力を入れているわけでございますが、国鉄としても国の補助を受けてこうした施設の改善に取り組んでいるというのがわかったわけでございます。しかも、この協議会の運動の成果として事業報告もなされているわけでございますから、その協議会のメンバーである日野市もこうした事業の対象になり得るというふうに私は考えているわけでございます。

そういうことからいくならば、国鉄の駅舎の改善の問題でも当然日野市は発言権はあるというふうに私は思うわけでございます。一々協議会を通じて日野駅の問題を取り上げるというようなことはむずかしいかもしれませんが、しかし、加入団体であるという立場で個々に国鉄側に対して日野の国鉄駅舎の改善の問題やその他自転車置き場のことなども含めて施設の改善を要求するという権限もあり、また、そういう立場にあるのではないかと、そう思うわけでございます。

私たちが、二月でございましたが、市民の皆さんと国鉄側に交渉に行った際、いろいろ話し合ったわけでございますが、その中で自治体としてはどうなんだということがあったわけでございます。これは国鉄だけではなくて、これまで私たちがたびたび経験しておりますように、上部官庁といいますか、たとえば東京都、あるいは国に対してこうした交渉を行う際、必ず彼らは自治体の意向はどうかと、自治体からは何も言ってこないということを口実にするわけであります。これは一面では私たちの要求をなかなか取り上げないという面があると同時に、他面、行政ルートを通じたこうした申し入れや、あるいは話というものがなければなかなか動けないという、そういう制約も一面にはあるためとも思われるわけであります。

そこで本当に市民的な立場で、あるいは利用者の利便を図る、安全を図るという立場で国鉄や、あるいは上部機関に対しての意見を具申する、要求を挙げるということが必要になってくるわけであります。特に国鉄に対しては財政事情というようなことがあるために、なかなか要望が実現しにくいという関係にございます。日野駅は御存じのように非常に高いところにホームがあるというようなことから、電車を利用する際に危険が伴う

ような場合もあるわけであります。詳しく申し上げるまでもなくすでに御承知のことでございますので、このホームの防風壁設置についての市側の考えをひとつただしておきたいと思います。特にこの三鷹―立川間の複々線化協議会のメンバーであるという立場を踏まえての御答弁をいただきたいわけであります。

次に、きょう、図面も示されましたが、神明上の区画整理に伴う駅周辺の整備は大分進みまして、いよいよことしと来年度二カ年を残すのみであるというふうに言われております。西口の整備、そしてバス停を含めて交通の経路、あるいは歩行者のスペースはどの程度かというようなことが示されたわけでございますが、内容的に一々ここでいま論議するというわけにいきませんので概略的な説明になるかと思いますが、この図面に沿って、ひとつ歩行者の安全という立場での御説明をいただきたいと思います。以上。

○議長（秦　正一君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　第一点目につきましてお答えいたします。

日野駅のホームに防風壁を取りつけるということについての市の考えはどうかということでございます。これにつきましては、簡単に言いまして非常にむずかしい問題のようでございます。なぜかと言いますと、あの駅は、いわゆるホームが島式のホームになっておりまして、線路がホームの両方にある、そこで防風壁をつくるということは構造上なかなかむずかしい仕事のように聞いております。また、それに伴いまして地盤、いわゆる壁をつくるための地盤その他が非常に弱い、あるいはほとんどないというような所でございます。そこで、現在、国鉄では、これは運転間隔が非常に短い路線につきましては、このような防風壁をつくる、あるいは待合施設をつくるというようなことはしていないんだというふうに聞いております。そこで、日野駅の場合もそれらを考えますとなかなかむずかしい。特に国鉄の財政が御承知のとおりのような状況でございますので、国鉄としましてもいろいろとしないといけないことが山積しているようでございます。もちろん、その国鉄の事情だけで私どもが手をこまねいているということもいいことではございませんので、市民の御希望が多ければ市としても国鉄へその点を申し入れることはやぶさかではございませんが、いま申し上げましたような事情で非常に困難であるということを私どもは感じております。以上のとおりでございます。

○議長（秦　正一君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それではお答えいたします。

本日、図面を配付いたしました。この図面が一応駅周辺、特

に西口広場関係の完成の図面でございます。これにつきましても現在の段階ではまだ案ということですでに何通りかの案を考えたわけでございますが、一応この案をもちまして現在警察とも協議をされております。なおまた、これが確定いたしますと都だとか国の方の関係にもこれで説明すると、こういうことになっておるわけでございます。

それで、この日野駅の東側でございますが、これにつきましては五十二年度―昨年度の工事におきまして一応二・三・四号線ということですでに何通りかの案を考えたわけでございますが、一応この案をもちまして現在警察とも協議をされております。なおまた、これが確定いたしますと都だとか国の方の関係にもこれで説明すると、こういうことになっておるわけでございます。

ただ、そこの所にございませんが、二・三・四の道路のちょっと真ん中ごろくびれた所にまだ仮の交番が現在あるわけでございます。なおまた右の上の方では一応甲州街道に沿いまして、これが完成になりますとそこの所が三・五メートルの歩道と、こういうことでございますが、現状ではまだ用水の上に家が数軒ございますので、現在は非常に狭くて一・五メートルぐらいの狭い道と、こういうことでございますが、それらも全部完成しますと三・五メートルということになるわけでございます。なおまた、西口の方の広場でございますが、これにつきましては面積が三千六百四十平米と、こういうことで設置をするわけでございます。なお、この駅周辺の幹線道路と、この広場の間におきましては、三ないし三・五メートルの歩道をすべて設置をすると、こういうことになっておりますので、すべて工事が完成しますと歩行者及び自動車による混雑は解消され、安全に利用されると、こういうふうに思うわけでございます。なおまた、左側の方の西口のバス停でございますが、これは矢印がございますが、一方通行で参りますからぐるっと回るというふうな形でその周りにそれぞれの各ルートに従いまして停留の札を現在七カ所に、七系統になっておりますので、七系統のそこにそれぞれの駐車と申しますか、そういうことが駐車すると、こういうことになろうかと思います。それで、そのバス停の上の方にタクシー乗り場というのがございます。これは現在東側に東寄りに一カ所だけあるわけでございますが、タクシーの乗り場を西口の方にも設けると、こういうことになっております。それで下の方は二・二・四号線がこの駅の西の所で、西の所といいますか、図面で、下の所で貫通するわけでございます。そういうことで、この貫通する所のこの道路につきましては歩道を含めまして十八メートルと、それからそれを除きましたほかの部分については十六メートルの道路と、こういうことでございます。なおまた、これらにつきましては警察とさらに協議を重ねる中で一応横断歩道だとか、それからそういうものにつきましてはここに書いてあるわけでございますが、そのほか信号、ガードレールとか、いろいろな歩行者の安全のための施設があるわけでございますが、それらにつきましてはさらに協議をして安全を確保する意味で適切な場所に設置をすると、こういう

ことに考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　いま部長から答弁があったわけですが、ホームの屋根の設置が最近なされました。昨年の暮れ、十一月ごろだったんですが、あのホームの屋根を延長させると、工事を行わせるという、この要求についても国鉄側はこれは再三再四できないと、こういう答弁を私たちに繰り返してきたわけです。要望が出されてから、私の記憶だけでも十年近くなっている、こういう経過できまして、昨年二千数百万円で工事が行われたということになったんですが、その財政といいますか、予算の支出もこの国庫補助金との関係もあったんではないかというふうに考えているわけであります。ただ私たちが要求していたんでは国鉄はやるなんていうことは一度もないんですよ。それなりの働きかけと必要性を国鉄側に言わないと日野駅に予算を投入するというようなことはいまの時期にはなかなかむずかしいんではないかと、こういうことは国鉄の専門家ではなくても容易に想像がつくわけであります。一方で運動を行って、その運動を行った見返りが日野に全然ないということであるなら、これは何ともさびしいことでもあり、間接的な利便、利益を得るということだけではなくて、直接市民に還元される施策をやはり求めるというのが必要なんではないかと思うわけであります。国鉄側にも市長から過去何回か要望を出されたという経験もあるはずでありますので、この問題についても今後十分検討を煮詰める必要があるのではないかと、このように思うわけです。こういう点について、市長の考えをひとつお伺いしたいと思います。

それから二点目のことですが、いま、細かく検討する時間がありませんけれど、一、二の点だけ確認をしておきたいと思います。

日野駅の甲州街道の、いわゆるガードの下ですね、これは一・五メートルと歩道がなっているようでありますけれど、ここの所だけくびれているというかっこうになっておりますね。その前後が、その東西が三メーターからの歩道になるということになっているにもかかわらず、肝心の所がこういうふうに狭くなって半分になってしまうということであるならば、改札口が依然として現在の所と変わらないわけですから、この部分も拡幅というものを行っていかない限り本当の歩行者の安全というものがなされないんではないか、このように思うわけです。この部分についての、今後全くこのままでいくのか、手がつけられないのかどうかお伺いしたい。

二点目はバスの停車場ということで、ぐるっと回るようになっておりますけれど、九メーター幅で、これはバスはすれ違いできると思いますけれど、バスがすれ違いしますとほかの車が全く入る余地がないのかどうか。たとえばいま東側にタクシーの乗り場がありますが、甲州街道から進入したとき、二車線であるがためにタクシーが駐車しているとほかの車は入れないんですね。タクシー専用の道路みたいになっちゃっているわけです。これが西側にも同じような状態がつくり出されると、そういうふうになるということなのかどうか、恐らく一般の車の進入等も行われるようになるんではないかと思いますが、そういう点、どういうふうに検討しているのか。一般の車を締め出してしまうのかどうか、ひとつお伺いしておきたいと、この二つを都市整備関係でお答えいただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野駅は、いまたしか一日乗降客二万名以上を出ているだろうというふうに承知しておりますが、中央線の高尾駅までの、つまり一番反復利用の多い範囲では一番おくれた駅だということがはっきり言えると思います。つまり改良がおくれておるというふうに思うわけですが、これはたまたま駅周辺の区画整理事業に伴います完成に時間がかかっておるということと、それから、どういう構造で将来駅を便利に直していくかということの詰めがなかなかむずかしかったというふうに考えるわけであります。そうして、最終的にはいま見ていただいております図面の、つまりホームの下に駅部分が入るというふうに国鉄も考え、またわれわれもそういう運動をやってまいっております。ただ、その経費負担等が、いま国鉄の財政事情もあって、駅の改良には地元の密集駅といいましょうか、そういう地域の財政協力が大変求められると、あるいは期待をされると、こういう事情があるようであります。

二・二・四のこのホーム下の工事に伴いまして、駅側につきましては将来線下駅になる仕掛けをつくっていただく、そういうことには一つだけの、この壁の、橋脚といいましょうか、壁の構造等にそういうことが可能であるような仕組みがつくられると、こういう、当時の国鉄西局長と私との相互理解の中の約束を考えて行われるというふうに期待をいたしております。そうして、いまの駅舎はしたがって改札口の部分も変わるという将来展望もあるわけですが、すぐにどうこうなるということのまた具体性もないわけでありますので、今後の課題であると、こう言わざるを得ません。ようやく駅周辺の模様が推測可能になってまいりましたりしますので、一層働きかけを強めていかなければならない、こう考えるわけであります。

日野駅の場合は、甲州街道ガードの部分が狭いということ、あるいは今度東方、西方、一応交通のために一層上くなるようにということで設計をいたしておるわけでありますが、やはり両側に、ないしは中心に改札口があるということでなければ完全な利便化にはなりません。そういう努力をこれからの大きい取り組みとして国鉄にも求めていきたい、このように考えるわけであります。

もう一つの御指摘のそのホームの上の防風壁のことですが、確かに、これはあの場所が特に高い位置ですし、それから多摩川の空間を西風が伝わってくる所でして風もかなり強いと。そこで冬場等は吹雪の日でありますとか、あるいは北風の吹く日には本当にホームには立っておれないような場所ですから、防風壁がつけられるものならばつけてもらいたいと思いますが、私どもの、この日野駅ということを考えます場合には、その防風壁よりも、よりやっぱり線下駅のことを優先させたい、そんな感じもするわけであります。ようやく区画整理の最終地点がだんだん姿をあらわしつつありますので、今後のこの日野駅に伴います課題に一層市民の皆さんのお力をおかりしつつ、責任分担もまた明確にしつつ一層よくしていきたい、このように考えるわけであります。

○議長（秦　正一君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それでは、甲州街道のガード下の歩道の件でございますが、これにつきましては非常に狭くて、非常に混雑するわけでございます。それについてはよく承知しておるわけでございますが、何分、これは駅舎を改築ですか、そういうことにしない限りはここの所は何ともならないんではないかというふうに考えるわけでございます。

それから、一般の車については締め出すのかと、こういうようなことの御懸念でございますが、そういうことじゃなくて、このバスの停車場と、あるいはまたタクシーの乗り場と、こういうふうに書いてある付近におきましてはそれぞれバス、タクシーを優先されるというふうな形の中で、余裕といいますか、あいておるというふうな状況のときにはそこに入って乗り降りできると、こういうふうになろうかと思います。締め出すということじゃなくて、十分御利用いただけると、こういうふうに思うわけでございます。

○議長（秦　正一君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　余り積極的な答弁がないわけであります。簡単なことではないと、むずかしい問題ではありますけれど、しかし、一方には運動を行うということも行っているわけでありますから、将来の線下駅のこともさることながら、現在の駅の利便を図ると。あるいは安全対策を増進させるということも必要なわけであります。やはり地元が熱心にならないと国鉄側もなかなかその気にならないということは何もこの日野駅に限ったことではありません。寒い冬場、あるいは雨の吹きつける日など電車の来るのを階段の所で待っていて、電車が来ると脱兎のごとく階段を駆け登る、こういう利用の仕方がされているわけであります。日野駅の実際の状況というものをよくつかむならばこの防風壁の設置の問題も切実であるという認識に立たれるものと私は思うわけであります。

先ほど申し上げましたように、国鉄側との交渉の席上、国鉄

の幹部は日野駅を一度も利用したことがないということもこの交渉の中で明らかになったわけです。何回か電車で通るけれど、日野駅にはおりたことがない、そういう人たちであったわけであります。また、いまの市長の答弁でも二万人からの市民が利用しているというふうに言っておりますけれど、三万人以上の市民が毎日利用しております。

日野駅についての認識を正しく持つということが改善の方向を進める第一歩ではないかと私は思うわけであります。

なお、甲州街道のガード下の歩道の拡幅、あるいは西口の整備ですか、そういう点は今後なお歩行者の安全という観点から事業を進めていただきたい、そのように要望いたしまして質問を終わりたいと思います。（「休憩」「はい、ごくろうさん」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　これをもって七の一、日野駅ホームの防風壁の取りつけと駅周辺の歩行者安全対策に関する質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時三十分休憩

午後一時二十二分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問八の一、市立南平体育館（仮称）と七生公会堂（仮称）の建設計画についての通告質問者、市川芳太郎君の質問を許します。

〔二番議員登壇〕

○二番（市川芳太郎君）　私は八の一の市立南平体育館（仮称）と七生公会堂（仮称）の建設についての質問を行います。

御案内のように、市立体育館ということはいままで長い間市民から要望があり、それが市の体育館がこの運びになったわけでございますけれども、いろいろ、市民が体育館ができるということで待望している体育館が建設されるわけでございますけれども、これについては今回私どもに六月議会の補正予算の中で御案内されているように、業者が指名競争入札で決定されていると、このようなお知らせがあります。予算の方は当初予算で三億円の予算が計上され、本会議でもこれが可決されて早速市当局が建設に入ろうということで業者も選定されたというふうにも考えております。

そこで、私は何点かについてお伺いしたいわけでございますけれども、まず道路の進入についての道路計画を一点伺いたい

と思います。

まず業者が早速工事に着工するには資材の搬入がまず行われると。それについて進入路がありませんと資材の搬入も当然できないということで、その進入路の計画がどうなっているか、一点伺いたいと思います。

それから体育館の規模がどのような規模で計画されているのか、二点目に伺いたいと思います。

それから三点目には利用者の方々の無料であるか有料であるか、その点についてのお考えを伺いたいと思います。

それから四点目はかなり自動車の利用で体育館に来られると思いますけれども、自動車の駐車場のスペースというか、これらの計画はどうなっているか伺いたいと思います。

以上、四点でございますけれども、よろしく御答弁をお願いいたします。

もう一つ、次に二番目に七生公会堂についての建設について質問をいたしますけれども、これの建設に当たっては、去る総務委員会の中で企画課長から説明があったようにも伺っておりますけれども、七生公会堂につきましてどのように業者に発注するのか、いま、体育館のお話のように競争入札でやるのか、そういう業者の選定に当たってはどのような形で行うか、それを伺いたいと思います。

それから二点目に進入路でございますけれども、あそこは程久保川が、ちょうど農協さんと市がこのたび建設される七生公会堂の位置との間、程久保川がありますので道路計画というか、進入路についての計画を伺いたいと思います。

それから三番目にはこの公会堂の建設がいつごろ始まっていつごろ完了するのか、その点についてお伺いいたします。

それから四点目は身障者に対する配慮はどのようになされているか伺いたいと思います。

それから五点目は、会場の、公会堂の利用者の、これも使用に対する有料であるか、無料であるかも伺いたいと思います。

それから六番目には、これもあわせて駐車場でございますけれども、駐車場の位置をどのようにお考えになっているか。ということはかなりお話に聞くと、公会堂の一階が七生支所になされるということも聞いていますので、七生支所がそこに一階に設置されますとかなりの多くの市民がその公会堂に出入りされるということが予定されるわけですけれども、その点についての駐車場のお考え、計画を伺いたいと思います。

以上、七生公会堂の建設については六点でございますけれども、よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　市川芳太郎君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　お答えいたします。

まず南平体育館の件でございますが、第一点目、進入路はど

のようにするのかということでございます。これにつきましては、三月議会において認定されました南平十六号線、つまり都道から南平小学校の正面に向かって入りまして、南平小学校の裏を通る道路がございます。これを進入路として使う計画でございます。

次に規模でございますが、総面積が合計で二千五百五十五平米の予定でございます。

それから有料か無料かということでございますが、これはまだ明確なお答えはできませんが、一応、われわれ事務的なサイドで検討しております中では、各市のこのような施設についての料金の徴収の状況を調べておりますが、大体有料でございます。そこで有料にするのが至当ではないかと思っております。

それから駐車場の件でございますが、駐車場は、あの敷地はわりに広い敷地がございまして、十分駐車場として使える敷地がございます。そこでこの点につきましては御心配いらないと考えております。敷地内でございます。

それから第二番目の七生公会堂の件でございますが、その一番目、業者の発注は入札でするのかどうかということでございますが、これは当然入札で行われるものだと思います。

それから次に進入路でございますが、これは都道から七生公会堂の予定地まで橋をかける予定でございます。現在、程久保川の改修があの地点は行われておりませんので一応仮橋ということになりますが、橋をかけまして幅六メートルの橋をつくりましてそれを進入路として使い、また、公会堂ができました後もそこが利用者の通路ということになります。そして程久保川の改修ができました後は都が本橋といいますか、本橋をそこへかけるということに予定されております。

次に、着工はいつで完成がいつかということでございますが、一応現在の予定では、着工はことしの十月、竣工が来年の七月か八月という予定でございます。

次に身体障害者に対します施策といいますか、配慮はどのように行われているかということでございますが、これにつきましては二階建ての建物でございますが、身体障害者のことも考え、その他のことも考えましてエレベーターをつける予定でございます。また、特に身体障害者の中で、このような建物をつくる場合に一番影響の多い、いわゆる視力障害者、盲人その他の方々でございます。その方々に対しましては特に視力障害者協会の主な方に御相談いたしまして、また現実に視力障害者、あるいはその他の方々の施設として、現在一番進んだ方式を取っております。この現庁舎を具体的に見ていただき、使っていただきましてそこでいろいろな問題を指摘していただき、その問題を総ざらいしまして、新しい七生公会堂には遺漏のないように設計者に十分申しつけているところでございます。この身体障害者と私どもの研究と申しますか、その場には必ず設計

者を加えて十分よくわかるようにしておりますので遺漏のないことだと思っております。また、当然のことでございますが、便所その他につきましても身体障害者が使って差し支えのない施設をつくる予定でございます。

次に有料か無料かということでございますが、これも普通の利用につきましては当然有料というつもりで現在おります。

それから駐車場はどうかということでございます。これにつきましては、現在の敷地内では駐車場の設備がスペースがございませんので、隣接地に七生農協の土地がございまして、この七生農協の土地を当分お借りしまして駐車場として使う、そしてその後は、できましたら、市の土地として農協から譲っていただいて駐車場として使いたい。大体原則的な話は農協としておりまして、一応原則論としては了解を得ておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（秦　正一君）　市川芳太郎君。

○二番（市川芳太郎君）　いま企画財政部長から答弁がありましたので、私はさらに何点か伺いたいと思いますけれども、南平体育館については、進入路の件が、当初一番橋から都道に向かっての京王線の踏切から南平体育館に進入路という計画で、かなり市側も地主さんの交渉もなされまして、あと一軒だけがまだ御協力がいただけないんだと、こういうことも聞いた事実もあるわけですけれども、それは、じゃ、当初の計画はもう地主との交渉ができなかったということで、いま部長がおっしゃったようになされたのかどうか、その点、さらに伺いたいと思います。当初の計画は本当に学童の登校、下校に対する、そういうものが南平体育館ができるについては児童の登校、下校についてはは何ら支障のないような道路ができることが一番望ましいということで、当初の計画がなされたと思いますけれども、いま、部長からのお話はそれは全くの話も答弁もなかったので、それができなかったからそのようにしたのか、その点について再度伺いたいと思います。

あとの三点については一応わかりましたので、南平体育館についての一点だけ再質問をしたいと思います。

それから七生公会堂についてはいろいろいま部長からも六点についての答弁がございまして一応私も納得するわけですけれども、これから、いま申し上げたようにかなりの多くの市民が七生支所がそこにできますと多くの市民がそこに行くわけで、仮橋っていうか、一応、形は仮橋のようなことでそこを建設するための資材の搬入、また公会堂ができればまた多くの市民が出入りするということで、本工事というのは程久保川がかなりできるまでの時間がかかるように私も判断しているんで、そこらの見通しというか、程久保川がいつごろ完成するのか、そこらの都の交渉というか、都の考えを伺って、そして、いま部長

からお話がありました、仮橋で程久保川が改修工事が終わった時点で、あわせて橋をつくるんだという点について、都との関係ですけれども、都の程久保川の改修工事に対する問い合わせというか、そういうことを伺っての市の公会堂に対する橋の設置、仮橋ということをなされるのかどうか、その点について一点伺いたいと思います。

それから、農協の方からも、市と農協さんとの土地のこう、やりとりがあったときにも残地が農協さんの所有地がまだあるわけで、そこを農協さんとしても、二つ程久保川の所に二つ橋をかけるのはあんまり価値的でないと、どうせ市のそういう公共施設ができるなら残地も買ってほしいというようなことも農協の方ではおっしゃっているようですけれども、極力借りるとか、また自動車の駐車場については、いま部長がおっしゃられているわけですけれども、そういうことも私からもつけ加えてお話ししておきたいと思いますけれども、とりあえずいま南平体育館についての進入路のいままでの計画の一点と、あと農協さんとの残地の問題、それと東京都の程久保川の改修工事の、いつごろ完成するのか、見通しとしての市側の公会堂に対する橋をかけるのか、その点伺いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　南平体育館につきましての進入路の件でございますが、市川議員のおっしゃいますように、最初、私どもは、いわゆる補助十八号線から南平体育館の方へ入る道路を買収するつもりで交渉をいたしました。御承知のとおりこれがうまくいかずどうしても買収できないということになりまして、現在これを、この道路につきましてはあきらめております。これにつきましては実は進入路、いわゆる工事のための進入路というより、南平体育館に来る人たちのためにということも考えていたわけでございますが、これにつきましては南平―豊田線という道路が南平体育館予定地をかすめて通っております。つまり南平小学校の隣接しておりますシェル石油の研修所でございますか、あの横からずうっと京王線の方に斜めに走っております道路がございます。余り広い道路ではございませんが、で、この道路がちょうど体育館予定地に一部かかる形でございますのでここへこのぶつかる所にちょうど用水が通っております。その用水に橋をかけますと、この南平―豊田線という道路から南平体育館の敷地へ入ることができます。これは自動車が通るような、十分大きな自動車が通るような道路じゃございませんから、いわゆる、建物をつくるための進入路としてではございませんが、このような道路も一応考えておりまして、これは反対側から利用する方のためには役に立つんではないかと思っております。つまり、最初に私どもが考えておりました線路沿いの道路買収はあきらめたと、こういうことでございます。

それから、七生公会堂の方の橋でございますが、これはもちろん都と十分話し合っておりまして、都の計画では昭和五十五年にはあそこの程久保川を改修させるということに一応なっておりますので、私ども、そのつもりで計画をしておるわけでございます。そして、そのときには程久保川の改修とあわせて橋をかけてくれると、こういうことになっているわけでございます。で、それが間に合わないもんでございますので、私どもの手で橋をかけると、こういうことでございます。私が仮橋と申し上げましたが、決していかにも仮の橋ですぐ壊れるとか、あるいは危険だというような物ではございません。もちろん十分工事、あるいは利用に供せられる橋をつくる予定でございます。

それから農協の残地の問題でございますが、これにつきましては先ほど私が申し上げましたように、農協と土地の交換交渉をしておりますときに私どもの方からも残りの土地については市として入手したいんだということを農協側にお話ししてあります。農協の組合長さんもそれを了とされておりますので、今後、事務的に詰めていきまして、私どもの、市の土地として入手したいと思っておりますが、農協のことでございますので、いろいろ役員会、あるいは総会などにかけるということもありますので、いつでもできるというものじゃないということで一時その間はそれじゃあお借りしたいということで、いま大まかな了解を得ていると、こういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（秦　正一君）　市川芳太郎君。

○二番（市川芳太郎君）　再度企画財政部長から答弁ございましたけれど、私は南平体育館につきましては、学校もまた児童が、かなり多くの児童が登、下校されますので、建設に当たっては教育委員会、また学校側で事故のないよう、まず、これが一番の父兄の要望であり、また市側もそのようなお気持ちと思いますので、そのように配慮して事故のないような建設作業が行われるよう、意見として申し上げておきます。

それから七生公会堂については六点ほとんど一応部長からお話がありまして、再度また答弁がございまして、最後の自動車の駐車場についての再確認のためにもう一点伺いたいと思いますけれども、残地のあれが、七生公会堂が来年四月には完成するんだということもいま答弁がありましたけれども、その時点までに借りるなり買収するなり、契約はなされるかどうか伺います。そうしませんと自動車の駐車する場所がありませんので、よろしくお願いします。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　この公会堂の竣工でございますが、私、もし言い間違えたとすれば大変失礼だったんでございますが、竣工は来年の七月か八月の予定でございます。そこで、それまでにはいま市川議員さんのおっしゃいますような契約をぜひ取り結びたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（秦　正一君）　市川芳太郎君。

○二番（市川芳太郎君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　いま手元に私持っておるのでよろしければこれを差し上げたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市川芳太郎君。

○二番（市川芳太郎君）　それでは私の質問は市立南平体育館（仮称）、また七生公会堂（仮称）の建設計画についての質問を終わらせていただきます。

○議長（秦　正一君）　これをもって八の一、市立南平体育館（仮称）と七生公会堂（仮称）の建設計画についての質問を終わります。

次に八の二、ごみ問題対策を問うについての通告質問者、市川芳太郎君の質問を許します。

○二番（市川芳太郎君）　ただいま議長より御指名ございましたので、八の二のごみ問題対策についての質問をいたします。

このごみ問題は、御承知のとおり日野市を初め三多摩各市、またひいては全国的な問題でかなり社会問題というか、多くの各市の悩みの種ということになっているのが現況でございます。

日野市としても人口の急増によりましてごみは日増しに増加するばかりでございます。そういうことで市側もごみの減量運動とか、また、市民にそれを呼びかけ、処理施設も今年度当初予算でかなりの予算も計上されております。そこで私はこの処理施設の一つとしては汚泥焼却施設の建設計画、これに対する三億九千万円の予算が可決されてどのように進行されているか伺いたいと思います。

それから二番目には、これは新設でございますけれども、粗大ごみ処理施設のこれが三億七千六百万円、このように予算も可決されておりますので、その後現在どのように進行されているか伺いたいと思います。

それから次に三点目は、昨年の十二月だと思いますけれども、議会で私が質問いたしましたその後に、前回の三月議会で市川資信議員がこのごみ問題についての、ごみ容器のことでございますけれども取り上げられております。私が昨年の十二月に質問したときも、また、ことしの三月議会で市川議員が質問した件については「今後検討させていただきます」と、その検討し

た結果、現時点どのようなお考えになっているか伺いたいと思います。

以上、三点でございますけれど、よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　市川芳太郎君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　お答えいたします。

一点目、汚泥焼却施設の新設に関する進捗状況ということでございます。これにつきましては機種等につきましては機種選定委員会を設けまして、その委員会の中で目下検討中でございます。

また二点目の粗大ごみ施設につきましても同様でございます。ただ、この二つの施設とも以前から地元に対する約束の中で三千万円以上の施設云々については協議をするという字句がございまして、それに関連しますので地元との協議を一方進めているわけでございます。地元に三自治会ございまして、二自治会につきましては大方の意向が固まりましたが、一自治会については役員改選等がございまして回答が延び延びになっているのが現状でございます。それらの回答が固まり次第機種選定委員会の機種選定作業と同時に進めてまいりたいと、このように考えております。

三点目の昨年十二月及びことし三月議会におけるごみ容器の問題についてのその後の検討結果はどうかという御質問でございます。これにつきましては私もいろいろと過去のいきさつ等を調べさせていただきました。御案内のとおり、ことし五月一日付でごみ減量対策室というものもできました関係もありまして、これらの問題もあわせて対策室の中へいま取り込んで検討中でございます。と申しますのは、確かに十二月議会等における議員さん方の御指摘の中で、容器の格差があるんではないか、つまり税の不公平さがあるんではないかと、税の還元のですね、いうような御意見もあったかと聞いておりますが、行政といたしましては確かに清掃容器、いわゆるダストボックスとの比較においては格差があるという一つの見解も生まれるかと思いますが、税の不公平さということになりますと、還元ということになりますといささかほかの問題も絡まってまいりますので、もう少し大きな観点から考えて、ごみを収集する作業のサービスに格差がなければ、とりあえずはこの容器の差については、いわゆる減量運動の中でどのような容器をこれからまた考えなければならないかということを含めた上での処置にしたいと、このように考えておるわけでございます。（「また、やるぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　市川芳太郎君。

○二番（市川芳太郎君）　ただいま部長から答弁ございまして、再度質問いたしたいと思いますけれども、最初の一点、二点の汚泥焼却炉の建設、これについて、また粗大ごみの処理施設、これは新設でございますけれども、これはかなりこういう施設を行っているところの他市の状況、そういうこともお考えになっていただきたいというか、考えているのかどうか、この点再度伺いたいと思います。

それから、せっかくこのような大変な予算をかけて施設を建設するわけで、二年や短い時間でもう寿命が来ちゃったと、こういうことのないよう、私がいま当初に申し上げた他市との、また、そういう施設のなされている所、また、どういう会社の物がよろしいのか、その辺も検討委員会でなされているとは思いますけれども、市側としての、また生活環境部長としてのそういうことを強く私の方から申し上げたいと思いますけれども、その点についての答弁があったら伺いたいと思います。

それから、ごみ容器のことですけれども、これは全く、三月議会でも六八％の方が日野市でグリーンボックスを使用されて、三二％の市民がポリ容器、あるいはビニール袋、こういう物を使っているということは、市民の税金を公平に使っていないというか、これは私は本当に申し上げたいし、それからまた公平でなければいけない、このようにも思います。

で、六月一日の広報で、「市長室から」ということで広報に出ておりますのでちょっと拝借いたしますけれども、「納税される立場の方は、税金がふえることで、見返りサービスが、どうプラスするか、ということを考えるのは当然であろうと思います。」と、これは市長さんがおっしゃっていることですけれども、その見出しには、「都市計画税の使途、税アップの見返り」と、このように見出しに出ておりまして、いま細かく申し上げたことはそのように市長から税を納める側に立っての市長が答弁されているんですけれども、「税の中で、所得税は国税ですが、固定資産税と都市計画税は市税として、まさしく市の大切な財源となるものです。」このようにしるされております。それから、「また都市計画税は、固定資産税の付加税のような性格ですが、市が管理する道路、公園、下水道、ごみ処理施設などの都市施設を整備する費用に限って使う目的税です。」と、このように今回は私ども三月議会で、税アップについては市の財政がかなりの市民から要求されている問題が解決するにはやっぱり当然財政が、予算がなければいけませんということで、私ども公明党も認めているわけですけれども、いま申し上げたそういう市側の御意見というか、ありがたい見返りのことについて申されておりますし、いま取り上げているポリ容器を自己負担で使用している方々については三二％、ビニール袋を使っての方も含めて三二％ですけれども、こういう方々がもう三年間もポリ容器で、市の容器を使ってきている方と、三年間、また三年間過ぎて三年半……六カ月たってもいまだ自己負担と申しましょうか、自分で購入している方々、こういうことを考え

ますと全く税金を公平に使っているというふうには考えられませんので、それについて市長さんの御答弁をいただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　それでは最初の二点、いわゆる施設の設備の件についてお答えいたします。

他市の状況はどうだった、どう見たかという御質問でございます。私が着任しましてからも三カ所ほど見させていただいております。小平、多摩川組合、それから相模原ですか、その三市、それ以前にも担当者の方は各市を回って見ているようでございます。

また、その機械の寿命が余り短命でないような物を選べという御忠告でございます。まことにおっしゃるとおりでございまして、一般に焼却施設、あるいは清掃施設というのは耐用年数十年とされております。できれば物理的耐用年数においては十年以上使えるような物をというような考えで選定いたしております。

以上でございます。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市内にダストボックスを三年計画で配置してまいりまして、その結果、物理的にといいましょうか、道路が狭い、あるいは傾斜地である、車が入れない、作業するスペースがない、このような地域に対しましてどうしても置くのが無理であると、置くことによって事故が起こるかもしれない、こういうことにぶつかりました。これはその意味で市民の方から、あるいは不公平感があるかもしれないという懸念は持っておるわけであります。ただ清掃業務といたしまして、収集で差別をしているわけではありませんから、ごみを出されたそのごみの収集サービスということでは差があるわけではないと。したがって、考えようによりまして、ボックス方式は一つの収集作業の手段だというふうに考えればそれでも済むわけですけれども、それではちょっと市民に納得がしていただけないだろうと思っております。そこでかわるべきポリ容器を提供するなり、あるいは紙袋を提供するなりする方法がより公平化になろうと思っております。

そこでダストボックスを仮に十年間耐用年数があるというふうに考えますならば、一個、つまり十五世帯に対して一個提供しているわけでありますので、ざっと計算をいたしますと一年分の経費というのは百五十円ぐらいであろうと、このように考えられます。ポリ容器を十年間使っていただけるものであるならば、これは提供してよかろうと思いますが、ポリ容器は御承知のとおり大変壊れやすい容器でありますし、それらのこともあわせ考えまして、一方ごみ減量の新しい考察の仕事ともあわせまして結論に到達していない。したがって予算措置もしておりませんが、少なくも暮れのころ、ないしは当初予算に向けては一定の結論を出さなきゃならないだろうと、こう考えております。いましばらく時間を与えていただきたいと思っております。何らかの公平感覚を阻害しないように、しかも収集やその他についてもより一層、出す方も、ごみを受ける方も便利のいいことを考えたいと、こう思っております。

○議長（秦　正一君）　市川芳太郎君。

○二番（市川芳太郎君）　再度質問いたしますけれども、町を歩いてみますと、かなりビニール袋、またたまたま最近では犬、ネコが、何というか、袋を破いて散らかしているのを見受けますけれども、特に高幡不動駅の真ん前とか、また各西平山、全市的の三二％の方がいろいろポリ容器、袋を使っているわけですから、全市的に見てもいま一点私申し上げましたけれども、生活環境というか、また日野市の美化から言っても非常に美化を壊すというような現実がありますので、そこいらも踏まえていま市長さん答弁がありましたけれども、考えていただきたい。

それから、もうしばらくということですけれども、私が昨年十二月に質問してからもう六カ月もたっているわけですから検討がなされて今回の補正予算には予算が組まれるであろうということで、私も早速予算書が配られて見たんですけれども、何らそのようなものが、予算が見受けられないのであえて一般質問で取り上げたわけですけれども、また、このポリ容器を使っている方々が実際にそういう声が、ダストボックスを使っている方はもう三年も前から使っている、私たちは自己負担でやって、それで何とかごみを処理している、こういう声があるので、私はあえて六月議会でまたここで一般質問させていただいているわけですけれども、当初の三年計画でダストボックスに切りかえた発起点といいましょうか、このお考えを市長さんから一点伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ごみの収集につきましてこの方式が最善であるというのはなかなか定まっていないわけでありまして、日野市の場合は、あるいは隣の多摩市、あるいは府中あたり、私どもが見る周辺市におきましてもダストボックスを使っている市と使ってない市、それからそれぞれのまた使っている市でも置ける所、置けない所、これはもうはっきり生かしておるようであります。八王子のごときは容器は全然使わないで袋で、一定の所に積んでおいていただく、それを集めるという方式をとっております。だからボックスを提供してその結果不公平になったということになっておるわけですが、実際にごみを集めるという仕事そのものは、これはどこにおられても生活ごみである範囲は集めておるわけであります。したがって

容器はどういう方法がいいかということに詰められてくるわけでありまして、当初のダストボックスを置いたという動機は、これは自治会連合会から要求をされたと。また、平常においては確かに美観にも役立つということで採用したわけでありますが、その後配置するにつれまして置ける所と置けない所がかなりはっきりしてきたということでの戸惑いがあるわけであります。したがって、御指摘のことにつきましてはこの市民感情で納得のいく形で結論づけたい。市民の御意見も十分聞くつもりであります。ただ、置ける場所でもこの地域では作業車がとまったりするとほかのマイナス面も生ずるので置かないでほしいと言われる地域もあるわけであります。それらのことを含めまして何とかいい方法を整えていこうと、こういう考えでございます。

○議長（秦　正一君）　市川芳太郎君。

○二番（市川芳太郎君）　いま市長さんからいろいろと御答弁ございましたので一応私も了解するわけですけれども、いま市長から答弁がありましたように、当初の発足についての答弁もありましたし、それについてのやってみたらいろいろな障害、交通の障害とかいろいろあったと、また問題があったということはそれでよろしいと思うんです。ただ、あと、そのダストボックスの置けてない、また利用されてない市民に対する見返りと申しましょうか、そういうものをいま市長さんが早急

にと申されましたので何らかの形でそういうようなポリ容器、ビニール袋を使用されている方に対する配慮をしていただきたい。要望して私の質問を終わらせていただきます。

○議長（秦　正一君）　これをもって八の二、ごみ問題対策を問うに関する質問を終わります。（「休憩」「休み」と呼ぶ者あり）

九の一、平山季重居館跡についての通告質問者、林重義君の質問を許します。

〔十九番議員登壇〕

○十九番（林　重義君）　それでは議長からお許しがございましたので、十九番の林重義でございます。平山季重のやかた跡についてという質問をいたします。

この問題は、昭和五十三年五月十三日付のある新聞紙上に報道され、議会でも文教委員会として教育委員会に事情聴取の形で論議がなされたやにうかがっております。たまたまきょう本日十四日の新聞紙上にもそのようなこの問題についての報道がなされておるように見受けられます。新聞報道もあったし、文教委員会での説明もあり当然としてこのことについては本定例会において市長なり教育長が市政報告の中でしかるべき報告があることと私は考えておりました。ところが何もございませんので、あえて質問をいたすわけでございます。

要旨については、理事者並びに議会の皆さまもいろいろ新聞報道その他によって概略はおわかりだと思いますので省かせていただきます。

一点目として、日野市では、昭和三十五年七月、日野市文化財保護条例を制定し、また日野市文化財専門委員会も同年十月に発足を見ておるようでございます。昭和五十一年三月には「日野市の文化財」と題して第一集というようなことで細かに説明書まで付されたりっぱな文集まで作成、現教育長の名のもとに文化財についての文化財行政について十二分なる理解があることと私も考えております。そのことについてはしがきだけの一部でございますけれども、この際朗読をさせていただきます。「初めに」と書いてございまして、「文化財は、直接には物を言わない。粗末に扱われれば、黙って傷ついてゆく。そして、その傷は永久に回復できないし、一たん失えば、それは永遠に戻って来ない。この意味で、文化財を受け継いだそれぞれの地域や世代は、それを大切に守ってゆく義務がある。」というふうに前段にうたってあります。そして後段には「文化財に対する理解と愛護の念を一層深めていただければ幸いと思う次第である。」と昭和五十一年三月二十五日、日野市教育委員会教育長倉又秀作と書いてございます。（笑声）一部の朗読でございますけれども、このような行政の中で日野市は十二分に理解を持って文化財の面についてはやっておられたと私は理解をしております。このような中で、行政のうちで今回のような問題が起こったことについての経過と内容について一点目として御質問をいたします。

二点目として、行政上、現在行っております埋蔵文化財、遺跡調査の関係が市民感情に及ぼす影響について市の考え方を二点目としてお伺いします。

三点目として、市がこの問題について、市が現在と今後の処置と、文化財についての基本的な考え方について、まず以上三点だけをお尋ねいたします。

○議長（秦　正一君）　林重義君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いま林議員から平山季重居館跡についての御質問がございました。

その前にまずおわびを申し上げたいと思います。それは平山季重居館跡に関する今回の文化財保護行政については大変遺憾な点がありました。このことを深く反省して市民及び関係者に深くおわびを申し上げたいと、こう思っております。このことについては六月十五日の広報で市長及び教育委員長の名前で陳謝をしております。

まず内容に入りまして、この問題の内容と経過ということについて教育委員会に関係するところについて御説明を申し上げたい、こう思います。

この問題は御承知のように市が指定している史跡、平山季重

居館跡の土地と、それから七生農協の持っている土地との交換により遺跡地に建物が無断でつくられてしまったという事実があったわけでございます。で、このような混乱になった原因については、これは教育委員会を含めて市役所内部の連絡の不備によるものが非常に大きいと、こういうふうに私たち深く反省をいたしております。

私たちその文化財担当をしている社会教育課がこの事実を知ったのは五月八日です。で建物がかなりでき上がっているということ、それから石碑がほかへ移転されているということを知ったわけでございます。それを知って早速関係方面に出かけてこの土地が史跡であり市条例によって教育委員会の許可なしには変更できないというような旨をそれぞれの関係方面には申し出ております。それからその一方教育委員とも連絡を取り、さらに五月二十日には文化財専門委員会の会議を開きまして、その実情を報告すると同時にそこで意見の交換を行いました。それから五月二十二日には定例教育委員会がございまして、この件につきまして長時間協議したわけでございますが、その結果、この件についての処置についてはまず文化財専門委員会議の意見を聞こうというので、それに対しての諮問を行いました。

その内容を言いますと、すでに移転した石碑の処置を一体どうするかということ、それから七〇%から八〇%ぐらいまですでにでき上がっている農協の建物があるという現実を踏まえて平山季重居館跡の今後の保存をどんなふうにしたらいいだろうかと、こういうことについて主として諮問をいたしました。で、六月三日、それに伴いまして文化財専門委員会議を開き、諮問についての協議を行いました。このことについて答申については議長の手でまとめられ、近々のうちに教育委員会に提出されることになっております。しかし、その内容は恐らく、そのときに私ももちろん出ておりましたので、その中で検討されたことなどからいって大体予想される内容は次のことであると思います。文化財保護条例の趣旨からしてもともと変更されたものをもとへ戻すというのがたてまえではないだろうかと、そういうことで言えば比較的可能な石碑についてはもとへ戻すことが適切ではないかと、こういう答申が出るんじゃないかと思っております。それからもう一つは大方建設した建物についてはいまさら撤去するということもこれはきわめて問題が大きいわけでありますので、これは事後であるけれどもその建設はやはり承認していくということが必要なんじゃないかと、こういうふうな言い方のものが出てくるんじゃないかと、ただし、今後この土地についての変更が行われるような場合においては必ず事前に条例の示すところに従って、ひとつ手続を取ってもらうということについての注意はやはり農協などについてもお願いしなければならないんじゃないか、こういうふうに思っております。そういうふうな内容のものが恐らく答申されるんじゃないかと、こう思っております。それからもう一つは文化財行政に対して市は本当にすべての物に対して公正であるのかどうかということについての疑いというものも、こういうようなものをきっかけにして出てくるんじゃないだろうかと、もちろん私たちは公平を期しておりますけれども、何かとこういうことをきっかけにして不満のようなものが出てくるんじゃないかということを心配しているわけでございます。で、こういうようなこの望ましくない影響というものを解消していくためには、今回の問題について適切な一つの処置をしていかなければならないと、それから、今後のこの文化財保護行政についての総点検などを行っていかなければならないんじゃないだろうかと、こういうふうに思っております。

それにはまず、さっきも申しましたように、今回のミスというものを、ひとつ、率直に認めて今後この失敗というものを将来の行政の上に十分生かしていくという覚悟が必要なんじゃないかというふうに思っております。で、このことがさきに述べましたような市長及び教育委員長が広報においておわびしたことにも通じていくんじゃないだろうかと、こういうふうに思っております。

それから、最後の、現在と今後のこの問題についての処置と基本的な考え方ということが問われていますが、これについては最終的にはさっきも申しましたように、六月二十九日の定例

教育委員会で最終的にはひとつ検討してみると、あるいはそのときに結論が出なければさらにそれを続けて近々のうちにその結論を出していきたい。で、その際は、文化財専門委員会の会議、あるいは史談会、日野には史談会というのがございますけれども、その史談会の意見などをひとつ十分にかみしめていかなければならない、こういうふうに思っております。それから現在進行中の七生農協の平山支所の建設については、事後ながら、さっき申しましたように承認することになると思います。それから責任については最終の結論をまって復元と決まれば関係方面に折衝をしていかなければならないと、こういうふうに思っております。

で、その基本的な考えでありますけれども、今回、このようなことを起こしてしまって非常に大きな波紋を起こし、それから一部においては文化財を傷つけてしまったということについては、最初に申しましたように教育委員会を含めて市役所の連絡の不備が直接最大の原因だと考えております。この点についての検討を十分行って組織機構の中に生かしていく方法を確立していきたい、こう思っております。さらに私自身の感覚にそういうのがあるのかもしれませんが、教育委員会としましては、ともすると、いま学校の児童、生徒の急増というようなものなどに追われまして、ともすると学校教育というものにどうも傾斜し過ぎる傾向というようなものがあるんじゃないかということを反省しています。こういうようなことについては、たとえば社会教育、この前鈴木議員からも指摘されましたけれども、社会教育とか、あるいは社会体育とか、あるいはもっと細かく言えば先に出てくるこの文化財の保護行政と、こういうようなものにももっとひとつバランスのとれた考え方というものを持っていかなければならないんじゃないかと、こう思っておりますが、ひとつ皆さんの御指導をいただきたいと、こう思っております。

以上でございます。

○議長（秦　正一君）　林重義君。

○十九番（林　重義君）　ただいま教育長よりいろいろとおわびやら理想をというか、そうでなくてはならないというような理想の説明というか、そういう形の説明があったようでございますけれども、そうしますと、農協の工事は今回は市の手落ちによって、ミスによって認めるということのようにも私は承ったんですけれども、農協の契約上の問題になりますけれども、契約時点で行ったことについては、農協の関係については何らその関係がないということの了解でよろしいんでしょうか。それを最初にお聞きしたいと思います。どなたでも結構です。その確認を一点だけお受けして後を続けたいと思います。

（発言する者多し）

○議長（秦　正一君）　お諮りします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕（笑声）

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後二時三十一分休憩

午後三時四十五分再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（秦　正一君）　九の一の平山季重居館跡についての通告質問者、林重義君の登壇を願います。

〔十九番議員登壇〕

○議長（秦　正一君）　先ほどの林重義君の質問に対しての答弁を求めたいわけですが、もう一度質問させますか、できますか。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　さっきのお答えの中で一つ失言したっていうんですか、冒頭においておわびをしなければならないことを言い落としたことがございますのでつけ加えさせていただきたいと、こう思います。

林議員が質問の冒頭において市政経過報告においてこのことについては報告すべきではなかったかということについての御指摘がございましたんですが、それについて私自身このお答えすることを失言してしまったわけでございます。

それでこのことについては黒川議員の一昨日だったかと思いますが、その質問にもありましたけれども、確かに一般質問でお答えするというようなことを申してしまったわけでございますが、これは考えてみますと、やはり市政経過報告の中でお答えすべき問題だったと、こういうふうに思います。で、このことについての議会における私の未熟というようなものについては深く反省して、これをひとつ勉強の機会にして今後はこういうことのないようにひとつさせていただきたいと、こう思います。どうぞその点について、ひとつお許しをいただきたい、こう思っております。

○議長（秦　正一君）　林重義君。

○十九番（林　重義君）　ただいま教育長からそのようなことで市政報告の中の報告をやるべきだということについては私も了といたします。

その後、先ほどの質問を残しておりましたので……。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　初めに交渉に当たりました担当部といたしまして今回の不手際に対しまして大変申しわけなく思っております。

先ほどの御質問でございますけれど、契約上における問題でございますけれど、確かに私ども交渉の段階におきまして、農協側に対しましてこの文化遺跡の問題につきましてお話を申し

上げた経緯はございません。そういうことからこの契約上で申し上げますと第三者の権利がないことを相手方に補償するものとすると、いわゆる当事者の補償責任の問題があるわけでございますけれど、その中で、第三者からの異議、苦情等の申し出が発生した場合におきましては自己の責任と負担において一切これを解決し、相手方に迷惑をかけないことを確約するということでございます。そういうことで今回の農協との交渉におきまして事実申し上げた経緯がございませんので、私の方の、いわゆる市の責任であると、このように思っているわけでございます。そういう中で農協に迷惑をかけないように今後も対処していきたい、このように考えております。

○議長（秦　正一君）　林重義君。

○十九番（林　重義君）　ただいま部長から答弁ございましたが、農協との契約上の点については農協には文化財の面については責任はないということと解釈をいたします。よろしいんでございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことでそれは了といたします。（「返事がなかったよ」と呼ぶ者あり）

それに、農協の問題が終わりまして、農協としたら責任はないんだと、その後については市側が、問題が起こった場合でも市側があくまでも責任においてやるんだというようなことでございますので……、現在行っております市側の条例に対しての責任のとった処置が間違っていたという解釈を私はいたします。それで、先ほども教育長が答弁の中に今後適切なる処置をして総点検をするというようなことの言葉があったようでございます。適切な処置ということと、総点検ということについては何か具体的な問題もあると思いますけれども、何かその辺の中に市の行政の中にあらゆる面において、あらゆる連絡方法その他によってこのような問題が起こったということに私は解釈しますけれども、そういうことから言って、今後の市の行政の中で、この文化財行政の問題でなく、全体的な問題の中にその辺にもやはりその一つの一貫した市政の中に問題点があるのではないかというふうに私は考えざるを得ないです。そういうことからいって、やはり今後の問題として、また市の行政の中で洗い直しをするようなことが総点検の意味なのか適切な処置をするということの意味なのか、その辺を市長から総体的な問題でございますので答弁をお願いしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日ごろ行政に当たりまして、なるべく間違いのないようにということを一生懸命に努めておるつもりではございますけれども、思いがけない不注意がありまして市民の御指摘を受けたということにつきましては重々反省をいたしております。一層庁内気持ちを引き締めて間違いを起こさないようにいたさなければならないということをしみじ

み感じておるわけでございます。

○議長（秦　正一君）　林重義君。

○十九番（林　重義君）　いま市長の答弁も、いろいろと確かに条例違反であるということはお認めになったように私も解釈をいたします。

そのようなことから言って、やはり確かに先ほど教育長が答弁されたように、これが市民に及ぼす影響というか、市の、庁舎内では庁舎内の問題として解決ができるんではないかと考えます。ただ、市民に及ぼす影響ということになりますとこれははかり知れないものが今後もいろいろと出てくるように感じます。そういう点についての心構えというか、そういう点がこの今回の場合には一番今後の問題として最も適正な処置をとるということが重大であり、市の行政の中でも考えていかなきゃならないということだと思います。今後そのようなことで市内において、これに反論というか、そういう形があってはならないと思いますけれども、やはりある場合も起こり得るということを私は考えるわけですけれども、そういう場合においてそういう問題もあるということで、先ほども冒頭あすはおわびということで、私は文書はまだ見ておりませんけれども、あしたにならなければ市民としてはうかがえないんですけれども、何か、先ほど教育長からあすおわびの日野の広報が出るんだということで議会はまだ知らないわけでございますけれども、文面はどうですか、そういうことであるので、そういう文面だけで解決をできる問題じゃないかというふうに私は考えます。そのようなときに問題としてこれからの（「休憩」「何もめてんだ」「やれ」「続けろ」と呼ぶ者あり）（笑声）そういう形から言って今後の市の行政の中によほど問題点として残る点があるようにも思いますので、これからの問題、抱負というか、市長の考えというか、基本的な考えを、いま、再度市長からお伺いしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　大切な行政をお預かりしておるわけでありますからして、全体から見て常に間違いのないように、過ちのないようにということに努めなければならないわけでありますが、時たま思いがけない失態を感ずることがあります。一層誠心誠意込めまして市民の信託におこたえするためにもみずから厳しく戒めなければならないと、こう考えております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　林重義君。

○十九番（林　重義君）　ただいま市長から答弁がございましたように、今後いろいろな問題が起きてもやはり市長としての誠意を持って当たっていくんだというふうなお答えのようですけれども、一応条例違反ということはお認めになられたようなことでございますので、これからの問題としてよりよき

上げた経緯はございません。そういうことからこの契約上で申し上げますと第三者の権利がないことを相手方に補償するものとすると、いわゆる当事者の補償責任の問題があるわけでございますけれど、その中で、第三者からの異議、苦情等の申し出が発生した場合におきましては自己の責任と負担において一切これを解決し、相手方に迷惑をかけないことを確約するということでございます。そういうことで今回の農協との交渉におきまして事実申し上げた経緯がございませんので、私の方の、いわゆる市の責任であると、このように思っているわけでございます。そういう中で農協に迷惑をかけないように今後も対処していきたい、このように考えております。

○議長（秦　正一君）　林重義君。

○十九番（林　重義君）　ただいま部長から答弁ございましたが、農協との契約上の点については農協には文化財の面については責任はないということと解釈をいたします。よろしいんでございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことでそれは了といたします。（「返事がなかったよ」と呼ぶ者あり）

それに、農協の問題が終わりまして、農協としたら責任はないんだと、その後については市側が、問題が起こった場合でも市側があくまでも責任においてやるんだというようなことでございますので……、現在行っております市側の条例に対しての責任のとった処置が間違っていたという解釈を私はいたします。それで、先ほども教育長が答弁の中に今後適切なる処置をして総点検をするというようなことの言葉があったようでございます。適切な処置ということと、総点検ということについては何か具体的な問題もあると思いますけれども、何かその辺の中に市の行政の中にあらゆる面において、あらゆる連絡方法その他によってこのような問題が起こったということに私は解釈しますけれども、そういうことから言って、今後の市の行政の中で、この文化財行政の問題でなく、全体的な問題の中にその辺にもやはりその一つの一貫した市政の中に問題点があるのではないかというふうに私は考えざるを得ないです。そういうことからいって、やはり今後の問題として、また市の行政の中で洗い直しをするようなことが総点検の意味なのか適切な処置をするということの意味なのか、その辺を市長から総体的な問題でございますので答弁をお願いしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日ごろ行政に当たりまして、なるべく間違いのないようにということを一生懸命に努めておるつもりではございますけれども、思いがけない不注意がありまして市民の御指摘を受けたということにつきましては重々反省をいたしております。一層庁内気持ちを引き締めて間違いを起こさないようにいたさなければならないということをしみじみ感じておるわけでございます。

○議長（秦　正一君）　林重義君。

○十九番（林　重義君）　いま市長の答弁も、いろいろと確かに条例違反であるということはお認めになったように私も解釈をいたします。

そのようなことから言って、やはり確かに先ほど教育長が答弁されたように、これが市民に及ぼす影響というか、市の、庁舎内では庁舎内の問題として解決ができるんではないかと考えます。ただ、市民に及ぼす影響ということになりますとこれははかり知れないものが今後もいろいろと出てくるように感じます。そういう点についての心構えというか、そういう点がこの今回の場合には一番今後の問題として最も適正な処置をとるということが重大であり、市の行政の中でも考えていかなきゃならないということだと思います。今後そのようなことで市内において、これに反論というか、そういう形があってはならないと思いますけれども、やはりある場合も起こり得るということを私は考えるわけですけれども、そういう場合においてそういう問題もあるということで、先ほども冒頭あすはおわびということで、私は文書はまだ見ておりませんけれども、あしたにならなければ市民としてはうかがえないんですけれども、何か、先ほど教育長からあすおわびの日野の広報が出るんだということで議会はまだ知らないわけでございますけれども、文面はどうですか、そういうことであるので、そういう文面だけで解決をできる問題じゃないかというふうに私は考えます。そのようなときに問題としてこれからの（「休憩」「何もめてんだ」「やれ」「続けろ」と呼ぶ者あり）（笑声）そういう形から言って今後の市の行政の中によほど問題点として残る点があるようにも思いますので、これからの問題、抱負というか、市長の考えというか、基本的な考えを、いま、再度市長からお伺いしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　大切な行政をお預かりしておるわけでありますからして、全体から見て常に間違いのないように、過ちのないようにということに努めなければならないわけでありますが、時たま思いがけない失態を感ずることがあります。一層誠心誠意込めまして市民の信託におこたえするためにもみずから厳しく戒めなければならないと、こう考えております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　林重義君。

○十九番（林　重義君）　ただいま市長から答弁がございましたように、今後いろいろな問題が起きてもやはり市長としての誠意を持って当たっていくんだというふうなお答えのようですけれども、一応条例違反ということはお認めになられたようなことでございますので、これからの問題としてよりよき

理事者も私たちも一緒にいろいろな面で進んでいくということではないかというふうに私も考えまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（秦　正一君）　これをもって九の一、平山孝重居館跡に関する質問を終わります。

一般質問九の二、京王平山駅前子供遊園地についての通告質問者、林重義君の質問を許します。

○十九番（林　重義君）　それでは京王平山駅前子供遊園地についての質問をいたします。

日野市では町づくりの施策の中で、本年度は公園緑政課も拡大をいたし、公園、遊び場等数多くの市民要望にこたえるべく御努力が見られております。平山駅前子供遊園地は日野市と七生農協との公有地の交換により現在自然消滅をしたような形になっております。平山は昔から部落の形態であり子供遊園についても数少なく、特にこの遊園地は部落の中央にあり子供たちにとっては唯一の遊び場でございました。私も土地の交換の話の過程の中で担当課にもいろいろとかわるべき場所を子供遊園地としてつくってくださるというように強く要望いたしてまいりました。三月の定例議会の市政報告の場で、当時の前前川助役に遊び場の点についてどうなのかという質問をいたしましたところ、要約してみますと、「いずれかの形である場所に移します」というお答えを受けているようなわけであります。それがいまだに子供遊園地としての場所が部落内に見当たっておりません。それによって廃止になってしまったのか、いずれの場所にかわって設置してくださるのか、どのようになっているのか、その内容と市の考えについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　林重義君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　お答えいたします。

この遊園地は御指摘のとおり現在遊園地ではなくなっております。それで、これにかわるものとしまして平山五丁目六番六号、ほか五つございますが、面積が千二百二十二平方メートルの土地を市が取得してございます。これは前に京王帝都の土地でございましたが、京王帝都に駅前の市の所有地を譲るときに、そのかわりとしまして京王電鉄から、市の土地開発基金で取得したものでございます。で、現在市の財産になっておりまして、ごらんになったかとも思いますが、かつて、いま現在七生農協が建物が建っておりますあの遊園地の中にありました遊具をそちらへ移しまして子供の遊び場として、正式な遊び場としてはまだ条例上はなっておりませんけれども、現在は実質的に使えるようになっております。これをそのような形で使っていただいて、あるいはまた盆踊りその他のこともあるかと思いますので、そういう意味でも使っていただければいいんじゃないかと思っております。

現在、私も余りしばしば行ったわけではございませんが、たまにあの前を通りますと子供たち、あるいはお母さんたちが遊んでおります。そういうことで一応これを平山駅前の子供遊園地の代替というつもりで私どもいるわけでございます。

○議長（秦　正一君）　林重義君。

○十九番（林　重義君）　ただいま企画部長からの御答弁ですと、平山の前の京王の代替に取った、現在普通財産だと思いますけれども、管財のお持ちになっている土地を充てておるということでございますが、それにはやはりいつごろ児童公園なり子供遊園としての市の条例化というか、そういうことをやる予定なのか、それを聞きたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市内に子供の遊び場という条例化をした個所が相当数ありますけれども、古い伝統をもってこの地域社会がお祭り広場というような意味での使用のされ方をしたその経過も尊重したいと思いますし、それから、むしろ、そういう特定しない広場というものが必要ではなかろうかというふうにも感じております。したがって特定をして限定いたしますと何か窮屈になりますので、私はでき得べくば市民広場といいましょうか、そういう制度がまだないわけですが、とにかく近い地域の共用の広場であると、こういう位置づけの方がよりいいんではなかろうかと思っております。ただし、児童の遊び場ということで地域が理解をされてお祭りにも使えるし盆踊りにも使えるということであればそれで結構なんですけれど、むしろ私は前者のような広い意味で使っていただければそれでいいんじゃないかと思っております。一度児童公園というこの条例に入れようということも担当者の方から出ておりますけれども、そういう意味で子供も遊べるし大人も何かお祭りのようなこともなさるということで両用に使っていただくことが望ましいと思っております。その上で、なお児童広場ということがよりよいという地域の御意向があればそのようにいたしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　林重義君。

○十九番（林　重義君）　何か、ただいま市長からの答弁ですと、市民広場、お祭り広場というような形のことで使っていただきたいということでございます。

それで、この問題については私も担当課にも行きまして用具の取り外しですか、結果的には七生農協ができましたもので、用具が邪魔になるので取り外しのことについても、いろいろとあそこには児童が遊ぶ用具が六つ、七つあったわけです。それが現在、何か、この写真にも三十六ページに載っているようにジャングルジムあたりもあったのが鉄棒あたりも写真に写っている物もそこには設置されていないというような形で、何か子供の遊び場というか少しも基本的な物がない。

ただいま私もいつごろまでにそれができるのかというお答えをいただかないんですけれども、そういう予定というか、市長の構想の中でいつごろまでというお答えがないようですけれども、ともかく児童公園――子供の遊び場として条例化したものを、市の都合といってはちょっと言葉が違うかもしれませんけれども、七生農協との交換によって変わった場合、やはりすぐにもそのような形の物をつくって、実際そのいまのままですと管財の管理下でございますので形だけは遊ぶ所でございますけれども、何らかそこには実際市の公園についても、現在公園保険というもの、対人対物というような形で入って、児童なり中に入る市民の保険制度まで掛けて公園の管理をされているというようなときに、やはりその筋がちょっとおかしいんじゃないかというふうに私は考えます。そういうことから言って早急につくってくださるということを私は要望しているのでございますが、いつごろまでということを発言しているようなわけで、それならそれとして子供の遊べるような物、確かにジャングルジムあたりも担当課長きょうはおりませんけれども、私もその管財課長と担当課長には前もってどうなったということであの当時お聞きしまして、実はその片づける予算もないんで自分たちがハンマーたたいてあそこへ寄せたんだというような形の説明も受けて、積んであったので私の所へ近くから連絡がございまして、危ないから早く何とかしてくれないかということで、担当課はちょっと忘れましたけれども、連絡しましたところが早速行いましょうということで児童課の方で何か予算を見ていただいてあそこへつくったところが、どこへ行ってしまったか前の遊具が一つもない。一つもないんではないんですけれども、ジャングルジムと鉄棒とか二点ばかしの物がないので、それもその端っこの方につけてあるという形で、遊べるには遊べますけれども、結局、公園管理の予算もなくて、いまは現在まだ草ぼうぼうのような形で管理体制の問題といつごろまでにできるかということを再度御質問いたします。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地元と御相談をして、子供の遊べるようにも設備をして、なるべく行政財産としての整理がつくようにいたします。

○議長（秦　正一君）　林重義君。

○十九番（林　重義君）　何か、いつごろまでという問題については確とした答えが出ないんですけれども、実情は児童公園がなくなった形なんです。それで平山の子供たちもやはり市内の子供と同じでその場所に遊んでいればいいという形では問題点があるんじゃないかということで私は指摘しております。

現在、緑町、豊田の、戸塚の、日野台ですか、いろいろ子供の遊び場も昇格して、児童公園を昇格して都市公園としての格

を上げるというような市の行政の中にあって、やはりそういうような広い場所があったらば早速にもそういうような手を打ってやるべきじゃないかというふうに、それについてはやはり地元の声を入れるということはいいと思いますけれども、いつごろかわからないような返事では私は承服できないんですけれども、その点をもう一度確認をいたします。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地元の御意見を聞いて急いでと思っております。

○議長（秦　正一君）　林重義君。

○十九番（林　重義君）　何か、市長のお答えですと急いでということで、その点についてはわからないんですけれども、これ以上お互いにやりとりしても尽きないと思います。そういうことから言って現状はそのような形でやはり市は市の全般的な行政の中で、先ほども正しく行政をやっていくんだという再確認を私はしたようなわけでございます。それに、先ほどの問題については文化財の問題であって、子供の問題についてはこれからの日野市を、大きく言えば日本をしょって立つ子供たちの問題でございますので、早急に市長としても配慮をしていただくことを要望として申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。（「終わり」「本日終了」と呼ぶ者あり）

（笑声）

○議長（秦　正一君）　これをもって九の二、京王平山駅前子供遊園地に関する質問を終わります。（「終わり」と呼ぶ者あり）

本日の日程はすべて終わりました。本日はこれをもって散会いたします。

午後四時十二分散会

六月十五日　木曜日（第四日）

日野市議会会議録

昭和五十三年
第二回定例会

第二十二号

六月十五日　木曜日　（第四日）

出席議員（二十九名）

一番	黒川重憲君	
二番	市川芳太郎君	
三番	秦正一君	
四番	飯山茂君	
五番	川嶋博君	
六番	中山基昭君	
七番	大柄保君	
八番	田中鯛一君	
九番	藤林理一郎君	
十番	谷長一君	
十一番	名古屋史郎君	
十二番	本間久君	
十三番	鈴木美奈子君	
十五番	板垣正男君	
十六番	奥住芳雄君	
十七番	石坂勝雄君	
十八番	滝瀬敏朗君	
十九番	林重義君	
二十番	市川資信君	
二十一番	島村孝志君	
二十二番	大越久雄君	
二十三番	一ノ瀬隆君	
二十四番	竹ノ上武俊君	
二十五番	米沢照男君	
二十六番	杉山寅三郎君	
二十七番	高橋通夫君	
二十八番	佐々木昭雄君	
二十九番	正国務君	
三十番	三浦重春君	

欠席議員（一名）

十四番	橘祐子君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	前川恒雄	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	生野清	君
建設部長	森久保三次	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
次長	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所所長　関根雪峰
速記者　清水聰一郎　君

議事日程

一　一般質問

昭和五十三年六月十五日（木）
午前十時開議

本日の会議に付した事件
日程第一

午後四時五十八分開議

○議長（秦　正一君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十五名であります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後四時五十九分休憩

午後七時九分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。十の一、視力障害者の生活と権利を守れについての通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

〔二十三番議員登壇〕

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　一昨年十二月定例会において、視力障害者の生活と権利を守れと題しまして、視力障害者に対しての施策につきまして質問いたします。

視力障害を持った人の日常の生活は、非常に大変であることは言うに及びません。日野に革新市政が誕生して五年、このような障害者に対する施策は近隣の市に大きくリードしていることは間違いないと思います。しかし、視力障害者にとってはまだまだ問題はあり、多くの要求を持っています。これらの要求をくみ上げ、視力障害者対策の一層の前進を願いながらこの質問をいたします。視力障害者の要求にはどんなものがあるかを知るため、このところ連日障害者にお会いして話を聞いたり、話の中に出てきた問題の場所、施設へ行ったりしてきました。この質問の発言通告後も障害者との話し合いを持ちましたので、通告した内容に若干の変更、前進のあることを御容赦願いたいと思います。視力障害者との対話の中から多くの問題点、たくさんの要求が出されました。私はこれら多くのものを整理するのに分類できないかを考え、再三考えた結果、次のように分類してみました。市長や関係部長には表にしたものをお渡ししてあると思いますので、これを参照していただきたいと思います。視力障害者の生活を守り、前進させるための要求としてまず考え、これを社会生活の中でのものと家庭生活の中でのものに分けました。社会生活の中でのものを交通、歩行の問題、団体である視力障害者協会に関するもの、視力障害者独特で視力障害

者共通の職業、これはマッサージなどですが、この職業の問題、以上三つに分けました。家庭生活での要求を除きました社会生活の中での視力障害者の要求を三つに分け、その一つの交通、歩行の問題をさらに平常の道路の問題、道路工事の問題、タクシーに対しての要求、駅の構内に対しての要求、そして市役所、市立病院など公共施設に対しての要求と五種類の要求に分けたのが私の行いました分類であります。この分類に従ってそれぞれの問題を順次質問いたします。

最初に平常の道路についてであります。視力障害者が多く利用する道路や交差点に危険のないようにその対策が施されているかということについてであります。特に必要なところには点字ブロックが埋設されており、盲人用信号の交差点もあります。私の要望によっても豊田駅北口東方のガードレール、自動車教習所わきの都道の側溝のふたかけ、豊田駅南口の手すりなども設置されました。その実現のために努力してもらった前安全対策の大谷課長に感謝しておきたいと思います。まだこれらの対策が必要な場所もあると思いますが、私はここで一つだけ要望しておきます。日野市の中で、多くの視力障害者が利用して一番危険な交差点は、豊田駅北口から光の家に行く最も近道の市道と都道二・二・六号線との交差点、旭が丘方面から来て中央線の陸橋を渡る直前の交差点であります。光の家には多くの視力障害者がおり、最寄りの駅である豊田駅を利用する人も多いわけです。この交差点に盲人用信号、押しボタン式の横断歩道の信号に、青のときだけ音の出るものになると思いますけれども、この盲人用信号を取りつけていただきたいと思います。北方の信号に近いその北方の信号が盲人用信号になっているということなどから、非常に困難な条件があると思いますけれども、障害者の強い要望でありますのでぜひ実現していただきたく、そのための努力を願いたいと考えます。まず質問しておきます。一番として、この盲人用の信号設置についてどう考えるか。二番に市内の一般道路の点字ブロック、視力障害者のためのガードレールなどを取りつける今後の考えはあるか。以上の二点を質問し次に移ります。

次に工事中の道路についてであります。前回の質問で、視力障害者がよく利用する道路を工事する場合には、その人たちに十分連絡を取るようにお願いしておきました。しかし、一向に以前と変わっていないようですが、この方法として点字広報やテープの広報で知らせてもらうのは当然ですが、それもトップの見出し、最初の方にこれを出してほしいというのが障害者の要望です。思わぬところで工事をしていればそれが生命にも危険があることですから、大変なことです。この点についてどう考えるかを質問いたします。道路の工事として歩道と車道の段差をなくす工事がなされています。自転車や車いす対策だと思いますけれども、視力障害者にとってこれは意外にも困るものなのです。歩道を歩いているつもりが、いつの間にか危険な車道に出てしまっている、ここには点字ブロックが必要なわけです。工事をするときだったら、点字ブロックを埋設するのも簡単なはずです。ぜひその方向でお願いしたいと思います。この点についてどう考えるかを質問いたします。

歩行ないし交通の問題として三番目の要求は、福祉タクシーについてであります。これは視力障害者だけではなく、身体障害者全般の要求であると思いますけれども、視力障害者にとっては、市内の活動でも多くタクシーを利用せざるを得ないというのが実情であります。その費用は非常に多額になります。この点を少しでもやわらげるのがこの福祉タクシーであります。昭和五十年四月の中野区を初め三鷹市、小平市など、東京都の中でも十四区、二市が実施中であると聞いています。この福祉タクシー制度はおおよそ各市同じようで、利用券を発行して、一枚三百円ないし三百三十円の基本料金を補助している。利用者はメーター料金から利用券分を差し引いて支払えばよいというものです。利用券の支給枚数は一人、月に二枚ないし十枚となっているようです。このような福祉タクシーの施策を、日野市でも行う考えがあるかどうかをお聞きいたします。

次に豊田駅構内の視力障害者対策であります。最近、国鉄八王子駅の駅舎が改築され、視力障害者にとって便利で利用しやすいものになったと聞きました。西八王子駅は近くに都立の盲学校があり、この生徒に利用されるという必要性があったということです。同様に、中度失明者の社会復帰を目指す国立視力障害者センターのある阿佐ケ谷駅もよくできているということです。西八王子の盲学校の生徒は七十名程度だというのに、豊田の光の家は百六十名だと聞いています。豊田駅も西八王子駅以上に視力障害者対策が施されてよいはずです。国鉄がやることで、市ではそんなところまでやれないとお考えかもしれませんけれども、大柄議員や大越議員には申しわけないと思いますけれども、国鉄はけちでなかなかやってくれない。現に、西八王子の視力障害者対策の七割ないし八割は八王子市で出したと聞きました。西八王子駅だけではなく、八王子駅構内も改善されていると聞きました。実は昨日、議会が早く終わりましたので、秦議長に感謝申し上げながら電車に乗って西八王子駅まで見学に行ってまいりました。ことし三月一日、店開きした橋上駅の西八王子は、聞き及んだように視力障害者の利用のためによく配慮されていました。まず道路、広場からやってきて階段の上り口には点字ブロックがあり、盲導鈴が十秒置きに鳴っている。階段にはもちろん手すり。上の駅の平面に上がると、点字ブロックの誘導ブロックと警告ブロックによって切符の自動販売機の前に行けるようになっていました。警告ブロックとは市庁舎の庭にある点字ブロックと同じで、誘導ブロックというのは、点でなく線が五本進行する方向についている。この市庁舎

にはないようです。したがって、市庁舎では警告ばかりで誘導されず、視力障害者は庁舎内にははいれないということになるわけです。自動券売機四台がありましたが、いずれも点字で書かれています。投入口、呼び出し、取り消し、大人、行き先の金額、子供も同様です。切符、おつりとすべて点字で書かれてありました。そして、左側には「これは目の不自由な方の運賃表です。大切にしてください」と書かれ、下に点字が羅列してありました。誘導ブロックで改札口より警告ブロックになると、右とか左とか、便所には男と女の標示の下に点字で標示がされていました。ホームには白線から四十センチぐらい下がったところに警告ブロックがあり、階段をおりたところで視力障害者の乗り場になっており、そこにはシルバーシートを持った車両がとまることになっていて、その上には一般乗客への協力の看[illegible]が出ています。この費用は七八%が八王子市で持ったと答えてくれた駅員は、この視力障害者対策を自慢げに話してくれました。なお、盲学校があっての施策と考えましたが、全く関係ない北口も同じように対策が講じられていた点で、どこの駅でもやらなくちゃあという感を強くしました。帰りに八王子駅にもおりてみました。改札口までの点字ブロックがあり、ハイヤー乗り場へも点字ブロックがありました。券売機には盲導鈴がついていました。豊田駅に帰ってくると何もない。見つけたのが、券売機に一つだけ点字がついていました。金額の押しボタンだけで、申しわけにつけたみたいであると思いながら一時間半の研修視察から帰ってきました。豊田駅までの道路は一応点字ブロックが埋設されておりますけれども、構内に入ると何の対策もない。まず、点字ブロックを敷いてもらう必要がある。まず、本格的な工事による埋設でなくても、張りつけによって可能な点字ブロックもあるのですから、ぜひつけてほしいと思います。点字で操作できる乗車券自動販売機、点字の料金表、そのうちまた運賃値上げもあるだろうし、運賃が幾らになるかをそんなに記憶できないというのが、視力障害者にとって当然のことであります。便所の入り口には男女別の点字による標示が必要です。国鉄が相手では手すり一本つけるのも大変だったわけですけれども、そういうことで非常にむずかしいとは思いますけれども、ぜひこれらの実現のために努力していただきたいと思います。以上、豊田駅の改善についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

豊田駅に限らず、駅前の自転車の放置は後を絶たず、ますます多くなって、歩くところがなくなる状況です。視力障害者にとってこの自転車が特に迷惑だということは前回申し上げました。自転車放置問題一般については、三月定例会でわが党の大越議員が指摘したところであります。ここでは、視力障害者が自転車のジャングルを通り抜けるときにぶつかって、自転車が将棋倒しになった場合について言いたいのであります。そのまま

にしておくわけにはいかず、多くの時間を費やして直すのですが全く大変です。こんなとき、市として助けてもらえる手段があったらと考えるわけです。こんなときどうしたらよいのか、電話をすれば来てもらえるようにできないものかどうか、これを質問いたします。

次は市役所の問題、その他市の施設についての問題でありますけれども、これについてはごく最近、担当職員が直接視力障害者の方に会って、問題を聞いているようですから詳しくは申し述べません。私の把握している市役所の問題点、要望点を念のため羅列しますと、一、最も大きな問題点として、市庁舎敷地内の点字ブロックは視力障害者にとって危険である。不連続なためで、これは連続したブロックでなければだめだ。点字ブロックは点だけでなく線のものも併用して、方向、終点などを標示すべきだ。これは先ほど申し上げました誘導ブロック、警告ブロックの併用であります。三番として、庁舎一階ロビーで点字ブロックが直角に曲がるところがあり、いすにぶつかり、頭から下に落ちるような危険が存在している。四番、市役所のバス停から入り口までの点字ブロックによる誘導がない。五番、盲人を誘導する鈴、チャイムでありますけれども、盲導鈴を市役所のすべての入り口につけてほしい。さらに図書館その他の施設にもつけてほしい。六番、壁に点字の庁舎内の見取り図、どこに何課があるかというようなものですけれども、見取り図をつけてほしい。七番、エレベーターも点字による操作ができない。八番、各課に点字による標示がほしい。九番、これらの改善をする場合には、むだにならないよう該当者を呼んで対策を立ててほしい。以上が市役所に関した視力障害者の指摘した問題点、要望点であります。これらについて市役所以外の市の施設も含めてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。なお「点字毎日」これは日本唯一の点字新聞でありますけれども、「点字毎日」によりますと、岡山大付属病院は最近百七十万ぐらいの予算で、点字や線のブロックなどの誘導施設や、受付には点字のパンフレットを置くなど、視力障害者対策を組織的に完備したということです。関係者は、市立総合病院でもこのようにやられたらと願っています。これについてのお考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。以上で交通ないし歩行に関しての視力障害者の要求を中心とした質問を終わりまして、次は視力障害者協会に関するものを質問いたします。

昭和四十九年十一月五日発足した日野市視力障害者協会は、それ以来社会奉仕などを含めて、厳しい条件に打ちかって活動してこられております。このことについてこの協会を高く評価しておきたいと考えます。私は前回の質問で、視力障害者の団体や個人に対しての市からの報告や要請が普通の文書でなされていることを指摘し、障害でもって見ることのできない人にそれを見ろというのは余りにも酷ではないかとして、点字による、

あるいはテープによっての連絡をすべきであると主張しました。これに対して時の松村総務部長は、点字のできる職員はいるし、今後はそれをやる、障害者からの提出書類は点字でもよいとの答弁を得ております。ところが、残念ながらいまだにこの点は改善されていません。視力障害者協会あての文書もすべてりっぱな日本字で「会長中村繁殿」としてあります。中村さんは中学一年のとき以来目は見えません。読めるはずはありません。中村さんは点字では先生です。どうして点字にしてくれないのだろうかと嘆いています。市に対して協会から補助の申請書や計画書などを出すためにこれを書くのが大変です。毎回三、四人の役員が集まって徹夜をしての作業です。ちょうど一昨日、そのときが来たと聞きましたので、どんな様子かと思いまして会長宅にお邪魔いたしました。弱視者が度の強いレンズを使って市からの文書を見る。前回の資料を見る。苦しみながら記憶をたどる。やっとの思いで提出書類に記入する。点字によって記録物を見るときだけはスムーズだ。視力障害者だけで苦労しながら書き上げる。それまで昼間厳しい仕事を終えてからの作業をやっているわけです。今夜は一ノ瀬さんが来てくれたので二、三時間早かったという。私が帰ったのは十二時ごろでした。私の疲れなど比較にならないことだと思いました。大変だと思いました。提出書類も点字でよいようにすべきだと本当に思いました。このことは協会についてだけでなく、視力障害者の家庭に対しての連絡にも言えることだと思います。点字による、場合によってはテープでもよい、点字のできる職員はいるし、できないかどうかをお聞きいたします。また、職員によるこの書類作成などの援助、代行はできないかをあわせてお聞きしたいと思います。

次に視力障害者共通で、しかも視力障害者独特の職業についての要求であります。ここで言う視力障害者の職業はマッサージであり、要求はわが党の名古屋議員の提案、これは七四年十二月定例会の一般質問でありますけれども、名古屋議員の提案によって実現した身障老人機能回復施術助成についてであります。これは六十五歳以上の一級から六級の身体障害者に対してのマッサージ券の支給であり、老人身体障害者への施策と同時にマッサージ師である視力障害者への仕事をふやすという施策ともなっています。前回の質問で、このマッサージの対象を拡大するよう要望いたしましたが、まだ実現していません。現在の不況で一般に仕事がない人、仕事が少ない人が多く、したがってマッサージに来る人が少ない。また、同じく不況で季節労務者もいない。よって、この人たちもマッサージに来ない。このような状況でマッサージ師の仕事量は少なくなっています。一方、マッサージを受ける側の身体障害者の立場から考えれば、健康な人よりも疲れやすく、運動不足になりがちであり、なるべくマッサージをやった方がよいという事情があります。そこ

で今回再びこの対象の拡大を要望したいと思います。それは、身体障害一級ないし二級は、年齢に関係なく対象としていただきたいということです。拡大していただきたい対象である重症身障害はこの拡大を強く望んでいますし、マッサージ師も、マッサージを必要とするこれらの人たちをぜひ対象としていただきたいと強く希望しています。この点についてどう考えるかをお聞かせ願いたいと思います。以上が社会生活の中での視力障害者の要求あるいは問題点であります。

次に家庭生活の中での視力障害者の問題としてホームヘルパーの問題があります。これは新聞に大きく報道されたことがあります。七五年二月二十四日付の毎日新聞で「ホームヘルパー意外な不評判。配慮いま一つ。視力障害者からの訴え」と書かれていました。この記事によると、赤松福祉部長は、目の見えないことは想像を絶する問題で、訴える側の立場を尊重した福祉行政を進めたいと話しています。現在、ホームヘルパーは九ケースを六人が交代でやっているようですが、もちろんいい方もいますが自分勝手な人もいて、視力障害者は泣かされているようです。忙しい忙しいと言われるとなかなか頼みにくい、来てくれる時間が守られていない、来てくれないこともしばしばある、その電話連絡もないというようなことが言われています。このホームヘルパーについて職域の拡大、すなわちやってもらう仕事をさらにふやしてもらいたいと願っています。これらの問題について視力障害者、ホームヘルパー、市側などの関係者での話し合いを申し入れてありましたが、いまだに実現していないということです。いまでもこの話し合いをぜひ実現していただきたいと願っています。そこで質問いたします。現状のホームヘルパーについてどう考えているか、また、関係者との話し合いを持つことはできないか、以上二点を質問いたします。

視力障害者にとって日社協ボランティアもなるべく利用させてほしいものでありますけれども、現状は必要に対して十分に応じられていないようです。外国の例では、ボランティアを奉仕できる時間、奉仕の種類などによって日常整理して、いつでも利用できるようにしておくということです。カードなどで整理し、いつでも必要によって対応できるようにしておいてほしいと思います。ボランティアについての市としての考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。

家庭生活の中での要求としましては点字広報、テープ広報に次いで点字議会だより、テープによる議会だよりが実現できていますが、他市に先がけてのこれらの施策は視力障害者に非常に喜ばれています。今回の私の一般質問は、視力障害者の生活と権利を守れと題しました。生活を守れに権利を守れを加えております。憲法第二十五条には「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあります。したがって、以上幾つかの生活を守るための問題、要求が権利を守るこ

とをも含んでいると考えます。憲法では、基本的人権を初め団結権、請願権、教育を受ける権利など、多くの権利を保障しています。この中から第十五条の選挙権、第二十七条の勤労の権利に関した視力障害者の問題を質問しておきたいと思います。

選挙に関したこととして二つだけ質問いたします。視力障害者を対象とする選挙広報を点字またはテープによって出すことができないか、もちろん市の施策の中ですから、市長選挙あるいは市議会議員選挙などにしぼられるわけですけれども、これについてお答え願いたいと思います。ついでにもう一つ質問させていただきますけれども、選挙の開票のときの点字投票の翻訳の業務の依頼先についてでありますけれども、従来光の家に依頼されていたようですけれども、これも市内で活躍している視力障害者協会に依頼してほしいという協会の希望があります。これについてどうかをあわせて質問いたします。

次に勤労の権利ということに関して一つだけ伺います。将来、視力障害者を市の職員として採用する考えがあるかどうかを一言お聞きしておきます。市が率先して視力障害者の勤労の権利を保障するという意味でやるべきだと思いますけれどもどうでしょうか。

以上、大変長くなりましたが終わります。

○議長（秦　正一君）　一ノ瀬隆君の質問についての答弁を求めます。質問事項がかなり多いわけですけれども、落とさないように要領よく、わかりやすく答弁願います。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それでは一点目の盲人用信号の設置について、これからお答え申し上げます。その場所でございますけれど、現在、富士電機先の都道におきまして、オルゴールつき盲人用信号機が設置されているわけでございます。これにつきましては東京都の公安委員会があらゆる角度から検討した中で、点字ブロックを含めまして設置したと、こういう経緯がございます。それから、いま御指摘のございましたこの場所につきましては、距離的にも大変その場所から近い場所にあるということでございます。確かにこの道路を利用される方、距離的にも近いということは十分私どもわかっているわけでございます。そういう中でいろいろございますけれども、公安委員会の方に協議していきたい、このように考えております。

それから、第二点目の一般道路での点字ブロック等でございますけれど、これにつきましては、一般道路全般をこのようにつくるということは不可能である、このように判断しております。そういう中で特に障害者の方が利用し、危険度も高いという場所、こういった場所につきまして設置が可能であるかどうか、こういった面も検討しなければなりません。そういう中で進めてはいきたい、このように考えております。

それから、三番目でございますけれども、障害者の利用する道路の工事についての連絡の考えは、でございますけれども、

点字広報あるいはテープということでございます。一般広報におきましても、特に必要な工事につきましてはお知らせをしてるわけでございます。そういう中で点字広報をできれば検討していきたい、このように考えております。

それから、四点目の歩道の段差をなくした場合の点字ブロック埋設でございますけれど、これは歩道全般を、段差を全部なくしたところか、あるいは自動車等の出入り、そういうようなことで段差をなくしたとかいろいろあるわけでございますけれど、たとえば自動車の出入りでそこの段差をなくしたというような場合でございますと、自動車の出入りですから、点字ブロックを埋設してブロックが消滅するといいますか、そういうようなことも考えられるわけでございますけれど、いずれにしてもこういうような場所も相当全般的に見れば多いわけでございますので、先ほど申し上げました利用度の高く危険度の高いというようなところにつきましては検討していきたい、このように考えております。

それから、ちょっと飛ばしますけれど、六点目の豊田駅の改善の考えでございますけれど、これは先ほど例として西八王子のことでお話がございましたけれど、確かに国鉄の協力がなければできないという問題でございます。そういう中で西八王子がどのようにやっておられるか、そういった実態も調べてみたいと思います。

それから、七点目でございますけれど、自転車を倒したときの処置でございますけれど、これは自転車置き場という問題、これが一番大きな問題でございます。根本的にはそういうことがあるわけでございますけれど、これの解決が先であると、このように考えております。

それから、その他の公共施設の問題点解消でございますけれど、先ほど幾つか議員さんから御指摘がございましたとおり、私どもこの点につきましては、先般、障害者の役員の方が見えておりまして、指摘を受け、実際に立ち会っております。そういうことでございますが、いずれにしても大きな工事になるということでございますので、軽易な改善であればこれにつきましては早速にでもできるわけでございますけれど、いずれにしても相当な工事費等がかさみます。そういうことでございますので、順次検討しながらできるものはやっていきたい、このように考えております。

それから、ちょっと飛ばしまして、点字による書類での処理はできないかということでございますけれど、前の総務部長がお答えしてるようでございますけれど、現在のところこれについては、できない、とお答え申し上げます。

それから、職員の援助の代行でございますけれど、これは検討させていただきたいと思います。

それから、一番最後の視力障害者を市の職員として採用する

考えは、でございますけれど、障害者の方は当然その職場も限られてくるわけでございますので、可能な職場がございましたらこういった採用も考えていかなければいけないんではないか、このように考えております。以上です。

○議長（秦　正一君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（岩沢代吉君）　お答えいたします。

Cの福祉タクシーを実施する考えは、ということでございますけれども、実は先ほど一ノ瀬議員が申されましたように、三鷹と小平では、二十六市の中ではすでにもう実施しております。それからまた、都内におきましても、かなりの区が実施してる段階に入っておりますけれども、私どもの方といたしましても、これにいま御発言を得たからというわけじゃございませんけれども、現在これらの要綱を取り寄せ中でございます。したがいまして、料金の関係になろうかと思いますけれども、一部基本料金三百三十円、あるいはまた三百円、こういったものの負担というふうなところもあるし、またそれに対する使用料金の何割というふうなところもございます。したがいまして、こういったいろいろ実施されている市の要綱を取り寄せまして、これからいろいろまた検討させていただきたいというのが現在の回答でございます。

それから、引き続きましてHの一でございますけれども、ホームヘルパーについての考えはどうかということでございます

す。Gの身障者マッサージの対象の拡大についての考えはどうかという御質問でございます。質問の中にもありましたとおり、現行としまして、五十一年から六十五歳以上の身障手帳交付者一級から六級ということで現在はやっているわけでございます。しかし、この身障の拡大をするという考え方につきましては、もちろん六十五歳以上の対象を現在やっておりますが、拡大の考え方は持っておりません。しかし、この問題につきましては、身体障害者福祉協会があるわけでございます。私の方も年間を通して数回、いろいろ要望事項、いろいろな点を聞き入れております。その中で強い要望、そういう話が過去になかったということでございます。しかし、一級、二級程度の身障手帳交付者について考えろというような御指摘でございますので、なお協会と協議の中で十分検討していきたいというふうに現状では考えております。

もう一点、社会課の関係につきまして、ボランティアについてどう考えているのかという御指摘でございます。ボランティア活動は、御指摘のとおり現在、社会課の方から補助金として社協に対して支出して、実施をしているわけでございます。ちょうどもう四年目になったわけでございます。しかし、実際にボランティア活動はなかなかじみな活動で、目立たない状況でございます。しかし、そのボランティアの活動員の奉仕の日にち、時間等については、現在も明確に奉仕できる時間帯は台帳整理ができているわけでございます。しかし、なかなか身障関係、特殊な方の介助ということになりますと、ボランティアとして実際に活動する方の登録者が少ないということで、非常に御迷惑をかけているかと思います。そういう中で、今後ボランティアの社協の中に運営委員会等もありますので、その中でわれわれも一員として入っております。そういう意見を踏まえた中で協議し、積極的に対処していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（秦　正一君）　病院事務長。

○病院事務長（加藤一男君）　病院関係の御質問に対しましてお答えを申し上げたいと存じます。御質問の内容は、Eの二に掲げました市立病院で組織的に完備する考えは、という御質問でございます。岡山の例を引かれまして、私どもの市立病院の考え方を問われていらっしゃるわけでございます。私ども、視力障害者の方に対しましての配慮がいささか欠けていることは認めております。ただ、御承知のように私どもの病院は二十床から始まりまして、現時点では百四十二床ということでかなり増床いたしておるわけでございます。そういう関係から非常に施設設備も不備でございまして、できれば近い将来に増改築をいたしたいという考え方を実は持っておるわけでございます。しかし、これは大きなことでございますから、またこのことにつきましては改めて御相談の場もあろうかと思いますが、

当面、本日御指摘をいただきました岡山の例を引かれましての御質問は、十分配慮の上でできることなら何とかしたい。私ども、こういうことにつきましてはいささか配慮が足りなかったと思いますから、十分考えさせて、検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）　選挙に関する御質問の部分にお答えをいたします。まず第一点目、選挙広報でございますが、これを点字またはテープで発行できないかということでございますが、通常選挙広報は、これは御承知のとおり活字で、印刷物で発行するということになっております。選挙の都度、選挙管理委員会が公職選挙法に基づきまして、活字による印刷物を、公社側から出していただきました原稿を写真印刷しまして発行し、有権者のお手元に配布するというたてまえになっておりまして、現行の法律のたてまえから、テープあるいは点字といったような選挙広報の発行の制度はございません。したがいまして、御質問の市長選挙、市議会議員選挙につきまして、選挙管理委員会が、点字もしくはテープで選挙広報を発行することはできないものと考えます。

それから、第二点目でございますが、点字投票の開票でございます。通常、投票日の翌日第一小学校で、本市の場合は体育館で開票をやっておるわけでございますが、その際、点字投票の翻訳を先ほど御質問のありました光の家の先生にお願いしまして、翻訳をしていただいておるわけでございますけれども、先ほど視力障害者協会からの御要望があるとうかがいましたので、特にどこから先生をお願いしなければならないという制約はございませんので、委員会で検討しまして、今後適当なところからよい先生を翻訳にお願いできたらと考えます。この点、十分今後委員会の方で検討してまいりたいと思います。選挙に関する御質問、以上二点にお答えをいたしました。

○議長（秦　正一君）　一ノ瀬隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　たくさんの御質問に対してのお答えありがとうございました。何点かを再質問させていただきます。

まず、総務部長にお答えいただきました道路の工事に関連してでありますけれども、歩道の段差をなくした場合の点字ブロックの埋設についての考えをお聞きしたわけでありますけれども、これ、私の質問がまずかったことだと思いますけれども、十分理解したお答えが得られなかったので再質問いたします。これは、歩道と車道のある道路でもって、従来からの歩道であると、自転車を乗るのには不便でありました。それを歩道に自転車を乗るようにするために、歩道から交差点などで一たん車道に出て、また歩道に乗るようなところの段差をなくすような施策が、市内至るところで施されたと思いますけれども、その

自転車を乗るのに便利になるための施策が、視力障害者にとっては非常に不便になった。先ほど申し上げましたように、段差があれば車道に出たというのがわかるわけでありますけれども、段差をなくしたためにいつの間にか歩道から危険な車道に出てしまうというような弊害が出てきたわけであります。したがって、そういうところに点字ブロックを設けていただきたいというのが私の質問した趣旨であります。そして、これからそういう工事を行うときには、その工事を行うときに点字ブロックを埋設すれば簡単にできるのではないかというのが私の先ほどの質問でありました。これについて今後の新しい工事、それからすでに段差をなくしたところについては新しく点字ブロックを埋設する、そういうふうにやっていただきたいと願って質問したわけです。これについてできたらもう一度お答え願いたいと思います。

それから、同じく総務部長に答えていただきました駅の構内の放置した自転車についてでありますけれども、これは自転車置き場をやれば解決するというお答えでありました。しかし、そう簡単に自転車置き場をつくることはできないし、自転車置き場をつくる前にこのぐらいは対策を立てられないかということで質問したわけです。自転車がいっぱいあって、視力障害者がそれにぶつかりながら歩いていくわけですけれども、ときには自転車を倒してしまう。自転車がいっぱい置いてあるので将棋倒しになってしまう。そのまま行っちゃおうかと考えることもあるようですけれども、そうはできないということで、目の見えないところ非常に大変ですけれども、一台一台起こしていかざるを得ないということであります。これに何らかの形で市の援助をしていただけないかということであります。たとえば市のある課に電話をすれば、そんなに多くのケースではないと思いますので、すぐに行ってその自転車を直してあげるぐらいの親切があってもいいのではないかということで質問したわけです。これについてもう一度お答え願いたいと思います。

それから、点字による書類での処理はできないかということには、前回の総務部長のお答えとは全く逆に、できない、とはっきり答えていただいたわけですけれども、非常に残念であります。できないという答えではなく、いろいろ困難な問題はあるけれども今後検討していく、という答えにできたら変えていただきたいと思います。

次に選挙管理委員会の事務局長からお答えいただきました選挙広報を点字またはテープで発行できないかという質問についてのものでありますけれども、これは公職選挙法でできないということでございますので仕方がございませんけれども、視力障害者にも与えられた選挙権でありますし、それを行使するにはどうしても必要なものであると思いますので、法律でできないということですから仕方がありませんけれども、何らかの機

会に国に対してその運動を展開していただきたいと思います。これについてさらにお答えいただければ幸いです。以上、再質問いたします。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　歩道の段差でございますけれど、これは私の方で勘違いをいたしておりました。すみ切りということで、特に最近段差を落としてるわけでございますけれど、確かにこういった問題もございますので、先ほど一般道路での点字ブロック等のお答えを申し上げましたとおり、全般というわけにはなかなかいかないと思いますので、特に危険度の高いところにつきましては実施していきたい、また、これから工事するところはそういった面も考慮していきたい、このように考えております。

それから、自転車を倒したときの措置でございますけれど、電話をいただければ、特に安全対策課の方へお電話をいただければ何らかの措置をしたい、このように考えます。

それから、点字による書類での処理でございますけれど、私が先ほどお答えしましたのは、実際問題としてなかなか無理であるということから、できない、とお答えしたわけでございますけれど、これにつきましてもそういうお答えを申し上げましたけれど、さらに検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（秦　正一君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）　選挙広報の再質問に対するお答えをいたします。選挙広報につきまして、点字またはテープで選挙広報を発行できないかという先ほどの御質問に対しまして、選挙管理委員会としましては公職選挙法上、テープもしくは点字によるところの広報は発行できないというふうにお答えしたわけでございますけれども、まず東京都の場合ですと、これは選挙管理委員会がやっておるわけではございませんけれども、ヘレンケラー協会という団体がございます。そこで「点字ジャーナル」という出版物がございまして、その協会の方が自主的に「点字ジャーナル」に選挙広報のようなものを掲載し、協会が自主的に配布をしているといったような実態がございます。これは東京都の場合でございます。そういったような例もございますし、テープにつきましては、これは選挙の広報の記事を音に変えるわけですので、非常にむずかしいと思いますけれども、直接選管がやる、あるいは選管が発行するということではなくして、ある特定の団体とか機関とか、そういったようなものに間接的に選挙の広報のＰＲをしていただく、そういったような便法もございますので、今後選挙管理委員会において十分検討し、今後の市長選あるいは市議選に備えていきたい、かように考えております。以上です。

○議長（秦　正一君）　一ノ瀬隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　大体了解いたしました。全部で十八項目にわたる質問でございました。この中でそれぞれ私としては大事な質問でありますけれども、特に今回としては豊田駅改善の問題、身障マッサージ対象拡大の要求、この二つを重視しています。豊田駅の改善はやる気になればすぐできると思います。大して金もかからないのではないかと思います。ましてや張りつけの点字ブロックにすれば少額でできる改善ではないかと思います。身障マッサージの対象拡大は、身障一、二級で恐らく三百人ぐらいだと思いますが、従来から利用率が高くない現状なども考え、それほど多額になるとは思いませんし、この希望者の強い要求を考えて、ぜひ実現していただきたいと思います。この点について市長に、すぐにやるという答弁を期待して、発言していただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　視力障害者の立場に立たれた、しかも直接御意見を聞かれた、きわめて緻密な、しかも身につまされる御要望が大変多いわけでありまして、認識をまたわれわれも新たにいたしまして、可能なことを積極的に取り組んでいこうと考えるわけであります。豊田駅の改善ということもありますが、ちょうど日野市内に約百九十三名、われわれの承知しておる障害者があり、三分の二の方は光の家を拠点とする施設におられる、それから、あとの三分の一は大体普通の家庭、つまり健丈者の方と同居されておる、それから、十四名の方に特にヘルパーを派遣してお世話をいたしておる、こういうようなサービスといいましょうか、そういう分布になっておりまして、豊田駅は非常に出入りの近いところだと思いますし、それから光の家を中心といたしましても生活圏に属すると思います。したがってそのようなことも考えまして、なるべく生活圏に属する範囲を重点としてそれぞれの改善措置を行っていくべきであろうと、こう考えております。したがって、豊田駅の改善、具体的に言えば張りつけ点字だということですから、駅が了承してくれることであるならば、あるいは駅自身がまずやってくれるかどうかも相談をして、なるべく早く実現をしたいと、こう思います。それから、身障者にいまやっていただいておりますマッサージ券の交付ですが、これももう一遍、より有効に活用されますように検討をいたします。前向きに行ってまいりますので、またわれわれの及ばない点、届かない点を具体的に当事者の方にもお伺いしてみたい、こう考える次第であります。

○議長（秦　正一君）　一ノ瀬隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　どうもありがとうございました。先ほど言い残した点を幾つか追加させていただき、質問を終わらせていただきたいと思います。

視力障害者協会が発足してから三年半、市との話し合いが余りなかったようです。先日、何人かの課長や職員が中村会長宅

を訪れたそうですけれども、このことを非常に喜んでいましたし、今後もぜひともこのような話し合う機会をつくってほしいと望んでいました。市の職員にも、そして議員にもぜひ来ていただいて、話し合いの機会をつくってほしいということです。視力障害者に対しての呼び方について一言申し述べておきたいと思います。ローマ字であらわしまするM、E、K、U、R、A、これは国語辞典にもちゃんと出ている標準語ですが、明き○○○とか○○○ヘビにおじずとか悪い意味で使われ、視力障害者を軽べつしてるように感じられるこの言葉は使うべきでないし、現実に使われていないようです。旭が丘交差点には「盲人用信号」と書かれています。それではこの「盲人」という言葉はどうなのか。私の調べたところでは、一部の人ですけれども、これをいやがる目の見えない人もいるようです。市政の中では「視力障害者」あるいは「視覚障害者」と呼ぶべきであることを主張いたしたいと思います。以上を追加いたしまして、視力障害者への施策のさらに大きな前進を強く望みまして終わらせていただきます。

○議長（秦　正一君）　これをもって十の一、視力障害者の生活と権利を守れに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。本日はこれをもって散会いたします。

午後八時二十分散会

六月十六日　金曜日（第五日）

昭和五十三年
第二回定例会

日野市議会会議録

第二十三号

六月十六日　金曜日　（第五日）

出席議員（二十六名）

二番	市川芳太郎君	十八番	滝瀬敏朗君
三番	秦正一君	十九番	林重義君
四番	飯山茂君	二十番	市川資信君
五番	川嶋博君	二十一番	島村孝志君
六番	中山基昭君	二十二番	大越久雄君
七番	大柄保君	二十三番	一ノ瀬隆君
八番	田中鯛一君	二十四番	竹ノ上武俊君
九番	藤林理一郎君	二十五番	米沢照男君
十番	谷長一君	二十六番	杉山寅三郎君
十三番	鈴木美奈子君	二十七番	高橋通夫君
十五番	板垣正男君	二十八番	佐々木昭雄君
十六番	奥住芳雄君	二十九番	正国務君
十七番	石坂勝雄君	三十番	三浦重春君

欠席議員（四名）

一番	黒川重憲君	十二番	本間久君
十一番	名古屋史郎君	十四番	橘祐子君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	前川恒雄	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	生野清	君
建設部長	森久保三次	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
次長	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一－一〇－三
立川速記者養成所所長　関根雪峰

速記者　清水聡一郎　君

議事日程

一　一般質問

昭和五十三年六月十六日（金）
午前十時開議

都市整備部長	成井正夫	君
水道部長	中島武男	君
病院事務長	加藤一男	君
教育長	倉又秀作	君
社会課長	長谷川暢男	君
福祉事務所長	岩沢代吉	君

書記	五十嵐隆	君
書記	荒井一雄	君
書記	平川雅弘	君

本日の会議に付した事件
日程第一

午前十時二十五分開議

○議長（秦　正一君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十二名であります。

日程第一、一般質問を行います。十一の一、サラ金対策と生活つなぎ資金及び融資制度の改善についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔二十四番議員登壇〕

○二十四番（竹ノ上武俊君）　昭和五十三年の第二回定例会に通告いたしました一般質問をさせていただきたいと思います。私は、今回は最初の質問といたしましては、サラ金、つまりサラリーマン金融に対しての市政のあり方について質問したいと思います。

いま、市民の方の中にもサラ金に手を出し、悪質な業者であったために、大変ひどい目に遭って困っている方がたくさんおられます。市としても何とかしなければならないというふうに考えるものであります。いま市内のあちこちで、サラ金の業者の方のチラシなどが毎日のように配布されておりますが、私の家にも毎日のように入っております。半月ほどで私の家には、いま持ってまいりましたが、二十枚ほどのサラ金のチラシが投げ込まれております。このほか新聞折り込み、新聞広告、それからテレビのコマーシャル、電車の中づり広告、こういったふうに非常にたくさんの宣伝がなされているわけでございます。

チラシのうたい文句を見ますと「困ったときの救急車」とか「奥様ニュース。あなたの暮らしのお手伝い」とか「御融資四十秒。年中無休」とか「奥さんにそっと教えます」とか「あなたの秘密は守ります」そして「一万円借りて利子は一日二十円」こういったたぐいの宣伝文句でチラシなどが配布されているわけでございます。こういう広告を見まして、市民の方々がどういうときにサラ金業者に手を出すかという点で、私もいろいろと相談を受けておりますが、多くの人が、会社が倒産したが退職金が入らなかった、次の就職支度金のためつい借りてしまった、こういう例もございます。また、子供の欲しがるものをどうしても買ってあげなくてはならないためについ借りてしまった、こういう例もございます。また、子供たちの入学支度金の一部に借りてしまった、あるいは室内の改装費の一部に借りてしまったなどという例がございます。もちろん、中にはマージャンや競馬、競輪、こういうのでかけごとをして負けが込んで手を出したという方もあるわけでございます。こういう方々が一たんこのサラ金を借りるとどういうことになるかと申しますと、私が相談を受けた例でも、広告の内容と違って、最初十万円借りたのが一年間で九十万円にふくれ上がってしまった、こういう例などがたくさん聞かれるわけでございます。また、新聞報道などによりますと、三百万から五百万にふくれ上がってしまって一家心中をしたなどという悲惨な例もあるわけでござ

います。良心的な業者という場合におきましても、日歩三十銭という例でございましても、十万円借りますと年間では約二十一万にふくれ上がってしまうわけで、このサラ金で借りた方が返す場合に非常に困っている、中には悲惨な家庭状況にまでなっている、こういう事態などがございます。そういう状況を背景にいたしまして、市当局に三点にわたって質問をしたいと思います。

一点目は、市内でのサラ金の利用の状況について、市はどの程度の実態をつかんでいるか。そして、その中で被害の実態というのもどういうふうにつかんでいるか。また、日野市内にサラ金業者がいるかどうか。また、市役所への市民相談など、サラ金の被害の相談があったかどうか。もしおわかりなら、東京都などに対する相談事などもお答えいただければいいと思います。

第二点目といたしましては、市としてこういったサラ金の被害者に対する指導、あるいは援助というものはどういうふうに行っているかについて質問したいと思います。

また、三つ目には、サラ金の被害をあらかじめ防ぐための予防策として、どういうことを市は考えているか答えていただきたいと思います。たとえば、サラ金の被害を受ける前に、こういう点について注意すれば被害を受けなくても済む、といったようなPRを広報で行うとか、現在実施している生活つなぎ資金や福祉のさまざまな融資制度、あるいは教育援助のさまざまな制度、そういうものの利用をもっとPRした方がいいと思いますが、こういう点についてもどう考えているか。

以上、三点について担当者の方から答弁していただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。社会課長。

○社会課長（長谷川暢男君）　お答えいたします。一点目の関係でございますが、私の方も福祉部の関係を主に調べた状況でございます。総体的な把握については欠けている点があろうかと思いますが、その点を冒頭におわびしておきます。一点目の利用状況あるいは市内のサラ金の業者、その実態はどうかということでございますが、全くその状況等については私の方も調査をしておりません。また、実態を完全につかんでいないというのが一点目でございます。

なお、二点目の相談関係でございます。被害の状態等でございますが、まず福祉部関係に相談のあったケースとしては、最近でございますが三件ございます。これはすべて奥さんの方から相談のあったケースでございます。夫がお金を借りて行方不明になったというようなケースでございます。当然その中で収入がない、日常の生活に困るというようなことで、二件だけは生活保護の対象になったと。これは当然御主人が行方不明にな

ってるというような理由の中で、生保の対象にしたというケースでございます。なおそれ以外の、市の中で相談ケースとして多いだろうということで、市民相談室の取り扱いでございます。これは五十二年の十月以降の件数でございますが、七件のケースがございます。主なる内容につきましては、これもやはり御主人が金を借り、その後蒸発をした、あるいは印鑑盗用、保証人になったために請求がある、あるいは高利だと、非常に高い利子を払うというようなケース、またはきょうだいの中で弟さんが金を借りてしまったというようなケースでございます。そういった内容のものが七件ございます。これは当然相談室の中のケースでございますので、専門的な法律相談の中で取り上げ、適切なる弁護士でございますのでその指導に当たったというのが実態でございます。もちろん、高利等の問題につきましては東京都の関係等もありますので、関係官庁の紹介に努めたというようなケースもあるわけでございます。実態としては相談室の関係と福祉部の件数、その内容を被害の状況として回答したいと思います。

三点目の状況でございます。このサラ金だけの問題だけではなくして、つなぎ資金の問題、あるいは福祉関係の融資制度の問題についてのPRについてどうなのかというのが主だろうと思いますが、もちろん福祉部関係のPR等についてつなぎ、あるいはその他の融資制度の問題についてはこういう制度があるというPRは、御承知のとおり広報を通してやっているというのが実態でございます。以上です。

○議長（秦　正一君）　抜けているところがありますけれど、答弁はいいですか。被害の予防対策とか、今後のそういったあれはいいですか。社会課長。

○社会課長（長谷川暢男君）　サラ金に対する被害の予防対策というような質問の内容でございますが、実際、私の方としての福祉部関係の中においては、これは福祉部だけの問題ではなくして、関係のやはり部課との関連性を密にした中で、今後の対策等に被害のないように万全を尽くすというようなことで、また今後協議も進めていきたいという考え方でおります。以上です。

○議長（秦　正一君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　答弁をいただきまして、市役所の方にも福祉関係に最近三件、また市民相談室にこの半年で七件の相談があったということでございます。もともとサラ金に対して手を出すという状態に家庭がなるまでにはいろんな問題があるかと思いますので、市役所まで来て相談するというのはよっぽどの件だろうと思います。そういう点から、市内には潜在的にたくさんの方が被害で困っていらっしゃるというふうに私は考えております。いま、このサラ金業者というのは、中にはまじめな消費者金融の立場から商売をやっている業者も

あるというふうに聞きますが、その大方は悪質でございます。私などが聞いた例でも、取り立ての方も情け容赦なく訪問をして、近所にわざとわかるような形で玄関にステッカーを張ったり、暴力団まがいの大きな声を出して取り立てる、こういう例などが出てるわけです。そういう状況でございますので、いまの市の答弁ではまだまだこういう被害者に対する救済策、あるいは被害が出ないうちの予防策として不十分ではないかというふうに私は考えます。市内の業者の実態その他についてもまだつかんでいないということでございますが、ぜひ市内近辺の業者の実態について市で今後つかんでいただきたい、こういうふうにひとつ要望したいと思います。

それから、サラ金業者の実態でございますが、きのうも朝日新聞、また本日は赤旗などで詳細な報道がされておりますけれども、全国で庶民金融をやっている人が大体十五万軒ほどあるという話でございます。その中でサラ金業者というのが約二万社あるというふうに言われております。そして、サラ金というのは、一枚の書類で届けをいたしますと全部許可になりまして、業者としての資格なども必要ではない、こういうところから最近はこれが非常にふえてきたわけでございます。そして、昔はやっておりました質屋さんというのは、対物保証ということで物を預けておりますので、返せないときにはその物が流れてしまうということで、その程度の被害でございましたが、サラ金というのは対人保証というか、その人の所得ということを保証としてやりますので、どこまでも取り立てなどを迫ってくるし、貸し付けも安易に行われる、こういう状態があるように聞いております。二万のサラ金業者のうち大手が四社ぐらいあるそうですが、比較的大手というのが百六十七社あって、この百六十七社だけで年間九百億円もの収益を上げているという話でございます。きのうの新聞によりますと、サラ金業者を社団法人として認めさせるための政治献金を、共産党を除く四つの政党に渡したという記事が朝日新聞で報道されておりますが、そういうふうにしてサラ金業者が、こういう悪質な状態を守るための政界工作なども始めている現状でございます。共産党は私が市議会でいま市に対して要求いたしておりますけれども、都議会あるいは国会でもこの問題を重く見まして、政府に対策方を要請いたしております。その結果、大蔵省の方では去る三月十一日、大蔵省と経済企画庁、法務省、総理府、自治省、警察庁が集まりまして、サラ金問題連絡会議というのをつくって、実態調査に乗り出しております。そして、地方自治体に対しても通達などを出して、いろいろの調査、指導を行うようになってきているわけでございます。そして、すでに東京都や川崎市、その他地方自治体におきましても、自治体自身の、たとえばバスとか電車に広告を出していたサラ金の広告はすべて撤去してしまうとか、また被害者の救済策などをすでに行っております。

そういう点で私は再質問といたしまして、先ほど言いました実態調査をもっと盛んにするようにということをひとつ要求かたがた質問したいと思います。

もう一つの点は被害の救済の方法でございますが、市民の皆さんが意外にこの利子の問題について知識が普及していない、こういう実態がございます。いま、サラ金業者が行っている法律的な保障と申しますか、これは出資法という法律によりますと、年間一〇九・五%までの利子は取ってもいいということになっているようでございます。しかし、十万円以下の貸し付けなどについては、利息制限法によると年間二〇%まで、こういうふうになっております。ですから、最高裁の判決の結果などによりましても、利息制限法によって規制されている以上の利子は返金しなくてもいいと、こういう判例も出ているというふうに聞いているわけです。こういう点について、日野市の広報などを使ってぜひ市民の皆さんにPRをしていただく、これがもう一つ必要ではないかと思いますので、そういう点について質問したいと思います。

それからもう一つは、日野市がせっかく行っております法律相談、市民相談室で、サラ金についても取り扱っているということをもっとPRしていただきたい、こういうふうに思うわけでございます。それから、具体的な救済策として、まじめな立場で一刻も早く返済して、健全な家計にしていきたいという方々に対しては、生活つなぎ資金というのをもっと借りやすくしてあげるということが必要ではないかと思います。現在、生活つなぎ資金については保証人が必要でございますけれど、この保証人というものがいなくても、必ず返済する見込みのある方々に対しては、柔軟なやり方を研究していただき、条例の改正などもできるのではないかというふうに思います。住民票や戸籍抄本、その他の書類だけで済む方策とか、いろんな手だてをして、借りやすくしていただくということが救済策にもなりますし、またこれを借りておれば予防策にもなるわけでございます。現在、五万円無利子の生活つなぎ資金の利用状況は、この四月が六件、三月が四件、二月が二件、一月が一件、大体こういう状況でございますので、非常に利用者が少ないわけです。これをもっともっとPRし、また借りやすいようにしていくということが非常に大切であると思いますので、そういう点について考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。この件についてあわせまして、現在五万円までですけれども、十万円ぐらいが必要というのがいまの社会常識になっております。長い間五万円までございまして、出産については十万円までという条例改正などをしていただいておりますけれども、一般家庭についても十万円まで引き上げるということをしていただいた方が、もっといまの時勢では利用率が高まるのではないかと思いますので、そういう点についてぜひ考えていただきたいと思い

ますので質問いたします。

そのほか、PRの問題についても協議するということでございましたけれども、ぜひ融資制度、それから教育委員会関係の教育援助金、いろいろの扶助制度、こういうものについてももっともっと積極的に市の広報、あるいは学校の関係のニュース、こういったものを通じてもどんどん積極的に利用するようにPRされることが、予防策にもつながると思いますので、そういう点についても今後努力するお考えがあるかどうか質問したいと思います。

○議長（秦　正一君）　答弁求めます。社会課長。

○社会課長（長谷川暢男君）　お答えいたします。一点目の再質問でございますが、市内の業者の実態を現状ではつかんでいないとお答えいたしました。私の方も、やはり市民に被害が起こらないようにという原則論に立って、早いうちに業者の実態を調査していきたいというふうに考えております。

三点目の相談のPRの関係でございますが、相談室等でやっている法律相談の問題等についてのPRについてということでございますが、これは法律相談だけではなくして、すべてを含んでのPRだと思います。もちろん広報を通しての中で、PRには全力投球していきたいというふうに考えております。

四点目の生活つなぎ資金の制度の問題でございます。現行の制度につきましては、いま議員さんの方から質問の中にあったとおりでございます。保証人の問題につきまして、現行制度の中では、一万円以下だけを保証人はとっておりません。それ以上借りる方についてはすべて保証人をつけていただくという制度でございます。しかし、私の方のいまの実態から見た中では、四十八年からこの制度を制度化した中で、約一千万強の貸出額があるわけでございます。非常に返済の中でいろいろ問題もあります。なかなかスムーズに返済がなされないというような実態もあるわけでございます。できるだけ払いいい方法、振り込み方法等も改善に努め、努力はしておりますが、約三割がまだ未返済であるというような実態でございます。私の方もそういう中で、本人だけではなくして保証人に対して、こういう状況であるということで、ぜひ返済願いたいというような催促等もしているわけでございます。そういう中では、やはり現行の保証人制度だけの問題で借りにくいという点については多少あろうかと思いますが、保証人はやはりあくまでも置きたいというふうに現状では考えております。なお、現行の五万円制度を十万円に、というような内容でございますが、確かにいまの時代には、四十八年から五万円でございます。額は、先ほども質問の中にありましたとおり、一部改正した中で、つなぎと合わせて助産費制度の特例を設けて、その方だけが十万円借りられるということでございます。よって、つなぎを十万円にしろということでございますが、いまの時点では確かに件数的にも年度

年度減っているということではございませんが、大体五年間の件数としても約五十件弱ということで、平均化しているわけでございます。しかし、金額的な問題は私の方も財政等の問題もありますので、すべてのつなぎの制度そのもの等を合わせまして、今後の検討課題にしていきたいというふうにお答えしておきます。以上です。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いま、就学援助費などのことについても御指摘がございましたけれども、この問題につきましては従来、もうずっと行っているわけでございますけれども、その辺についての市民の理解が不足してるような面もなきにしもあらずだと、こういうふうに思いまして、現在いろいろな点での御指摘もありますので、そういうことの真意を理解していただく、そしてそういうようなものが必要に応じていつでも借りられるような方法というものを大いに考えて進めております。それからもう一つは、奨学資金の問題なども絡んでくると思いますが、これについてはいま募集中でございまして、その辺のことも十分考えながら対応していかなければならない、こういうふうに思っております。なお、さっきから出ておりました入学資金ローンなどのことも、教育委員会としても当然考えていかなければならない、そういうことも指摘されております。それで国なども、新聞などによるものでございますけれども、これについての改善あるいは拡大というようなものを図っているわけでございますけれども、それに対して市民としてどういうふうにして、借りる場合にどの点に問題があるかというようなことを、われわれやはり市民の立場で考えていって、しかしそういうようなことで、その中でどういうふうな対応をすべきものであるかというようなことをいま検討中でございます。以上です。

○議長（秦　正一君）　市長の方は別にないですか、答弁することは。市長。

○市長（森田喜美男君）　最近、いわゆるサラ金なるものがいろいろと社会問題をつくり出しているということを承知しておるわけでありますが、自治体行政といたしましては、特にまだわれわれの市では、経済行政ということに取り組んでおる水準は低いわけでありまして、最小限、福祉サイドで市民生活を守ると。そして、たとえば生活つなぎ資金というふうな、金額はわずかでありますけれど、それをちょっと利用されるならばいっときの窮状が突破できる、こういう際の施策として行っておるのが実情であります。経済成長の結果、今日ではまた成長が停滞したために物価は一方的に上がり、かつ雇用不安があると。しかも惰性で何か欲望がすぐ満たせるというような、多少安易な傾向もありまして、そしてそういうところにつけ込む新しい私的な金融制度がばっこしてきたと。その結果、物価

を醸し出すケースがだんだんふえてきた、こういうふうに総括し得るのではないかというふうに思っております。そこでわれわれのなし得ますことは、非常に困る場合には市に相談をしてくださいと、一応の生活をつなぐ制度はございますよというこのPRは十分行って、そして実情に沿った市民生活を守る、そういう措置を行うことは当然だと思っておりますけれど、特にサラ金の弊害を救済するための措置ということで物を考えることが妥当であるかどうか。つまり判断を誤らないように、また軽はずみにそういう金融に手を染めないようにということはPRするに必要なことかもしれませんけれど、行政としての一番ミニマムな制度の活用を何とか生きるようにいたしまして、そしてこの問題に対処したい、またそのことをきちんとよく市民に知っていただく、そういうことによってそういうことを防ぐ、そういう取り組みないし構えでいなければならないことだと、このように考えるわけであります。そこで御指摘のPR手段、あるいは相談のやり方、そういうことを極力お知らせいたしまして、指摘される御趣旨に沿っていきたい、こう思うわけであります。ただ、われわれがサラ金の実態を市内で把握するといいましてもこれはむずかしいことでありまして、何も市内の業者だけじゃなくて、市外からもどんどん入ってくるでありましょうし、要は、家庭は正確な経済の物の判断とそれからそう安易に欲望をそういった手段によってとるということは、これはよくないわけでありまして、実際の新しい貧困という形で生まれておりますそういう現象に、総合的に対処すべき問題であろうと、こう思うわけであります。

○議長（秦　正一君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　それでは時間の点もありますので、意見と要望を述べまして、この件についての質問は終わらせていただきたいと思います。

最初に、安易な欲望というようなことを市長が言われたわけでございますが、仮にサラ金に手を出すときに、マージャンなどの、やってはならないことですけれども、かけごとなどで、これは大方のサラリーマンがやっていることだそうですけれども、そういう中でついサラ金に手を出したとしてもこういうことから家庭の問題が複雑になり、深刻になった中で、私は自治体、日野市と市民がこういう点で今後の生活を健全にしていきたいという触れ合いを市民と自治体がすることによって、そういう家庭の方々が健全な社会人として成長していく、前進していく一つのきっかけになると思います。そういう点から市民に対していろいろな生活条件があるわけですから、市長があるいは部課長、職員の皆さんが安易な立場で、遊び過ぎて借りたのなんかにはめんどうを見れないというようなことのないよう、将来の市民のことも考えて、まじめに、真剣に対処していただくことを一点要望いたしたいと思います。

それから二点目は、生活つなぎ資金についてはやはり若干利用しにくい、その他のことなんかも指摘され、また市側の認識もあると思いますので、今後条例の検討などをぜひ開始していただきたい、こういうふうに思います。

それから三点目といたしまして、政府や東京都、あるいは大手の都市銀行なども消費者ローンその他、そういう政府経済界からも考えは出ておりますけれども、何せサラ金というのは対物保証ではないのでございますので、そういう点が質屋さんと違いますので、低収入の場合はつい借りちゃっても返せないというのがはっきりしているわけでございます。そういう点で、低収入の市民の皆さんに対してはやはり自治体が、福祉面、さまざまな面で今後めんどうを見つつ生活を守っていく、援助していく、こういうことが必要であろうと思いますので、特に低所得層、低収入の市民の皆さんに対しては、より一層温かい目を注いでいただくようにお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これをもって十一の一、サラ金対策と生活つなぎ資金及び融資制度の改善に関する質問を終わります。

次に十一の二、日本住宅公団敷地内及び団地内自動車貫通道路の新設問題については、分離して仮称第十六小学校の建設を一刻も早く押し進めよについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　仮称第十六小学校の建設を一刻も早く促進していただき、あわせてこれに関連する住民要望、あるいは住民運動を正しく解決していただくことを要望しての質問をさせていただきたいと思います。

仮称第十六小につきましては、御承知のように八小の過密校化という中で、一刻も早くこの建設を急がなければいけないのは、市民が強く要望しているところでございます。しかし、市がいろいろ努力されたにもかかわらず、用地がなかなか見つからなかったと。こういう状況の中でいままで延びてきているわけです。そういう状況でございますので、私は第一の願いとしては、この十六小の建設を一刻も早く進めるべくあらゆる努力をしていただきたい、こういうふうに思っております。第二の点は、第十六小の建設に絡みまして、付近の住民の方々の環境を守りたいというさまざまな要求、また住民運動がございます私のこの件についての質問の中心点というのを明らかにしておきたいわけですけれども、中心になっているのが道路問題でございます。私は去る五十年の三月十八日及び三月二十四日の本会議などにおきまして、るる述べたときから一貫して主張いたしておりますように、もっともっと市政というものが住民のエネルギー、住民の声というものをくみ尽くして住民参加を強める中でこういう問題は解決していただきたい、そして市民の良

識と民主的なエネルギーを信頼して、市長や部課長の皆さんが事を進めていただきたい、こういう点を中心にして質問をするわけでございます。この中で問題になっております通称十六メートル道路の問題でございますが、この件については、長い歴史がございますので、これを簡単に分けてみたいと思います。まず最初は、百草地域の団地造成計画が東京都その他でなされまして、そのときに野猿街道と川崎街道を結ぶ二本の道路が計画されたわけでございます。このときが第一の段階であったと思います。そして、その二本のうちの道路の一本は現在バス道路になっている百草団地の外周道路として完成され、市民が利用している道路でございます。第二の時期というのは宅地造成の中で最初に住みついた百草団地の住民の皆さんが問題にされましたいわゆる通称十六メートル道路の問題でございます。この件につきましては、当時百草地域、三沢地域、あの地域は百草団地が完成いたしまして入居されましたが、現在の日本信販の土地も山でございまして、非常に緑の多い場所でございました。また、小鳥なんかも相当の種類がおりまして、非常に住みやすい環境になっていたわけでございます。そして、日本住宅公団がつくりました百草団地というのは、特にモデル団地ということで、団地内に自動車を通さないという設計になっておりまして、現在も行きどまり式のアプローチに設計され、団地の中は自動車が通れない、こういう環境を維持してるわけでございます。こういう中で道路問題が起こりまして、団地内を自動車が通過するということが百草団地住民だけではなく、その地域の交通の安全を侵し、また公害をまき散らす、あるいは百草地域、三沢地域の緑が減少していく、こういうことから百草団地周辺の環境を守ろうということで、昭和四十六年の十二月に二千五百名ほどの署名によりまして、環境を守ろうという署名が提出されて、昭和四十八年の三月三十日、これが採択になったわけでございます。そして一方、道路を通せという請願が出ましたが、これは昭和四十八年の十二月二十七日の市議会におきまして廃案となった、これが第二の段階であったと思います。第三の段階といたしましては、もう一度十六メートル道路を貫通せよという請願が出まして、昭和五十年の四月五日に出され、昭和五十年の三月二十四日にこれが議会の様相が変わり、また各議員の考え方が変わりまして、多数決によって採択ということになったのでございます。次が第四の段階で、昭和五十一年八月十五日に日本信販の有志の皆さんが呼びかけをいたしまして、この近辺に十六小ができるらしいということから、この十六小ができることによって騒音と砂じんがまき起こるので、十六小の建設に反対をし、あわせて十六メートル道路については貫通してほしいという署名運動などが行われました。その後住民の意見がいろいろございまして、この二本の項目が、十六小の問題については建設賛成と、しかしその条件として十六メートル道路を貫通してほしいということになりまして、これが昭和五十二年の十二月、日野市に陳情、また本年も数回にわたって陳情が行われているという段階ではないかと思います。そして現状が第五の段階でございまして、こういういきさつの中で、五月の二十七日に日野市が正式に文書によりまして、百草団地自治会の皆さんに、十六メートル道路を貫通してほしいと。ただ、十六メートルの車道については、七メートルの二車線にするというようなことで申し入れが来たと、こういう段階になってきているわけでございます。以上の事実経過をもとにいたしまして私は質問に移りたいと思います。

私が質問したい趣旨は先ほど申し述べたとおりでございますが、もう一つ私の、あるいは住民の皆さんの願いとしては、この十六メートル道路の問題に関しましては、数年間の運動がございました。そして、二千五百名の署名となって市議会に請願がされたわけでもございましたし、また四十七年の十月二十九日には四百人の住民が集会を持ち、自民党、公明党、共産党などの国会議員などにもさまざまな形で激励していただきまして運動が盛り上がり、新聞なども大きく取り上げまして、そういう中で住民の声を正しいと判断した当時の古谷市長が「人間道路」というような新聞報道などによりまして、緑地公園を伴う遊歩道、こういう計画に進展したいきさつがございます。こういう、私どもは住民の非常に環境を守りたいという単なるエゴというとらえ方ではなく、本当に環境を守りたいという、そういう全市民的な立場に立った運動の歴史というものを私は尊重しつつ、次の点について質問させていただきたいと思います。

第一点は、私が市議会で何回も市長に要望し、市長もそれをそういう方向で努力をしたいという答弁をされておりますので、その件についてですが、十六メートル道路問題などをめぐる付近住民と市との協議会、こういうものをつくって、住民の意思によってあの地域の環境問題は決定していく、こういう立場についてどういう努力を市長はされてきたか、こういう点について質問をしたいと思います。あの付近の住民と申しますと百草団地自治会、南百草自治会、百草のマンションの西武の自治会、あるいは三沢台自治会、倉沢の自治会、こういうものがあると思います。それに市が入った協議会、こういうところをつくって市民を信頼して環境を決めていくということが必要であると何回も主張したわけですが、この点についてどうであったかということについて質問いたします。

第二点目といたしましては、現在市が百草団地自治会初め南百草の日本信販の方々、その他各種団体に十六小建設をめぐりまして説明会を開いておられますが、この説明会の説明の内容というものはどの自治会あるいはＰＴＡ組織、そういうものに対しても当然のことでありますけれど確認したいわけでございます、一致した説明内容で説明をされているかどうか。

第三点といたしまして、こういう市側の説明に対しまして、付近住民の反応というものは現在どういうふうになっているか明らかにしてもらいたいと思います。百草団地自治会、三沢台自治会、南百草自治会、八小ＰＴＡ、そういったことについて聞かせてもらいたいと思います。

第四点目といたしまして十六小用地の買収の問題でございますが、校庭、校舎、そういうものについての用地買収は整ったというふうに聞いておりますが、それに付帯する道路の計画などがございますけれども、この道路計画の変更に伴う用地買収その他については現在どういう状況であるか、また関連いたしまして、十六小の建設を進めるに当たって、東京都の都市計画審議会などの許可などが必要かと思いますけれども、これに日野市が提出する計画の内容、都計審の許可が必要な条項というのはどういうところであるか、この件に関連いたしまして、いわゆる通称十六メートル道路部分も計画変更ということで都計審に出すのかどうか、その点について触れてもらいたいと思います。もう一つは十六小建設に当たりまして、通称十六メートル道路の貫通も必要であるという市の説明に対して、なぜ必要かということがわからないというのが圧倒的多数の百草団地住民や日本信販の住民の方々の質問内容の一つになっております。こういう点についての御説明をお願いしたいと思います。また、十六小の工事に際しましては、工事用の道路などについてはすでに市としての考え方があるかどうか、百草団地自治会などは、百草団地外周道路なんかの使用については、どうぞという立場をとっていらっしゃるというふうに思いますけれども、そういう点について何か考え方があるかどうか、こういう点についてお聞かせ願いたいと思います。十六小建設に関連して、日本信販、南百草自治会からの条件というものが提示されているというふうに聞いております。この条件の内容に通称十六メートル道路を貫通ということがございますが、通称十六メートル道路は日本住宅公団の敷地内、そしてまた工事も日本住宅公団がその費用で行うというわけになっているわけですけれども、そういう条件の考え方がいいか悪いかは別といたしまして、十六小建設の条件として、他人の土地の道路貫通ということを条件とすることが適正かどうか、合法的かどうか、そういう点について市の考え方がありますれば聞かせてもらいたいと思います。また、日本信販宅地内では、百草団地も同じですし、日野市内各地そういう点は同じですけれども、非常に交通事故や人身事故が起こっております。百草団地内でも死亡事故などが起こっているわけでございます。そういう住宅地域でございますので、日本信販内の交通規制、こういうものについて安全対策などはいままでも要望しましたが、今後交通規制なんかについても市の考えがもしあるとすればそういうものも聞かせていただきたい、こういうふうに思います。

最後に五点目といたしまして、十六メートル道路そのものについてでございますが、都市計画上、いまの通称十六メートル道路を川崎街道の交通状況、野猿街道の交通状況から見まして、どうしてもそういう交通渋滞などを解決するために必要な点があるのか、こういう点についてもお聞かせ願いたいと思います。

以上五点について担当部局の方から御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　お答えいたします。

まず一番最初の周辺住民との道路に関する件についての協議会を持つような努力をしているかということでございますが、このような協議会をつくるということを私どもはしておりません。といいますのは、この問題につきましては各周辺団地それぞれで必ずしも意見が一致しておりませんし、利害も一致しておりません。その点で現在のところわれわれと各団地の住民の方々との話し合いがよりベターではないかと思っておりますので、そのような形で進めております。

それから第二番目に、確かに私ども周辺の住民の方々に個別に説明会をしております。この説明会の内容が一致した説明をしているのかと、内容が同じかという御質問でございますが、これは当然、全く同じことを説明しております。

それから、それに対する住民の反応といいますか、それはどうであるかということでございますが、これはそれぞれの現在のところ四団地に対してしているわけでございますが、四団地それぞれ多少ニュアンスが違いますし、中には、団地としての意見はいま言えない、一応説明を聞くだけだ、というようなところもございます。そういうところも含めまして、それぞれおっしゃることを聞いておりますと大体どういうお気持ちかわかるわけでございますが、そういうものも含めて、これは多少私どもの住民から受けた感じを含めまして申し上げますと、少なくとも道路について反対をしているのは、いわゆる住宅公団の百草団地のみでございます。学校その他について、いろいろ砂じんの問題であるとか、あるいは騒音の問題であるとか、そういうことはそれぞれ出ておりますが、道路につきましては以上のようなことでございます。

それから、道路の用地買収が完全に終わっているかということでございますが、ほんの一部まだ残っております。これは現在鋭意買収交渉を継続中でございます。

それから次に、都計審にかけることについてでございますが、これは道路を貫通することをいわゆる都市計画上の変更としてかけるのかどうかというような御趣旨かと承りましたが、これにつきましては西武のいわゆる高層の団地、あの部分が一団地造成ということになっておりまして、そこへ道路がかかります

ので一部変更がございます。いわゆる一団地造成の変更でございます。それを都計審にかける予定でございます。

それからその次に、道路と学校は別じゃあないかと、なぜそれを一緒に同じものだとして出すのかと、これは信販も別だと言っていると、こういう御趣旨でございますが、ちょっと私どもの受け取っておりますのとは御質問の内容が違っております。といいますのは、信販の方々は、これは当然同じものであるから、同じものといいますか当然一致した計画として推進すべきであるという、そういう要望書を私どもの方へ出しております。そこで私どもとしましても、もちろん学校と道路は別だといえば別でございます。それは言葉の上で別だと言い得るわけでございますが、実際に計画を立て、学校をつくっていく過程の中で、やはりこの道路をつくることが必要であるという認識の上に立っております。つくらなければならないと思っております。

次に、工事用の道路をどうするかということでございますが、これはもちろん現在あります道路を使えば、支障なくできるものと考えております。

それから八番目でございますが、信販から条件が出ているんじゃないか、そしてその条件はいわゆる他人の土地に道路をつくれという条件であって、これは果たして合法的であるかという御質問でございますが、信販の団地の方から出ておりますものは、条件というにはちょっと当たらないんじゃないかと思います。つまり、要望といいますか、学校をつくるに際して道路も一緒につくってほしいという要望でございまして、これが果たして適法であるかどうかというような言い方になりますと、私は、法律問題でどうこうすることじゃなくて、信販の方の住民の方としてはどうしても道路をつくってほしいというお気持ちが非常に強いから、こういうことを言われたんだと思っております。そして、このことはぜひ理解していただきたいんでございますが、現在あの道路が貫通していないために、自動車が信販の方を、クランク状になっております道路を二度、三度と迂回しまして通過しております。そして、そのためにごく最近も交通事故があったというようなことも起きております。これはやはり決していいことじゃないと私どもも思っておりますし、十六メートル道路を十六メートル道路として貫通するわけじゃございませんが、一応道路をつくりまして、このような信販の方の住民の方の苦慮していることを解決することが、やはり行政としてどうしても必要であると、このためには信販からの要望に沿うべきであると、このように考えているわけでございます。

それからその次に、交通規制のことをどう考えるかということでございますが、私どもこの道路ができますれば、御心配になっていらっしゃるいわゆる通過道路ではなくて、周辺住民の方の生活にぜひ必要な道路として使いたいと思っております。

そこで、交通規制の面でもいろいろのことを検討し、現在警察とも内部的に打ち合わせを進めております。これは公安委員会のやることでございますので、私どもから公安委員会に要望し、規制していただく形になりますが、たとえば本数規制あるいはスピード規制、その他さまざまな規制を加えまして、あの地区全体を大きな交通安全の地帯にする、そういうふうな形でいま警察と話を進めている段階でございます。

それから最後に、この道路が川崎街道から野猿街道の方へ抜けます交通緩和策の一つじゃないか、つまり通過道路として考えているんじゃないかということでございますが、全くそうではございません。この道路をつくることは、私どもはあそこの住宅公団の団地、それから信販の団地、その他の団地を含めまして、住民のためにぜひ必要であるし、やらなければならないと思っております。これは先ほど言いましたような点が一つございます。現在、信販の方に迂回していることによる問題点もございます。たとえば大きな地震などが起きまして、もし湯沢川にかかっておりますあの湯沢橋が落ちるというようなことになったら、あの団地へ入る道は全くございません。こういうことになりますと重大な問題でございますので、私どもとしましてはぜひやはりこれはいろんな意味で、防災上のものもございますし、交通上の問題もございますので、そういう点からいってどうしてもつくっていかなければいけないと、このように考えて、できるだけ御理解を得るように何度かお話し合いをしているわけでございまして、ぜひこの点でも御協力を得たいと考えております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　質問したい項目がたくさん出てまいりまして、たくさん再質問したいんですけれども、一般質問の時間制限が先議会からされておりますので、私どもこういう点は反対でございましたし、また議長が若干の時間は考えていただきたいというふうにも思うわけですけれども、いずれにいたしましても質問点をしぼりまして、再質問を行いたいと思います。

最初に理論上の問題なんですが、政治的な立場からではなく、理屈の上でひとつ考えてみて再確認したいんですけれども、十六小の建設については通学路とか学校建設に法的な点で、あの通称十六メートル道路をつくらなければいけないという理由は全くないというふうに私は思うわけですけれども、そういう点についてさっきの説明でも、理論上はそういうことであるというお話のようだったんですけれども、もう一度その点を確認しておきたいと思います。これが再質問の第一点目でございます。

それから、いまの答弁ではっきりいたしましたように、この秋行われる東京都の何か都計審の会議があるそうですけれども、それに日野市が出そうとしている計画変更の問題は、西武の団

地、マンションの道路計画変更であるということが確認されました。そういうことでございますので、これも政治的なといいますか、住民の意向、感情などが絡みますので、理論上だけからでは事は解決できませんけれども、そうなりますと通称十六メートル道路については、十六小の建設の手続その他の問題では、もし住民間でなかなか決着がつかないという場合は、通称十六メートル道路についてはあのままにしておく、あるいは公団の考え方に任せておく、こういう状態を続けることが可能である、そういうふうに思うわけですけれども、そういうことが言えるかどうか、この点について二番目の質問としていたしたいと思います。

それから三点目の問題は、住民の参加を得てこういう問題を解決していく考え方についてでございます。先ほどの企画財政部長の答弁の中で、私に対してだと思いますけれど、理解してくれというような言葉がございましたけれども、私はもちろん市議会議員として市民から選ばれたわけですから、市民の代表ではございますけれども、あの近辺の自治会の代表として団体交渉をいま市当局とするというような立場で質問をしているわけでもなく、またそういうことができるはずもございませんし、冒頭質問の趣旨を申し上げましたように、住民運動というのを正しく市が運用していただきたい、こういう立場から第一点の質問もしたわけでございます。そういう点で全市的に見ましても、道路問題についてはいずこも住民の参加による協議会的なものを要求しておりますけれども、現在の市の住民運動に対する対応策について、不満がたくさん出ているのが事実でございます。そういう点で先ほどの第一回目の質問の一点目、二点目に関連しますが、再度お伺いしたいと思います。いまの答弁でも明らかなように、各自治会のニュアンス、態度というものは違うということを答弁されているわけでございます。違うからこそ、私が主張しているのは、そういう協議会というのを開いて、住民というのは必ず良識、こういうものを持っているわけですから、そういうところを信頼して市が話し合っていけば、必ず正しい解決策というのは出てくるわけです。ところが、逆に私が各自治会員の方から聞いたところによりますと、百草団地自治会に来られて説明されたときには、小さなことですけれども、仮に貫通したら道路規制については、トラックについては二トンから三トンを規制しますと、これは完全にできますという説明ですけれども、南百草の自治会では三トン以上を規制しますと、微妙な問題ですけれども、こういう点が食い違っているというふうに、これは自治会員の方から聞いております。また、百草団地自治会に来ては、いままでの百草団地自治会の皆さんの住民運動はよく理解していると、これを大切にして、住民の皆さんにもちろん賛成していただかない限り、通称十六メートル道路は通しませんという説明を、通してほしいけれど

も、参加しなければ強行に通すようなことはしないというような態度でずっと応じてこられたわけでございますけれども、ほかの自治会に行かれましては、百草団地自治会で通称十六メートル道路貫通に反対している方はごく一部分であって、近く説得の見通しでございますので、まあ安心してくれみたいな、こういう説明をされております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そういうことでばらばらに説明をしているために、お互いに自治会員が交流する中で、非常にいろんな疑問が市当局に対しても起こってくるのは当然でございます。いま、百草団地自治会の皆さんも、論議をずっともう数年来続けていらっしゃるわけですけれども、百草団地自治会が決定をしている確認事項というのが三項目あり、これは市当局にもお知らせしてあると思いますし、付近の住民にも公表しております。それは、第一点としては、第十六小建設は積極的な賛成である。進めてほしい。第二項目としては、現在市が提案している自動車貫通の道路には反対である。そして、いままでもちろん話し合いの中で日野市と百草団地と住宅公団で一致いたしておりました遊歩道、道路幅についてはそのまま認めるわけですけれども遊歩道にするということについては認めている。第三点といたしまして、こういう道路問題についてのもめごとについては、関連住民自治会同士で百草団地自治会は話し合いをしたい、こういうことで交流や申し入れも行っておりますが、そういう三項目というのが百草団地の現状の決定になっているわけです。そういうことを公式には御存じであるにもかかわらず、各自治会によって説明の仕方がいろいろであるというふうに判断せざるを得ない状況が出ております。ですから、私はやはり各自治会の代表や住民を参加させて協議会を開いていくということが、正しく将来解決していく、本当に最善のいい方法ではないかというふうに考えるわけでございます。ですから、そういう機会を市が積極的に持っていくというのが必要ではないか、こういうふうに思いますので、この点について今後努力する考えがあるのかどうか、そういう点について答弁をしていただきたいと思います。

以上、いまの三点についてまずお答えいただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　一番最初の問題でございますが、理論上は分けられるんだというふうに私が申し上げたようにおっしゃいましたが、私は言葉のあやとして、道路と学校と違うといえばそれは違うと、こう言ったわけでございまして、実際上の問題としてはこれは一体のものでございます。理論上どうこうということになりますと、やはり私は、実際的な問題の上に理論があるんであって、この学校と道路の問題は区別できないということを申し上げるわけでございます。

それから第二番目に、道路をあのままにしておくことは可能

かということでございますが、これは不可能でございます。といいますのは、信販の方々から、これは一体のものだから一緒にやってくれというときに、一緒にやりますということを市長もはっきり言っております。これは私どもさっきから言っておりますように、あちらでうまいことを言い、こちらでまた別のことを言うというようなことをしておりませんから、こちらで言ったことはあくまでどこでも言うし、それはそれで実行したいと思っております。

それから三番目に、私どもの言っていることが違うということをたびたびおっしゃるわけでございますが、たとえば二トンから三トン以上の車を規制すると片一方で言って、片一方で三トン以上を規制すると言ったということでございますが、これはほとんど同じようなことじゃないかと思います。それから、強行に通すということを言っていないということでございますが、これは公団の百草台団地の方々との話し合いのときに、このときには質問者の竹ノ上議員も同席されていらっしゃいましたが、最後に聞かれました。あくまで通す気かということを聞かれまして、私は、これは通しますとはっきりお答えした覚えはございます。（拍手）それから、いわゆる説得をして、その百草台団地の方々をなるべく説得していきたい、そしてだんだん反対する方を少なくしていきたい、ということはもちろん私ども申し上げております。私はいつもそのときに最後につけ加えて、最後の一人まで、もう完全に反対がなくなるという自信はないということも言っております、これは聞いていただければわかりますが。ですから、私ども一番いまやりたいことは、百草台団地の方々の説得でございます。しかし、なかなか強硬な方もいらっしゃることはよく承知しております。ですから、これを説得しようと思っておりますが、完全にこれを一人の反対もなく説得できると言った覚えはございません。ただ、少しでも説得し、現在でもだんだんに私どもの説得の効果は多少なりとも上がっていると考えております。

それから最後に、その協議会をつくるということでございますが、これにつきましては、もちろんそのことがよりよければ、私どももあえてそれを拒むものではございませんけれども、いま言いましたように、それぞれのところで、これは気持ちの上でも相当大きな開きがあるんじゃないかと私どもは見ております。単に理論上の問題ということじゃなくて、気持ちの上で各団地の方々のお気持ちが相当違う。そういう中で、同じ土俵で話をすればうまくいくとおっしゃるわけでございますが、私どもはそう簡単なものではないと思っております。それで、個別にお話をしている段階でございまして、どうしてもそれがよりよいという段階になればそれも結構ではないかと思いますが、いまのところいまのようなやり方を続けさせていただきたいと思っております。

○議長（秦　正一君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　いまの答弁の点で、もちろん実際の日野市の行政が理論上というのはあり得ないということは言えると思います。実際の住民の動きを見て、そして市も方針を決めていくというのは市が言われるとおりであるというふうに思うわけです。しかし、いまの部長の答弁を聞いておりますと、結局住民に対する押しつけと、こういうことしかないわけです。この点が、いろいろ住民運動について考える市民の人たちの納得できない点ではないかと思います。やはり小学校建設に際して、どういう学区になるからどういう通学路が必要である、あるいは職員が車で来るためにどういう道路が必要であるとか、そういったことがはっきりと説明がつかないままに、結局住民の人から私も参加しました市の説明会の場合も確認されておりますけれど、日本信販の方々が通せと言っていることが十六メートル道路を貫通する理由であると、こういうことに結局結論が落ちついているわけです。そして、いまも部長が答弁されましたように、川崎街道と野猿街道をつなぐ意味での通過道路、こういう点での必要性はないんだということも明らかになっているわけですから、結局一定の地域の住民が言うことを聞いて、それを理由として貫通をする、こういうことになりますので、こういう点で当然その反対の利害関係がある住民は、これはまた納得がいかなくなるのは当然なわけです。私はそういう点で、そういうどっちかの強い意見を取り上げるとかいうような、住民運動に対する考え方の市の行政の進め方、こういうことでは正しく住民運動を理解しているということは言えないと思います。もちろん、私が提案をずっとしておりますそういう関連地域の協議会、市が入った協議会、こういうのはあるいは通称十六メートル道路、あるいは貫通ということになるかもしれません。あるいは、さきに古谷市長や住宅公団などが約束したような公園式の遊歩道ということになるかもしれません。それは、結論はどう出ても、住民自身が判断することですからいいわけです。そういう点を信頼して、私は住民がやっぱり意を決して事を決めていくべきではないかと、こういうことをかねがね主張してまいりましたし、これはいまの通称十六メートル道路問題だけではなく、一・三・一の問題、その他すべてそういうことが言えると思います。こういう点について意見が違うわけですので、もし答弁があれば、やはり住民の意向をあくまでも尊重する立場を今後も大切にしていくかどうか答弁をしていただきたいというふうに思います。

それから、交通事故が発生している問題についてですけれども、この交通事故については市民の皆さんは非常に心配されております。しかし、この交通事故ということを理由に、それでは通称十六メートル道路が貫通すれば交通事故が減るとか、通過量が減るとかということになるかどうかという点などは市は

調査、研究をされたかどうか、こういう点について一点、再度質問をしてみたいと思うわけです。日本信販の事故の記録によりましても、日本信販の住民の方が全然まだ住みついておられない、道路だけが造成されたときの方の交通事故が激しくて、大事故が多かったわけです。そして、私どもも警察署や市に要望しましたし、また住民の方も要望されて、日本信販の会社も要求したりして、ああいう交通規制がなされて逆に減っていった。もちろん、事故は痛ましいことですから、みんなが心配するのは当然です。しかし、そういうことを理由にして一定の地域の住民が反対している道路の貫通をしてくれということは、やはり私は科学的な立場からは、市がもっと環境の調査をするとか、そういうことの上に言うべきことではないかというふうに考えているわけです。私は、いま市が提案しております七メートルの二車線の通行ということになりますと、いままでも何回も指摘したとおりですけれども、しかも周りに樹木を植えるいい歩道をつくると、こういうことでございますので、非常に川崎街道から野猿街道に向けて通行が便利になってまいりますので、あの付近にある杉野幼稚園、百草台保育園、また今度十六小ができるという中では、逆に交通事故というのがふえていく傾向になるのではないかというふうに思います。また現在、いわゆる暴走族というものがあの付近に最近ずっと、一貫して少しずつたまり始めておりますので、場所としても直線コースの二車線ということは非常に便利になりますので、そういうグループも利用し始めることでしょうし、ますます日本信販の人やあるいは西武百草園の方々、百草団地の住民の方々、こういう方々にとってはいまの環境がより一層悪くなる、こういうことが言えるというふうに思います。もちろんドライバーという点からいけば便利ということは、これはもうわかり切っておりますけれども、将来ともに長く住むという立場からいけば、できることならあの地域を、当初日野市と百草団地自治会と住宅公団が協議して、その設計図なども残されておりますように、あの地域をスポーツ公園にしたり、緑の遊歩道にしたりするということが末永くあの地域に緑をふやして住みやすくなっていくわけでございますので、そういう点でやはり市が最後まで努力していく、こういうことが必要ではないかというふうに思うわけです。そういう点で、いま申し上げました点について市側の答弁があればお願いしたいと思います。（「終わり」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　市長、何か答弁ありますか。

○市長（森田喜美男君）　いろいろ多角的な御意見を聞いておるわけですが、あの地域にまず百草団地ができ、次いで西武の造成がなされ、また一方にその問題の道路をはさんで信販の造成がなされ、宅地に家が建って住民が住まわれたと、こういうちょうど焦点に当たっておるわけですが、一番のもとは、

なぜ学校の用地を用意してくれていなかっただろうかと、そのことに一番問題の端を発すると思います。そして、学校をつくる大変いい場所だということは言えないかもしれませんけれど、とにかく学校をどうしてもつくらなければなりません。それに伴って道路の線形の変更をしなければならない。その変更にまた合わせて都市計画上の手続、それから住民の納得を得る手続、これをいまずっとやってきておるわけであります。盛んに十六メートル道路と、こう言われますけれど、私は、実質的には幅員六メートル道路、七メートル道路、こういうことですし、それから周辺のそれぞれの団地居住者の意見の公約数は、通過道路にするなということであります。したがって生活道路にしようということであります。ですから、その公約数に沿って生活道路に仕立てていくと、そのために車両の通行部分は狭める、道路規制も行う、こういうことで全体の調和をとって、そしてやっていこうと、こう考えておるわけであります。いま、手続上の問題で住民の完全合意が欲しいわけでありますが、ちょっと私にも理解できないような、いろいろな理論展開があるようでありまして、しかしそれらは一応われわれも吸収し、消化いたしまして、そういった結論になっておるつもりでありますから、そう著しい決定的な反論はないんではなかろうかと、こう思っております。なお必要な住民の方々の不協和音が協和音になる努力はしたいと思いますが、皆さんが一堂に会して意見交換をされて、帰するところにはじゃあひとつみんなで共通な理解をしようということであるならば、それらの努力は大変結構なことだと思っております。押しつけてやっていこうなんていう考え方は全くないわけでありまして、まずこのあたりが御意見を吸収した、十分消化した結論であると。また今後もそれに極力応じていくと。つまり道路はもちろん狭くするわけでありますし、歩道部分を大きくするわけであります。車両規制もするわけであります。なぜその上にまだいろいろ御心配があるだろうかと、ちょっと不思議に思っておるようなわけでありまして、せいぜい努力をいたしますし、また学校をつくるということを大前提としてやらなきゃならない、こういう今日の日野市全体の行政上の焦点の一つであると、このように考えておるわけであります。

○議長（秦　正一君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　それでは、時間も迫ってきたようでございますので、もう少し質問したい点はございますが、意見を述べてこの件についての質問を終わらせていただきたいと思います。

十六メートル道路問題については皆さんも御承知のように、森田市長もかつて議員の時代には、ほかの政党の皆さんと一緒に、貫通絶対反対ということでがんばられた議員の一人でございましたし、かつまた市長になられてからも、この本会議場に

おきまして前代の古谷市長が言われたように、緑道計画としてそれを守りたいという決意もされた方でもございます。そういう方でございますので、現在非常に複雑なお気持ちでおられるというふうに理解はするわけでございますが、私の意見と若干違うところがあるのは非常に残念に思うわけでございます。しかし、市長がいまも申されたように、最後まで住民の意向を最大限にくみ上げる努力はするということは言われておりますので、この気持ちはぜひ大切に持っていていただきたいというふうに思います。私は、今回の質問の中ではっきりした大切な点として、十六小の建設に関連して、その都市計画審議会の許可などについては、通称十六メートル道路問題は変更の許可の必要はないという点が明らかになったこと、そしてまた工事用の道路についても、あそこをつくらなくても現在ある道路を使用して、十分に工事は促進できるという点が明らかになった点、こういうことを明らかにしたいと思います。そしてもう一点は、十六小の建設がおくれている理由が、一部ちまたで言われている百草団地自治会などが反対しているということではなく、用地の選定に苦労した、また現在もまだ一部買収が残っている、こういうことによって十六小の建設がおくれているんだという点も明らかになった次第でございます。このおくれている真の理由についてはぜひ最大限の努力を払って、十六小の建設を促進していただきたいと思います。日野市の緑というのがだんだんに減っていく現状でございます。こういう中で何としても緑を守っていかなければなりませんし、すでに多摩丘陵も少ない緑でございます。また、西武の団地の上にございました緑も、すでにこれも削られて宅造になってしまっております。こういう中で、西武百草園の住宅の皆さん、あるいは日本信販の住宅の皆さん、百草団地の住民の皆さんが長い将来にわたって後で後悔することがないように、少しでもあの地域の緑を残し、あるいは緑の公園を残していくと、こういう点で市も努力をされ、また私も今後とも最大限の努力をして、あの地域の緑を守り抜きたい。そして、安全で住みやすい環境というものを、少しでも長年月にわたって守り抜きたいという決意で今後も活動してまいりたいと思っております。市もぜひそういう点で協力を最大限していただくようにお願いをいたしまして、この質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これをもって十一の二、日本住宅公団敷地内及び団地内自動車貫通道路の新設問題については、分離して仮称第十六小学校の建設を一刻も早く押し進めよに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって暫時休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩
午後　一時五十六分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問十二の一、日野市道路網整備促進と問題についての通告質問者、川嶋博君の質問を許します。

〔五番議員登壇〕

○五番（川嶋　博君）　十二の一、日野市道路網整備と問題について、日野市の抜本的対策がどのようになっているか、市民を代表しまして質問を行っていきたいと思います。（「いいぞ」と呼ぶ者あり）

市民生活に最も必要な道路網整備については市側として全力を挙げ、以前から見れば改善されてきております。しかし、市民生活から見れば、道路網整備によっていろいろな不備等が現実、行政上格差があります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）市民の健康や安全、住民の生活を基盤とした住みよい町づくりのために問題を明らかにし、対策を一日も早く、積極的な姿勢で実行していただきたいと思います。

まず初めの質問といたしまして、地域的にいって東町、谷仲山、新井、下田、西平山、東平山、豊田駅南側等、救急車、消防車等が十分に活動できない地域があります。担架さえあれば細い道やどんな遠くまで人命救助に出かけられるというものではありません。また、ホースさえあればといって四、五百メートル、ホースを接続し、消火活動は十分にできるものではありません。市として行政から見た現状の問題点に対する対策はどのようになっているかお聞かせ願いたい。五月、会派で行政視察に行きました。高知市などでは、地方都市では消防局長が議会に出席しており、当市においても市民生活に直結している消防行政が市政に生かされ、議会に出席され、直接意見を聞きたいと思います。六月十二日、宮城県沖地震で大きな被害が出た例もありますし、ガス、電気、水道等が安全かどうか、そういう問題も残っております。

二番目の質問としまして、雨水排水の問題については東町や多摩平等、排水の問題点に、地元の住民や大ぜいの方々から根本的な対策の要望が出ております。また、議員の方からも御指摘のあるとおりでございます。豊田駅南側や他の地域によって、まだ家庭吸い込み排水を使って生活しているところもあります。すでに雨季に入り、伝染病が発生しやすい時期にもなっておりますし、衛生的ではない現状の対策として、行政ではどのように考えているかお聞かせ願いたい。

三番目の質問としましては、五月三日、日野市憲法記念行事に「ごみと下水、市民対話」の中でごみ問題について参加者の中から活発な発言がありました。谷仲山地域の主婦の方と思わ

れる方から、ごみ容器のダストボックス化がおくれている苦情も出ました。道が狭く、ダストボックスを置くところがないとの理由で配布してない場所があります。現在、市ではその対策を検討すると言われました。どのような結果になっているか、また全市配布完了はいつごろになるか説明をお願いしたい。

四番目の質問といたしまして私道舗装についてであります。現行の規制では一定の条件があり、二分の一個人負担で私道がされております。日野市内を回ってみますと、車のすれ違いができないほど狭い道路まで、農道といわれるか、公道として舗装されているところもあります。具体的な例を申し上げますと、日野台五丁目七番地や南平の浅川右岸地域などにそういう対象になる場所と思われるところもあります。私道に住んでいる一市民としては生活道であり、公道と同じ考えで使用しています。税金についても義務を果たしているし、年ごとに公道の舗装率が高くなっていく中で、公平の立場からの質問で、一定の規則は必要であるが、私道舗装について市で全額負担ができないか、その理由をお願いしたいと思います。また、市長選挙公約でも規則の見直しと言われておりますが、それも含めてお願いしたいと思います。

最後の質問になりますが、いままで申し上げた問題は、道路不備に伴って行政上の格差によって発生するものでございます。日野市基本的総合計画第二期に入る中で、道路整備に関連し、今後区画整理等を行う上で市民からの要望を入れ、経済情勢の中で市長としてどのような考えがあるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　川嶋博君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それでは一点目の救急車、消防車、これにつきましてお答え申し上げます。これにつきましては、御指摘のとおり確かに日野市内におきましては狭い道路もあるわけでございます。そういうことで、支障が全くないということは言えないと思いますけれど、いま消防署におきましては一定の危険度判定に基づきまして、管内の危険区域警防計画を作成いたしまして、発火点及び事故発生点を中心に各隊ごとに具体的な活動状況を定めております。またさらに、これらの事前研究あるいは事前の訓練も重ねております。また市といたしましては、地元消防団に対しましては、道路事情等を考慮いたしまして小型の動力ポンプ、これは積載車でございますけれども、動力ポンプを積載できる車も配備しており、そういうような中で万全とはいきませんけれど対策には当たっているということでございます。なお、先ほど高知市の例で消防局長ということでございますけれど、当市の場合は自治消防ではなくて委託消防でございますので、私どもといたしましては消防署と十分連絡を取っての上でのお答えでございます。以上です。

○議長（秦　正一君）　生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　二点目の雨水排水に対する御質問に対してお答えいたします。この問題につきましては、排水施設の不備な点、吸い込みになっているところをどうするかというような御質問でございます。先日、大越議員さんの方からも同様の質問がございまして、市長の方から、たとえば共同排水溝の吸水ますの設置がもしできればというような前提のもとにお話がございました。対策としては一応そのようなことも考えられ、その方向での検討をしたいというような意向も持ち合わせております。

三点目のごみ容器につきましては、おっしゃるとおり先日、私もその席に出席しておりまして、谷仲山の御婦人の方からそのような質問があったことは存じております。これにつきましてはすでに三月十五日の広報でお知らせしましたとおり、一応三カ年計画の中の最終年度を終わりまして、六八％という設置率でございます。その中で一応中断という方針になっております。今後、ごみ収集の方法の再検討とともに、その容器の扱いについては再考慮していきたいというのが現段階でございます。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　四番目の私道の舗装につきまして御説明申し上げます。私道の整備につきましては、私道整備事業補助金交付要綱というものがございます。この要綱に基づきまして、工事請負費の二分の一の補助金を交付しております。一口に私道といいましても現場により異なっております。一般の交通に使われているものもあれば私道的な性格のところ、あるいは農道的な性格のところ等あります。これを補助率一〇〇％に引き上げるとすれば、すべての私道を市が施工することになり、種々の面で難点がございます。私有財産に公金を投入するということは原則として成り立たないことであり、そこで道路の利用者が施工者となって、それに補助金を交付するのが要綱の趣旨でございます。また、補助金は一定限度を保つことが均衡上必要であると考えております。なお、公道的な通過交通等に供せられる部分につきましては、地主の了解を得て、市が施工者となって舗装工事をしようと考えております。また、これが要綱の運用につきましては、前回の定例会でも本間議員さんの御質問に回答しておりますように、これらを弾力的に配慮し、今後の課題としてもこの適用条件の緩和、あるいは補助率の引き上げ等について、今後さらに検討をしていきたいと、こういうふうに考えております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　町の形態をなさない道路網等が、あるいは下水施設等が整ってないところにどんどん家が建ち、人口がふえて、いろんなまた市民生活上の要求が出ておるわけであります。つまり、後手後手といってるのが、やむなさ

事情とはいいながらいつも問題になるところであります。そこでなるべく後手を先手に変えていくという手法もあると思いますし、それから私道でも積極的に舗装を行って利便を図っていこうと、こういう姿勢も一面には打ち出しておるわけであります。道路網ということから言いますと、国道、それから都道、あるいは市道、それにまた小さな農道等が今日は市道ということで扱ってる部分もありますし、それからその下にまた私道もある。開発された団地等にはまだ受け取れないために公道という名称になっていないところもある。いろいろな順位がありますし、それらが有機的にそれぞれの管理区分に従って連なっていくところにおのずから道路網が生まれるわけでありますが、都市計画道路という位置づけにあるもので大きな道路はまだできていないものもたくさんありますし、つくることがどうかと思う道路もありますし、また明らかに住民から反対であるというふうに言われている道もあります。だから、かつては道路をつくることが大変歓迎された時期もあるんですけれど、今日は必ずしもそうでない面もある、そこにむずかしさが伴っております。しかし、市民生活の利便を確保するためにも一定の必要な道路がおのずからあるわけでありますからして、それらの、たとえば二・二・五でありますとか、あるいは一・三・二の中央線橋かけの部分でありますとか、そういう部分に重点を置きまして、まず市内各地等の路線バスが編成できるような、とにかく道路交通の面の基幹になる、骨組みになる、もう一つ落としましたが、高幡踏切の立体化と、それらの三つの路線といいましょうか、部分に最重点を置いて取り組んでおるわけであります。それから二・二・十、つまり東町の地域の立川側との橋かけのかかわる道路のこともありまして、立川市と組んで当局にその要請を行っておるわけであります。これはわが市といたしましては、道路交通のことのみならず、神明上の都市下水を通過させる最も重要な路線にも当たりますので、ぜひこれをし遂げたい、こういう状況で取り組んでおります。また道路網を、道路網というよりも区画街路を整備する意味で、都市計画的な手法、したがって区画整理ということも次々に継続的に行っておるわけでありまして、神明上の次は今度は万願寺の区画整理であると、これが一応の順序として考えておるところであります。市内に地主さん方の組合施行による区画街路の整備をしたいという地域もありますので、一定の条件をつけまして、だんだん住居部分の、つまり人の日常生活される部分のいわゆる道路交通の利便、それから下排水の利便、こういうものを重点的に図っていこうというのがいまの取り組んでおる仕事であります。特に指摘の中にありました豊田の南口にはどうしても都市計画道路を一本通して、そしてその中に下水管渠の幹線になるものを埋めまして、そして一帯の下排水を図っていく。これがぜひ必要でありますので、このことにつきましても一層取り組

みを強めていきたい、このように考えておるところであります。以上、多少落ちた点があるかもしれませんが、大まかなお答えとさせていただきます。

○議長（秦　正一君）　川嶋博君。

○五番（川嶋　博君）　六月の十一日に浅川で水防訓練が行われ、私も参加いたしました。災害時の総轄というか、それは日野市の市長がなるということでございますけれど、宮城県沖の地震のように、当然日野市の消防関係、警察関係の方も視察に行かれたと思いますけれど、その結果、日野市内の全般を見まして、安全対策というものについてガスや電気、水道等が安全かどうか、またそういう視察の結果の参考が現在の市に調査された上の報告が市の担当部局の方に報告があったかどうかお伺いしたいと思います。

次に、先ほどの家庭吸い込み排水の件でございますけれど、防疫関係の対策が現在行われているかどうか再質問したいと思います。

次に、ダストボックス化の全市内配布完了時期については、いつごろになるかということはお答えがございませんでしたけれど、その期日についてのお答えをお願いしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　答弁願います。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　宮城県沖の地震の件でございますけれど、これの視察ということでございますけれど、今回の地震とは別なことでございますね、そうなると私もちょっと以前のことはわかりませんですが、恐らく担当の方におきましては、そういった状況はいろいろの中から受けているんではないか、このように思っております。

○議長（秦　正一君）　生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　吸い込み槽に関する防疫措置の御質問でございました。それにつきましては一般的に言いまして、異常降雨があったような場合、溢水したような場合には、必ずその後消毒を行っております。また、一般の吸い込み槽とは限定せず、側溝等につきましても保健衛生課の方で、夏には薬剤の配布等を行っております。

それから、もう一点目のダストボックスの全市配布の期日という御質問でございますが、これは先ほどもお答えしましたとおり、三月十五日の広報に掲示いたしました内容によって、つまりその時点で一応ダストボックスの配布そのものを中断します、そして、ごみ収集方法の再検討をいたします、こういう通告といいますか、お知らせといいますか、それをしてあるということでございます。

○議長（秦　正一君）　川嶋博君。

○五番（川嶋　博君）　ただいまのお答えの中のように、いま早急によくするということは、なかなか経済情勢のいろいろの関係もあるし、大変なことだと思います。理事者側から答

弁されたように、一層深く理解され、市民生活公平の住みよい社会実現のため、速やかに計画が実行されるよう申し上げまして、日野市道路網整備促進と問題についての質問を終わります。

○議長（秦　正一君）　これをもって十二の一、日野市道路網整備促進と問題に関する質問を終わります。

次に十二の二、公園公共用地整備についての通告質問者、川嶋博君の質問を許します。

○五番（川嶋　博君）　次の質問に入ります。公園公共用地整備についてと題しまして質問していきたいと思います。

私は旭が丘北公園の前をよく通ります。市役所のトラックがとまっていて、男女のお年寄りの余暇老人活動のことと思われる方々が、話もせずに黙々と汗を流しながら清掃している、さっと引き揚げる姿を見まして心から御苦労さまという気持ちになります。公園の樹木は雑木林でありますが、なぜか明るくすがすがしい気分になります。最近、多摩平や旭が丘を初め市内の公園はきれいになっております。清掃に携わっている方々を日野広報に推薦してあげたい気持ちになります。

ここで質問に入ります。市内には老人会や植木の好きな方々がたくさんおられます。そこで四中東側分離帯の道路、千代田自動車の横の空き地、その他のところに苗木を育て、市内各所に花壇をつくり、また緑をふやす運動にお年寄りが、苗木の育成が生きがいであるという方々にも一部を開放する考えがあるかお伺いしたいと思います。

二番目の質問としまして、東京光の家で一生懸命自力更生に努力されている障害者の方や、またそこでお世話などをして働いている方々の皆さんが、憩いの場所として季節の香りを楽しんでいただけるよう、旭が丘東公園の一部に花壇をつくることについてのこの二点の回答をお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　川嶋博君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　お答えいたします。公園公共用地の整備についてでございますが、市内の道路のうち緑地帯を設けてある神明上区画整理地区内、平山台四中東側及び千代田自動車工業前の三カ所ございます。この緑地帯として管理されていない遊休地帯につきましては、市民参加による花壇づくりにつきましては、申し出があれば今後これが利用につきまして検討していきたいというふうに考えております。

次に、公園に香りのある木を植樹ということでございますが、東京光の家の皆さんが旭が丘東公園を安心して使える憩いの場としてこれを調査するために、整備計画を進めております。五十二年度には芳香樹のライラックを九株植えつけております。今年の秋にはクチナシ、ジンチョウゲ、菊、ユリなどの植えつけを計画しております。四季の芳香植物を集め、花壇の設置は園路改修、視力障害者の皆さんにも使える遊具の設置を含んだ

全体計画を現在計画中でありますことを報告申し上げまして報告にかえます。以上です。

○議長（秦　正一君）　川嶋博君。

○五番（川嶋　博君）　ただいまの建設部長の回答の中で、いまの二点の質問に対して実施していただけると、そういうお返事をいただきましたのでまことにありがとうございます。緑と清流を行政に取り入れ、また福祉の充実を進めている革新市政として、高齢者事業団の関係を含んでも結構でございますけれども、この二つの問題について市長より、行政に対する心構えというか、熱意をお伺いしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　前段の御質問は、市民生活の安全と快適ということに道路の整備あるいは排水装置の整備、そのことを唱えられたと思っておりますので、まさに私どもが政策の重点課題として今日取り組んでおるところを指摘されたものと思っております。もちろん、すぐにその結果があらわれるということではないかもしれませんけれど、下水道の仕事といい、あるいは先ほど言いましたような市内のネックになりますその交通上の隘路を早く整えようということといい、それぞれ特に日野市の特徴といたしまして川が真ん中に流れております。そして、これまでの都心部志向型の交通体系でありますからして、東西には比較的交通体系が整っておるわけですが、南北の関係に大変おくれておる点がある。特に日野町、七生村によって合併されました日野市としては、南北関係を一層便利よくして、そして市民の一体観をつくり出すという基本的な市民意識の統一という問題があろうと思っております。このことにつきましても浅川の上流の方から言いますと、平山橋の改修によります二・二・六号線の建設が都によって五十五年あたりには整うというふうな期待もできるようになっておりますし、それから……。

○議長（秦　正一君）　市長、公園公共用地の関係ですから、その点にしぼってお願いします。

○市長（森田喜美男君）　いや、町づくりについて言われましたから、ひとつ総合的にお話ししているわけですが、だんだん公園の方に……（笑声）緑と清流を取り戻そうというスローガンではございますけれど、これはすべての政策の源として位置づけておるわけでありまして、そのことがまた日野市の町づくりに大変時宜を得たといいましょうか、今日の日野市に最も適合する政策の取り組みであると、ぜひやらなきゃならない仕事である、こう考えております。したがって、緑の部分には伴って公園の整備があります。日野市の公園はおかげさまで相当高く評価されております。一層今後いい公園をたくさんつくっていきたい、こう考えます。それから、下排水のことを先ほど言ったわけでありまして、まさに緑と清流を日野市の大き

な政策の柱といたしまして、一層市民生活を快適にするために、また日野市をいい環境におくために努力をしてまいる考えでございます。

○議長（秦　正一君）　川嶋博君。

○五番（川嶋　博君）　わかりました。ありがとうございました。これで公園公共用地整備についての質問を終わりたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これをもって十二の二、公園公共用地整備に関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。本日はこれをもって散会いたします。

午後二時三十四分散会

六月十九日　月曜日　（第六日）

日野市議会会議録

第二十四号

昭和五十三年
第二回定例会

六月十九日　月曜日（第六日）

出席議員（二十七名）

一番　黒川重憲君
二番　市川芳太郎君
三番　秦正一君
四番　飯山茂君
五番　川嶋博君
六番　中山基昭君
七番　大柄保君
九番　藤林理一郎君
十番　谷長一君
十一番　名古屋史郎君
十二番　本間久君
十三番　鈴木美奈子君
十五番　板垣正男君
十六番　奥住芳雄君
十七番　石坂勝雄君
十八番　滝瀬敏朗君
十九番　林重義君
二十番　市川資信君
二十一番　島村孝志君
二十二番　大越久雄君
二十三番　一ノ瀬隆君
二十四番　竹ノ上武俊君
二十五番　米沢照男君
二十六番　杉山寅三郎君
二十七番　高橋通夫君
二十八番　佐々木昭雄君
二十九番　正国務君
三十番　三浦重春君

欠席議員（三名）

八番　田中鯛一君
十四番　橘祐子君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	前川恒雄	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	生野清	君
建設部長	森久保三次	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
次長	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	五十嵐隆	君
書記	荒井一雄	君

議事日程

都市整備部長	成井正夫	君
水道部長	中島武男	君
病院事務長	加藤一男	君
教育長	倉又秀作	君
児童課長	滝本勇造	君
社会課長	長谷川暢男	君
管財課長	藤本享一	君

書記	平川雅弘	君
書記	川上輝子	君
書記	安原清美	君
書記	小松恵美子	君

昭和五十三年六月十九日（月）

午前十時開議

（請願審査報告）

一　請願第五三―一四号　駅前自転車置き場設置に関する請願（総務委員会）

二　請願第五三―七号　既設校と新設校との較差是正に関する請願

三　請願第五三―六号　過大学校の解消及び教室の増設要求に関する請願（文教委員会）

四　請願第五三―二号　行政区域の給水工事を当該区域内の指定工事店が現行どおり継続して施工する事の請願

五　請願第五三―一六号　吹上地区センターに関する請願（厚生委員会）

（議案上程）

六　議案第四八号　昭和五十二年度日野市一般会計補正予算（第七号）の専決処分の報告承認について

七　議案第四九号　昭和五十二年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）の専決処分の報告承認について

八　議案第五〇号　昭和五十二年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第四号）の専決処分の報告承認について

九　議案第五一号　日野市庁舎建設基金条例を廃止する条例の制定について

一〇　議案第五二号　日野市特別土地保有税審議会条例の制定について

一一　議案第五三号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について

一二　議案第五四号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について

一三　議案第五五号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について

一四　議案第五六号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について

一五　議案第五七号　昭和五十三年度日野市一般会計補正予算について（第一号）

一六　議案第五八号　昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第一号）

一七　議案第五九号　昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第一号）

一八　議案第六〇号　昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第一号）

一九議案第　六一号　昭和五十三年度日野市立総合病院事業特別会計補正予算について（第一号）
二〇議案第　六二号　日野市立南平体育館（仮称）新設工事請負契約の締結について
二一議案第　六三号　日野市農業共済事業運営協議会委員の選任同意について
二二議案第　六四号　市道路線の一部廃止について
二三議案第　六五号　市道路線の廃止について
二四議案第　六六号　市道路線の認定について
二五議案第　六七号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（報告事項）
二六報告第　一号　昭和五十二年度日野市一般会計継続費精算報告書について
二七報告第　二号　昭和五十二年度日野市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
二八報告第　三号　昭和五十三年度日野市土地開発公社事業計画の報告について
（請願上程）
二九請願第五三―一一八号　道路舗装と側溝設置について請願
三〇請願第五三―一一九号　住民基本台帳移管に関する請願
三一請願第五三―一二〇号　市道補助十七号線道路改修に伴う廃道敷払い下げ反対及び同旧道舗装に関する請願
三二請願第五三―一二一号　公衆浴場対策についての請願
三三請願第五三―一二二号　投票所増設並びに区域変更についての請願
三四請願第五三―一二三号　側溝の泥土除去について陳情
三五請願第五三―一二四号　災害に備え飲料並びに防火用水確保の陳情
三六請願第五三―一二五号　文化祭における高齢者展示場の拡大について陳情
三七請願第五三―一二六号　日野市立第四中学校の校地拡張及び市民要望実現に関する陳情
三八請願第五三―一二七号　下水問題解決に関する請願
三九請願第五三―一二八号　下水道設置および道路側溝改善に関する請願
四〇請願第五三―一二九号　地区センター早期設置を要望する請願
四一請願第五三―三〇号　第二日野万地域の雨水排水工事を要望する請願
四二請願第五三―三一号　中央福祉センター老人施設についての請願
四三請願第五三―三二号　道路の歩道設置に関する陳情

本日の会議に付した事件
日程第一から第四三まで

○議長（秦　正一君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十六名であります。

これより請願第五三ー一四号、駅前自転車置き場設置に関する請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　第一回定例会の三月三十日付託されました請願第五三ー一四号の審査結果について御報告したいと思います。駅前自転車置き場設置について要望でございます。請願内容は市内各駅前における自転車置き場の設置という内容になっておりますが、特に豊田の南口の自転車置き場設置の問題についても触れております。委員会で審査の結果全会一致で請願採択すべきと決定を見たわけでございます。

なお請願審査の中で東京都の事業といたしまして、豊田駅の西側になりますが二・二・六の中央線跨線橋下に自転車置き場が設置される国の補助がついたということの新聞報道もございました。市側から問い合わせ等を行っていただきました。事業内容が概略でありますがわかりましたのでこの際報告につけ加えさせていただきたいと思います。ちょうど中央線の南側の陸橋の下を今年度百五十万円の予算で東京都が自転車置き場を設置すると、面積は約五百平米、五百台収容されるという計画のようであります。東京都も駅からかなり離れているということがございますので、置き場としての効果がどの程度あるか、というような点が心配されているそうでありますが、この南側にとりあえずつくってみて、その効果を見て中央線の北側にも自転車置き場を設置したい、このような意向であります。その際に国の補助金等も利用しながら自転車置き場を設置していきたい、という考えであります。このことも含めて御報告申し上げまして本請願採択について御協力をいただきたいと思います。

以上総務委員会の審査報告であります。よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　ただいま委員長の方から、一応本年度豊田駅南側に対しまして、東京都の予算がついて五百台程度の自転車置き場を設置するということになったんですが、非常に二・二・六号線の橋梁の下は遠いので、実際上は置くという形が果してとれるのかどうか、その点はその様子を見て云々という東京都の考えも報告はされましたけれども、それならば具体的に現在五百台以上であるからやむを得ないということで、豊田の南口、あるいは北口にそのまま残った自転車が放置を許しておったならば、せっかくつくってくれた自転車置き場であっても閑古鳥が鳴くような条件にならざるを得ないんじゃないか、これを私は心配するんですが、こうした場合に一台も

かないようなことは、これはないだろうとは思うけれども、せっかくつくった自転車置き場が利用されない、というような現状が起きないとは断言できないと思いますので、これをどう取り締っていくか具体的な方向を、これは理事者でなければ回答はできないと思いますので、理事者の方から答弁を願いたいと思います。

これは公安委員会、あるいは警察当局に対して十分なる何らかの方策の協力を得なければ自転車置き場の役目はされないんじゃないかという懸念から質問いたします。

○議長（秦　正一君）　総務委員長。

○総務委員長（板垣正男君）　理事者側に答弁してもらう前に、いまの御質問の中で豊田の南口につくるということじゃなくて、二・二・六の下の中央線の南側ということですから誤解のないようにしていただきたいと思います。

取り締まりの点については理事者側に答弁してもらう。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それではお答え申し上げます。これにつきましては、確かに五百台ということで現在の南口におきましては相当の自転車が放置されているわけでございますけれども、これにつきましては公安委員会、警察署と十分協議いたしまして、でされば撤去、あそこの場所に置かないように指導を進めたい、このように考えております。

○議長（秦　正一君）　よろしいですか。大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　考えているだけではぼくは不可能だろうと思うんです。やはりいまから、つくる前からＰＲをし、かつ具体的に置く方々に対しての協力を仰いでいかないと、一つのＰＲをしておかなければいかんと思うんで、ただ考えているんで、実際上行って見たところが五百台置く施設をつくったけれども、百台程度は毎日置くけれども、あと四百台は空いておって依然として自転車の利用者はふえてくる状況ですからね。一時は百台減ったけれども、また百台以上ふえてくる旧態依然だとなれば、せっかくつくってくれた方針が、東京都で考えても具体的には南側につくったけれども、北側につくってみても、ただつくるというだけにしかすぎないんじゃないか、というようなことが起き得るんじゃないか、やはりつくるからには二千台あれば二千台のものを必要なんですけれども、一応当初の方針としてやむを得ない。五百台程度と一応試験的にこれを進めてみよう、ということから東京都が予算をつけたわけです。結局国からも五百台程度ではとても豊田の南口、北口の自転車の収容はできないんだと、その上に立って国からも当然予算を要求してその二千台なら二千台の収容できる自転車置き場をつくるのが当然だろうと思うんですけれども、その点もう一回お答えをお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　市として十分努力していくわけですけれども、いずれにしても市だけの考えではできないわけで、そういう中で公安委員会、警察の協力を得ながら進めたいということでございます。いずれにしても収容台数がここで南口自体を見ましても相当二千台から三千近くあるというようなことでございますので、ここでとりあえず五百台ということで、収容の問題があるわけでございますけれども、そういった面も考えなければならないということでございます。これが効果が上がれば次に続いて北側についても行うわけでございますけれども、これについても実際の台数そのものはやはり限られております。そういう中での問題もございますので、ここでお答え申し上げますのは、そういうような考えで進めたいということで申し上げたわけでございます。いずれにしても、市の方も力を入れて、できるだけ皆さんにＰＲをして協力をお願いしてく、こういう形で進めたいと思います。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって請願第五三ー一四号、駅前自転車置き場設置に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五三ー七号、既設校と新設校との較差是正に関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（石坂勝雄君）　文教委員会関係の請願の審査の結果を御報告申し上げます。

文教委員会で三月三十日の第一回の定例会に付託を受けました請願の五三ー七号、既設校と新設校との較差是正に関する請願は、文教委員会で数度にわたり審査の結果、特に第五小学校、潤徳小学校、七生中学等は、学校が新設されてから大分年月もたって、現在できてる学校が、非常に何というかりっぱな学校であるので、非常にその格差がひど過ぎる、こういうようなことの請願で、文教委員会といたしましても、現地の小学校等も見まして、請願を全会一致で採択と決しました。よろしく御審議願いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長

報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五三ー七号、既設校と新設校との較差是正に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五三ー六号、過大学校の解消及び教室の増設要求に関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

○文教委員長（石坂勝雄君）　文教委員会の審査の結果を御報告申し上げます。同じく請願第五三ー六号は、第一回の定例会の三月三十日に文教委員会に付託をいたされました。そこで数度にわたって慎重審査の結果、請願五三ー六号の過大学校の解消及び教室の増設要求に関する請願は、過大校を指すのは、第八小学校が非常に千三百名を超えるようなマンモスの学校になってるので、早期に仮称十六小学校を新設してもらいたい、とこういう請願の内容でございます。それから二項といたしては、いわゆる第三中学校の学校が非常に狭隘になっているので、早期に教室の増築をしてもらいたい。こういう請願でございました。

第一項の過大校の解消に対しては、文教委員会で数度の審議の結果、全会一致で採択することにいたしました。よろしく御審議願いたいと思います。

次の二項は第三中学校の増築の問題はすでに三月の当初予算の中で、中学校の、第三中学校の増設費用の中に一億二千二百七十万円ですか、何か予算化されている。こういうことを思うと、これはすでに請願が出されてる前に、請願者としては、その予算の内容を知らないので、請願をされたかもしれないけれども、すでに理事者から提案がなっておって、予算化されてる。しかも文教委員会で、教育長と教育委員会の関係者にただしたところ間違いなく予算の執行が来年の三月三十日までは学校の増設、増築ができる、とこういうことをはっきり答えられているので、これは少なくともそういう点では、請願を採択しなくても、いわゆる請願者が意図していることにかなえられてるのではないか、そういうことで、現時点ではわれわれ文教委員会としては、取り下げていただくことが妥当ではないかということで、請願者である伊山節雄さんにはそういう旨を伝えてあります。現在時点では、この二項を除いて過大校の解消に対しては、全会一致採択といたしました。よろしく御検討願いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

○これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は一部採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五三ー六号、過大学校の解消及び教室の増設要求に関する請願の件は、委員長報告のとおり一部採択と決しました。

これより請願第五三ー二号、行政区域の給水工事を当該区域内の指定工事店が現行どおり継続して施工することの請願、請願第五三ー一六号、吹上地区センターに関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（島村孝志君）　それでは請願第五三ー二号につきましての厚生委員会の審査報告を申し上げます。五三ー二号の請願は、行政区域内の水道工事を、市内の業者に従来どおりの姿で水道工事をさせてほしい、こういう意味の請願でございます。

御存じのように、都水道の一元化の関係で、東京都の管工事協同組合の方から、指定工事店の都内全域一元化をという請願が、東京都議会に提出をされた。こういう状況を受けまして、市内の管工事業者から、従来どおり市内の工事は市内の業者にさせてほしい、こういう意味の請願でございますけれども、私どもこの請願の内容を慎重に厚生委員会といたしまして審議をいたしました。その結果、やはり現状の中では、やはり指定工事店の言われるとおり、現行どおり市内工事店に市内の工事をやっていただくことが、より今後のトラブル防止といいますか、そういった面に非常に利がある、こういう結論に達しましたので、本請願は厚生委員会といたしまして、採択と決定をいたしました。なお、厚生委員会といたしましては、そういう前提に基づきまして、厚生委員の各メンバーによりまして、指定水道工事店の給水装置工事の施工を、市の区域内現行制度の存続ということで、意見書を提出することに決定をいたしました。この意見書は、後日またそのルールに基づきまして提出をいたしますけれども、そういったことも含めまして、審議経過を御報告申し上げます。以上でございます。

それでは五三ー一六号の審査結果の御報告を申し上げます。これにつきましては、吹上地区センターに関する請願でございます。吹上地区センターは、現在リノリュームの広い床が一面あるだけで、そこにアコーデオンのシャッターで仕切られてる、

という状態だそうです。これを何とか畳の部屋をつくってほしい。たとえば、お茶やお花、あるいは木目込人形の講習会等、そういったものに使いたいので、ぜひひとつ畳の部屋をつくってほしい、こういう請願の趣旨でございます。現在、市内には三十八程度の地区センターがあるそうですけれども、畳の部屋のないのは、この吹上地区センターだけだ、こういうことだそうです。

厚生委員会といたしましては、慎重に審議をいたしました結果、やはり請願の要望どおり、趣旨に沿って至急畳の部屋をつくるべきである、こういうふうに意見が一致いたしましたので、本請願は採択と決定をいたしました。

以上でございます。よろしくどうぞ御審議をお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は採択であります。本二件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって請願第五三ー二号、行政区域の給水工事を当該区域内の指定工事店が現行どおり継続して施工することの請願、請願第五三ー一六号、吹上地区センターに関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより議案第四八号、昭和五十二年度日野市一般会計補正予算（第七号）の専決処分の報告承認、議案第四九号、昭和五十二年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）の専決処分の報告承認、議案第五〇号、昭和五十二年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第四号）の専決処分の報告承認の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第四八号、四九号、五〇号、この三件につきまして専決をいたしたものでございますので、一括御報告をし承認をお願いしたいと思います。

議案第四八号は、昭和五十二年度日野市一般会計補正予算第七号で、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三月三十一日付で専決処分をしたものであります。補

正額は、歳入歳出それぞれ一億四十八万二千円を追加し歳入歳出予算の総額を百八十七億四千七百十三万九千円とするものであります。

続いて議案第四九号は、昭和五十二年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第三号で、同じく地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、専決処分したものであります。補正額は、歳入歳出それぞれ六千十六万七千円減額し、歳入歳出総額を十三億二千九百三十二万二千円とするものであります。

次いで議案第五〇号は、昭和五十二年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第四号で、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、専決処分をしたものであります。補正額は、歳入歳出それぞれ百十一万七千円追加し、歳入歳出予算の総額を六億四千六百五十九万八千円とするものであります。

以上三件は、三月議会におきまして、議会運営委員会でこのような計数上の整理をすることを、あらかじめ御承認をいただき専決をしたものでございますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　関係部長からの詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　それでは、私から一般会計補正予算第七号につきまして詳細説明を申し上げます。ただいま市長からの提案理由にありましたとおり、歳入歳出とも一億四十八万二千円の増でございます。

説明書の方をお開きいただきまして、説明書の順番で御説明申し上げたいと思います。

まず歳入でございますが、歳入の四ページ、市民税個人分につきましては、修正申告に伴うもの、収入歩合のアップに伴うもの等による約二千七百万円の増でございます。

続きまして六ページでございますが、市民税法人分につきましては、この期における不況のための収益減に伴う三千二百八十六万円の減でございます。

それから八ページから二十ページにわたりますたばこ消費税、電気、ガス税、道路譲与税、自動車重量譲与税、自動車取得税交付金、それから特別交付税は、それぞれ額の確定によるものでございます。

飛びまして二十二ページでございますが、この中の民生費負担金の老人措置費につきましては、自己負担分の増であります。それから土木費負担金の河川費負担金につきましては、根川改修に伴う橋梁負担金が未収になっておりますので、その分を減額補正したものでございます。あとは額の確定によるものでございます。

次の二十四ページ、二十六ページ、二十八ページ、三十ページ、三十二ページとそれぞれ額の確定を見ましたので、それぞれ補正するものでございます。

また三十四ページにつきましては、三十四ページの一番下欄にございます予防接種事故再弔慰金、これは後で出てまいります三十八ページの都の補助金の方へ組みかえしたものでございます。その他につきましては額の確定による補正でございます。

続きまして三十六ページの中ほどにございます総務費都補助金の四、市町村振興交付金でございますが、この中の一般交付金三千百万円、増でございます。これは主として梅ケ丘の地下壕の埋め立て、それから排水路整備等につきましての交付金の増でございます。その他につきましては、それぞれ額の確定に見合ったものでございます。

三十八ページも大体、額の確定に見合った補正でございますが、中ほどにございます衛生費都補助金の保健衛生費補助金、予防接種事故再弔慰金は、先ほど申し上げました組みかえによるものでございます。

続きまして四十ページでございますが、四十ページの第七小学校校舎の都補助金の減でございますが、これは遺跡の調査の関係で工事がおくれましたので、二カ年の国庫債務負担といたしました。この分のために五十二年度分を減額するものでございます。その他の点につきましては、それぞれ額の確定、あるいは対象人員の確定に伴う増あるいは減でございます。

四十二ページ、四十四ページ、それぞれに額の確定に伴う補正でございます。

四十六ページの上段にございます財産収入の不動産売り払い収入につきましては、都道百五十五号線の拡幅に伴いまして市有地の売り払いをいたしました収入でございます。

四十八ページにつきましては、額の確定による調整でございます。

五十ページにつきましても同様でございます。

五十二ページ、競輪競艇事業収入でございますが、ここで五千三百五十一万一千円の増となっております。これにつきましては売り上げが予想以上に伸びておりまして、近年の数字から見ますと確定しました数字が約一割強の伸びになりましたものですから、ここに補正させていただくわけでございます。

五十四ページ、五十六ページ、五十八ページ、それぞれ額の確定に伴う補正でございます。

続いて歳出に入ります。歳出についても大体それぞれ額の確定に伴う補正、あるいは契約差金の補正等でございまして、特に申し上げることはございません。

六十四ページに総務管理費の中の一番上の積立金でございますが、ここに公共施設建設基金としまして一億円、それから退職基金としまして六千九百九十八万六千円の積み立てをいたしております。これによりまして公共施設建設基金は約五億九千万円に、それから退職基金は約一億円になっております。他の項目につきましては、それぞれ額の確定に伴うものでございます。

六十六ページ、六十八ページ、七十ページ、七十二ページもそれぞれ額の確定に伴うあるいは契約差金等でございます。

七十四ページ、七十六ページにつきましても同様の理由でございます。

民生費の七十八ページにつきましても、やはり額の確定に伴うもの、その他契約差金等の少額の補正でございます。

八十ページの一番下の欄にございます国民健康保険事業費の繰出金は、後ほど国民健康保険特別会計で説明があるかと思いますが、繰出金の減でございます。療養費の伸びが下がったということでございます。

八十二ページにつきましても額の確定に伴うものでございます。

八十四、八十六、八十八、九十とそれぞれ額の確定に伴うものでございます。

九十二ページのじんかい処理費の備品購入費でございますが、これはダストボックスを五百個を購入する予定で予算を組んでおりましたが、計画変更によりまして百個を残しましたものですから、百個分のダストボックス代を減額するものでございます。

九十四ページ、九十六ページ、それから九十八ページ、百ページ、それぞれ額の確定に伴うものでございます。

百二ページでございますが、百二ページの最下欄にございます河川新設改良費のうちの補償、補てん及び賠償金のうちの七百万円、減でございますが、これは根川改修に伴う補償で、一応坪一万円で予算を組みましたが、話がつかず、結局五十二年度では処理できずにここで減額し、五十三年度で補正するものでございます。

百四ページにつきましては特に申し上げることはございません。

百六ページにつきまして、百六ページの最下欄にあります公有財産購入費の減でございますが、これは日野緑地の用地買収を計画しておりまして、約七千七百平米計画していたわけでございますが、そのうち八百十平米ばかりがどうしても話し合いがつかず、この分を減額するものでございます。

百八ページ、百十ページ、百十二ページ、百十四ページと、それぞれ特に申し上げることはございません。額の確定によるものでございます。

百十六ページの最上段にございます小学校費の中の学校建設施設整備費、工事請負費でございます。この千六百万円の減でございますが、これは先ほど歳入のところでちょっと申し上げましたが、第七小学校の増築につきまして遺跡の関係で年度内の執行が無理ということになりましたものですから、国庫債務負担行為とし、二カ年に事業を分けましたものですから、五十

二年度分を一千六百万円減にしたわけでございます。
百十八ページ以降ずっと特に申し上げるものはございません。大体、額の確定によるものでございます。
百二十六ページの公債費の中の元金の償還金、利子及び割引料千五百二十一万八千円の減でございますが、これは六号補正で六千四百七十万円償還するつもりでいたわけでございますが、大変あれですが、その中の一件がいわゆる据え置き期間であったことがわかりまして、繰り上げ償還ができないということでその分を減としたわけでございます。
それ以降百二十八ページ、百三十ページにつきましては、特に申し上げることはございません。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　市民部長。

○市民部長（田倉高光君）　それでは国民健康保険特別会計の補正予算の説明書で御説明を申し上げます。
説明書の一ページでございますが、特に国民健康保険の事業につきましては、年度末に近くなりまして療養費の伸びが少なかったということで支出が少なかったわけでございます。したがいましてその保険給付の費用を減額をいたしたわけでございます。したがって保険給付の支払いが少なかった関係もございまして、それに伴います国庫支出金、あるいは都の支出金の歳入も減ってきたという関係が生じてまいるわけでございますが、そういう関係の中で国庫支出金が千二百八万二千円、都の支出金が百八万六千円、なお繰入金が五千七百万円減にしたわけでございます。なお国民健康保険税でございますが、一千万円ほど伸びております。これは所得割りあるいは対象人員の増ということで増加を見たものでございます。したがいまして歳入合計が減で六千十六万七千円ということでございます。
それから歳出につきましては、特に保険給付費が五千九百十一万二千円減額になっておりますが、これは療養費の伸びがなかったと、こういうことでございます。それに伴いまして減額をいたしたものでございます。したがいまして歳出合計が六千十六万七千円ということでございます。
それからなお説明書の十五ページのところの、十九の負担金、補助及び交付金というのが三段に並んでおりますけれども正誤表では出ておりますが、この一番下の十九の負担金、補助及び交付金というのが十三の委託料でございますので、十三、委託料△二十万五千円というふうに御訂正をいただきたいと思います。簡単でございますが、以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　議案第五〇号お願いします。

都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それでは御説明いたします。

都市計画事業特別会計補正予算説明書第四号というのが別冊でございますので、お開き願いたいと思います。
二ページ、三ページでございますが、三十三万一千円の補正でございますが、都の補助金が確定いたしましたので補正をしたと、こういうことでございます。それから四ページ、五ページでございますが、これにつきましても都の委託金の確定による計上でございます。六ページ、七ページにつきましては雑入で組みかえをいたしました。この組みかえの方が適当であるということで組みかえて計上したと。額は同額でございます。
次に八ページ、九ページでございますが、歳出三十五万三千円の補正でございますが、これにつきましては、先ほどの都の補助の確定によりましてその対象事業として追加補正をしたものでございます。
十ページ、十一ページにつきましては収入、支出の差し引きの残額を計上したと、こういうことでございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　使っちゃったことで、恐らく決算委員会がまた開かれる中で、聞くということもどうかと思いますが、一、二点聞きたいと思うんですが。一つは収入の方で幼稚園の使用料が百二十二万九千円ですか、これが減額になっている、月額千五百円の手数料というんですか、使用料という中で、額が余りにも見込み違いなのか、最初からこういう収入を多くみておいたのか、この補正額が逆に減額補正が大き過ぎるんじゃないかということが一点。
それに伴うほかの民生費等で国庫の十億から出てくる中の老人の措置費が五百二十二万七千円というような減額にもなっていますが、そういう点から見て市の段階でつかめるものを余りにも収入と決算が差異があるのではないか、減額が多過ぎるのではないか、こういうことが一点。
それからいま一つは総務費の中の幼児教育援助費の中で、未認可幼稚園児保護者の補助金が三百四十七万減額になっている。これも何ていうか、そう膨大な人数ではないというのにどういう見違いをしたのか、ちょっと額が多過ぎるのではないか、今後の恐らく決算の中で克明に出るとも思うんですが、簡単でいいんですが、お答え願います。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　最初の私立幼稚園の幼稚園使用料の減でございますが、これは一応八百人の定数で予算を組んだわけでございますが、実際は出入りがいろいろございまして延べで七百三人であったと、こういうことでございます。当初予算のときに目いっぱいに組んだということがここの減となってあらわれてきたわけでございます。
それから未認可幼稚園の園児の保護者に対する補助金でござ

いますが、これにつきましても大体似たようなことでございまして、最初に目いっぱい組んでいたものが実際には数としてそれほどではなかった、こういうことからの減でございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　ちょっと意見にもなるかと思うんですが、未認可幼稚園の補助金の交付の要綱を読んでいただきたいというと失礼な言い方ですが、要綱がつくられている精神から見ると、今後の未認可幼稚園の助成、そのものに対して別段私は云々ということではないんですが、こういう予算が余るような仕方をして、何というか予算計上していることがおかしいというか、もっと慎重であるべきだと、こういうことを意見になるかもしれませんが、要望として申し上げておきます。

○議長（秦　正一君）　林重義君。

○十九番（林　重義君）　九十八ページの公有財産購入費の石田四号線、補助十一号線、田中中一号線でございますが、その説明がちょっとなかったもので、それについて。補助十一号線と田中中一号線については収入の方に入っておるんですけれども、田中中一号線については数字がちょっと違うようですけれども、その説明もちょっと添えていただきたいと思います。

それともう一点、百四ページの浅川南第四排水区樋管設置の二千百五十万、それが不要になった説明、三点をお聞きしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　もしかしたら私が勘違いをしたお答えを申し上げればもう一度お聞きいただきたいと思いますが、財政状況公表につきましては、これは法律で決まっておりますのでそこでしなければならないようになっております。そういうことでございますのでそれをずらすということはできませんですが。

○議長（秦　正一君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　財政公表をずらすことができないというのは、やはり三月決算でございますので、それから何カ月以内にしなければならないということなんでしょうか。あと一月待てば十分に七号議案に基づいた財政公表ができるわけです。そうしたらそのような誤解を招かず市民も一見して予算執行率はどうで、運営状況はどうなっているかということが一目でわかるわけなんです。それができないかということをお尋ねしているんですけれども。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　ちょっと失礼でございますが、三月末の執行状況でございますか、それは。

○議長（秦　正一君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　五十二年十月から五十三年三月までと、五十二年度下半期財政状況報告となっております。執行率は、私が一番気になったのは土木費が執行率が五五・一％でございます。それから教育費が六一％、非常に執行率が悪いのでなぜだろうという疑問を持ったわけです。それでこの七号議案のこれをいただいて見ましたら執行率が九〇％以上になっているわけですね。少なくともそういうものに基づいた財政公表であるならば納得できると思うんです。ところが五〇％前後の執行率でもってこれが出されたというところに、市民は疑問を持った方が大ぜいいらっしゃるんじゃないか、だったらば一カ月ずらせばもうこのようなりっぱな財政公表することができるんですから、その方が市民にとって親切ではないか、こう思うんで、ただそれは要望というか、そんな程度で結構なんですけれども。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　十分検討いたしますが、その執行率はおそらく三月三十一日時点ではないかと思いますが。十分検討いたします。

○議長（秦　正一君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　ただいまの御質問につきましては少し検討いたしまして、しかるべきときに正確にお答えをさせていただきます。
○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑ありませんか。
なければこれをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。ただいま議題になっております本三件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。
よって本三件については委員会付託を省略することに決定いたしました。
本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
これより本三件について採決いたします。本三件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。
よって議案第四八号、昭和五十二年度日野市一般会計補正予算（第七号）の専決処分の報告承認、議案第四九号、昭和五十二年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）の専決処分の報告承認、議案第五〇号、昭和五十二年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第四号）の専決処分の報告承認の件は原案のとおり承認されました。
これより議案第五一号、日野市庁舎建設基金条例を廃止する条例の制定の件を議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。市長。
〔市長登壇〕
○市長（森田喜美男君）　第五一号議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。
本議案は、日野市庁舎が完成を見ましたので、庁舎を建設する目的でつくられたこの基金条例を廃止するものであります。詳細につきましては企画財政部長に説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。
○議長（秦　正一君）　企画財政部長から詳細説明を求めます。
○企画財政部長（前川恒雄君）　御説明申し上げます。ただいま市長の提案にありましたとおりでございますが、庁舎建設基金条例は昭和四十二年四月一日施行以来十年間その効果を発揮いたしまして、約六億五千万円の基金を積み立て、この庁舎建設のために役立ったわけでございます。ここで庁舎も建設されましたのでこの基金条例を廃止したい、こういう内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。
よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。
本件について御意見があれは承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。
よって議案第五一号、日野市庁舎建設基金条例を廃止する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。
これより議案第五二号、日野市特別土地保有税審議会条例の制定の件を議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。市長。
〔市長登壇〕
○市長（森田喜美男君）　議案第五二号について提案理由の説明を申し上げます。
本議案は、土地利用や都市計画、または土地に関する税制について、地方税法第六百三条の三第三項の規定に基づき、日野市特別土地保有税審議会を設置するものであります。詳細につきましては市民部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。
○議長（秦　正一君）　市民部長から詳細説明を求めます。
○市民部長（田倉高光君）　特別土地保有税の審議会の条例でございますが、五月の臨時会でお願いをいたしまして、成案を見るに至りませんでしたので重ねてここでお願いしたい、こういう内容のものでございます。具体的な内容につきましては前回お願い申し上げましたものと全く同様のものでございます。よろしくお願いをいたします。
○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
お諮りいたします。これをもって議案第五二号、日野市特別土地保有税審議会条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、総務

委員会に付託いたします。

これより議案第五三号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定、議案第五四号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第五五号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　それでは三議案について提案の理由を説明いたします。

第五三号は、日野市立公園条例の一部を改正するもので、今回新たに矢の山公園及び日野台公園の二公園を加えるものであります。

第五四号は、市立滝合地区センターの完成に伴い、日野市立地区センター条例の一部を改正するものであります。

議案第五五号は、新井わかたけこども広場の完成に伴い、日野市遊び場条例の一部を改正するものであります。

以上三件、詳細につきましてはそれぞれの担当者に説明をいたさせますのでよろしく御審議のほどお願いをいたします。

〔「間違い訂正」「休憩」と呼ぶ者あり〕失礼いたしました。新井わかたけこども広場の次に四ツ谷こども広場を入れるものであります。よろしくお願いをいたします。

○議長（秦　正一君）　関係部長から詳細説明を求めます。〔「省略」と呼ぶ者あり〕関係部長からの詳細説明は省略いたします。

これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　市立滝合地区センターの、いわゆる加えることで要望になると思うんですが、担当の福祉の社会課長の方にはお願いをしておいたんですが、実際にはこういう議会で決まってから使用を開始するのが本来と、自分は解しているんですが、できたものであるならば利用は、この前の西武の分譲地のときにも自分は言ったことがあるんですが、つくる必要があってつくられるこういう地区センターっていうのは、早く要望にこたえてやって、使用させることもいいんじゃないか、その辺のことの確認というか、要望というか申し上げておきたいと思います。答えられれば答えていただければ。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　よくわかりました。これらはいま御質問の二つの地区センターは造成業者に工事の最終段階に、特に地域住民のためにぜひそういう置きみやげを置いてほしい、ということを要請をしてつくらせたものでございます。

そこででき上がった時点で議会の提案と一致しないこともありますけれども、それぞれせっかくできたものですから使用は臨時にいたさせておる、こういうふうに考えておりますし、なるべく早く議案化もし、かつ使用できるようにいたしたい、このように思っております。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本三件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって本三件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第五三号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定、議案第五四号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第五五号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第五六号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第五六号について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、国の法律改正に伴い児童手当の支給額を引き上げるため、日野市児童育成手当条例の一部を改正するものであります。詳細につきましては児童課長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　児童課長から詳細説明を求めます。

○児童課長（滝本勇造君）　児童育成手当条例の一部を改正する提案理由の内容の説明でございますが、要点といたしましては、本年の十月分から従来支給されております育成手当についての四千五百円が五千円になり、六千五百円が七千円になる、というところが金額の違いということでございます。ただその前段のところに第四条にございますが、従来は政令で定める額という程度にうたわれていただけでございますけれども、その議案にございますが、括弧の部分が加えられるわけでござ

いまして、これはその方の所得が十八万二千円というふうな数字になるわけでございますが、その言うならば限度額の引き上げということでございまして、それによって何がしかの児童の方々がこの物価高に幾らか救われる形が出てくる、というのが主なる骨子でございます。簡単ですが説明申し上げます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第五六号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第五七号、昭和五十三年度日野市一般会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第五七号について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、昭和五十三年度日野市一般会計補正予算第一号でありまして、予算総額を百七十六億六千九百六十七万七千円とするものであります。詳細につきましては企画財政部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長から詳細説明を求めます。

○企画財政部長（前川恒雄君）　詳細説明を申し上げます。総額におきましては、ただいま市長の説明どおり四億一千四十三万一千円の補正でございます。内容につきましてお手元にございます説明書に沿いまして申し上げたいと思います。

まず歳入でございますが、歳入の四ページ、都市計画税でございます。これにつきましては、先日、先般の議会で専決を承認いただきました都市計画税の税率アップに伴うアップ額でございます。

次の六ページにつきましては、交通安全対策特別交付金につきまして、額が確定いたしましたので、ここで補正させていただきます。

それから八ページにつきましても、全く同じような理由でございまして、国土利用法関係経由事務の負担金、都負担金の額の確定によるものでございます。

十ページの都の補助金、交通安全施設整備事業費補助金でございますが、これにつきましても、補助金の額の決定によりまして計上させていただきました。

十二ページにつきましては、〔「差しかえが来てるけれども、どっちで説明してるのか」と呼ぶ者あり〕差しかえ後でございます。十二ページにつきましては、公共施設建設基金からの繰入金でございまして、一億三千五百六十二万三千円を繰り入れするものでございます。

十四ページの繰越金につきましては、二千四百四十九万三千円の繰越金を計上いたしたものでございます。

続きまして十六ページ、これは私立高校の入学資金の貸し付けの返還金でございます。返還金をそのまま計上いたしたものでございます。

歳出に入ります。歳出の十八ページの上欄、総務費、一般管理費でございますが、これは主として電話交換業務の委託料二人分でございます。その他は細々した備品類でございまして、機構改革に伴うものでございます。

続いて文書広報費の百九十六万四千円でございますが、これはマイクロフイルムを作成しておりまして、前年度作成いたしましたが、それの追加分といたしまして、今年度もこれだけのマイクロフイルムを作成したい、ということでございます。

続いて五の財産管理費でございますが、ここに説明欄にございますように、市有地の測量、整地に必要な経費でございます。最後の安全対策費につきましては、先ほど歳入のところで、都の補助金のところで申し上げました補助金の額の確定に伴う補助見合いの事業をここに掲げさせていただきました。

続きまして二十ページでございますが、先ほど御審議いただきました特別土地保有税審議会の委員の報酬をここに計上させていただきました。

二十二ページでございます。二十二ページの民生費、身体障害者福祉費、さらに三の精神薄弱者福祉費につきましては、少額の補正でございますが、これは補助の見合いでございます。それから社会福祉施設費につきましては、委託料千百十八万三千円でございますが、これは住宅公団に委託しておりました湯沢会館の建設の返済金の当年度分でございます。続きまして工事請負費、六十一万につきましては、地区センターの改修、湯沢会館の営繕等でございます。

二十四ページ、児童福祉総務費の賃金でございますが、児童館関係あるいは学童クラブ関係、その他につきましての、さまざまな理由によります臨時職員の賃金を追加補正させていただきたい、と計上させていただきました。

続きまして児童福祉施設費でございますが、この使用料及び賃借料の上段にあります九十三万五千円につきましては、その後に工事請負費で出てきますものとの振りかえでございます。下水道使用料につきましては、姥久保の保育園の下水道使用料がここで確定いたしましたもので、これを補正させていただき

たいものでございます。工事請負費につきましては、姥久保保育園の仮設園舎の工事費でございます。これが先ほど言いました使用料及び賃借料との振り替えで、多少ふえておりますけれども、仮設園舎をつくりたいということでございます。遊び場関係はここに書いてありますような遊び場をつくりたい、こういうことでございます。

続きまして十九の負担金補助及び交付金でございますが、学校安全会負担金は、法改正によります掛金の増によりまして、八十五円から百二十五円に増額いたしましたものですから、ここで増額分を計上させていただきました。

二十六ページに参ります。二十六ページにつきましては、需用費につきましては、新しい「ごみ減量対策室」についての消耗品費でございます。委託料につきましては、不法投棄物の収集運搬でございますが、これは機構改革に伴い新しく委託料として組むということで、ここに計上させていただきました。

二十八ページ、衛生費でございますが、最上段の清掃総務費の電気料は、次にありますじんかい処理費の電気料との組みかえでございます。じんかい処理費に組むべきであるということで、全く同額を組みかえたものでございます。続きまして委託料につきましては、焼却炉のオーバーホールのために、ごみが一時非常にたまりましたものですから、それを多摩市へお願いしまして、焼却するための委託料でございます。

続いて三十ページでございます。農業総務費の被服費は、職員の被服費でございます。農業振興費の中の負担金、補助及び交付金、系統造成事業補助金でございますが、種ブタの系統造成をするという事業をすることにいたしまして、十万円の二頭分の二分の一の補助でございます。

三十二ページに入ります。三十二ページの道路新設改良費でございますが、最上段の委託料六十万円、それから下欄の公有財産購入費二千八百八十万円は、四ツ谷下堰沿いの通路を買収するためのものでございます。これは都の住宅供給公社の排水を処理するための排水管埋設に伴いまして、地元の方々との約束がございました。その約束を果たすための予算でございます。真ん中の工事請負費につきましては、それぞれそこに書いてある内容のとおりの舗装あるいは側溝の工事請負費でございます。

三十四ページ、河川維持費については、平山用水ほかのしゅんせつの費用としまして百五十万円、それから河川の新設改良費につきましては、工事請負費としまして、それぞれそこに記載してありますような内容の改修をいたしたい、ということでございます。公有財産購入費については、根川の改修用地としまして四万円単価の九十九・一一平方メートルの購入をいたしたいということでございます。続きまして根川改修工事の農地補償でございますが、これは農林省用地を買収するに当たりまして、旧地主の方に権利がございますので、その補償のために坪二万円で六百七十・三四坪を補償するものでございます。

続きまして三十六ページ、土木費でございます。都市計画総務費につきましては、補助金見合いの負担金増でございます。それから続きまして、区画整理費でございますが、これは都市計画事業特別会計に繰り出すものでございます。一億円くり出したい、ということでございます。後ほどこれはまた都市計画事業特別会計で説明することになると思います。それから公共下水道費でございますが、この中の工事請負費、高幡樋管補強工事は、高幡樋管の工事に伴いまして建設省から、じゃかごによりまして樋管の上の方を補強しろ、ということを言われておりますので、この分でございます。あと特に申し上げることはございませんが、十七の公有財産購入費、日野緑地保全地域の用地でございます。これは神明上と吹上との間の緑地を千六百四十九平方メートル購入したい、ということでございます。その下欄の緑化費についての需用費その他につきましては、自動車の購入にかかわる経費でございます。

続きまして三十八ページの住宅管理費につきましては、川原付団地の水道管修繕、あるいは空き家修繕等に関するもの、工事請負費につきましては、向川原団地の遊園地フェンス取りつけ工事でございます。

四十ページにつきましては消防費。非常備消防費につきましては、補償費と退職報償金の負担金改定に伴う負担金増でござ

います。十五の工事請負費については、梅ケ丘団地の地下ごうの埋め戻しに伴いまして、水がわき出るようになってしまいましたものですから、その水を排水するための排水管の埋設工事費でございます。

続きまして四十二ページ、教育費の事務局費。需用費につきましては、車の修繕料でございます。

続きまして四十四ページの上欄の学校保健体育費につきましては、組みかえでございまして、役務費と委託料を組みかえたい、役務費が適当であるということで、組みかえるものでございます。続きまして、工事請負費の第七小学校の増築につきましては、遺跡の問題で昭和五十二年度中の完成が不可能になりましたものですから、国庫債務負担行為による二カ年の補助を受けることになり、そのため当初予算で六千八百四十万円組みましたが、その後、実施面積と国庫負担対象面積との差を都が見るために五十三年度分の予算としまして、八千四百万円を見ることになりました。このために八千四百万円と六千八百四十万円の差をここに計上させていただきました。

続きまして四十六ページの学校保健体育費については、先ほど申し上げましたと同じ組みかえでございます。工事請負費につきましては、そこに書いてありますように、第二中学校、第四中学校それぞれの工事請負費でございます。

四十八ページの学校安全会負担金につきましては、二十四ペ

ージで御説明申し上げたと全く同様の理由によります法改正による掛金の増でございます。

続きまして、五十一ページの工事請負費でございますが、これは遺跡の調査の事務所を旧教育委員会の方へ移転するということで、予算を組んでおりましたが、この予算では十分な整備ができないということで、ここに二百七十万円追加でお願いするものでございます。

五十二ページの委託料につきましては、南平体育館の監理料でございます。

それから備品購入費につきましては、ここに書いてありますようにコースロープ、四万円のものを六本購入したい、とこういう内容でございます。

さらに議案書の方を見ていただきたいのでございますが、議案書の四ページに、債務負担行為補正がございます。これは仮称七生公会堂の新築工事に伴いまして、一億五千三百六万八千円を限度額といたしまして、債務負担行為を起こしたい、という内容でございます。これにつきましては、七生公会堂の設計に当たりまして、さまざまな御意見などを参酌いたしまして、この分だけ来年度の工事の中に入れまして、総額で四億五百六十七万二千円で七生公会堂を建設したい。これは備品も入っておりますが、そういう内容でございます。

以上でございます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　きょう本会議が始まりましたときに、この第一号補正予算の差しかえがお手元にあったわけでございますが、いつこの差しかえを、いわゆる間違い、過ちというのがわかったのですか、それをお尋したいと思います。確かにこの予算書は、六月の五日ごろに私どもの手元に配られていると思いますけれども、この差しかえをすべきだとわかったのは、いつでしょうか。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　正確にはちょっと覚えておりませんが、七日か八日ごろだったと思います。

○議長（秦　正一君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　私がこの予算書の中の問題を聞いたのは、九日の議運に出席する前でございました。いま部長のお話の、七日ごろというのは確かに合っていると思いますが、なぜこの七日ごろにこの差しかえがわかっていて、今日まで出さなかったのでしょうか。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　わかりましてから、訂正しまして印刷し、それからこれはページの関係で、そこだけ差しかえるわけにいかないものですから、全部印刷し直しました。そのような関係で、ただいままでおくれてしまったわけでございます。申しわけないと思っております。

○議長（秦　正一君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　私は市民の人から、この予算書の中で住宅費の中に、川原付の修繕費二百万円がのってる、という話を聞きました。どんなことをするんだという話を聞きました。私どものこの予算書を見てもものってないわけです。「そんなばかなことない。そんなののってないじゃないか。」とこう申しました。そうしたら「いや、完全にのってるんだ。今度、これは都産の委員会で審議されるはずだ。」こういうわけです。「いや間違いない。」私は、この予算書を見せました。そうしたらのってないわけです。ところが、きょうまたこれを見まして、事務局でもっていろいろ話をしましたら、きょう差しかえをするんだとこういうことです。議員が知らない前に一般の市民が知ってるわけです。一体どういうことですか、これは。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　私どもの事務上の全く手違いでございまして、当然組むべきものでありますし、私ども当然予算書に入っていると思っていたわけでございます。ところが先ほど申しましたような時点でそれが入っていないことに気がつきまして、大変御迷惑をおかけして申しわけないと思っております。おわびいたします。

○議長（秦　正一君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　たとえば消耗品だとか、三千円だ、五千円だという予算が今回ものっておりますけれども、そんな小さな予算ではないわけです。大変重大な、いままでも何回となく請願が出された、やれどうのこうの、地元の人たちとの問題になっているこの大きなことがこれが抜けているということは、私は非常に残念でならなかったわけです。市民の人が先に知ったから云々ということじゃなくて、ここにのっていて知らないならばこれは議員に責任があるでしょうが、のっていなくて私どもわからないんですから、どういうふうに説明していいかわからないわけです。今後こういうことのないように十分注意をしていただきたい、このようにお願いをしておきたいと思います。

それから三十八ページの二百万の話でございますが、この本議会の最初の日の市政経過報告の中に、十七戸の解体の報告が載っておりました。この空き家修繕に二百万かけるということ、十七戸解体の話、今後恐らくこれだけでは市営住宅は建たないわけでございます。今後この残っている住宅を一体どうするのか、市営住宅とのからみにあわせて御質問をいたしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　市政経過報告の中で十七戸の

取り壊し、これは現在まで行われているということでございます。そういう中でこの住宅は、四十七戸で十七戸ですから、あと三十戸残っているわけでございます。この三十戸の中におきまして空き家が七戸ございます。残り二十三戸の方が現在入っていると、こういうのが状況でございます。そこで市の方といたしまして五十三年度はぜひ一棟は建てたいと、こういう中で現在十七戸壊した中におきまして、四戸の方が現在居住されております。そういう中でこの四戸の方をとりあえずいま先ほど申し上げました七戸ございますけれども、その方を修繕いたしまして、そこに移っていただきたい、こういうことで交渉を進めている。今回お願いいたしますこの空き家の修繕料はそういう意味でお願いするわけでございます。

○議長（秦　正一君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　そうしますと、十七戸はいままでに解体したけれども市営住宅はまだ建てられない、市営住宅を一棟建てるにはどうしてもあと四戸の方にどこかに移っていただかなければ、市営住宅はいま建てるところはないんだと、こういう了解でよろしいですか。そのための、いわゆる移ってもらうにはその移ってもらう住宅がきたないので、二百万の修繕費を出して、そしてきれいにして、そこに移ってもらうんだと、こういうためのこの二百万と、こういう理解でよろしいんでしょうか。（「そのとおりでございます」と呼ぶ者あり）議長、結構です。

○議長（秦　正一君）　次に奥住芳雄君。

○十六番（奥住芳雄君）　いまただいま黒川議員からの質問に関連するようなことになるわけでございますが、先ほど財政部長の方からこの差しかえについて説明がありましたけれども、私も都産の委員長といたしましていろいろやはり黒川議員と同じに、多分二百万のっているわけだと、再三市民から言われたわけでございます。しかしどれを見てもなかったわけでございます。そして本日こういう差しかえの中で出てきたわけでございます。しかしいま総務部長からの説明を聞いておりますと、四戸の人に移ってもらうために新しく南の方に空き家を修理して、そっちに移ってもらうんだというお話でございますが、そういう話し合いが全部ついているのかどうか。

　また、この次のいつにか、いずれ補正で本年度市営住宅を建てたいというような説明でございますが、そのために話がついていれば結構でございますが、いないのに取り壊しの二百万も、相当な費用をかけて印刷をし直したわけでございます。それほどに緊急性があるのか、ないのか、その二点についてまずお伺いいたします。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　第一点目でございますけれども、取り壊しの際、いろいろ交渉等も行われたわけでございま

すけれども、基本的には私どもついているということで了解しています。

　それから二点目の問題でございますけれども、二百万円ということで四戸の修繕を行うわけでございます。

○議長（秦　正一君）　奥住芳雄君。

○十六番（奥住芳雄君）　何かさっぱりわからないんですけれども、聞くところによりますと、まだ地元の四戸の人たちも内容についてよくわからないというお話でございます。ただ先ほど申し上げたとおり予算がついているということは聞いたそうでございます。そして聞くところによると、この二百万をもって南の方の空き家を修繕して四戸をそこに入れるんだと、そしてこの条件といたしまして永住をさせるんだと、こういうようなお話しになっていると承っておりますが、その点についてお伺いいたします。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　建てかえを本旨としておりますから、永住というふうな具体的な約束があるわけではございません。

○議長（秦　正一君）　奥住芳雄君。

○十六番（奥住芳雄君）　そういうことになりますと、何か地元との話がついていないということでございます。地元の方と管財課長と約束したことは、移っていただいて永住するんだと、させるんだと、こういうようなお話でございます。そしてそれがためにここで修繕費を盛って修繕をいたして、そちらに移っていただくんだと、こういうようなお話になっているように承っております。そしてその話し合いがさっきついていると言いましたが、聞いている範囲ではついてないわけでございます。それならばさっきも申し上げたとおり、せっかく議案書が配られて、それをここで差しかえに印刷し直して、相当な費用がかかるわけでございます。その点について企画財政部長からお伺いしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　確かにここで差しかえいたしましたことは、先ほどの黒川議員の御質問のときにお答えしましたとおり、私どもの不調法でございます。重ねておわびいたします。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　ただいま都産の委員長でありますす奥住議員の方から、管財課長あるいは地元の方々との何かそこに話し合いが行われて、永住というような形で話があるやに伺ったんですけれども、これはきわめて重大な問題であるということから、いま休憩をとっていただいて、管財課長をこの席に呼んでいただいてはっきりさせていただきたいと思います。（「そのとおり」「休憩」と呼び者あり）

○議長（秦　正一君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　それは担当者を呼んで聞いていただくのは結構ですけれども、永住などという約束があるはずはあり得ませんので、私ははっきり申し上げておきます。
（「時間延長」と呼ぶ者あり）
○議長（秦　正一君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決定いたしました。
議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後四時四十七分休憩
午後五時二十一分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。
先ほどの奥住芳雄君の質問に対しての管財課長の方からの答弁を求めます。
○管財課長（藤本亨一君）　先に確認させていただきたいんですが、建てかえを協力するに当たって一年次、二年次に当たる方が浅川沿いの方に移っていただくということの話の内容について、永久にということで私の方で約束したということに対してでよろしいんでしょうか。
この建てかえについての話し合いを四月十九日、六戸の解体について伺いましたときに、実は当初行ったときに会長がおりませんでしたが、途中すぐに見えまして話し合いました。その中でいろいろな話の経過がございましたが、会長の方からの希望として「浅川沿いに十戸または十五戸を残し二棟、三棟を建てる件を市長の方に説得してほしい。」という話がございました。この件につきまして、「確約はできないが浅川沿いに一部を当分の間残し、北側より建てかえという案を市長に説得するよう努力します。」ということでこの十九日にはそういう約束をしております。引き続きまして二十二日に再度建てかえについて話し合いをするという約束をしてございます。この建てかえについて二十二日の土曜日に本庁舎の会議室におきまして役員の方、六名がお見えになりました。そのほか一部参加した方もございますが、一応この六名と私、管財課長と係長と出まして、話し合いを進めました。この中で永久にといういまの言葉に関係あるところを、記録してあるものから読み上げていきますと、「四月十九日の話をしたきょうは詰めをしていただきたい。あくまでも本年度よりまず第一棟を建設したい。このことの件で当分の間、希望する人に浅川沿いの住宅を認める。この件については市長の了解をほぼ得られる見込みであるので、このことをきょうは詰めていきたい。」ということで話しました。安武会長としては、永住権を認めてほしいという話が出ました。この永住権というものはどのくらいかということが話の中で出ました。これにつきましては当分の間を十年としてほしいという要望がございました。私どもの方では答えとしては、「十年にするか七年にするかについては最終的に市長に相談してから結論を出したい。　なお一年次に該当する四名の転出については六月で補正をし、浅川沿いの空き家を修繕したいと、その他の件については再度話し合いにより条件を詰めていきたい。」ということで終わっております。以上です。
○議長（秦　正一君）　奥住芳雄君。
○十六番（奥住芳雄君）　ただいま課長から永住、そういったことは一切言ってないというような答弁でございます。先日の解体のときにも私たち要請されて、スムーズに解体が進むように私も行ったわけでございます。そのときにいろいろとお話をいたしまして、とにかくスムーズに解体ができるように私たちなりに努力をいたしたわけでございます。そういう中で解体ができたと思うわけでございます。しかし地元の関係者、その他からのお話を総合しますと、やはり十年または永住させるようなお話が出ておるわけでございます。また先日その問題について私は直接課長のところに行ったわけでございませんが、ほかの話で行ったら、やはり課長もそういった面でいろいろ地元にも約束してありますので、市長にまた強く申し上げて、そして何とかそういうふうに実現をしたいというふうなことを私にも話されているわけでございます。そして今回の差しかえについてもそういう中で話がついているので、企画財政部長が印刷を、予算計上のミスを犯してそのためにのっていないんだというようなお話もございました。それからまたその後日、金曜日ですか、課長は建築課長の方に行きまして、早く話がついたので早く市営住宅の設計をしてほしいと、そして九月の補正に出すんだと、こういうようなお話をしております。そういった関係でいろいろ混乱が起こっているわけでございます。こういった長い間のいろいろな問題があるわけでございます。
また別のことになりますが、そこに関係して私も前に登記所に行って、この市営住宅の土地についても調べてみたんでございますが、あそこは前の古い話でしょうが畑になっております。市でやるんだから直接宅地として税金を取るわけではないからいいといたしましても、そういう問題のけりもちゃんとついてないように思われます。そういったいろいろな問題がありまして、非常に重大なことでございます。この問題については、私たち一都産の委員会だけでは非常にむずかしくて、審議も難航すると思われますので、本日この本会議の席で大勢の議員さ

んたちによっていろいろと審議をしていただきたいと、かように思うわけでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　ただいま奥住議員の方から本会議で、ということが発言されましたわけですけれども、ほかに質疑も出されている方もおりますので、まずそちらをやっていきたいと思います。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　一つは公共施設建設基金ですか、これがいわゆる当初予算で二億で、今度、繰入金の中で一億三千五百六十二万あるんですが、この公共施設建設基金というのは昨年五十二年にも一億九千万くらいあるんですが、どのくらい最終的にはこれはお考えになっているのかどうかということが一点。

それからあとは奥住議員のお話もあるので、私はそれは避けます。

いま一つ小さい問題で、支出の項の中で安全対策費が五百五十八万ですが、補正になっているようなんですが、このいわゆる道路の反射鏡というのは、補正がされているんですが、反射鏡ばかりではないようなんですが、反射鏡だけが二百七万九千円ですか。これ、何カ所くらいふえるのか、ということころに、いわゆる市民なり学校の通学なり、もちろん交通の危険というか、重要なところからつけるんだろうと思うんですが、補正しなければならないということになったのはどういうところから要望が出てきたか、その辺のところを聞きたいと思います。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　第一点目につきましてお答え申し上げます。先ほど七号補正のところで御説明申しましたように、公共施設建設基金は約五億九千万、あの時点で積み立てておりますが、当初で先ほどの御質問の中にありましたとおり約二千万、それからここで約一千三百五十万繰り入れておりますので、差し引きしまして二億五千五百万はかり残っております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　道路反射鏡の件でございますけれども、これにつきましては十五本を予定しております。それでこれにつきましては市民要望が相当ございます。当初予算におきましても計上したわけでございますけれども、そういった市民要望の中で都に要請をしておりましたが、今回また新しくつけられたということでございます。その設置場所につきましては、具体的にどこということはいま明確ではございませんけれども、いずれにしても市民の交通安全と、特に危険な個所というようなことを重点に置きまして順次つけていきたいと、このように考えておるわけでございます。

○議長（秦　正一君）　よろしいですか。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　第一点の方の、この公共施設

基金というのは目標を掲げないで、ある場合にはすぐ取り崩すこと、ということ確認していいんですか。

それからいま一点反射鏡は市民要望は自分はわかっているんだけれども、学校の、たとえば校外指導部っていうんですか、そういうところなり自治会なりの、どういうところから、市民の要望というのはわかるんですが、どういうところから多く要請されてきて、今度都なりにお願いしてふえたのか。出した要求している人を聞いているんですが、どこへつけるということでなくて……。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前川恒雄君）　取り崩してもいいことになっております。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　主に自治会から出ております。

○議長（秦　正一君）　杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　二、三内容でひとつお伺いしておきます。

十八ページの電話交換業務、これは先ほど企画財政部長の説明では委託二人分ということですけれども、これは当初予算にはこういう形では予算化されていないんで、これから予算化をして委託を二人分頼まれるのかどうか、その辺のことをもう少し詳しくお答えいただきたい。

それからいま石坂議員からも質問があったわけですけれども、交通安全対策費の工事請負費五百五十八万の補正、これは防護さくが当初予算三百万で今度は二百万の予算、道路反射鏡が当初予算三百万で今度は二百万の予算、同じ数字。これも区画線も百四十五万八千円と同じ数字が補正で組まれているんだけれども、どういう意味かなあ、補正というのはそういう形でいいのかどうか。その辺もひとつお答えをいただきたいということ。

それから二十八ページのじんかい処理費の中で、ちょっと私もわからないんですけれども、電気料を同じ区分で節の中で清掃総務費と、じんかい処理費の中でただ需用費の移動というふうに考えるんですが、何か論拠があってこういうふうにされたのか、これをひとつお伺いをしたい。

続いて十三委託料四百四十万、これはごみがたくさん出ちゃってうちでは処理しきれないんで、多摩市に頼んだというのが四百四十万かと思うんですけれども、そうしますと当初予算で組まれております一億七千二百七十八万八千円が市で処理する今後こういう現象が起こることも考えられるのか、それとも一時的なものか、ひとつそれもお答えをいただきたい。

それから三十四ページの河川新設改良費、公有財産購入費の中で四百万、これは根川改修用地という形で補正組まれておりますが、当初で七千八百九十七万円ですか予算化されているわけですけれども、不足になってそういうふうにされていくのか

お伺いをしたい。

それから四十二ページの教育費の中の学校保健費の中でのこれは、ちょっと科目のことでお伺いしたいわけですけれども、委託料の十一万九千円、これは当初予算では、私の記憶違いでなければあれですけれども、十一万八千円というふうに計上してあると思ったんですけれども、ここでは十一万九千円の委託料を削除して役務費に十一万九千円をのせて、さらに説明の欄では落下細菌検査、あるいは水質検査ということですけれども、下の環境衛生検査ということでは処理できないのかどうか。もしこのほかに検査をするようなことになるとまた予算を新規に起こさなければならない、というふうにも考えますけれども、環境衛生検査という中では処理できなかったのかどうか。

それから続いて学校建設施設整備費、工事請負費の一千五百六十万、第七小学校増築、これも御存じのとおり六千八百四十万の当初予算では計上してあるわけですけれども、ここでまた千五百六十万を計上されるわけですけれども、この計上された理由をお伺いいたしたいと思うわけです。

それから教育費の社会教育費ですか、この工事請負費の中で新遺跡事務所整備、これは先ほど企画財政部長の方から予算が足りないから補正ということですけれども、確かに当初予算では新遺跡事務所整備としては百万しか組んでいないわけです。実際にこれがいまどこに遺跡調査事務所があったのか。そのときには、また古い遺跡調査事務所の解体として四十七万三千円計上してございますけれども、その遺跡調査事務所というのは一体、申しわけないんですけれどもどこにあったのか。そして今度新しくつくるのは、教育委員会という、さっき部長の説明ですけれども、その辺のもう少し細かい御説明をいただきたい、こういうふうに考えるわけです。

それから三十六ページの区画整理費の一億の補正予算でございますけれども、これが部長の話ですと都市整備建設委員会で説明ということですからあえて、答えがそのときにでも結構だと思いますけれども、たしか記憶しているんでは、昭和五十一年度だと思ったんですが、一般会計からの都市計画事業特別会計での基金の繰り出し計画というものが確かにあったように記憶しております。それとの関連がどうなっているのか。それとここで組まれた一億に対する事業内容、これなどもひとつおわかりになれば御説明をしていただきたい。もしそうでなければ担当委員会でこの辺の関連を十分御審議いただきたい。

同じく三十六ページの公有財産購入費一億四千万、日野緑地保全地域用地、当初二億一千五百三十万ですか、これ組んであるわけですが、黒川公園、あの吹上のところだと思いますけれども、それとの関連がどうなっているのか、ひとつ御説明をお願いいたします。以上です。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それでは第一点目の電話交換手の委託料の件でお答え申し上げます。これにつきましては三月三十一日まで市の職員三名と委託で二名、合計五名で運営していたわけでございます。四月一日から市の職員、身体障害者でございますけれども一名採用いたしまして、計四名で運営しておったわけでございます。ところが現在の交換台でございますけれども、現在三台あるわけです。三台を通常でいきますと六人でこれを当たるというのが一つの定数でございます。そこで今回委託でもって二人をお願いした、ということでございます。委託をするわけでございます。

それから十八ページの工事請負費の交通安全施設でございますけれども、確かにおっしゃられるとおり当初予算におきます数字と、額におきましてほとんど同額でございます。これにつきましても先ほど御質問がございましたけれども、東京都に要請をしておった、ということでございますが、たまたま今回このような同額の数字が上乗せで確定してきた、ということでございます。そういうことで補正をお願いしたわけでございます。

○議長（秦　正一君）　生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　それでは三点目の二十八ページ、需用費組みかえの件についてお答えをいたします。上段にあります清掃総務費にあります電気料は、これは厚生ホールの電気料でございます。それで下欄にあります電気料はその厚生ホール分を当初予算でじんかい処理費の中に組み込んでありますので、つまり厚生ホールは清掃工場の分ではございませんので、やはり総務費が適切ということで組みかえたわけです。

四点目の当初予算に出してある委託料のほかに、この四十万のごみ焼却料というのは臨時的なものか、今後もあるのか、という御質問でございますけれども、これにつきましてはあくまで臨時的なものでございます。今後このようなことがあることは予想されません。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。四十四ページでございます。四十四ページの委託料を役務費の方へ組みかえたということでございますが、従来は学校保健会というところに委託して、この調査をやっていたんですけれども、いろいろな関係から言って、むしろ教育委員会の体育課が直営にした方が落ちつきがいいんじゃないか。それから仕事の進み方もその方がいいんじゃないか、ということで今年からこういうふうにして、来年もそういう形でこれから組んでいきたい、ということでございます。

その次の工事請負費でございますけれども、これは七小に関しましては昭和五十二年と五十三年、この二年にわたって行うわけですが、そのうちの昨年度の支払いとして四〇％を支払うということになっていたんでございますけれども、部長が説明

されましたように、遺跡調査が少しおくれたりしまして、工事がおくれました。そのために昨年度の四〇％分のうちの三千万円を支払って、その残りの一千五百六十万円を今度のところで支払うということになって、今年の補正に組んでいただいたわけです。

それからその次は、社会教育総務費でございますが、そのうちの新遺跡事務所の整備でございますが、現在は中央公園の予定地、あそこにプレハブでもってつくってありますけれども、あの公園の整備をするということから、あそこに置くわけにいきませんのでどこか移転しなければなりません。そのためにどこを使うかということでいろいろ市当局の方とも相談しまして、前に教育委員会が使っていたところを事務所として使いたい。そのためにはかなり、この前もいろいろ問題になりましたけれども、出土品などをある程度保管しなければならないということで、ある程度窓に鉄さくをつくるとか、鉄枠ですか、そういうようなものをつくって、かなり厳重にやっていかなければならないというようなことから、今度補正をいただいて百万円に対しましてさらに二百七十万を補正していこう、こういうことになった。よろしゅうございましょうか。以上です。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　お答えいたします。三十四ページ、三の河川新設改良費の十七公有財産購入費の四百万円の補正でございますが、これは根川の改修用地として五十二年度執行の予定でございましたが、遺産相続の関係で登記ができませず、したがいまして執行できませんでしたので今回補正により計上したわけでございます。なお未執行の分につきましては先ほど補正で即決を見ていただきましたとおりでございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　お答えいたします。繰出金でございますが、これにつきましては神明上の区画整理事業の業務委託としての新都市建設公社に対する支払い分と、こういうことで都市計画事業特別会計の方で支出をすることになっております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　もう一点、十七公有財産購入費。

○都市整備部長（成井正夫君）　日野緑地の公有財産購入の関係でございますが、これにつきましては当初予算でも計上したわけでございます。そういう中でさらに今年度千六十五平米分と、こういうことでこの金額を計上して購入を予定しておるわけでございます。

○議長（秦　正一君）　よろしいですか。杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　いま建設部長が説明された、こういうのは当初予算には組めないものですか。やはり当初予算からまだ三カ月ぐらいしかたっていないんですけれども、そういう計画的なものが何か欠けているような感じもしますけれども、その点を再度質問。

それからいま成井部長の方からの説明で一応この新都市公社への支払いだというのはわかるわけです。これは先ほど申し上げましたとおり、たしか五十一年だったと思いますが、一般会計からの繰り入れがおそらく十六億かどうかだと思います。その繰出金の計画とのこれとの関連がわかれば、ということでお伺いしたわけです。

それからできれば事業内容も当然これに絡まってくるんじゃないか、というふうに考えております。

それから教育長さん、小さいんで申しわけないんですけれども、先ほど環境衛生検査という名前で落下細菌検査、水質検査というものが証明されるんじゃないかと改めてここにうたい挙げられた理由はどういうことなのか。それと当初予算では非常にみみっちいことですけれども十一万八千円という数字じゃなかったかどうか。その辺再度御答弁いただきたいと思うんです。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　お答えいたします。五十二年度執行の予定で鋭意交渉を重ねたわけでございますが、予算編成時となって一応買収できるという見込みで当初予算には計上してございませんでしたが、契約が不成立ということでやむを得ず五十二年度は減額補正で、改めて五十三年度でお願いするというふうになったわけでございます。よろしくお願いします。

○議長（秦　正一君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それではお答えいたします。神明上の区画整理事業の計画におきましては、市の負担といたしましては、ただいま質問者が申されましたとおり十六億と、こういうことに市の負担分はなっておるわけでございます。五十二年度までには十億円を支払っておりまして、残りは六億円。この六億円につきましては公社の立てかえ、そのほかに保留地処分についての立てかえ、こういうことで約四億ございます。総計いたしまして、まだ約十億の立てかえ金があるわけでございます。事業年度も終わりに近づいておりまして、できるだけこれらにつきましては、支払いをしたいということで、今年度当初に一億、今回また一億円の計上をしたわけでございますが、さらに今後も補正で、できるだけこれらについての支払いを進めていきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　役務費が前の予算よりも一千円多くなっているじゃないか、こういう御質問が一つだと思います。これにつきましては、私、残念ながらいま確かめてないのでございますが、私、係から説明を受けたところによります

と、これは前のものをそのまま区分を変えただけなんだ、こういう説明を聞いてるものですが、ひとつ後で確かめさせていただきたい、こう思います。

それからもう一つは、落下細菌検査とか水質検査というのは、これはいうまでもなく水についての検査なんでございますけれども、その方法などはどんなふうにするのか、ということについては、私細部は存じておりませんが、もし必要であればこれも係に、専門の者に調べさせて、また御報告させていただきたい、とこう思います。以上です。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければ先ほど奥住議員の方から発言がありました、本会議の中でという意見が出たわけですけれども、一応議長の方からお諮りしたいわけですけれども、すでに議運として、この一般会計補正予算の分割付託ということで決まっているわけで、議会または委員会の権威としても、やはり付託されて一応審議してもらいたい、このようにお願いしたいわけですけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　それではよろしくお願いいたします。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第五八号、昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第五八号につきまして、提案の理由を説明申し上げます。本議案は、昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第一号であります。

歳入歳出の予算総額は変わりませんが、予備費六十五万一千円を減額し、それを徴税費に組み入れるものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明をいたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

て意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第五七号、昭和五十三年度日野市一般会計補正予算（第一号）の件は、歳入全般、歳出のうち総務費、消防費、第二表債務負担行為補正を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費を厚生委員会へ、歳出のうち農業費、商工費、土木費を都市整備産業建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第五八号、昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第五八号につきまして、提案の理由を説明申し上げます。本議案は、昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第一号であります。

歳入歳出の予算総額は変わりませんが、予備費六十五万一千円を減額し、それを徴税費に組み入れるものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明をいたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（田倉高光君）　それでは国民健康保険特別会計補正予算第一号の内容について御説明申し上げますと、ただいま提案理由にありましたとおり、予備費を総務費に組みかえるものでございまして、歳出の面だけの手直しでございます。

総務費の中では、徴税費六十五万一千円を増額いたすわけでございますけれども、従来、国保税につきましては、その計算事務、賦課事務等を業者に委託をしておるわけでございます。それと同時に、固定資産税等も業者に委託をしておるわけでございますが、たまたま委託をしておる業者が違っておりますので、そういう横の連絡を取るために、固定資産税のリストをつくりまして、国保税の事務の能率化を図っていきたい、という意味での委託でございます。したがいまして、予備費を徴税費に振りかえて更正をさせていただきたい、ということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第五九号、昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計補正予算第一号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ一億円追加し、予算総額を八億七千百五十一万八千円とするものであります。

議案第六〇号は、昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計補正予算第一号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ百八十五万円追加し、予算総額を一億一千四百四十二万五千円とす

厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第五九号、昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第一号）、議案第六〇号、昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第一号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第五九号の提案理由の説明を申し上げます。本議案は、昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第一号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ一億一千四百四十二万五千円とす

るものであります。

以上、詳細につきまして、それぞれ担当部長に説明いたさせますのでよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それでは補正予算説明書に基づきまして御説明いたします。

二ページは、一般会計繰入金の一億円でございます。五ページにつきましては一般管理費で、説明にございますように、産休代替職員の夏期割り増し分五万四千円を計上いたしました。

七ページでございますが、事業費といたしましては、一億円を説明にございますように支出をしたい、とこういうことでございます。予備費につきましては、管理費の賃金分の補正のための減額でございます。

それから下水道の補正予算説明書につきまして、御説明いたします。これは三ページにございます一般会計繰入金百八十五万円でございます。

五ページでございますが、委託料といたしまして、料金改定に伴う電算のプログラムを編成をし直す、こういうことで東京都の方に支払いをするものでございます。それから需用費の百五十万円につきましては、曝気槽にエアーを送ります装置のブロアーが故障いたしましたので、これについて早急に修理をする、修理の間は予備のブロアーがございますので、それを使って修理をする、こういうことでございます。以上です。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これをもって議案第五九号、昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第一号）、議案第六〇号、昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第一号）の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第六一号、昭和五十三年度日野市立総合病院事業特別会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。

理事者からの提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第六一号につきまして、提案の理由を説明申し上げます。本議案は、昭和五十三年度日野市立総合病院事業特別会計補正予算第一号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ九百六十万二千円を追加し、予算総額を十一億九千八百八十一万七千円とするものであります。詳細につきましては、病院事務長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　病院事務長から詳細説明を求めます。

○病院事務長（加藤一男君）　御説明申し上げます。いま提案理由のとおりでございますが、今回の補正内容は、医師並びに看護婦の退職金が主な補正の内容でございます。これが財源といたしまして、入院収入を充てた次第でございます。それからいま一つは、医師住宅の借上料でございます。

詳細につきましては、委員会で御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第六一号、昭和五十三年度日野市立総合病院事業特別会計補正予算（第一号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第六二号、日野市立南平体育館（仮称）新築工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第六二号につきまして、提案の理由を説明申し上げます。

本議案は、日野市立南平体育館（仮称）新築工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により、議会の議決を得るため提案するものであります。

なお、詳細につきましては、総務部長に説明いたさせますのでよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　総務部長から詳細説明を求めます。

○総務部長（加藤一郎君）　議案第六二号について御説明申し上げます。今回の契約工事の位置は、南平四丁目二三番地の一でございます。敷地面積は、六千六百七十三・七平米でございます。建築構造を申し上げますと、鉄筋コンクリートづくり、一部鉄骨づくり二階建てで、延床面積は、二千五百五十五・四一平米でございます。

次に施設の内容を申し上げますと、一階に競技施設といたしまして、室内競技室、これは千八平米ございます。これが一室。ここでバスケットコートが一面、バレーコートが二面、バトミントンコートが六面、テニスコート練習用が一面、四種目のコートに利用できます。

次に柔道場でございますけれども、二百十四・二平米、これが百二十八畳敷きでございます。それから剣道場、同じ面積でございます。それから弓道場百二十五・四六平米、これが各一室設けられます。

その他の施設といたしましては、シャワー室、ロッカー室、トイレ、事務室、兼放送室などがございます。

次に二階でございますけれども、集会施設といたしまして、研修室が二室、そのほかトイレ等があります。付帯工事といたしましては、電気施設、給排水衛生設備及び換気設備工事等一式が含まれます。

さらに外構工事といたしましては、外周にフェンス、それから駐車場が設けられる工事がございます。業者の指名に当たりましては、適当と思われる業者十社を指名委員会で選定し、五月二十日現説を行い、五月三十日競争入札を行った結果、飛島建設株式会社が二億九千百万円で落札いたしました。

工期は、契約の翌日から五十四年三月二十日までございます。入札の経過につきましては、別添の調書がございますので、

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第六二号、日野市立南平体育館（仮称）新築工事請負契約の締結の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第六三号、日野市農業共済事業運営協議会委員の選任同意の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第六三号につきまして、提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市農業共済事業運営協議会委員の選任について、日野市農業共済条例第百一条第二項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。内容は議案書のとおりでございます。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　関係部長から詳細説明を求め

御参照いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第六二号、日野市立南平体育館（仮称）新築工事請負契約の締結の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第六三号、日野市農業共済事業運営協議会委員の選任同意の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第六三号につきまして、提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市農業共済事業運営協議会委員の選任について、日野市農業共済条例第百一条第二項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。内容は議案書のとおりでございます。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（生野　清君）　ただいま市長が提案理由で説明したとおりでございます。本年四月に新たに選出されました農業委員会委員を、第百一条第二項三号の学識経験者の委員としてお願いするものでございます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第六三号、日野市農業共済事業運営協議会委員の選任同意の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第六四号、市道路線の一部廃止、議案第六五号市道路線の廃止、議案第六六号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　それでは第六四号以下三議案につきまして、それぞれの提案理由を説明いたします。

第六四号議案は、道路法第十条第一項の規定に基づき大和線外七路線の一部を廃止するものであります。

第六五議案は、道路法第十条第一項の規定に基づき大横峯線外五路線の全部を廃止するものであります。

議案第六六号は、三沢三号線外一路線を市道路線として認定するものであります。

それぞれ詳細につきましては建設部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。（「説明省略」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　建設部長からの詳細説明は省略いたします。

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第六四号、市道路線の一部廃止、議案第六五号、市道路線の廃止、議案第六六号、市道路線の認定の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第六七号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　それでは議案六七号につきまして提案の理由を説明申し上げます。

本議案は、非常勤特別職の報酬を引き上げるため、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。詳細につきましては総務部長に説明をいたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　総務部長から詳細説明を求めます。

○総務部長（加藤一郎君）　では議案六七号を御説明申し上げます。今回の改正は他市の報酬状況、これを参考にいたしまして、その平均値に近づけるためお願いするものでございます。報酬の引き上げの額は別添で新旧対照表がございますけれども、四十八種目の職名、平均引き上げ率は一五・五％でございます。なおこの中で学校医、学校薬剤師及び幼稚園、保育園医につきましては、医師会との交渉で決定されております。適用は四月一日からでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　一つ根本的なことをお聞きしたいと思うんですが、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、あとのいわゆる特別職は日額なのでそれには触れないと思うんですが、月額の四つの教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、この委員会の報酬の決定は、従前のいわゆる慣例を機械的にプラスアルファ、たとえば一五％かいま総務部長が言っていましたが、それでやったのか、さもなければこの仕事の量なりいろいろな何か一つのもともとの基準があるのか、全く他市の様子を見てやったのか、その辺のことをお答え願いたい。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　基本的には他市の状況を参考にしたということでございます。その中でいろいろ結果的にパーセントの問題等が出てまいりますけれども、いずれにしても今回におきましてはこれからもそういう傾向になると思うんですけれども、他市の状況、こういったものを特に勘案して行ったということでございます。

○議長（秦　正一君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　いま一点、一つの例を挙げますと、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会の普通の一般委員、会長とか副会長とかそういうものは別で、たとえば監査委員会にしても学識経験という以外の議会選出というふうな、こういうのは仕事の量を考えているのか、再質問のような形になりますが、他市の例を勘案して決めているのか、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　他市の状況を見ましても、たとえば監査委員、監査委員の場合におきましても議会選出と知識経験、これにつきまして差を設けてございます。そういう中で当市におきましても、こういった差を設けたということでございます。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑ありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第六七号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、総務部長に説明をいたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

なお総務部長、委員会で詳細に説明してください。

これより報告第一号、昭和五十二年度日野市一般会計継続費精算報告書の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第一号でございますが、本報告書は、地方自治法施行令第百四十五条第二項の規定により庁舎建設事業が終了しましたので、一般会計継続費の精算額を報告するものであります。詳細につきましては企画財政部長に説明いたさせます。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長から詳細説明を求めます。

○企画財政部長（前川恒雄君）　ただいま市長からの提案理由

のとおりでございまして、詳細につきましては別添の資料に年度別に挙げてあります。全体計画、実績、比較となっております。以上のとおりでございます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第一号、昭和五十二年度日野市一般会計継続費精算報告書の件を終わります。

これより報告第二号、昭和五十二年度日野市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第二号は、地方自治法施行令第百四十六条第二項の規定によりまして豊田地区センターの新築、平山台小学校通学路の新設、中央公園の築造、平山図書館増改築などの事業にかかわる一般会計繰越明許費の繰越額を報告するものであります。内容につきましては企画財政部長に説明をいたさせますので御承認をお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長から詳細説明を求めます。

○企画財政部長（前川恒雄君）　この件につきましては昨年度三月議会におきまして繰越明許をお認めいただきましたものの計算書でございます。ここに書いてありますとおりの内容でございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第三号、昭和五十三年度日野市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件を終わります。

これより報告第三号、昭和五十三年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第三号は地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、昭和五十三年度日野市土地開発公社事業計画を報告するものであります。内容につきましては企画財政部長に説明いたさせますのでよろしく御承認をお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長から詳細説明を求めます。

○企画財政部長（前川恒雄君）昭和五十三年度土地開発公社の事業計画でございますが、ここに挙げてありますように用地取得事業としまして第二小学校拡張用地ほか第七中学校仮称の用地までの各小中学校の用地取得事業、それに先買制度による用地取得事業、それからそれに伴います補償金を挙げてあります。また用地造成事業としましてはそこに記載してありますとおりに、日野第十六小学校以下第七中学校までの用地造成事業についての計画でございます。その他の造成事業も加えての計画でございます。測量設計委託料としまして二千三百万ばかりの計画を立てております。以上のとおりの内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第三号、昭和五十三年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を終わります。

お諮りいたします。この際請願を付託委員会ごとに区分して一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

次に文教委員会関係の請願要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五三ー一九号、住民基本台帳移管に関する請願、請願第五三ー二〇号、市道補助十七号線道路改修伴う廃道敷払い下げ反対及び同旧道舗装に関する請願、請願第五三ー二一号、公衆浴場対策についての請願、請願第五三ー二二号、投票所増設並びに区域変更についての請願、請願第五三ー二四号、災害に備え飲料並びに防火用水確保の陳情の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

次に文教委員会関係の請願要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五三ー二五号、文化祭における高齢者展示場の拡大について陳情、請願第五三ー二六号、日野市立第四中学校の校地拡張及び市民要望実現に関する陳情の件は文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。〔「議長」と呼ぶ者あり〕名古屋史郎君。

○十一番（名古屋史郎君）　五三ー二五号ですが、これは文教委員会ということでしたね。いまのお話しでは、これは老人福祉対策ということでほとんどが賛やされているようですが、文教委員会は余り適当じゃないんじゃないかと思いますが。

○議長（秦　正一君）　ただいま名古屋議員の方から発言がありまして、厚生委員会の方じゃないかということですけれども、これは文化祭ということで、文化祭の趣旨からすれば文教の関係だということで、会場を確保してほしいという内容らしいんですが、そのために学校のそういった関係の建物も大いに関係してくるという関係で文教の方に入れたと、これ議運の関係で決めたんですね、一応そのように御了解願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

次に厚生委員会関係の請願要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五三－二九号、地区センター早期設置を要望する請願、請願第五三－三一号、中央福祉センター老人施設についての請願の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

次に都市整備産業建設委員会関係の請願要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五三－一八号、道路舗装と測溝設置について請願、請願第五三－二三号、側溝の泥土除去について陳情、請願第五三－二七号、下水問題解決に関する請願、請願第五三－二八号、下水道設置及び道路側溝改善に関する請願、請願第五三－三〇号、第二日野万地域の雨水排水工事を要望する請願、請願第五三－三二号、道路の歩道設置に関する陳情の件は都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後六時三十分散会

六月二十三日　金曜日　（第七日）

日野市議会会議録

昭和五十三年第二回定例会　第二十五号

六月二十三日　金曜日　（第七日）

出席議員（二十九名）

一番	黒川重憲君	十七番	石坂勝雄君
二番	市川芳太郎君	十八番	滝瀬敏朗君
三番	秦正一君	十九番	林重義君
四番	飯山茂君	二十番	市川資信君
五番	川嶋博君	二十一番	島村孝志君
六番	中山基昭君	二十二番	大越久雄君
七番	大柄保君	二十三番	一ノ瀬隆君
八番	田中鯛一君	二十四番	竹ノ上武俊君
九番	藤林理一郎君	二十五番	米沢照男君
十番	谷長一君	二十六番	杉山寅三郎君
十一番	名古屋史郎君	二十七番	高橋通夫君
十二番	本間久君	二十八番	佐々木昭雄君
十三番	鈴木美奈子君	二十九番	正国務君
十五番	板垣正男君	三十番	三浦重春君
十六番	奥住芳雄君		

欠席議員（一名）

十四番　橘祐子君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	前川恒雄	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	生野清	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
次長	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	五十嵐隆	君
書記	荒井一雄	君

議事日程

（議案上程）

一　議案第七〇号　日野市助役の選任同意について
（総務委員会）

（議案審査報告）

二　議案第五二号　日野市特別土地保有税審議会条例の制定について
三　議案第六二号　日野市立南平体育館（仮称）新築工事請負契約の締結について
四　議案第六七号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（総務・文教・厚生・都市整備産業建設委員会）
五　議案第五七号　昭和五十三年度日野市一般会計補正予算について（第一号）
（厚生委員会）
六　議案第五六号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について
七　議案第五八号　昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第一号）
八　議案第六一号　昭和五十三年度日野市立総合病院事業特別会計補正予算について（第一号）
（都市整備産業建設委員会）
九　議案第五九号　昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第一号）
一〇　議案第六〇号　昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第一号）
一一　議案第六四号　市道路線の一部廃止について
一二　議案第六五号　市道路線の廃止について
一三　議案第六六号　市道路線の認定について
（総務委員会）
（請願審査報告）
一四　請願第五三―二二号　投票所増設並びに区域変更についての請願
一五　請願第五三―二四号　災害に備え飲料並びに防火用水確保の陳情
（文教委員会）
一六　請願第五三―二五号　文化祭における高齢者展示場の拡大について陳情
（総務委員会）

昭和五十三年六月二十三日（金）
午前十時開議

建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	成井正夫	君
福祉部長	赤松行雄	君
水道部長	中島武男	君
病院事務長	加藤一男	君
教育長	倉又秀作	君
社会課長	長谷川暢男	君
書記	平川雅弘	君
書記	川上輝子	君
書記	安原清美	君
書記	小松恵美子	君

一七　請願第五三－　一号　住民基本台帳移管に関する請願
一八　請願第五三－一九号　住民基本台帳移管に関する請願
一九　請願第五三－二〇号　市道補助十七号線道路改修に伴う廃道敷払い下げ反対及び同旧道舗装に関する請願
二〇　請願第五三－二一号　公衆浴場対策についての請願
（文教委員会）
二一　請願第五三－　四号　「主任」制「主任手当」制度化反対の決議を求める請願
二二　請願第五三－　五号　通学補助費打ち切りの撤回を求める請願
二三　請願第五三－　八号　教育費の父母負担軽減要求に関する請願
二四　請願第五三－　九号　日野市に市民会館・郷土館・科学センター・技術センターを早期に建設促進に関する請願
二五　請願第五三－一〇号　程久保小学校通学路整備に関する請願
二六　請願第五三－二六号　日野市立第四中学校の校地拡張及び市民要望実現に関する陳情
（厚生委員会）
二七　請願第五三－　三号　高層住宅建設反対に関する請願
二八　請願第五三－一三号　子供の公園設置の請願
二九　請願第五三－一五号　滝合学童クラブ定員増に関する請願
三〇　請願第五三－一七号　学童クラブ希望者増に関する請願
三一　請願第五三－二九号　地区センター早期設置を要望する請願
三二　請願第五三－三一号　中央福祉センター老人施設についての請願
（都市整備産業建設委員会）
三三　請願第五三－一二号　用水路利用に関する請願
三四　請願第五三－一八号　道路舗装と側溝設置について請願
三五　請願第五三－二三号　側溝の泥土除去について陳情

三六　請願第五三－二七号　下水道問題解決に関する請願
三七　請願第五三－二八号　下水道設置及び道路側溝改善に関する請願
三八　請願第五三－三〇号　第二日野万地域の雨水排水工事を要望する請願
三九　請願第五三－三二号　道路の歩道設置に関する陳情
（取り下げ）
四〇　請願第五三－　六号　過大学校の解消及び教室の増設要求に関する請願（第二項）
四一　請願第五三－一一号　学校開放についての陳情
（継続審査議決）
四二　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
四三　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件
四四　農林省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件
四五　ごみ問題対策特別委員会の継続審査議決に関する件
（請願上程）
四六　請願第五三－三三号　固定資産税の課税基準増額反対に関する請願
四七　請願第五三－三四号　韓国の自主的平和統一に関する請願
（議案上程）
四八　議員提出議案第一二号　農地の宅地並み課税撤廃を要求する意見書
四九　議員提出議案第一三号　元号法制化に関する意見書
五〇　議員提出議案第一四号　指定水道工事店の給水装置工事の施行を市の区域内現行制度存続についての意見書
五一　議員提出議案第一五号　中小企業への官公需拡大に関する意見書
五二　議員提出議案第一六号　建設大臣による公団家賃値上げ承認に抗議し安くて住みよい公共住宅建設を求める決議
五三　議員提出議案第一七号　ねたきり老人在宅障害者（児）に対する国の訪問看護制度の確立に関する意見書

五四　議員提出議案第一八号　学校災害補償法の制定に関する意見書
五五　議員提出議案第一九号　米軍横田基地の核基地化に反対し横田基地撤去立川基地の平和利用を求める意見書
五六　議員提出議案第二〇号　都市計画税の減免措置を求める決議
五七　議員提出議案第二一号　朝鮮の自主的平和統一に関する意見書
五八　議員提出議案第二二号　失業対策、雇用確保についての要望決議

追加日程

一　議案第七一号　日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
二　議案第七二号　日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
三　議案第七三号　日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第一から第五八まで及び追加日程第一から第三まで

午後三時二十六分開議

○議長（秦　正一君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十八名であります。

これより議案第七〇号、日野市助役の選任同意の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第七〇号につきまして提案の理由を説明申し上げます。

本議案は、日野市助役の選任同意の件で地方自治法第百六十二条の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。恐縮でございますが、議案書の中の空欄に上段から府中市武蔵台二―三六、野呂章、大正十年八月一日と御記入くださいますようお願いいたします。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第七〇号、日野市助役の選任同意の件は、原案のとおり同意されました。

ただいま選任同意されました野呂章助役のあいさつを求めます。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　野呂でございます。このたび緑と清流の豊かな自然に恵まれました文化都市であります日野市の助役といたしまして、議会の全員一致によりますところの御同意をいただき、市政に参与する機会を与えられましたことは、私にとりましてまことに光栄かつ感激のきわみでございます。もとより微力でありまして、諸先生方の暖かい御指導と御教示によりまして精いっぱい努力し、市長を補佐いたしまして、市政の進展に尽したいと思っております。なにとぞ切に御鞭撻を賜りますことを心からお願い申し上げましてごあいさつといたします。（拍手）

○議長（秦　正一君）　御苦労さまでした。

これより議案第五二号、日野市特別土地保有税審議会条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　議案第五二号、日野市特別土地保有税審議会条例の制定の件につきまして、総務委員会

の審査経過について御報告申し上げたいと思います。これは三月議会でも一度提案のあったものでございますが、改めて総務委員会に今議会付託されたものであります。地方税法第六百三条の三第三項の改正によりまして、市町村に特別土地保有税の審議会条例を制定するという改正に基づくものでございます。第六百三条三の第三項でございますが、次のように新しい条文が盛り込まれておりますので、その部分だけを読み上げてみたいと思います。六百三条の三でございますが、「特別土地保有税に係る納税義務の免除に関し、必要な事項を調査審議させるため、市町村に特別土地保有税審議会を置く。」と、第三項に「審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。」と、このように規定されたものに基づく設置でございます。提案の際にも説明がありましたように、この審議会でいわゆる申請のあった特別土地保有税の減免について審査を行い、結論を出すということになるわけでございます。法の改正に基づく審議会の設置でございました。三月の議会で提案の際、委員の選任について市側の考え、市長の考えをただす質問もございましたが、市側は現在までのところ人選についてはまだ白紙の状態だということでございます。委員会でも審査を重ねた結果、報告書にございますような付帯意見をつけまして原案を可決した次第でございます。よろしく御審議をお願い申し上げたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第五二号、日野市特別土地保有税審議会条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第六二号、日野市立南平体育館（仮称）新築工事請負契約の締結の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（板垣正男君）　議案の六二号でございますが、市立南平体育館新築工事請負契約の締結についてでございます。初めに総務委員会での審査の中で明らかになったのでございますが、ミスプリが一カ所ございますので御訂正をお願い申し上げたいと思います。議案書の中で「日野市立南平体育館新築工事に関し、次のように請負契約を締結したので…」と印刷されておりますが、「締結したいので」と、「い」が抜けております。「い」を加えていただいて審議をお願い申し上げ

たいと思います。

これはすでに三月議会、あるいは今度の提案の中でも市側からの説明がございましたように、市立の体育館を建設するものでございます。契約に際しては条例の規定に基づきまして処理を進め、飛島建設が二億九千百万円で落札したものでございます。五月の二十日に現地説明、三十日に競争入札が行われたと、工期は来年の三月二十日までということになっております。この点についての審議を行うこととあわせまして、南平体育館の建設用地についての若干の質疑がございました。それはこの建設予定地内に所有者不明の用地がございまして、百十二平米、価格にして五百七十五万九千六百円相当の土地でございます。これは市側でもいろいろ調査を行ったそうでございますが、今日に至るまで依然、所有者不明のままでございます。東京法務局八王子支局に四十九年二月十五日付でこの価格の代金を供託してございますが、土地謄本、あるいは保存登記、いずれも所有者不明ということでございます。謄本の余白にある人の名前が記載されておりますが、調査による手がかりは全くないそうでございます。法務局との協議により一時供託という形をとっておりますが、今後この土地の所有権をめぐって大蔵省との協議等も行っていかなければならないということでございます。

さらに建設用地内の農道、赤線の処理はどのようになっているか、あるいは用水路等の処理はどうなっているか、との質問もございましたが、これらはいずれもまだ未処理のままでございます。市側でもこうした公共施設用の用地に残っております、いわゆる赤線、青線の処理を暫時すみやかに処理を行うとのことでございまして、九月議会には何とか間に合わせるように準備を進めたいとの意向でございます。個人の建設その他にかかわるこうした未処理の問題等公共用地にかかわる未処理の問題を同例には扱えないのではないかとの意見が大勢を占めております。市側の処理がすみやかに行われるようにとの意見も述べられております。このような審査の経過を通じまして、全会一致原案可決になったわけでございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。佐々木昭雄君。

○二十八番（佐々木昭雄君）　特に総務委員会の委員さんにお願いをしてこの問題をよく審査していただくようにお願いしてあったわけでございますが、総務委員会としてはただいまの委員長さんの御報告では法的手続中であるということだけで、この問題を建設について可決するということは私としてはいま少し根本的な法的手続がこれらの問題についてもっと審議をしていただきたかったと考えるわけでございますが、当時この問題につきましては監査委員さんからも特に供託するだけでなくして、土地収用法等法的な手続を取っておくべきだとい

うような強い御意見も理事者側になされておるように私は聞いております。土地の所有者が不明だと、ただ法務局へ負担金を供託してある。法務局におきましてもこういう問題についての代金の供託というのは法的には何ら効力がないんではないか、このように私はお聞きしておるわけでございます。公共用地の赤線とか、あるいは青線につきましてはまだ何ら手続も取られていない、買収してから五年たっておるわけでございます。前回の高橋議員の問題ではないけれども、無断使用ということでとられるんではないか、こういう政治の、行政の責任者として、当然こういう点については委員会なり出席していただいて陳謝するなり、早急に解決するというふうな委員長からのお答えでもあればまた別ですけれども、こういう政治姿勢については特に委員会で理事者側の反省を促していただきたい、こういうことでお願いをしておいたわけですけれども、委員会としては採択されたということですけれども、法的には何ら、これで建設できるのかどうか、そういう点について委員会としてはどういう御検討をなされたのか、再度この点について委員会の審議内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　総務委員長。

○総務委員長（板垣正男君）　土地の所有者不明だということでございますが、土地謄本に記載されているものもこの余白に名前が書いてあるということなんだそうですね。それでいろいろこの人の所在を確かめるべく市側でも調べたそうですけれども、依然としてつかめないでいるという説明があったわけでございます。今日になるまでその所有者は見つかっていないということですね。

それから鹿島台の造成が行われる際、あの地域に一部家屋があったと、住んでいる人があったというようなことが土地の長老からの話として伝えられているそうでありますけれども、これも確かな証拠になるようなものが現存していないというようなこと等の説明もあったわけです。しかしこうした調査を経ながら市側では法務局との協議といいますか、話し合いを行う中で供託をした、ということでございます。今後この土地をどのように処理するかという問題、当然出てくるわけでありますが、全然権利者がないということになりますと、これは一般的には国の土地になるとかいうようなことがあるでしょうけれども、そういうことについても当然大蔵省、国との協議があるわけでございます。そういうようなことも含めて市側では建設には支障がないと判断を持ってここで建設に踏み切るということになったわけでございます。それについて、各委員から特に異論のある質問、あるいは市長を呼んで陳謝させるということの要求といいますか、質問、要望そういうものは一切ございませんでした。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

それから赤線、青線の処理の問題についてでございますが、

先般議会でも問題になりましたことでもあったわけでございますが、個人の利益を目的とするといいますか、それに伴う事業活動における未処理の問題と、公共建設の場合を同じように扱う、同じように見るということはやはり正しくないんじゃないか、という意見が大勢を占めていたわけでございます。

これまで、たとえば旧七生地域といいますか、潤徳小学校の用地などはこうした未処理のものがたくさんあるそうでございますが、そういう学校建設に伴う用地内の未処理の問題についても、今後市側が順次処理していかなければならないということであるとか、そういうことに基づいて議案としても提出されております十七小の建設用地には今度の廃道の議案も提出されておりますが、このようにすみやかに処理を行っていきたいということでございます。担当者の方では九月議会には間に合うように処理を行いたい、このような説明もあったわけでございます。以上のような論議や審議経過を経て先ほど報告申し上げましたように全会一致原案を可決したわけでございます。よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　佐々木昭雄君。

○二十八番（佐々木昭雄君）　委員長の御報告では公共的ということを重きに置いておるようでございますけれども、やはり一般の市民が建設される場合でも非常に厳しい制約があるわけでございますので、公共的にしても、私は同じ法律は法律だと考えておるわけです。それでなお、私はなぜこういう問題を質問しておるかということで理事者側にも質問したいわけでございますけれども、この用地買収に際しましては、当時私も非常に南平四丁目の二三の二番地のこの原野の土地の問題につきましては、非常に困ったわけでございまして、お寺の過去帳等も調べ、確かにこういう方はおられたということでございましたので、やはりあったんだということはわかっておるわけでございますけれども、たまたま後継者が見つからない。幸いにしていままでこの土地には建物は建っておらない関係、また、当時市長とも買収につきましては、いろいろ条件を出して契約を終わっているわけです。私も、再三この条件については、一般質問で市長に反省を求めてるわけでございますけれど、そういう約束はいたしません、とこういう御返答でございますので、私は、あえてこの問題を質問して提起しておるわけでございます。当時、買収するに当たりまして、こういうことが事前にわかっておるわけでございますから、土地収用法なりあるいはまた警察へ、こういう人の子孫の捜索願を出すなり、警察へ捜索願を出せば書類上でまた返答が来るわけですから、これらの書類をもちまして、また裁判手続を行い、告示通知を行っていただければ、そういうふうな両面から法的な手続をとっておかなければならなかった問題でございます。五年間もたつのに、いまだにこういう手続も踏んでおらずして、公共施設を建てるん

だからよろしいんだ、行政が指導しなければならない立場の市が、他人の土地へ、おられないからということで、無断で建物を建設するということは、やはり理事者の政治姿勢が私どもとお約束したことが、約束しなかったんだ、とこういうような政治姿勢から、こういう問題がいまだに解決されずに残っておるんではなかろうか、こういうふうに私は考えるわけです。東京都の西部事務所では、建築確認をおろすでしょうけれども、こういう問題をこのままでいいんですかということで、地元から異議申請を出されれば、建物は建てられないと思うんですよ。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そういう場合、市としても大変なことにもなるし、お困りになるんではなかろうか、と思うんです。やはり、こういうたとえ所有者が不明であるということであっても、やはり市は誠意を尽して捜索願を出すなり、あるいは裁判所へお願いをして公的に行うなり、あるいは土地収用法をかけて、それでも二十年たたなければ市の所有権は移転しないわけですよ。これだけ土地の所有権というものは、国の法律で非常に重要な所有権を認めておられるわけですから、その人がいないからといって、市が勝手にその上へ建物を建てる。これでそういう件について、行政の指導者としての市長はどのようにお考えになっておられるんですか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま御質問の件につきまして、行政事務上の不十分な点は、なるべく早く処理をいたさねばならないと考えております。そして、すでに供託をしたり、告示をしたりして一応手続はやっておるつもりではありますけれども、この間、要するに異議の申し立てとか、権利の主張とかいうものはあるわけでもございませんし、地元から出されたから云々ということではなく、やっぱり権利者から出されるものがあるならば、それに対応しなきゃなりません。今後、収用法なり適切な処理を行いまして、速やかに間違いのないような決着をつくっておかなければならない、とこう考えております。

○議長（秦　正一君）　佐々木昭雄君。

○二十八番（佐々木昭雄君）　しつこいようですけれども、この問題は、非常に重要な問題であると私は考えておるわけです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）やはり土地の売買の契約の時点におきましても、あの建設用地につきましては、学校用地として使用しますからということで、契約が取り交わされておるわけです、地主さんと。私も再三質問の時点で、市長にもこういう点については、やはりたとえ市が買収したとしましても、付近住民のやはり公有財産なんですよ。ですから、たとえ体育館を建てるについても、あの買収時点ではこうであったけれども、いろいろ住民の要望があって、体育館を建てるようになりましたから、と一言ぐらい地元の代表にあいさつぐらいあ

ってしかるべきだと思うんです。地域財産なんですから……。契約も学校用地ということで買収なされておるんですから、買収のお約束と違うわけですね、ほかの建物建てるんですから。ですから、地元では余っておるんだから、ぜひとも二千五百名の署名をもって幼稚園を建てていただきたい。議会でも採択されてるわけですよ。だけれども、やはりいろいろな情勢の変化で、やはり体育館を建てなければならないんだということならば、これはやむを得ないと思うわけですけれども、やはり再三、一般質問でも申し上げておりますように、約束したことは約束したことなんですよ。われわれも市長を信用して、土地買収には応じたわけですから、それをそんな話はなかったということでは、たとえ文書にしておかなくても、約束してなければ私は申し上げませんよ。だからそういう姿勢を反省していただかなければ、私としては、やはりこういう問題については、この建設については、用地を使用するということについては、やはりどなたからもつかれないような、完全なる法治国家ですから、法的手続をとって建設するのが当然な政治責任者の市長の責務だろうと思うんです。そういう点を今後反省して市政に携わっていただきたい。要望して質問を終わります。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第六二号、日野市立南平体育館（仮称）新築工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第六七号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（板垣正男君）　議案第六七号の総務委員会の審査報告をいたします。これは提案の際にも御質問がございました。引き上げの基準は何か、というような御質問だったと思います。他市を参考にするのか、あるいは仕事の量を主体に置くのか、というような質問であったかと思いますが、たしか提案の際の説明でも他市を比較しての引き上げであった、というような説明があったはずでございます。市側からの他市を比較する資料等も配付されまして、審査を重ねたわけでございます。特段異論を唱える委員もございませんし、この引き上げ額に対して委員会でも全会一致、原案を可決したわけでござい

ます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第六七号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第五七号、昭和五十三年度日野市一般会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。

本件については、四常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

最初に総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（板垣正男君）　議案第五七号、一般会計の補正予算の委員会での審査結果について御報告いたします。

総務委員会に付託されたのは、歳入全般、歳出の総務費、消防費、第二表債務負担行為でございます。

歳入は、総額は四億一千四十三万一千円の補正額でございます。この大部分は、都市計画税の値上げにより一億四千万円、繰入金、これは公共施設建設基金からの繰り入れでございますが、一億三千五百六十二万三千円でございます。歳入の審査、そして総務費、消防費の審査、また債務負担行為の審査を通じまして、原案可決との結論を見たわけでございます。特に提案の際の説明を超える新たな問題点というのはなかったわけでございますので、原案可決を見たわけでございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（石坂勝雄君）　昭和五十三年補正第一号の文教委員会関係の審査の結果を御報告申し上げます。補正額は、二千八百十六万円でございます。特に何というか、委員会で金額は少なかったんですが何か質疑がされた点を御報告申し上げます。

杉山議員の本会議上の質問でもありました落下細菌検査というのが、実は予算では委託料に十一万九千円出ておりましたのを、今回はいわゆる委託料を減額しまして、役務費として十一

万九千円を組んでおります。当初予算では、委託料としては十一万八千円であったんです。それで落下細菌検査というのは、恥ずかしいんですが、われわれ委員でも、どういうことが行われるのか実際知りませんでした。率直に申し上げますと、教育長さんも何か本会議の杉山議員の質疑の中でもお答えがあったのが、やや的確性を欠いておるので、私がここで審査の内容を御報告したいと思いますが、これは何か教室に寒天シャーレというものを置きまして、五分間シャーレのふたを開いてこの五分間に室内のちりですね、それが付着して培養した量を見るのが落下細菌検査だということでございます。いままでは、五十二年度予算までは補助金としてやっておったらしいんですが、補助金等検討委員会の中で五十二年度は委託費という形で出てるのがいいんじゃないか、こういうことで委託費で出したところが委託費では大げさ過ぎるという形の中で、役務費として薬剤費等の水質検査と同時に行われる、とこういうふうなことになったのが、文教委員会で審査で明らかになった点でございます。

それからいま一点は、第二中学校の工事請負費に七百四十万円が計上されているんですが、本来ならばこういう雨漏り等というものは当初予算にのって修理されなければならないんではないか、というような各委員から質疑がございました。その点では、現実には雨漏りが早く言えばひどくなったと解釈するか、そのときには強い予算的措置ができなかったということの中で、今回の補正の中に七百四十万が追加補正になったという経緯だそうでございます。それで第二中学校というのは、昭和二十九年にできて、その後三十五年に改築された以後、十四、五年、屋上のいわゆる防水装置というものは、私たちも文教委員会で現地を視察しましたんですが、防水装置というのは、いわゆるコンクリートが塗ってあるということの中で、完全防水がされてなかったというのが経緯でございます。その中で、今回十年間の保証ということで、七百四十万円が工事請負費として計上されたようでございます。それでもちろん十年間の保証をされる、工事の将来に対しては十年間の保証だ、平米当たり六千五百円の単価で千平米請負わせる、こういうことが事務当局から御報告がありました。

あとは、いま一点あったのは、遺跡の工事請負費に二百七十万円なんですが、当初予算に百万円は計上されております。これがいろいろな遺跡のいわゆる保存管理と、遺跡の事務所を旧庁舎の教育委員会があったところを遺跡の事務所に改築したり、元体育課がいたところを遺跡の収納庫として改築する工事請負費だそうでございます。以上の点で慎重審議の結果、文教委員会では原案可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なけ

れればこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（島村孝志君）　それでは厚生委員会関係に付託をされました民生費千六百十万五千円、衛生費四百五十二万八千円、補正予算書の二十一ページから二十八ページにわたりましての審査報告を申し上げます。委員会の中で質疑のありました部分、ごく重立った部分だけをかいつまんで御報告をしたいと思います。

まず二十二ページにあります節の十三の委託料ですけれども、千百十八万三千円、湯沢会館建設ということになっておりますが、こういった種類のものは当然当初予算に組まれるべきものではないだろうか、こういう質問がございました。これに対しまして、確かにそのとおりだけれども事務的なミスの関係で六月の補正予算になってしまった、というような説明がございました。この部分は本年度七回目の支払いになるんだそうですけれども、六回目までは利子のみが支払われていた、本年度からは利子プラス若干の元金が加わって七回目の支払い分、これは公団住宅に支払われる分ですが、千百十八万三千円、こういうことの報告がございました。なおその次の十五番、工事請負費でございますけれども、この中の上段の部分二十万八千円は、過日十九日でしたか、請願を採択をいたしました吹上地区センターの和室改装費でございます。その次の湯沢会館営繕工事費四十万二千円ですけれども、これは雨漏りによります防水工事が主体の補正であると、こういう説明がございまして、委員の中から、五十年に完成をした湯沢会館がすでに雨漏りがして、防水工事をしなければならないということはどういうことなんだと、保証期間はどうなっているのか、あるいは工事上の手抜かりはなかったのか、こういうような質問がなされております。これに対しまして、保証期間は一年間である、したがってすでに保証期間は切れている、それからさらに工事上の問題ですけれども、この雨漏りの理由がどう調べてもわからぬと、こういうようなことで、その辺の工事上の問題等々については理由がわからないのですから、要するにわからないと、こういうことで本年度四十万二千円をかけて何とかこの雨漏りを修理をしたい、もちろんそのほかにも若干備品等の補修等もあるそうですけれども、主体は雨漏りに対する防水工事であると、こういう説明がなされております。

次に二十四ページの方に入りまして節の十四番、下水道使用料の部分がございますけれども、この部分について五十七万二千円が計上されておりますけれども、新坂下住宅のそばに建ちました保育園の関係のいわゆる排水、新坂下住宅の管に接続をして流させていただくということに対する使用料、一カ月、五

万七千円で話がついたそうですけれども、これに対しまして委員の方からやはり、若干高過ぎるのではないだろうか、どういう基準で五万七千円ということが出てきたんだと、こういう質問がございましたが、これに対しましては、特に根拠となるものは相手側からも提示がされていないし、こちら側としても計算の基礎がないと、ただし再三話し合いをし、ほとんど使う寸前になってこういう問題の提示をされてきたので、これも万やむを得ずこういうことで了解をし、話をつけたということでございますが、これに対しまして委員の方から、今後他に市のそういう施設をつくった場合に、やはり一つの前例として出てくるのではないだろうか、そういう懸念がするので十分ひとつ今後の問題として注意をしてほしいと、こういうような要望が出されております。さらに十五番の下の方になりますけれども、百草学童クラブの五十万、問題がございます。この点につきましての説明は、多摩市から現在百草学童クラブに十二名の方を預かっておるけれども、日野市だけでもかなりいっぱいのところに十二名預る関係で、どうしても多少の部屋をつくらなければならないと、こういうことで八じょう分の増設分であると、これについては当初、多摩市からその費用を負担をさせてほしいと、こういうような要請があったそうですけれども、その費用を日野市の方でいただきますと、今後、明年度以降一つの何といいますか、義理といいますか、費用をもらって建てたわけですからそういう問題が出てまいりますので、それは御辞退をして、日野市の予算の中でこの八じょう分はつくり、リース形式で本年度分については多少の費用を多摩市の方からいただく、こういうような説明がなされております。これに対しまして委員の方から、今後、明年度以降多摩市からの学童クラブの児童を預かっていくのか、という質問がなされておりますけれども、これに対しましては説明といたしまして、担当課としては現在すでに多摩市の課長の方から来年度もひとつぜひ頼むという要請があったそうですけれども、日野市だけで満配のような状態ですから何とかひとつ勘弁をしてほしい、というふうに担当部署ではお断りをしていると。ただ、これは今後の問題としていろいろ出てくる可能性は今年度同様あるのではないだろうか、というふうな説明がなされております。

あと二十六ページの不法投棄物収集運搬の部分も若干の説明等々の中で問題がありましたけれども、最終的には特に問題なく議論は過ぎております。

二十八ページの十三番、委託料、一般廃棄物の部分です。四百四十万、これにつきましては、今年度焼却炉のオーバーホールをすると、それにつきまして従来は表で燃していたけれども、非常にごみの量も多くなってなかなかばい煙等々の問題で表で燃すというわけにいかない。そこで多摩市にその分を委託をする。委託量は大体四百トンというふうに考えているそうです。

一トン一万円、運搬費千円で四百四十万予算を計上した、こういう説明がなされ、以上、質疑は終わっております。

さらに委員会といたしまして若干の意見が出ておりますことを御報告をしておきますけれども、先ほど申し上げました社会福祉施設費の十三の委託料、湯沢会館建設のところに盛っております千百十八万三千円のように、当然当初予算で盛られるべきものが三月の予算を経て間もない六月の補正に出てくるということは、やはり計画性といいますか、そういう点に欠けるのではないだろうか、ぜひひとつその辺はじっくりと腰を据えて当初予算を組んでいただき、後で補正、補正ということのないように十分ひとつ配慮していただきたい、こういう意見があったことを御報告申し上げながら、厚生委員会に付託されました民生費、衛生費ともに満場一致、原案可決をしております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。滝瀬敏朗君。

○十八番（滝瀬敏朗君）　二十二ページの湯沢会館の営繕工事費四十万二千円について質問したいと思いますが、たしか昭和五十年にこの湯沢会館が建設されたように記憶をしています。たしか八王子のある業者があそこの湯沢会館を建設されていると思いますが、その際、予定価格よりも一千万ですか、記憶では一千万だと思いましたが、たたき合って取ったという事例があるわけです。これは委員長よりもむしろ理事者にお伺いしたいんですけれども、こういう問題がすぐ出てくるわけです。そのときに私ども議会で質問をし、大丈夫なのかというふうなことを申し上げたことがあります。そういう中で一千万円をたたいて取った、市の方でもそれをやらせたと、こういうふうな経緯がありますが、そういう関係で恐らくこういう問題が出てきたのではなかろうかというふうに考えますが、市側ではそれをどういうふうに受けとめているか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　厚生委員長。

○厚生委員長（島村孝志君）　多分、私の報告では不満足だと思いますが、後ほど担当課の方から御説明をいただきたいと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、当委員会といたしましてはそういった具体的な議論ではございませんけれども、それに類似した質問がございました。それに対しまして先ほど申し上げましたように、特にそういった工事の手抜き等々の問題というふうにきめつけるような要素ではないという、別に御返事はしませんでしたけれども、要するに原因が何で漏っているのか、どこがどうしているのか全く不明であると、こういう答弁がなされております。したがいましてその辺を四十万二千円の中で調査をしながら今年度修理をしたい、こういう説明で委員会、了解をしておりますので、それ以上の質問の

内容につきましてはひとつ担当部署の方から御説明をお願いをいたします。

○議長（秦　正一君）　社会課長。

○社会課長（長谷川暢男君）　お答えします。入札の経過等につきましては、私も十分に承知しているわけではございません。実際の建物の単価が九千百一万二千五百円ということで工事がなされたということでございます。今回、補正予算をお願いした内容につきましては、主に防水関係がこのうち三十二万ほどどうしてもかかると、室内の方に雨漏りがするんだというような考え方の中で、多少の雨漏りが実際にしております。そういう中でぜひ工事をしたいというのがこの主たる内容でございます。私の方でもそういう入札の時点においての経過等につきましては、十分把握していないというふうにお答えいたします。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま御指摘のことにつきまして、当時、たたきというんですか、情報として何となく知りましたので、そこで最低価格を決めて入札に付したという記憶を持っております。それで安いからできが悪いなんてことではこれは通るわけじゃありませんし、多分、その業者は現在でも健在なはずですから、もう一遍そのあたりをひとつ追求をしてみたいと、こういうふうにも思いますが、法的にはちょっとそれは無理じゃなかろうかと。すでに過去の小中学校の建築におきましてもそういった事例はいっぱいあるわけでありまして、いかにそういう点についての監督が必要であるかと、大切であるかということを痛感しているわけであります。一層今後きびしく業者の責任を明確にし、監督を正確にしていかなければならない、こう考えるわけであります。

○議長（秦　正一君）　滝瀬敏朗君。

○十八番（滝瀬敏朗君）　わかりました。この防水工事というのは何というんですか、何年くらいの保証期間というのはあるんですか。この間文教委員会でいろいろ質問の中で、学校なんかの場合には十年というふうな話を伺いました。

○議長（秦　正一君）　厚生委員長。

○厚生委員長（島村孝志君）　委員会の中での質問に対しまして担当部局からの答弁では、保証期間は一年間であるという答弁をいただいております。

○議長（秦　正一君）　滝瀬敏朗君。

○十八番（滝瀬敏朗君）　文教委員会の中で学校の防水工事というふうなことで質疑がされたわけですけれども、その中では防水工事の場合は十年ということを言われたんですが、その辺はどうなんですか。統一していただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　厚生委員長。（「答弁できなければ休憩」と呼ぶ者あり）

○厚生委員長（島村孝志君）　先ほど申し上げましたように、委員会の中では一年間という答弁を伺っておりますので、いま質問がありましたように、ひとつ文教委員会での十年ということとのからみにおいて、答弁をできる担当部局から御答弁をお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　答弁できませんか。（「十年と一年では大分違うぞ」「答弁できなければ休憩」と呼ぶ者あり）建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　ただいまの御質問の件につきまして、私、存じておりませんので、後ほど調べてお答えしたいと思います。（「建設部長が知らないのは、とんでもない」「休憩だ」「しっかりしろ」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）

○議長（秦　正一君）　議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後四時二十六分休憩
午後四時四十八分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

厚生委員長登壇お願いします。

〔厚生委員長登壇〕

○議長（秦　正一君）　先ほどの滝瀬敏朗君の質問に対しての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　お答えいたします。ただいまの御質問につきまして調査の結果をお答えいたします。先ほど学校関係の防水につきましては十年ということでございますが、アスファルト防水につきましては保証期間は十年、これは間違いございません。なお契約によります保証期間でございますが、石づくり、金属づくり、コンクリートづくり及びこれに類する建物については五年間ということでございますが、ただし重大な過失によって生じた瑕疵については五年間を十年間に延長するというふうに契約ではなっております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　さらに市長の方から答弁を求めます。

○市長（森田喜美男君）　時間をおかけして恐縮でございます。この件につきましては先ほどお答えをいたしましたとおり建築業者が現に所在するわけですからこれに十分責任を追及をいたします。そしてもし予算を執行する必要がないものであれば執行しない形でやらせたい、このように考えておりますのでしばらく御猶予をお願いしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　滝瀬敏朗君。

○十八番（滝瀬敏朗君）　確認ですが、五年ということですね。保証期間が五年ということでいいわけですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）了解、わかりました。

○議長（秦　正一君）　議長の方から申し上げます。一応委員会報告で厚生委員会の方からは一年ということで説明を受けてそのように報告しておりましたけれども、その点訂正して下さい、五年ということなら。社会課長。

○社会課長（長谷川暢男君）　それでは非常に手違いで申しわけございません。私ども一応協議をしたんですが、五年ということで訂正させていただきたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　厚生委員長。

○厚生委員長（島村孝志君）　先ほど私一年間という御報告を申し上げましたけれども、ただいまお聞きのように担当課長の方から五年間だというふうに訂正がございました。本来ならば厚生委員会を開催をして確認すべきことなんでしょうけれども、特に本日本会議の中で厚生委員の方々ただいまの報告御承認いただければ特に厚生委員会を開かずに御確認をいただきたい、このように思います。よろしくどうぞ。

○議長（秦　正一君）　滝瀬敏朗君。

○十八番（滝瀬敏朗君）　委員長は厚生委員会を開かずに承認というふうなことがあったわけですけれども、当然この予算、四十二万円というものは削減をすると、こういう理解でいいですか。（「ミスプリだよ、ミスプリ」「五年間は保証があるんだからやらせりゃあいいんだよ」「休憩」「修正」「休憩して厚生委員会やるんだなあ」「厚生委員は何をやっているんだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○議長（秦　正一君）　厚生委員長。

○厚生委員長（島村孝志君）　先ほど厚生委員の皆さん方の方から特に先ほどの訂正について御異議がなければ訂正を御確認をいただきたいと申し上げましたけれども、いま質問がありましたように、確かに補正予算と保証期間との関係がありますので暫時休憩をいただきまして厚生委員会を開き、この問題について確認をしたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（秦　正一君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決定いたしました。

ただいま厚生委員長の方からのお願いごとがありましたもので、都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後四時五十五分休憩

午後七時　十六　分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。厚生委員長登壇願います。

〔厚生委員長登壇〕

○議長（秦　正一君）　先ほどの厚生委員会を休憩中に行いましたもので厚生委員長から説明を求めます。

○厚生委員長（島村孝志君）　休憩中に厚生委員会を急遽、開催をいたしまして、先ほど問題になりました湯沢会館防水工事、これにまつわる問題を慎重に審議をいたしました。すでに御手元にお配りをしてございますけれども、五年間保証ということの中で、すでにこの請負業者であります東洋鋼管、これは倒産をしておりますけれども、連帯保証会社であります田中組、ここに責任を持って直させる、こういう答弁が理事者側からこの委員会の中でなされております。したがいまして当然のこととしてこの防水工事に必要だということで計上されております補正額三十六万三千円、四十万二千円の中の三十六万三千円、そのほかの金額は一般的な備品の補修費ということですから、その分を除きまして三十六万三千円について委員会のそれぞれの委員の立場において修正をすると、こういうふうに決定をいたしました。お手元に配ってありますように三十六万二千四百円ということが正式な防水工事の金額でございますけれども、切り上げまして三十六万三千円、この金額をそれぞれ修正をするというふうにいたしました。

修正の仕方ですけれども、お手元に配付をしてありますように、説明書の方をひとつ、歳入歳出事項別説明書、これをひとつ御参照をいただきたいと思いますけれども、繰越金の方から、歳入が見込まれておりますのでこの部分の中から三十六万三千円を割愛をいたしまして歳入の補正をする。そして歳出の方下の欄になりますけれども、歳出の方の社会福祉施設費の方からそれぞれ補正額の中から三十六万三千を減らしまして、歳入歳出それぞれの修正をする、こういうふうにいたしましたので委員会の委員による修正ということで、委員会の御報告を申し上げます。

なおこの委員会の中で各委員からそれぞれ意見が出ておりますから、その意見等も若干申し上げておきたいと思いますけれども、一つには市の行政の中で保育園の問題、あるいはそのほかいろいろな問題でかなり厳しく取り組んでいるにもかかわらず、業者に対する取り組みがやや甘過ぎるんじゃないか、今後の問題として十分ひとつ厳しく対処をしてほしい、こういう要

請が出ております。さらには市の公共施設をつくった場合に、何年に建設をして保証期間は何年だというようなリストを一覧表にしてつくっておけば問題が起きたときにすぐにそれを見ることによってこういう間違いを起こさずに済むんではないか、こういうような指摘もございました。さらには雨漏りがする、建築間もないという状況の中で請負業者にそのことをすぐに伝えてその補修をさせるということを怠っていた、こういう点にも問題があるのではないか、ひとつ今後の問題として厳しくその辺は建築業者に対処をしてほしい、こういう意見も出されております。さらにはこういう問題が起きますと、それぞれの担当部署の部長、課長、よく答弁が出てまいりますけれども、その時点の問題については前任者の問題であって細かくわからない、こういうようなよく答弁がされますけれども、これらについても人事配置といいますか、ローテーションといいますか、そういう問題にも問題があるのではないだろうか、その辺十分今後の問題として考えながら職員の異動について考えていく必要があるんじゃないか、というような意見も出されております。それらに対しまして市長の方からまことに不手際があって申しわけなかった、今後十分みずからを戒めながらこういう問題二度と起きないように対処をしてまいりたい、こういう陳謝の意が表されまして、委員会としてこの問題を了承し、先ほど申し上げましたような内容の修正をもちまして全会一致可決をいたしました。よろしく御審議をいただきますようにお願いを申し上げます。

○議長（秦　正一君）　ただいまの厚生委員長の審査報告に対してさらに質疑があればお受けします。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

次に都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　都市整備産業建設委員会の審査報告をいたします。

当委員会には五十三年度一般会計補正予算第一号のうち歳出の農業費、土木費につきまして審査をいたしました。

まず農業費でございますが、補正額が十四万三千円でございます。これは種豚二頭の二分の一の補助でございます。

土木費のうち道路橋梁費でございますが、この補正額が六千四百三十五万円でございます。この中で、特に四ツ谷下のせき沿いの通路、この買収費が載っております。これは多摩川第二排水区の都の供給公社の樋管を入れたときの工事の当時の地元との約束でございます。それから河川費でございますが四千三百万円の補正でございます。この中で二十二の補償費の千三百五十万でございますが、これは根川の改修工事の補償でござい

まして、農地法八十条による農林省から市に払い下げを受けるものでございます。それから都市計画費でございますが、ここで都市整備部長からの発言がございまして訂正がございます。説明書の三十六ページの十七の公有財産購入費の日野緑地保全地域用地となっておりますが、これは日野緑地予定地域用地とこういうふうに御訂正願いたいということでございます。それから土木費のうち管理費のうち住宅費でございますが、これは二百七十三万の補正でございます。先日申し上げました、例の川原付市営住宅の空き家の修繕でございます。この二百万でございますが、先日永住とか十年とかいろいろございましたので長時間かけましていろいろと審議をいたしました。その中で要するに交渉の過程でいろいろと一生懸命の余りニュアンスがあったということで、誤解もあったようでございます。そういうことで最後に市長に来ていただきまして今後の計画等についてもお話を願ったわけでございますが、この建てかえにつきましてはまだ完全にこの移転につきましては、話し合いがまだ完全にはついていないということでございます。今後この予算を認めていただいた上で地元と話し合いを進めスムーズに解決していきたい、という御発言でございました。そういう中で今後交渉に当たっても穏やかに交渉を進めて、全員の了解のもとに進めていきたい、こういうことでございます。以上、農業費、土木費につきまして長時間慎重審議をいたしました結果、全会一致で可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　いま委員長の報告で大体わかるわけですけれども、いわゆる川原付の住宅の問題についてはまだ話し合いの余地は残っているということと、私も解釈を委員長の報告はそういうふうに受け取っております。したがって予算を決めてからその話し合いをされると、こういうことでございますけれども、当然ものの順序から考えれば話し合いがついてから予算を計上してやっていく、こういうことが望ましいと思いますし、議会が予算を認めてまいりますと一つの背景ができる、このように考えます。その中での話し合いと、何もない、予算も何もないところで純然たる従来の話し合いを進めていく、ということは若干そのニュアンスがかわってくると思いますけれども、その辺の考え方についてはどんなような御審議がされましたか、もしお伺いできれば、こういうことで質問をいたします。

○議長（秦　正一君）　都市整備産業建設委員長。

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　お答えをいたします。いろいろと話し合いの中で、やはりその予算づけの問題でございますが、かなり話は地元ともなされておるわけでございますが、やはり修繕をして、そしてしかるべく移っていただくように、ということでないとやはり進まないというような市長の方からの言葉がございまして、そういう中で認めていったとこういうことでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（秦　正一君）　杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　委員長の報告でそうですから大体は了承したいと思いますけれども、十分これから話し合いを進めていく点があるようですから、それらについては議会が予算を認めたからお前たちこうなんだ、というような姿勢でなくて、やはりフェアーな意味で十分納得いく話し合いを進めてほしい、こういうことを申し上げて私の質問を終わります。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、厚生委員会の一部修正部分を除き原案可決であります。

初めに厚生委員長の報告された一部修正に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秦　正一君）　挙手多数であります。よって委員会修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除くその他の部分についての原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秦　正一君）　挙手多数であります。よって修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

これより議案第五六号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（島村孝志君）　それでは議案第五六号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例についての厚生委員会の審査報告を申し上げます。本条例の改正の要点は、支給要件の引き上げ、並びに一人当たりの支給額の引き上げであります。それぞれ支給額の引き上げにつきましては、議案書に記載のとおりでございます。

厚生委員会で慎重に審議をいたしましたが、原案どおり、満場一致可決をいたしました。よろしく御審議いただきますようにお願い申し上げます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なけ

ればこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって議案第五六号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第五八号、昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）、議案第六一号、昭和五十三年度日野市立総合病院事業特別会計補正予算（第一号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（島村孝志君）　それでは昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算についての厚生委員会の審査内容を御報告申し上げます。

お手元に配られております説明書の三ページをお開きいただきたいと思いますが、十三の委託料六十五万一千円でございますが、そのうちの固定資産税額リスト作成二十九万三千円、これにつきましては、従来、市民部の方からこのリストを借用をし、国民健康保険の方の業務をしていたけれども、市民部の方でもこのリストを当然使っておりますので、どうしても夜間業務といいますか、時間外の勤務にならざるを得ない、作業にならざるを得ない、こういう状況がありましたので、これをひとつ、担当部署としてこのリストをつくる、それによって今後超勤がかなり減るのではないだろうか、こういうような意味合いの提案でございます。さらにはその下の、被保険者ラベル作成、三十五万八千円ですけれども、これにつきましても、従来は手書きでこの作業をやっておりましたけれども、今後はコンピューターに入れましてこの作業をやることによって、かなりやはり作業の合理化ができる、こういう面での提案でございます。

厚生委員会といたしまして、それぞれ前向きないいことではあるけれども、やはりこの種の問題は、当初予算の中でじっくりと考えながら、検討しながら提案すべき内容ではないだろうか、もちろん途中で思いついたいい試案についても、またいろいろと委員会等でけちをつけられるから来年まで待っておこう、ということでは、むしろ後向きになりますから、そういう部分も決して否定するわけではありませんけれども、当初予算に盛

れるように、今後、十分ひとつ前向きな仕事のやり方を検討してほしい、こういう意見等も出ていたことを報告をしながら、この補正予算につきましては、当委員会満場一致可決をいたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第六一号の日野市立総合病院事業特別会計補正予算第一号でありますが、これはお手元の議案書の表紙から数えまして二枚目の裏側をひとつ御参照いただきたいと思います。

本補正予算の収入部分ですけれども、この部分につきましては、入院収益九百五十五万二千円、これにつきましては、一床当たりの収入予想額を従来一万一千六百三十円であったものを、一万一千八百五十二円に引き上げ、百十八名掛ける三百六十五日ということで、その増加分九百五十五万二千円を入院収益として計上した。さらには、過日、全協の中でお話がありました小児科医の採用、これらにまつわります社宅収入といいますか、こういったものを五万円見込み合計で九百六十万二千円の補正をお願いをするものである。

収益的支出の方ですけれども、この分につきましては、やはり全協の中でいろいろと問題が提起されましたけれども、小児科医の方が二名ほど退職をされる、あるいは今後の問題として、看護婦さんが一名退職をされる。さらには医師二名ほどが退職予定されているという状況の中で、退職金が非常に少なく、しかもまだ現在やめた医師にも退職金が払われていないという状況の中で、ここに書いてあります九百万という補正をお願いをしたい。さらには経費で六十万二千円、これは家賃の問題ですけれども、これらをお願いをしたい、こういう提案でございます。

当委員会、慎重に審議をいたしましたが、満場一致、当補正予算を可決をいたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は原案可決であります。本二件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって議案第五八号、昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）、議案第六一号、昭和五十三年度日野市立総合病院事業特別会計補正予算（第一号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第五九号、昭和五十三年度日野市都市計画事業

特別会計補正予算（第一号）、議案第六〇号、昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第一号）、議案第六四号、市道路線の一部廃止、議案第六五号、市道路線の廃止、議案第六六号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　最初に昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計補正予算の審査報告をいたします。当補正は、一億円でございます。これは、一般会計からの繰り入れでございます。都市計画税の増収による繰入金でございます。これは新都市建設公社の立替金に充当するものでございます。

慎重審議をいたしました結果、全会一致で可決と決定いたしました。よろしくお願いをいたします。

それから続きまして、五十三年度日野市下水道事業特別会計補正予算の審査状況を申し上げます。当補正予算は百八十五万円でございます。これも慎重審議をいたしました結果、全会一致で可決と決定いたしました。

それから六四号の市道路線の一部廃止、六五号の同じく市道路線の廃止、六六号の市道路線の認定については、全員にて現地を視察いたしまして、これも慎重審議の結果、三議案とも認定をいたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

本五件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本五件について採決いたします。本五件に対する委員長報告は、原案可決であります。本五件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって議案第五九号、昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第一号）、議案第六〇号、昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第一号）、議案第六四号、市道路線の一部廃止、議案第六五号、市道路線の廃止、議案第六六号、市道路線の認定の件を一括議題といたします。

○二十五番（米沢照男君）　議会運営委員会の確認では、この後、議案の七一号、七二号、そして七三号、議員そして市長、助役、収入役、そして教育長のそれぞれの報酬の引き上げの議案の提案が予定されておりますけれども、先刻御承知のように代表者会議そして議会運営委員会では、この議案の取り扱いについて、意見が対立したまま同意を見ておりません。それは報酬等審議会で答申が出され、そして提案をされるということであるけれども、審議会と議会とはおのずと立場が違うし、議会は独自の立場で慎重審議をすべきだ、こういう意見に対して、共産党を除く各派の委員がこれに反対をして即決を主張しているために、この同意が得られないわけであります。（「それは違うぞ」と呼ぶ者あり）したがって、私はその合意を見ないままで、これから提案がされようとしているこの三議案については、常識的な議会ルールにのっとって質疑応答、そして慎重審議、そして最終的には討論で結論を出していく、こういう取り扱いを議長としてはすべきだ、こういうふうに私は考えております。昨年の報酬引き上げの議案の提案の際には、全くこれらの手続きが抜きに採決が強行された、こういう経緯があります。したがって、当然のこととして史上最低、最悪という酷評も出たわけでありますけれども、今回のこの三議案の提案、審議に当たっては、十分その点を留意して、少なくとも議会として自殺行為にならないような慎重な取り扱いが必要だ、こういうふうに考えます。そのことを特にこの提案の直前に警告をしておきたい。（「同感」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　お諮りいたします。ただいま米沢議員の方から発言があったわけですけれども、議長といたしましては、この報酬審議会の議を経て市長の方から提案されてるこの件については、これから提案して進めていきたい、という気持ちでおるわけですけれども、それに対して皆さん方の、ほかに何か意見があれば、この際入る前に出していただきたいと思います。（「なし」と呼ぶ者あり）ございませんか。

（「意見調整しろ」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。ただいま市長から議案第七一号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第七二号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第七三号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件が提出されました。この際これを日程に追加し議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よってこの際議案第七一号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第七二号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第七三号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定を日程に追加し、議題とすること

に決しました。

これより議案第七一号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第七二号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第七三号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　それでは議案第七一号、七二号、七三号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

七一号は、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。去る六月二十一日、日野市特別職報酬等審議会から日野市特別職報酬等の額について改定することが望ましいとの答申があったので、答申どおり報酬の引き上げを行いたいので、条例の一部改正をお願いするものであります。本議案の改正内容は、議長、現行月額二十六万円を二十八万円に、副議長、現行月額二十三万円を二十五万円に、議員、現行月額二十二万円を二十四万円にそれぞれ改定するものであります。

七二号は、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。議案第七一号と同様、日野市特別職報酬等審議会の答申どおり報酬の引き上げを行いたいので、条例の一部改正をお願いするものであります。改正内容は市長、現行月額四十八万円を五十二万円に、助役、現行月額四十一万円を四十四万円に、収入役、現行月額三十八万円を四十一万円に改定するものであります。

議案第七三号は日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。議案第七一号と同様、日野市特別職報酬等審議会の答申どおり報酬の引き上げを行いたいので、条例の一部改正をお願いするものであります。改正内容は教育長、現行月額三十八万円を四十一万円に改定するものであります。

以上三議案、御審議の上、御認定を賜りますようお願いをいたします。

○議長（秦　正一君）　関係部長からの詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　提案理由のとおりでございますので省略させていただきます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　二、三お伺いしたいんですが、一つは先刻配られました答申文を見ますと、どこにも日付が入っておりません。こういう文章上、体裁を整えていない答申というのがあり得るのかどうか、この点は若干疑問に思っております。この点について一点お伺いしたい。

それから二点目は、報酬等審議会と議会との立場はおのずと違うし、議会は議会独自の立場から慎重審議をすべきだと、こういう立場からその違いについてお伺いをしたいわけですけれども、たとえば審議会の中でとりわけことしに入ってから国民健康保険税や都市計画税の引き上げが行われました。そして国保料やその他の公共料金の引き上げも行われました。その結果、一市民に対してどれほどの税負担あるいは料金負担がこれまで以上に課せられるようになったのか、この点について住民の立場に立ってどれほど検討がされたのか、内容があればこの点を伺いたいと思いますし、さらには物価の上昇とベースアップ、一般勤労者市民のベースアップとの関係で今回の引き上げ約九％というアップ率はどうなんだろうか、この点についてどれだけの審議が行われたのか。さらには財政危機が叫ばれる中で、現在の市の財政状況からみて今回の報酬の引き上げはどうなのか。さらには市に対する多種多様な切実な市民要求、これらの要求を持った市民のいわゆる市民感情に照らしてどうなのか、こういう点が本当に審議会が住民の立場に立って審議を尽したんだろうか、私ははなはだ疑問に思うわけです。その点についてまずお伺いしたいと思うんです。

それからさらに、これは一般論で結構ですから新任の野呂助役からお答えをいただきたいわけですけれども、私は全員協議会の中でも、あるいは代表者会議、議会運営委員会の中でも簡潔に私どもの立場を述べてきておりますけれども、少なくとも報酬等審議会の審議する範囲といいますか、立場は報酬を引き上げるその引き上げ幅をどこに置くか、その範囲内の審議にしかすぎないんではないか、こう思っております。つまり値上げのための審議会、その範囲の審議であるわけですから限界があります。したがって答申を受けたとはいえ、それが即議会の結論だというのはちょっと議会としての責務を果たすことにならないだろう、独自の慎重審議が必要だというふうに私は確信いたしますけれども、きょうの代表者会議あるいは議会運営委員会ではそのことの主張がのけられて、結果的に議長権限で議会が開会をされ、そしてこれから採決が強行されようとしております。こういう議会のあり方は私は本来の議会のあり方からいって正しくないと思いますし、あえて言うなら議会の自殺行為にも等しい、審議権の放棄につながるというふうに私は思いますけれども、その点についてごく一般論で結構ですから野呂助役から見解を承りたい。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それではお答え申し上げます。第一点目の答申文の日にちの問題でございますけれども、これにつきましては五十三年六月二十一日、漏れておりまして申しわけありませんでした。

それから二点目の御質問でございますけれども、ただいま御質問いただきましたけれども、全般につきまして審議会ではあらゆる広範囲におきましての審議を行ったわけでございます。内容につきましては先刻の全協の中でもお答え申し上げておりますので、そのように御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（秦　正一君）　助役。

○助役（野呂　章君）　お答えいたします。ただいま報酬審議会の答申に伴うところの関係について一般的な見解というふうな御質問でございました。そこで経過につきましては残念ながら私時点が違っておりますものですから、各先生方が慎重に審議された内容につきましては不明でございます。そこで答申があった場合についてそれをどう受けとめるかと、この問題だけについてお答えしたいと思います。

一般的におきましては、答申があった場合につきましては、自主的に答申を得た段階におきまして内容をいろいろな角度から審議するというふうに思われます。その審議の経過及び内容等につきましては、それぞれの慣習及び自治体におきますところのいろいろな方法等がございますものですから、一概にはこれは規定はできないと、かように考えております。そこで本件につきましてどのような審議及びそれに対しますところの御見解があったかと、この問題でございますけれども、先ほど申し上げましたように時間的な時点のずれがございますものですから、その問題につきましては触れることができません。そこでやはり審議の内容でございますが、慎重審議ということは当然のことでございまして、先ほど申し上げましたようにそれぞれの自治体、いままでまたやってまいりましたところの慣習及びルール等におきましてこれは行われるものだと、かように考えております。以上、まことに雑駁でございますが、お答えいたします。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　先ほど何点かにわたって質問しましたけれども、その個々についてここで納得がいくまで質疑を繰り返すということは目的ではございません。私は審議会の結論が即議会の結論だというこじつけ、やり方には無理があると、こういう照査のために何点か質問したわけであります。したがって若干意見になりますけれども、私はきょうこの場で必要なだけの会期の延長をし、そして委員会に付託した上で慎重審議をし結論を出すべきだと、こういうふうに考えております。その点をはっきり意見として述べてこの質疑は終わりたいと思います。

○議長（秦　正一君）　それぞれの担当者がお答えしたとおりでありますが、前もってきょう全協の中でそれぞれの審査経過、審査内容を御説明、御報告したとおりであります。したがって広い範囲で検討をされ、適切な諮問をいただいたと、こう考えておりますし、諮問機関としての委員会は十分職責を果たされ、かつ市民代表という立場で広範な御審議をいただいたという経過を十分認識しておりますし、またその結果を私も尊重いたして提案いたしておる次第でありますので、御決定をお願いしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「反対」「総務委員会付託」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって本三件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「反対」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって議案第七一号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第七二号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第七三号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより請願第五三－二二号、投票所増設並びに区域変更についての請願、請願第五三－二四号、災害に備え飲料並びに防火用水確保の陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　請願五三－二二号、請願五三－二四号、二二号は請願でございますが、五三－二四号は陳情でございます。

総務委員会で審査を行いまして、五三－二二号については投

票所増設並びに区域変更についての請願で、本間久、米沢照男、黒川重憲、石坂勝雄、四名の議員による紹介でございます。これと同趣旨の請願について前回の議会にも提出され、付帯意見を付されて採択されております。総務委員会でも慎重審議を行い、報告書にございますような付帯意見をつけまして採択すべきと決定いたしました。審査の中でいろいろ意見が出ていたのでありますが、画一的な小学校を利用する投票所は、交通その他によってむしろ利用しにくい場合もあるというような意見であるとか、地域の生活権あるいは交通等、十分考慮した上で投票所の増設、あるいは区域の変更等を考えていくべきであるという意見が出されております。

陳情でございますが、第五三－二四号、日野市東豊田三－五－四、黒川自治会長椎名康夫さんの提出されたものであります。災害に備え飲料並びに防火用水確保の陳情でございますが、いわゆる吹上地域その北側にございます黒川の清水を利用して災害等の用水に利用できないか、貯水槽をつくってほしいという内容でございます。市側の計画ですと、現在この地域には五カ所の清水がわき出ているけれども、三カ所はかれているということでございます。今年度調査を行い、また現在水のたまっている地域をもう少し広げまして、あるいは底もさらって水のたまるような整備を行いたい、という考えもありました。飲料に適さないということは昨年の一月と十二月にそれぞれ日野保健所で水質検査を行い、大腸菌が含まれているというようなことが確認されているそうでございまして、直接的には飲料に適さないということでございます。

陳情の内容にそっくり沿う形で市側が計画しているというわけじゃございませんが、しかし趣旨に沿った方法をとりながらこうした災害用の一環としての貯水も考えているとのことでございます。このような市側の説明を受け、委員会での慎重審議の結果採択とすべきものと決定したわけでございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は採択であります。本二件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって請願第五三－二二号、投票所増設並びに区域変更についての請願、請願第五三－二四号、災害に備え飲料並びに防火用水確保の陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五三－二五号、文化祭における高齢者展示場の拡大について陳情の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（石坂勝雄君）　去る十九日の本会議で当委員会に付託されました請願五三－二五は文化祭における高齢者展示場の拡大についての陳情でございます。文教委員会で審議の内容といたしましては、私たちの前の、前期にこの請願の代表者である剣持佐吉さんが陳情の代表者であられますが、前議会のときにもこの問題を取り上げられておったという経緯から御年配の方々が市の最大の年間の行事である文化祭に老後の生きがいを感じている作品を展示されても、場所が狭隘だということでありましたんですが、今回新庁舎ができまして、いままで使われていた手狭な会場等が、こっちの新庁舎に移った関係で十分老人会等で出品される展示品が十分セットされるというようなことが社会教育の担当からも聞きまして、いわゆる陳情の内容としても昨年度の展示の面積よりも二倍にしてもらいたいという陳情なんですが、十分そのようなことは取り得るという確認を得ましたので文教委員会としては全会一致採択といたしました。よろしく御審議をお願いしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって請願第五三－二五号、文化祭における高齢者展示場の拡大についての陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五三－一号、住民基本台帳移管に関する請願、請願第五三－一九号、住民基本台帳移管に関する請願、請願第五三－二〇号、市道補助十七号線道路改修に伴う廃道敷払い下げ反対及び同旧道舗装に関する請願、請願第五三－二一号、公衆浴場対策についての請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五三－四号、「主任」制「主任手当」制度化反対の決議を求める請願、請願第五三－五号、通学補助費打ち切りの撤回を求める請願、請願第五三－八号、教育費の父母負担軽減要求に関する請願、請願第五三－九号、日野市に市民会館・郷土館・科学センター・技術センターを早期に建設促進に関する請願、請願第五三－一〇号、程久保小学校通学路整備に関する請願、請願第五三－二六号、日野市立第四中学校の校地拡張及び市民要望実現に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五三－一三号、子供の公園設置の請願、請願第五三－一五号、滝合学童クラブ定員増に関する請願、請願第五三－一七号、学童クラブ希望者増に関する請願、請願第五三－二九号、地区センター早期設置を要望する請願、請願第五三－三一号、中央福祉センター老人施設についての請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五三－一二号、用水路利用に関する請願、請願第五三－一八号、道路舗装と側溝設置について請願、請願第五三－二三号、側溝の泥土除去について陳情、請願第五三－二七号、下水道問題解決に関する請願、請願第五三－二八号、下水道設置及び道路側溝改善に関する請願、請願第五三－三〇号、第二日野万地域の雨水排水工事を要望する請願、請願第五三－

三二号、道路の歩道設置に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。都市整備産業建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　ただいまの委員長の報告のとおり、本請願については取り下げることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって請願第五三－六号、過大学校の解消及び教室の増設要求に関する請願（第二項）の件は取り下げることに決定いたしました。

次に請願第五三－一一号、学校開放についての陳情の件を議題といたします。

本件については請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので文教委員長より報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（石坂勝雄君）　これは請願五三－一一号は、いわゆる日野には文化会館とか公民館そういう施設がないので学校を使わせてもらいたい、こういうことなんですが、この出した時点ではその学校がなかなか、使用に非常に問題があったんですが、実際的には陳情が出された前に使わせてもらえるような所期の目的が達しましたということなので陳情者から取り下げる、こういうことで自発的に取り下げられた、こういうことでございます。

○議長（秦　正一君）　ただいまの委員長の報告のとおり本請願については取り下げることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって請願第五三－一一号、学校開放についての陳情の件は取り下げることに決定いたしました。

次に日程第四二、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道対策に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第四三、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より交通対策に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第四四、農林省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

農林省跡地利用対策特別委員長より農林省跡地利用対策に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第四五、ごみ問題対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

ごみ問題対策特別委員長よりごみ問題対策に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第四六、固定資産税の課税基準増額反対に関する請願、請願第五三－三三号、固定資産税の課税基準増額反対に関する請願、請願第五三－三四号、韓国の自主的平和統一に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五三－三三号、固定資産税課税基準額反対に関する請願、請願第五三－三四号、韓国の自主的平和統一に関する請願の件については総務委員会に付託し、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査に付することに決しました。

議員提出議案第一二号、農地の宅地並み課税撤廃を要求する意見書の件を議題といたします。

質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって議員提出議案第一二号、農地の宅地並み課税撤廃を要求する意見書の件は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第一三号、元号法制化に関する意見書の件を議題といたします。（「異議なし」「反対」と呼ぶ者あり）

質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秦　正一君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第一三号、元号法制化に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第一四号、指定水道工事店の給水装置工事の施工を市の区域内現行制度存続についての意見書の件を議題といたします。

質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって議員提出議案第一四号、指定水道工事店の給水装置工事の施工を市の区域内現行制度存続についての意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第一五号、中小企業への官公需拡大に関する意見書の件を議題といたします。

質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって議員提出議案第一五号、中小企業への官公需拡大に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第一六号、建設大臣による公団家賃値上げ承認に抗議し安くて住みよい公共住宅建設を求める決議の件を議題といたします。

質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって議員提出議案第一六号、建設大臣による公団家賃値上げ承認に抗議し安くて住みよい公共住宅建設を求める決議の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第一七号、寝たきり老人在宅障害者（児）に対する国の訪問看護制度の確立に関する意見書の件を議題といたします。

質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって議員提出議案第一七号、寝たきり老人在宅障害者（児）に対する国の訪問看護制度の確立に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第一八号、学校災害補償法の制定に関する意見書の件を議題といたします。

質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって議員提出議案第一八号、学校災害補償法の制定に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第一九号、米軍横田基地の核基地化に反対し、横田基地撤去立川基地の平和利用を求める意見書の件を議題といたします。（「議長、ミスプリントがありますから訂正させてください」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　この提案の内容につきまして、原文には入っていたのが、印刷の過程でちょっと抜けておりますので、一行だけ挿入していただきたいと思います。

一番最後のところに一、当面、住宅密集地上空における飛行は大幅に規制されたい。それから最後のところに、米国大使殿となっておりますが、これを修正していただきまして、「アメリカ合衆国大統領殿」とこういうふうに直した上で提案をしていただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　ただいまの申し出のとおり訂正いたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　そのように訂正いたします。

質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秦　正一君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第一九号、米軍横田基地の核基地化に反対し、横田基地撤去立川基地の平和利用を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第二〇号、都市計画税の減免措置を求める決議の件を議題といたします。

質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって議員提出議案第二〇号、都市計画税の減免措置を求める決議の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第二一号、朝鮮の自主的平和統一に関する意見書の件を議題といたします。

質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって議員提出議案第二一号、朝鮮の自主的平和統一に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第二二号、失業対策、雇用確保についての要望決議の件を議題といたします。

質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって議員提出議案第二二号、失業対策、雇用確保についての要望決議の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。これをもって昭和五十三年第二回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後八時三十八分閉会

右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十三年六月　　日

日野市議会議長　秦　正一

署名議員　中山基昭

署名議員　大柄保

日野市立図書館
☎81－7354
13 68 144